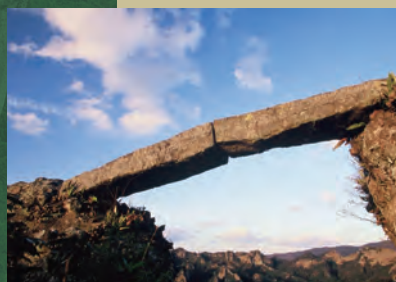


名勝

中山仙境

夷谷

保存活用計画



豊後高田市教育委員会





中山仙境 無明橋



中山仙境 馬の背



中山仙境（夷谷） 高城より（パノラマ）



中山仙境（夷谷） 一路一景公園より（夏）



中山仙境（夷谷）高城より（パノラマ）



中山仙境（夷谷）一路一景公園より（冬）



兄弟割石（西夷）



梅ノ木磨崖仏

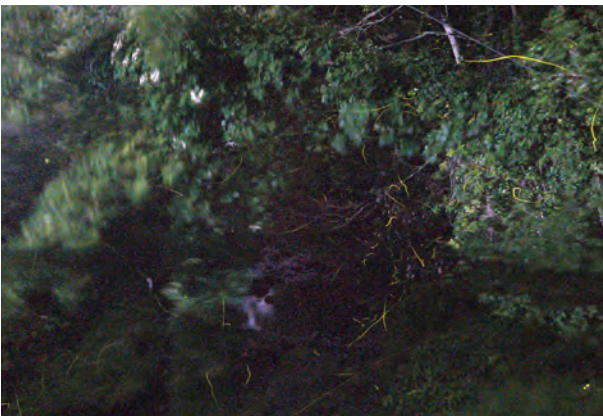
【夷谷八景】



楽庭櫻花



藤谷藤花



夷川螢火



高城秋月



車橋夜雨



大平峯雪



靈仙晩鐘



六所宮燈

名勝 中山仙境（夷谷）保存活用計画

令和4（2022）年3月

豊後高田市教育委員会

序 言

見事な岩峰群が並び、季節毎に国東半島らしい美しい風景を見せてくれる中山仙境（夷谷）は、自然と文化の両面において、豊後高田市の優れた遺産の1つとして知られています。

中山仙境は東西夷谷の中央に聳える岩山で、古くは六郷満山の僧侶の修行の山として拓かれ、江戸時代には庶民の巡礼の山、近代には行楽の山として親しまれ、様々な文化を生み出してきました。また、中山仙境の峯道からは周防灘まで見渡せる素晴らしい眺望が楽しめ、多くの人を魅了し続けています。

国東半島では、平成26年度より六郷山寺院群と信仰の山に関する名勝調査が行われ、中山仙境（夷谷）の歴史や民俗などの文化的背景を持った独特な景色が学術的に評価され、平成30（2018）年10月には国の名勝に指定されました。

これを受けまして、豊後高田市では、中山仙境（夷谷）を良好な形で次世代に継承し、また、多くの人に親しんでいただくための指針として保存活用計画を策定し、計画書を刊行する運びとなりました。

今後は、本計画に基づいて中山仙境（夷谷）の保存活用を推進していくことは勿論のこと、夷地区の地域づくりの基礎として、地区内の様々な取組にも広く利用されることを願っております。

本計画の策定にあたり、名勝中山仙境（夷谷）保存活用計画策定委員の皆様をはじめ、文化庁、大分県教育委員会、関係者の方々に多大なご指導、ご協力をいただきました。この場を借りて厚く御礼を申し上げ、巻頭の序といたします。

令和4年3月

豊後高田市教育委員会

教育長 河野 潔

例 言

1. 本書は、令和2・3年度に豊後高田市教育委員会が国庫補助（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）を得て作成した名勝 中山仙境（夷谷）の保存及び活用に関する計画書である。
2. 本書の作成にあたっては、名勝中山仙境（夷谷）保存活用計画策定委員会での検討に基づき、事務局である豊後高田市教育委員会文化財室がとりまとめを行った。
3. 本書に掲載（及び別添）した名勝中山仙境（夷谷）現況地形図は、令和2年度に豊後高田市教育委員会が写測エンジニアリング株式会社に委託し作製したものである。
中山仙境（夷谷）植生図については、令和3年度に豊後高田市教育委員会が株式会社地域環境計画に委託し作製したものである。
中山仙境（夷谷）無明橋実測図については、令和3年度に豊後高田市教育委員会が株式会社文化財保存活用研究所に委託し作製したものである。
4. 本書に掲載した写真については、キャプション上に特に断りのない限り、事務局が撮影・所蔵しているものを使用している。
5. 策定に係る事務については、豊後高田市教育委員会文化財室が担当した。
6. 本書の執筆及び編集は松本卓也（豊後高田市教育委員会文化財室）が担当した。

目 次

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的	9
第1節 沿革	9
第2節 目的	11
第3節 対象範囲	12
第4節 策定委員会の設置	12
第2章 名勝 中山仙境（夷谷）の概要	16
第1節 自然的環境	16
第2節 歴史的環境	35
第3節 民俗的環境	43
第4節 社会的環境	47
第5節 中山仙境（夷谷）の特徴	60
第3章 名勝指定地の価値	61
第1節 指定説明と指定地	61
第2節 中山仙境（夷谷）の保存活用すべき本質的価値	73
第3節 名勝の重要な構成要素	76
第4節 名勝周辺の諸要素	80
第4章 名勝指定地の現況	83
第1節 名勝指定地の現状	83
第2節 名勝指定地の土地利用状況	88
第3節 名勝の周辺地域の現状	89
第4節 課題	91
第5章 保存活用の基本方針	93
第1節 保存活用の理念	93
第2節 保存活用の基本方針	93
第3節 個別の取組の柱	95
第6章 名勝の保存	97
第1節 保存の方策	97
第2節 現状変更行為の取扱基準	97
第3節 構成要素の修理	101
第4節 モニタリングの実施	101

第5節	民俗調査等の実施	101
第6節	名勝指定地外の周辺環境を構成する要素の保存	102
第7節	追加指定	103
第7章	名勝の活用・整備	104
第1節	活用・整備の方向性	104
第2節	地域全体の取組	109
第3節	文化財活用のネットワーク	109
第8章	管理運営とその体制	111
第1節	管理運営の方針	111
第2節	管理運営の体制	111
第9章	今後の展望・課題	113
☆	参考文献等リスト	115
資料編		
資料1	指定地内要素の個表	118
資料2	夷地区住民アンケート結果	149
資料3	関係法令等抜粋	153

写真目次

写真1	第1回 策定委員会の様子	15
写真2	第2回 策定委員会の様子	15
写真3	高く屹立する岩峰群	18
写真4	礫を多く含む岩石の様子	18
写真5	石河内溜池	20
写真6	雪の中山仙境（夷谷）	20
写真7	天然性のクヌギ林	25
写真8	天然性クヌギの大きな幹	25
写真9	焼尾塔ノ本国東塔と庵十弘の水田	35
写真10	夷住僧行源解状案	36
写真11	祇舎不動（耆闍谷の比定地）	36
写真12	霊仙寺旧墓地	37
写真13	中山仙境無明橋	37
写真14	霊仙寺鐘楼門	40
写真15	六所神社境内今夷社	40
写真16	板井春哉の石造	40
写真17	六所神社磨崖像	43
写真18	夷里神楽	43
写真19	隠れ洞穴	44
写真20	兄弟割石	44
写真21	先代の六本杉（昭和初期）	45
写真22	伝吉田光由墓	46
写真23	まちあげの様子	46
写真24	夷谷温泉	51
写真25	一路一景公園	52
写真26	一路一景公園からの眺め	52
写真27	不均質な自然と人の美術館	53
写真28	「兄弟割石の話」の看板	53
写真29	崩落後修復された隠れ洞穴前庭部	83
写真30	転石が多い下山口付近の状況	83
写真31	六所神社社殿裏の岩室の状況	84
写真32	六所神社本殿東側の岩室天井の亀裂	84
写真33	岩上のツタ類、造成林の状況	84
写真34	シンジュの生育状況（東夷）	84
写真35	梅ノ木磨崖仏の前に生える竹	85
写真36	実相院から見た無明橋（平成26年10月4日撮影）	85
写真37	虎御前宝篋印塔の現状	85
写真38	中山仙境登山口付近の庚申石	85

写真 39	磨崖連碑（赤粋）の摩耗状況	86
写真 40	霊仙寺旧墓地の状況	86
写真 41	六所神社境内今夷社	86
写真 42	六所神社境内今夷社（側面から）	86
奢侈 43	六所神社境内賀来社後背	86
写真 44	六所神社奥の院	86
写真 45	兄弟割石のアンカーの様子	87
写真 46	夷里神楽の面（割れ拡大）	87
写真 47	登山道の案内看板の例	88
写真 48	登山道の劣化状況（登山口付近）	88
写真 49	モニターツアーの様子	104
写真 50	Instagram に投稿した PR 動画のスクリーンショット	104
写真 51	名勝中山仙境（夷谷）のパフレット	105
写真 52	学校での出前講座の様子	105
写真 53	香々地中学校で実施のパネル展示	105
写真 54	郷土の文化財探訪バスツアー	106
写真 55	別府大学生との交流事業	106
写真 56	まちあげTシャツ	106
写真 57	別府大学生が開発したオリジナルタオル	106
写真 58	香々地谷エンブレム看板	108
写真 59	香々地谷エンブレム	108
写真 60	エンブレムを使用した案内看板の例	108

図 版 目 次

第 1 図	名勝の指定範囲及び保護すべき範囲	12
第 2 図	豊後高田市と中山仙境（夷谷）の位置	17
第 3 図	夷地区の地形と河川	17
第 4 図	国東半島の地質	19
第 5 図	大分県の気候区分	20
第 6 図	大分県の年平均降水量分布	20
第 7 図	中山仙境（夷谷）周辺植生図	22
第 8 図	中山仙境無明橋 実測図（北側側面・平面）	38
第 9 図	中山仙境無明橋 実測図（南側側面・裏面）	39
第 10 図	今夷社 社殿平面図・立面図	41
第 11 図	旧市町村別人口推移	47
第 12 図	旧市町村別人口減少率	47
第 13 図	中山仙境（夷谷）指定地周辺の埋蔵文化財包蔵地の分布	48
第 14 図	豊後高田市の施策における本計画の位置付け	51
第 15 図	夷谷温泉の入湯者数推移	51
第 16 図	国東半島峯道ロングトレイルのコース	52

第 17 図	国立公園・県立自然公園範囲図	54
第 18 図	中山間地域等直接支払交付金集落協定の範囲	55
第 19 図	多面的機能支払交付金を活用する範囲	56
第 20 図	夷地区周辺の土砂災害警戒区域	57
第 21 図	夷地区周辺のため池による洪水の注意喚起区域	58
第 22 図	夷地区住民アンケート（風景への愛着を問う設問）	59
第 23 図	夷地区住民アンケート（景観保護の利点を問う設問）	59
第 24 図	夷地区住民アンケート（取組別の関心度を問う設問）	59
第 25 図	名勝中山仙境（夷谷）指定範囲（公図）	65
第 26 図	名勝中山仙境（夷谷）指定範囲 詳細図分割	66
第 27 図	名勝中山仙境（夷谷）指定範囲 詳細範囲図（楽庭）	66
第 28 図	名勝中山仙境（夷谷）指定範囲 詳細範囲図（東夷）	67
第 29 図	名勝中山仙境（夷谷）指定範囲 詳細範囲図（中山仙境）	68
第 30 図	名勝中山仙境（夷谷）指定範囲 詳細範囲図（西夷）	69
第 31 図	名勝中山仙境（夷谷）指定範囲（地形図）	70
第 32 図	中山仙境（夷谷）境内地周辺地形図	72
第 33 図	名勝中山仙境（夷谷）指定範囲（航空写真）	72
第 34 図	構成要素位置図	77
第 35 図	名勝周辺の諸要素位置図	81
第 36 図	植生図の一部拡大（植林範囲などのピックアップ）	89
第 37 図	高城からの眺望範囲	90
第 38 図	中山仙境（夷谷）の保存活用の理念・個別方針・取組の柱	94
第 39 図	新設林道の展望台等の整備イメージ	107
第 40 図	関係者と管理体制のフロー図	112

表 目 次

第 1 表	名勝中山仙境（夷谷）保存活用計画策定委員会 名簿	13
第 2 表	植物群落及びその他の土地利用区分一覧	21
第 3 表	各群落及び土地利用の概要	23
第 4 表	中山仙境（夷谷）周辺に生育する紅葉・黄葉する樹種	26
第 5 表	紅葉・黄葉する樹種の写真表	28
第 6 表	中山仙境（夷谷）周辺に生育する重要種（維管束植物・コケ類）	30
第 7 表	中山仙境（夷谷）周辺に生育する重要種の確認状況表	31
第 8 表	中山仙境（夷谷）指定地に所在する文化財一覧表	49
第 9 表	中山仙境（夷谷）指定地の周辺に所在する関連文化財一覧表	49
第 10 表	名勝中山仙境（夷谷）の重要な構成要素一覧表	76
第 11 表	名勝中山仙境（夷谷）の重要な構成要素写真表	78
第 12 表	名勝中山仙境（夷谷）の周辺に所在する関連文化財一覧表	80
第 13 表	名勝中山仙境（夷谷）の周辺に所在する関連文化財写真表	81
第 14 表	現状変更行為等の許可申請の区分	100

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的

第1節 沿革

広く景勝地として知られていた中山仙境（夷谷）は、昭和31年には瀬戸内海国立公園の一部に編入され、昭和32年に「夷谷」として県指定名勝に指定された。その後は、夷岩屋（霊仙寺など）を中心に六郷山寺院としての調査が行われ、大分県教育委員会による「大分県文化財調査」の『六郷満山関係文化財総合調査報告書2』（昭和51年）、大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館の『六郷山寺院遺構確認調査Ⅲ』（平成7年）、や大分県立歴史博物館の「国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査」の『豊後国香々地荘の調査』（平成11年）が刊行され、夷岩屋は中世の遺構や風景を伝える寺院の1つとして紹介されるようになった。

平成26～27年度に公募された「名勝に関する特定の調査研究事業」に対し、大分県が企画提案書を提出し、モデル事業として実施した「大分県の名勝に関する特定の調査研究事業 国東半島六郷山寺院の名勝調査」では、国東半島に分布する六郷山寺院及び耶馬と呼ばれる岩峰の悉皆調査を行い、六郷山寺院の名勝的価値を示す関連文献の調査を実施した。個別の調査地に選定された中山仙境については、夷岩屋と夷山として、霊仙寺・実相院・六所神社の周辺の歴史的風致や、傑出した耶馬の風景についてまとめられ、平成27年度末には『名勝に関する特定の調査研究事業報告書』が刊行された。

平成25～27年度には、豊後高田市でも六郷満山寺院群詳細調査事業（大分県文化財魅力度アップ事業採択）が行われ、六郷山寺院における詳細な現地調査が行われた。中山仙境（夷谷）の周辺の石造文化財の現存状況や、土地利用や風景の歴史的変遷についても検討がなされ、平成27年度末には『六郷満山寺院群詳細調査報告書』にまとめられた。

これらの調査を受けて、平成28～29年度には、豊後高田市教育委員会が中山仙境（夷谷）に関する必要な調査を追加で個別に実施し、『中山仙境（夷谷）名勝調査報告書』を作成し、地籍調査等を実施して、平成30年1月には豊後高田市教育委員会から文部科学大臣へ中山仙境（夷谷）の名勝指定に関する意見具申書を提出し、平成30年10月15日の官報告示によって中山仙境（夷谷）は正式に名勝に指定された。平成30年は霊仙寺を含む六郷山寺院群の開山から1300年の記念の年であり、同年認定された日本遺産『鬼が仏になった里「くにさき」』とあわせて、今後の中山仙境（夷谷）のより良い保存活用について検討する機運が高まった。

なお、大分県指定名勝「夷谷」の指定地について、名勝に指定された地番は自動的に解除されたが、指定地の整理や地籍調査によって明らかになった小さな飛び地については、令和元年度の大分県文化財保護審議会で審議を行った結果、1つ1つの地番が名勝としての価値を形成することは難しいとして、令和2年3月に県指定名勝を解除された。

平成30年の文化財保護法の改正により、保存活用計画を作成し国の認定を申請できることが明文化された。中山仙境（夷谷）の具体的な状況を整理して、今後の保存活用のために 個別の状況を反映した保存活用計画を策定することとした。

平成25年	4月	六郷満山寺院群詳細調査事業開始
平成26年	6月26日	文化庁と大分県が名勝に関する特定の調査研究事業の契約締結
	8月	大分県名勝調査に関する市町村協議
平成27年	1月	大分県名勝調査に関する市町村協議
	2月24日	平成26年度 第1回 大分県名勝調査委員会
	3月4日	第1回 六郷満山寺院群検討会議
	7月9～10日	平成27年度 第1回 大分県名勝調査委員会
	7月	大分県名勝調査に関する市町村協議
	11月20日	第2回 六郷満山寺院群検討会議
平成28年	1月29日	平成27年度 第2回 大分県名勝調査委員会
	3月18日	第3回 六郷満山寺院群検討会議
	3月	『名勝に関する特定の調査研究事業報告書』刊行
	3月	『六郷満山寺院群詳細調査報告書』刊行
平成29年	12月13日	『中山仙境（夷谷）名勝調査報告書』刊行
平成30年	1月	文化庁へ中山仙境（夷谷）の名勝指定に関する意見具申書提出
	5月24日	「夷谷」が日本遺産『鬼が仏になった里「くにさき」』の構成要素に
	6月15日	文化審議会より名勝指定の答申
	10月15日	官報告示により「中山仙境（夷谷）」の名勝指定
	11月30日	パンフレット「名勝 中山仙境（夷谷）」刊行
	12月1日	中山仙境（夷谷）・文殊耶馬 指定記念シンポジウムの開催
平成31年	3月19日	豊後高田市の管理団体指定
令和 元年	6月	大分県教育委員会に大分県指定名勝「夷谷」解除についての申請
令和 2年	3月	大分県指定名勝「夷谷」の解除

第2節 目的

本計画は、名勝中山仙境（夷谷）を適切に保存、また活用し、その価値を次世代へと継承するために、具体的な内容と価値を明らかにし、地域の実情に根差した方策を示すことを目的とする。

主な検討事項は以下の通りである。

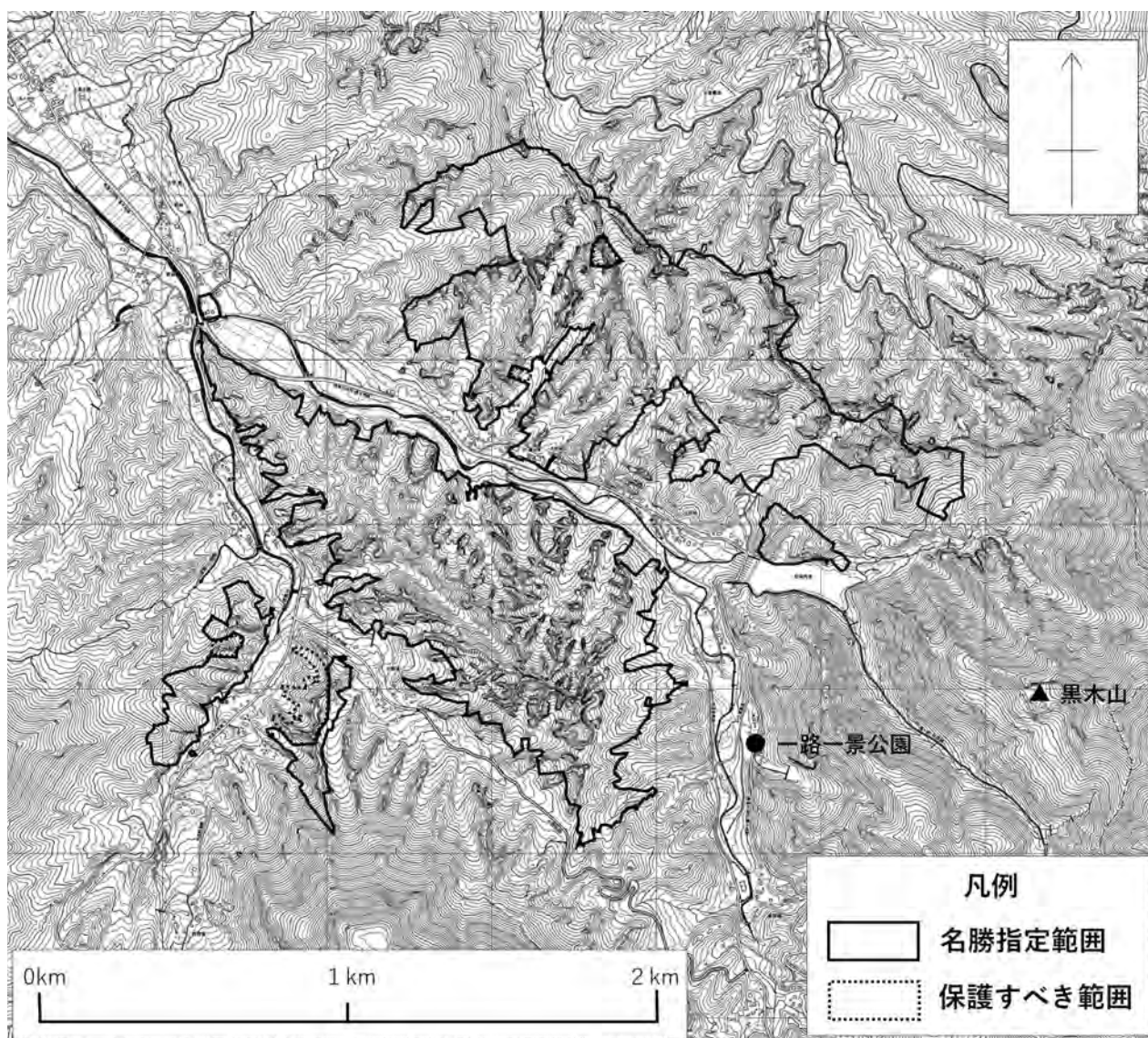
1. 名勝の基本情報（概要・指定範囲・土地利用等）
2. 名勝の本質的価値
3. 名勝の価値を構成する構成要素
4. 保存及び活用の基本方針
5. 保存及び活用の方法
6. 現状変更行為に対する取扱基準
7. 整備・活用・追加指定等に関する将来像
8. 運営方法及び体制整備の方向性

豊後高田市教育委員会は、地域住民や関係者と緊密に連携・情報共有し、中山仙境（夷谷）の保存活用にあたるものとする。

また、名勝指定地周辺には、夷岩屋・夷山の末坊跡などの遺跡が多数存在し、中山仙境（夷谷）の歴史や文化について検討する上では欠かせないため、それらに関する調査研究や適切な保護措置についての将来的展望についても本計画において触れることとする。

第3節 対象範囲

本計画の対象範囲は、名勝 中山仙境（夷谷）の指定地を基本としつつ、未指定となっている「保護すべき範囲」や、指定地周辺も視野に入れた保存活用の基本方針を示す。



第1図 名勝の指定範囲及び保護すべき範囲

第4節 策定委員会の設置

(1) 名勝中山仙境（夷谷）保存活用計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、国の補助事業として令和2年度に学識経験者及び地元関係者等で構成される「名勝中山仙境（夷谷）保存活用計画策定委員会」を組織し、保存活用計画の内容等について検討することにした。学識経験者には、日本史、民俗、景観、地質、観光、文化財活用について、幅広い協議をいただけるよう選定を行った。

策定委員会の委員及び関係者は以下の通りである。

第1表 名勝中山仙境（夷谷）保存活用計画策定委員会 名簿

(敬称略、順不同)

	氏 名	役 職	備 考
委 員 長	飯 沼 賢 司	別府大学学長	学 識 経 験 者 (日 本 史)
副 委 員 長	吉 永 浩 二	大分大学非常勤講師	学 識 経 験 者 (文 化 財 活 用)
委 員	段 上 達 雄	別府大学特任教授	学 識 経 験 者 (民 俗)
委 員	竹 村 恵 二	京都大学名誉教授	学 識 経 験 者 (地 質)
委 員	黒 田 乃 生	筑波大学教授	学 識 経 験 者 (景 観)
委 員	中 山 昭 則	別府大学教授	学 識 経 験 者 (観 光)
委 員	青 山 良 安	豊後高田市文化財保護審議会委員 霊仙寺住職	地 域 関 係 者
委 員	榎 本 淳 一	六所神社宮司	地 域 関 係 者
指 導	平 澤 毅	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官	行 政 関 係 者
指 導	澤 邦 之	環境省阿蘇くじゅう国立公園くじゅう管理官事務所 上席国立公園管理官 (令和2年度)	行 政 関 係 者
指 導	山 崎 貴 之	環境省阿蘇くじゅう国立公園くじゅう管理官事務所 国立公園管理官 (令和3年度)	行 政 関 係 者
指 導	山 路 康 弘	大分県教育庁文化課	行 政 関 係 者
事 務 局	河 野 潔	豊後高田市教育長	豊 後 高 田 市
事 務 局	板 井 浩	豊後高田市教育委員会 文化財室長	豊 後 高 田 市
事 務 局	岩 男 真 吾	豊後高田市教育委員会 文化財室	豊 後 高 田 市
事 務 局	大 山 琢 央	豊後高田市教育委員会 文化財室	豊 後 高 田 市
事 務 局	栗 本 紗 弥	豊後高田市教育委員会 文化財室	豊 後 高 田 市
事 務 局	松 本 卓 也	豊後高田市教育委員会 文化財室(事業担当)	豊 後 高 田 市

(2) 保存活用計画策定の経過

計画策定に至るまでの委員会を4回開催(於:豊後高田市真玉庁舎(真玉公民館)3階研修室)し、検討・協議を重ねた結果を踏まえて計画書を作成した。開催履歴と主な検討内容については、以下のとおりである。

同じタイミングで名勝文殊耶馬の計画策定を実施した国東市とは常に情報共有を行い、相互の協議会へ参加した。

令和 2年10月 2日 第1回名勝中山仙境（夷谷）保存活用計画策定委員会

- ・委員長、副委員長選出
- ・計画策定までの経過報告
- ・計画策定の方針について
 - 個票の作成方法について
 - 地形図の作成方法について

令和 3年 2月26日 中山仙境（夷谷）指定地の地形図完成

3月11日 第2回名勝中山仙境（夷谷）保存活用計画策定委員会

- ・第2回策定委員会までの経過報告
- ・完成した地形図の確認
- ・個票の内容確認
- ・保存に関する懸案事項

9月 2日 第3回名勝中山仙境（夷谷）保存活用計画策定委員会（Zoom 開催）

- ・第3回策定委員会までの経過報告
- ・保存活用計画の原稿について
- ・構成要素の取扱基準について
- ・活用の基本方針について
- ・住民アンケートについて

10月11～13日 文化庁・平澤調査官による現地指導（国東市と共同）

11月30日 無明橋実測図完成

12月20日 植生図・植生レポート完成

12月27日 住民アンケート

令和 4年 2月 7日 第4回名勝中山仙境（夷谷）保存活用計画策定委員会（Zoom 開催）

- ・第4回策定委員会までの経過報告
- ・保存活用計画の原稿について
- ・植生図、実測図の確認について
- ・今後の整備等について

2月25日 豊後高田市教育委員会での保存活用計画書（案）の承認



写真1 第1回 策定委員会の様子



写真2 第2回 策定委員会の様子

(3) 計画の期間

本計画は、令和4年3月に策定、同年4月から実施する。記載された事項の進展やとりまく周囲の状況の変化に伴い見直しを図るため、実施から10年間を計画期間とする。

なお、保存活用における現状・課題の大幅な変化や、活用整備における各種施策の実施などによる大幅な状況変化等が生じた場合には、必要に応じて適時改定を行う。

第2章 名勝 中山仙境（夷谷）の概要

第1節 自然的環境

（1）地理

国東半島は大分県北東部に位置し、両子山を中心とした火山活動によって形成された円錐形の半島である。半島の中心部分には、両子山・猪群山・尻付山・^{はじかみ}薑山・屋山・鷺巣岳・小門山・文殊山など、メサ状の山体を持つ溶岩ドームや溶岩台地が多数あり、放射状に広がる開析谷に川が流れて集落が展開する。

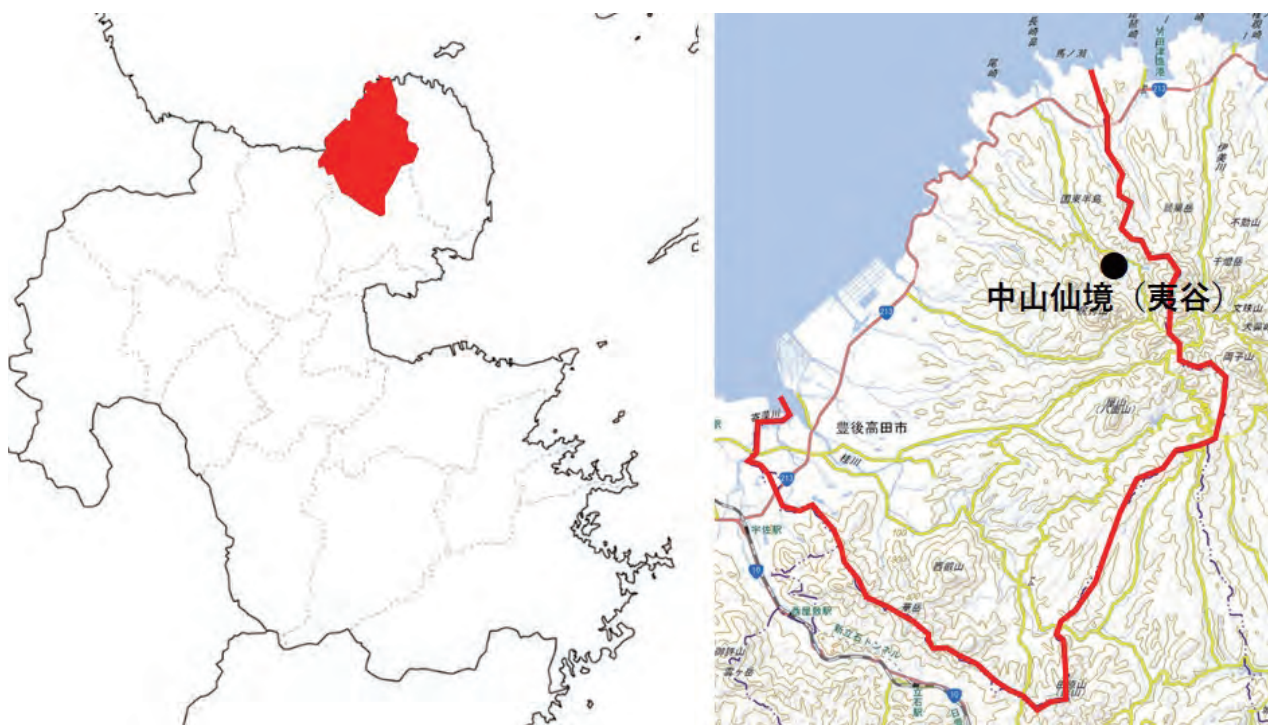
夷谷は、国東半島の西側に所在する豊後高田市の北部・旧香々^{かかぢ}地町域の奥に位置する谷である。夷谷は東夷・西夷に分岐しており、その中央を縦断する岩峰群を「中山仙境」と呼ぶ。この「中山仙境」のうち、最も標高の高い「高城」は316.9m、登山口は65mであり、それほど高低差はないが、高城付近の痩せ尾根に出れば、周辺に岩林が競い聳える景色が広がる。中山仙境には中世以来、多くの霊場が設けられ、六郷山寺院の峯入りのルートにも組み込まれている。切り立った崖に峯道を形成する「馬の背」や、空中の岩をわたす「^{むみょうばし}無明橋」などの難所も多い。当地に大師信仰が伝わって以降は、霊場巡りが行われるようになり、峯道の至る所に弘法大師や観音菩薩の石仏が安置される。

東夷に整備された一路一景公園から見える岩林は50～80m程度垂直に聳えており、その外見的特徴から窓岩、大仏岩、白岩、烏帽子岩、七福岩などと呼ばれる岩峰が並んでいる。また、東夷の後背から国東市との境にかけても岩峰が連なって、南北に幾本も伸びる岩峰が重なり合い、それらは一帯をなして、奇岩霊窟の一群を成す。こちらにも^{ふどういわ}不動岩・くじら岩・高岩といった呼び名の付いた岩峰が多数見られる。一帯の風景は、耶馬溪を髣髴とさせるものとして、しばしば「夷耶馬」とも称される。

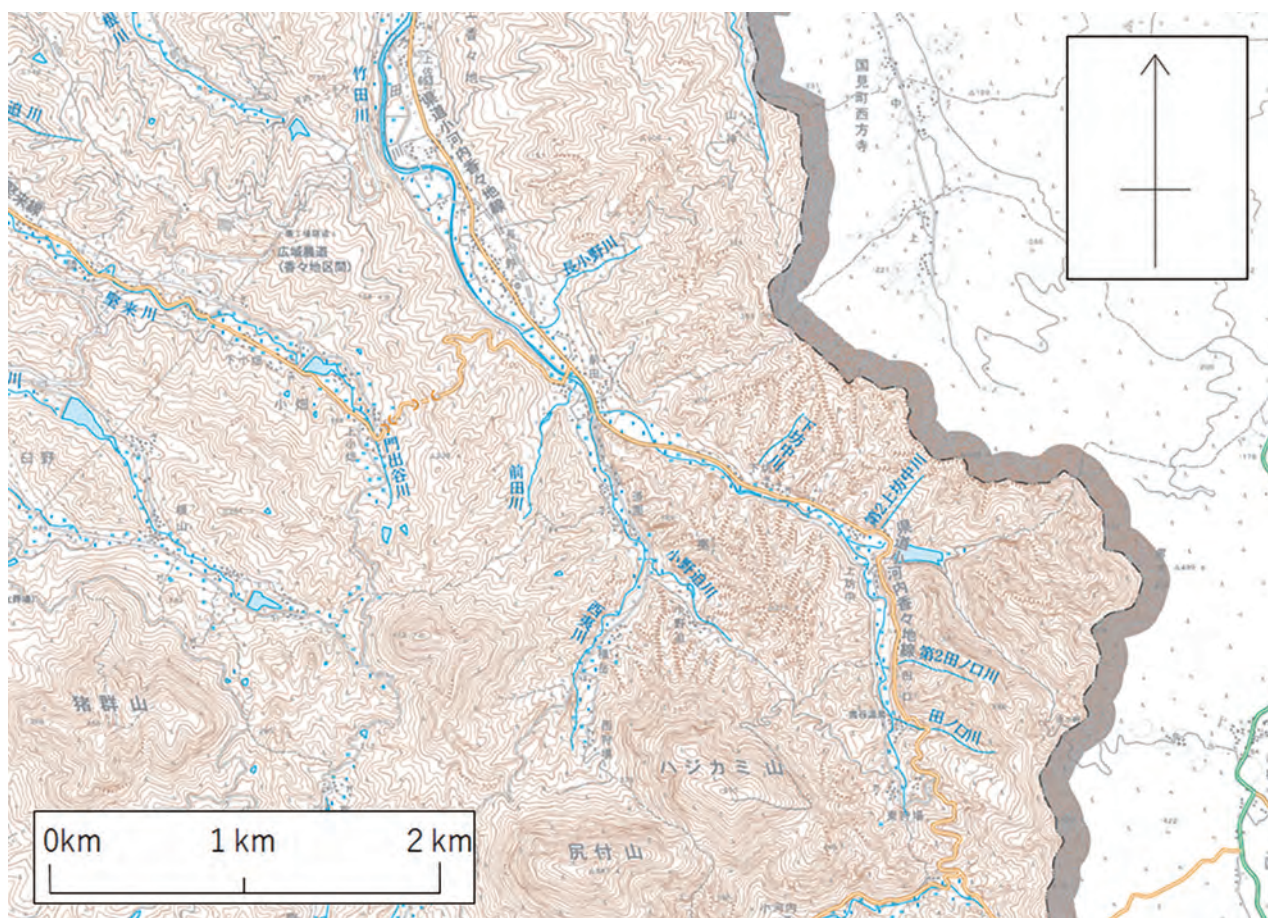
東夷は六郷山寺院「夷石屋」^{えびすいわや}の坊の1つが寺院化した霊仙寺・実相院、そして、それに隣接して六所神社が並んでおり、霊場の拠点となっている。先述の南北に伸びる岩峰を後背に持ち、その間に生じる僅かな谷地には、かつて水田や畑が拓かれていた。そこには平安時代から六郷山僧が住んだ坊や、開発した小規模な耕地「^{はらい}払」があったことが史料や小地名から推定できる。豊後高田市と国東市の境には屏風のような岩壁が聳えているが、払が設定された細い谷筋につくられた細道を辿って峠を越えることができる。こうした歴史的背景から、東夷では集落の家屋のほとんどが谷の北東側に建てられているという特徴がある。

西夷でも主に中山仙境とは反対側に集落が広がっているが、中山仙境側にも家屋は見られ、梅ノ木・小野迫・横岳といった地区では、中山仙境側に切り開かれた土地に集落を形成している。西夷でも谷の両側に風致優秀な岩峰群を持ち、東側には中山仙境とその奥に東夷後背の岩峰の一部を一度に望むことができる。西夷にも「夷石屋」の領域が広がっていたことが分かっており、梅ノ木磨崖仏・道園線彫板碑といった優れた中世の石造文化財が見られる。

東夷と西夷を繋ぎまとめるように聳えるのが中山仙境であり、東西夷の文化にも大きな影響を与えている。東西夷には中山仙境に向けて墓地や神社がつくられ、中山仙境を神聖視する文化が育まれてきた。東西夷にそれぞれある「^{きょうだいわりいし}兄弟割石」は、中山仙境の地下で繋がっていると伝えられている。東西の夷谷は中山仙境によって風景・文化の面で“対”の存在へとなっていったのである。これは当地域の地理・地形によってもたらされた夷谷最大の特徴といえる。



第2図 豊後高田市と中山仙境（夷谷）の位置



第3図 夷地区の地形と河川（豊後高田市作成 豊後高田市全図 1/25,000 より一部抜粋）

(2) 地形・地質

夷地区は、国東半島北部（旧香々地町・国見町）まで伸びる豊肥・瀬戸内火山岩類凝灰角礫岩の地質に分類され、古期宇佐火山碎屑岩層に位置し、凝灰角礫岩層の侵食により屹立した岩峰が連続する風景が見られる地域である。両子山系の安山岩質の凝灰角礫岩の侵食によって形成された開析谷に、蛇行する竹田川が狭い沖積地を作り出す谷の地形である。

凝灰角礫岩によって形成された崖面は、侵食されることによって、角礫層の厚い箇所が相対的に残り、急崖や痩せ尾根を作り出し、その表面にも礫が多数露出して、不規則な形状と荒々しさを持っている。また、凝灰角礫岩の密度のムラによって生じる、穴状・室状に抉れた箇所（岩屋）や、不規則に削れた箇所が多数見られ、山岳仏教の栄えた六郷満山において、修行場としての傑出した風景が生み出される要因となっている。

中山仙境は50～80mほど垂直に聳える岩峰を形成し、尾根が複雑に入り組んだ地形となっている。中山仙境の中央に伸びる尾根を渡る道に加え、時折左右にそれた尾根道の先に眺望に優れた露頭が多く見られるのが特徴である。

東夷の北東側にも数十m級の岩峰が多数存在し、多くの細谷を形成している。この細谷を利用して、古代から中世にかけては、祇舎・十連・根本・藤ヶ谷・善花などに岩屋を使った霊場が形成された。

西夷の南西側の岩壁の特徴としては角閃岩を含むやや白色がかった安山岩が見られることである。同質の角閃安山岩は国東半島では田染・大田地区などでよく見られ、石造文化財などにもよく使用されている。西夷の岩壁では安山岩質の岩石によく見られる板状節理がよく見え、薄く剥がれた石片が周囲に散乱している。こうした薄い石片を利用した土地の造成は、六郷山寺院ではよく見られ、夷谷でも霊仙寺旧墓地などに見られる。

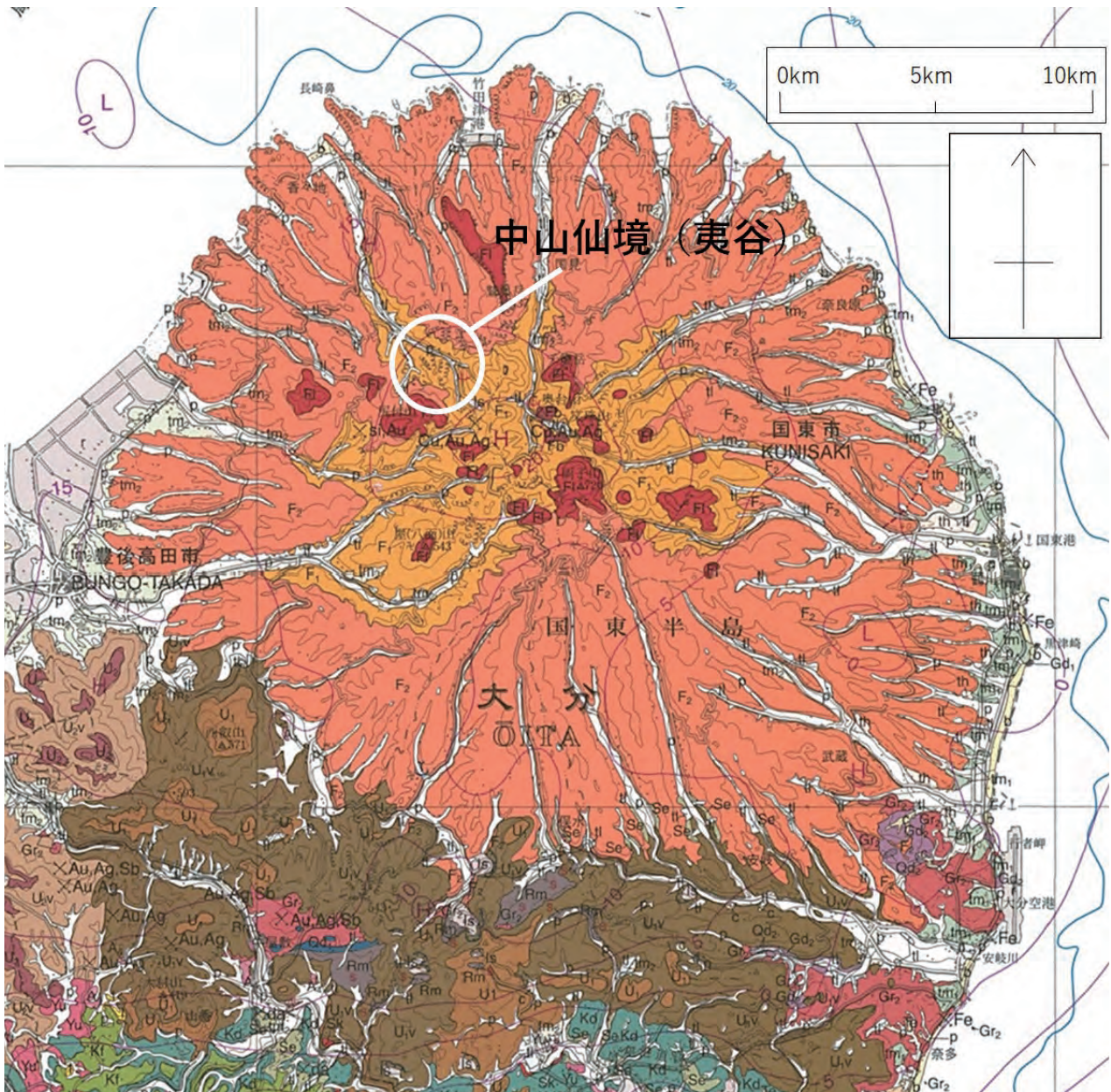
夷地区は東西に聳える岩峰の更に外側をメサ式の山に囲まれている。南側の薑山、小牟礼山^{こむれさん}や、東側の黒木山^{くろきさん}といった山々は、比較的低い箇所にある夷谷からは高山のように見え、周囲の風景と一体に捉えられる。特に小牟礼山は夷谷八景の1つ「大平峯雪」として親しまれている。



写真3 高く屹立する岩峰群



写真4 礫を多く含む岩石の様子



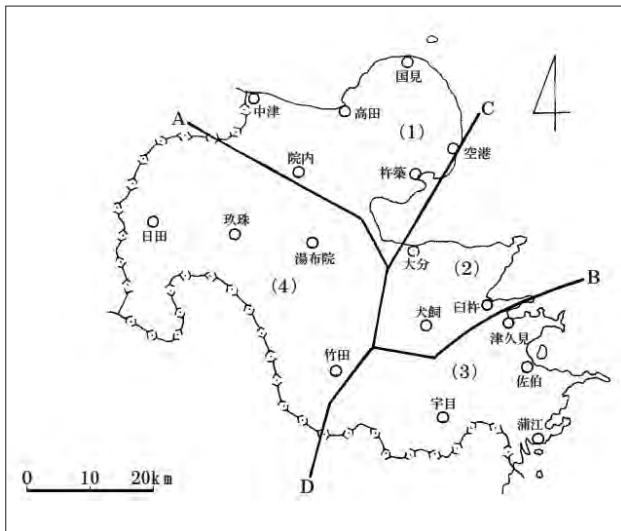
第4図 国東半島の地質（産業技術総合研究所 2009年発行の20万分の1地質図：中津図幅の一部）
 F1: 下部火砕堆積物（黄色：火山礫、火山灰及び火山岩塊）、F1:（赤色：輝石角閃石安山岩溶岩）、
 F2: 上部火砕堆積物（薄橙色：火山礫、火山灰、火山岩塊、砂及び礫（軽石を伴う））
 白丸は中山仙境（夷谷）の位置を示す

(3) 気候

大分県の中でも国東半島は瀬戸内型気候区に属しており、周防灘に面した地域は、年平均気温15℃、年間降水量は1500～1600mmであって夏季の雨量が少なく干ばつが起きやすい地域とされる。また冬季は周防灘を吹きぬける冬季北西季節風の影響でしばしば降雪をみる。長年の水不足を解決するため、東夷の石河内溜池を広げる工事を、昭和初期から昭和40(1965)年にかけて実施している。

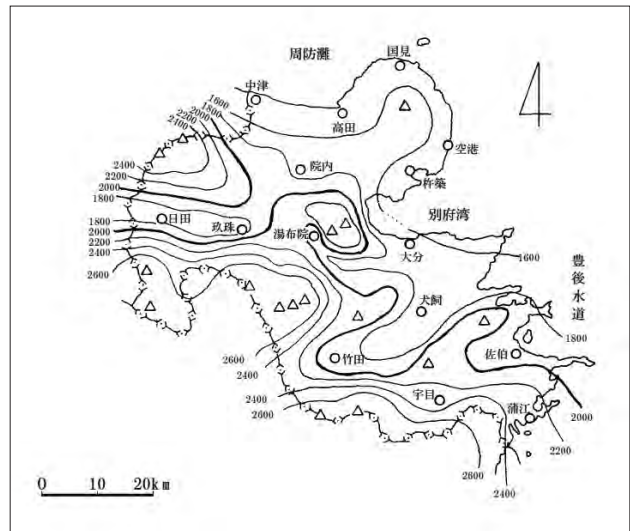
周防灘に面した沿岸部では海陸風が強く、昼間は海から吹き込む風が内陸に向けて吹き、夜間には冷えた空気が山から海岸部に向かって吹きだす。

夷谷に関しては、標高70～150mの範囲に集落が展開し、中山仙境の最高地点が標高316m、指定地で最も高い東夷の高岩で標高353mとなっており、国東半島の中では標高が高いエリアとなっている。その為、沿岸地と比べると気温が低く、降雪・積雪も比較的多い地域である。



第5図 大分県の気候区分

(1) は瀬戸内型気候区に属している
 (『レッドデータブックおおいた2001』より)



第6図 大分県の年平均降水量分布(単位はミリ)

(『レッドデータブックおおいた2001』より)



写真5 石河内溜池



写真6 雪の中山仙境(夷谷)

(4) 植生

○植生図の制作

植生に関しては、広域な調査を除いて、殆ど調査をしていなかったため、今回の保存活用計画策定に際して、航空写真や現地調査により植生図の再作成を行い、重要種や紅葉・黄葉する樹種の特定を行った。

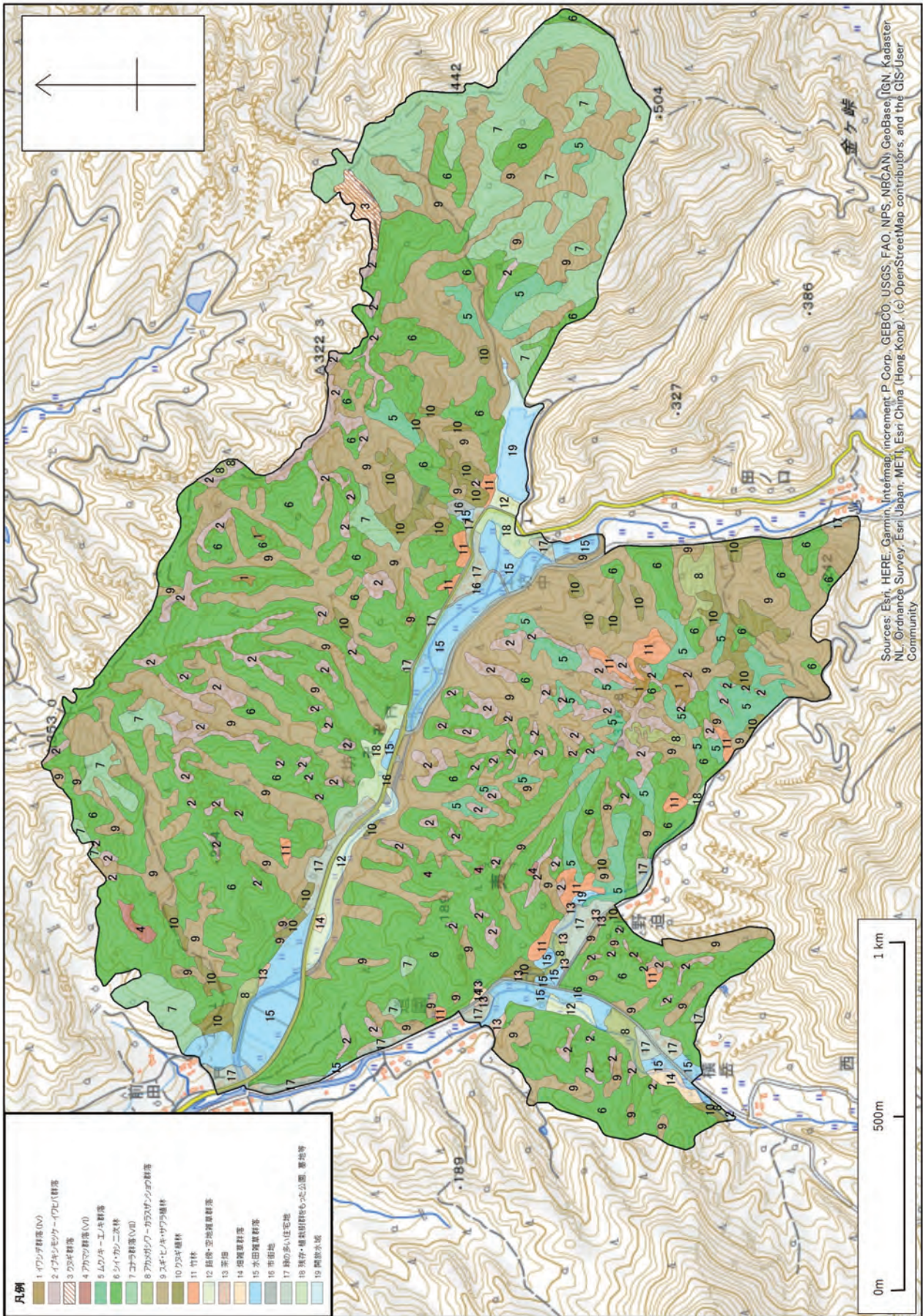
名勝中山仙境（夷谷）及びその周辺においては、主にシイ・カシ二次林とスギ・ヒノキ・サワラ植林が広い範囲に分布しており、東側の黒木山周辺においてはコナラ群落が多く分布していた。尾根上の植生としては頂上部の岩場でイブキシモツケ-イワヒバ群集が多く分布しており、イワシデ群落やアカマツ群落はパッチ状に小面積で確認された。イワシデ群落やアカマツ群落は、平成12年に作成された環境省の植生図では尾根に広く図示されており、シイ・カシ二次林の影響により分布範囲が縮小している可能性が示唆された。尾根下部や谷沿いではムクノキ-エノキ群集が確認された。

特徴的な群落としては、夷耶馬にある黒木山の北西尾根沿い（国見町と香々地町との境）の岩場において天然性と思われるクヌギ群落を確認された。

第2表 植物群落及びその他の土地利用区分一覧

No.	植生区分	群落名	
1	ヤブツバキ	イワシデ群落	
2	クラス域自然植生	イブキシモツケ-イワヒバ群落	
3		クヌギ群落	
4		アカマツ群落	
5		ムクノキ-エノキ群落	
6		ヤブツバキ	シイ・カシ二次林
7	クラス域代償植生	コナラ群落	
8		アカメガシワ-カラスザンショウ群落	
9		植林地、	スギ・ヒノキ・サワラ植林
10	耕作地植生	クヌギ植林	
11		竹林	
12		路傍・空地雑草群落	
13		茶畑	
14		畑雑草群落	
15		水田雑草群落	
16		その他	市街地
17			緑の多い住宅地
18			残存・植栽樹群を持った公園・墓地等
19	開放水域		

※群落名は、環境省1/2.5万植生図の統一凡例を参考にした。



第7図 中山仙境（夷谷）周辺植生図

第3表 各群落及び土地利用の概要

No.	群落名	植生概要	写 真
1	イワシデ群落	<p>日当たりのよい岩角地や風衝地に成立する落葉広葉樹の低木林。イワシデが優占し、アラカシやヤマツツジなどが混生する。</p> <p>シイ・カシ二次林が尾根近くまで広がっており、本調査で確認されたイワシデ群落はわずかであった。</p>	
2	イブキシモツケ ーイワヒバ群落	<p>凝灰角礫岩からなる岸壁、岩峰に成立する草本～低木の群落。イブキシモツケが優占し、イワヒバやオガルカヤ、カワラヨモギなどが混生する。</p> <p>尾根上の岸壁や岩峰などにおいて広く確認された。</p>	
3	クヌギ群落	<p>夷耶馬にある黒木山の北西尾根沿い(国見町と香々地町との境)の岩場に成立する、天然性と思われるクヌギ群落。クヌギが優占し、ノグルミやケヤキが混生する。</p> <p>胸高直径は約20～40cm、樹高は10m程と胸高直径に比べて樹高が低い特徴があった。尾根に張り付くように自生しており、この地点のみで確認された。</p>	
4	アカマツ群落	<p>ヤブツバキクラス域の岩角地等に成立する常緑針葉樹自然林。アカマツが優占し、クヌギやアラカシなどが混生する。</p> <p>シイ・カシ二次林が尾根近くまで分布を広げており、岸壁や岩峰でわずかに確認されたのみであった。</p>	
5	ムクノキーエノ キ群落	<p>ヤブツバキクラス域における低地の河畔や自然堤防、山地の谷沿いにみられる落葉広葉樹林の自然林。ムクノキ、エノキが優占し、ケヤキやハゼノキが混生する。</p> <p>主に谷沿いの斜面等に分布が確認された。</p>	

No.	群落名	植生概要	写 真		
6	シイ・カシ二次林	<p>ヤブツバキクラス域の低地を中心に成立する常緑広葉樹の二次林。主にアラカシが優占し、コナラやネジキ、マルバアオダモなどが混生している。平地から尾根付近まで広く確認された。</p>			
7	コナラ群落	<p>ヤブツバキクラス域の丘陵から低山地に成立する落葉広葉樹の二次林。コナラが優占し、アラカシやクロキ、カマツカなどが混生している。黒木山から北西に伸びる尾根上や部付近の斜面で広く確認された。</p>			
8	アカメガシワ・カラスザンショウ群落	<p>ヤブツバキクラス域に成立する先駆性の落葉広葉樹二次林。アカメガシワが優占し、ネムノキやノグルミなどが混生する。主に伐採跡地や放棄された耕作地の跡地などで確認された。</p>			
  					
9. スギ、ヒノキ、サワラ植林		10. クヌギ植林		11. 竹林	
					
12. 路傍・空地雑草群落		13. 茶畑		14. 畑雑草群落	



○天然性のクヌギについて

夷耶馬にある黒木山(499.6m)の北西に伸びる尾根沿い(国見町と香々地町との境)の岩場で、天然性と思われるクヌギが群生しているのが確認された。胸高直径は概ね20～40cmほどで、樹高は10m前後と植林されているクヌギと比較すると胸高直径に対して樹高が低い個体が多かった。群落を確認された尾根は土壌の堆積が少なく乾燥した厳しい環境であったが、しっかり岩場に根を張っており生育状況は良好であった。この場所以外の尾根上でもクヌギが生育しているのを確認したが、群落としてまとまっていたのはこの場所のみであった。



写真7 天然性のクヌギ林



写真8 天然性クヌギの大きな幹

○紅葉、黄葉する樹種の特定について

調査範囲内の紅葉する種としては主にマルバアオダモ、カマツカやシラキなどが確認された。また黄葉する種としてはイワシデやケヤキ、コナラやニガキなどが確認された。中山仙境周辺では11月中旬から11月末頃に紅葉が確認され、紅葉する樹種と常緑樹群の緑が混ざりあい、複雑な地形と相まって美しい景観を作り出していた。紅葉する樹種を次の表にまとめる。

文献番号は、①『夷耶馬・鷲巢岳地域の自然』（大分県生活環境部、1999年）、②『中山仙境（夷谷）名勝調査報告書』（豊後高田市教育委員会、2017年）、③『国東半島県立自然公園 自然環境学術調査報告書』（大分県企画振興部景観自然室、2009年）に対応している。

第4表 中山仙境（夷谷）周辺に生育する紅葉・黄葉する樹種

No.	分類	科名	種名	現地調査	文献調査		
					①	②	③
1	裸子植物	スギ科	メタセコイア	●			
2	離弁花類	カバノキ科	アカシデ				○
3			イヌシデ				○
4			イワシデ	●	○	○	○
5		ブナ科	クヌギ	●	○	○	○
6			コナラ	●	○	○	○
7			アベマキ		○		○
8		ニレ科	ムクノキ	●	○		○
9			エゾエノキ				○
10			チョウセンエノキ				○
11			エノキ	●	○		○
12			アキニレ	●	○	○	○
13			ケヤキ	●	○	○	○
14		クワ科	ツルコウゾ	●			○
15			ヒメコウゾ				○
16			イヌビワ	●			○
17		クスノキ科	カナクギノキ				○
18			ヤマコウバシ	●			○
19		ユキノシタ科	ウツギ				○
20			ヒメウツギ				○
21			マルバウツギ	●			○
22	コガクウツギ					○	
23	バラ科	ザイフリボク	●	○		○	
24		ワタゲカマツカ				○	
25		カマツカ	●			○	
26		ヤマザクラ	●	○	○	○	
27		ヤマナシ				○	
28		ナンキンナナカマド				○	
29		チョウセンシモツケ				○	
30		イブキシモツケ	●			○	
31		コゴメウツギ				○	
32	マメ科	ヤマフジ	●		○	○	
33	トウダイグサ科	アブラギリ				○	
34		シラキ	●			○	

No.	分類	科名	種名	現地調査	文献調査		
					①	②	③
35	離弁花類	ニガキ科	ニガキ	●			○
36		センダン科	センダン				○
37		ウルシ科	ヌルデ				○
38		ウルシ科	ハゼノキ	●	○		○
39			ヤマハゼ				○
40			ヤマウルシ	●			○
41		カエデ科	イタヤカエデ			○	○
42			イロハモミジ	●			○
43			ウリハダカエデ	●			○
44		ムクロジ科	ムクロジ				○
45		アワブキ科	アワブキ				○
46		ニシキギ科	ツルウメモドキ				○
47			ニシキギ				○
48			コマユミ				○
49			オオコマユミ	●			○
50			ツリバナ				○
51			マユミ				○
52			カントウマユミ				○
53		ミツバウツギ科	ゴンズイ				○
54		ブドウ科	ノブドウ				○
55			ツタ				○
56			エビヅル				○
57			サンカクヅル				○
58		アオギリ科	アオギリ				○
59		キブシ科	キブシ				○
60		ミズキ科	ヤマボウシ				○
61			ミズキ				○
62			クマノミズキ	●			○
63			ハナイカダ				○
64	ウコギ科	タラノキ				○	
65		タカノツメ				○	
66	合弁花類	リョウブ科	リョウブ	●		○	
67		ツツジ科	ネジキ	●		○	
68			シャシャンボ	●		○	
69			ナツハゼ			○	
70		カキノキ科	カキノキ	●		○	
71			ヤマガキ			○	
72		モクセイ科	アオダモ			○	
73			マルバアオダモ	●	○	○	
74		クマツヅラ科	ムラサキシキブ			○	
75			ヤブムラサキ	●		○	
76		スイカズラ科	ヤマウグイスカグラ			○	
77			ミヤマウグイスカグラ			○	
78			ガマズミ			○	
79			コバノガマズミ			○	
計		29科	79種	31種	13種	8種	78種

第5表 紅葉・黄葉する樹種の写真表



メタセコイア



イワシデ



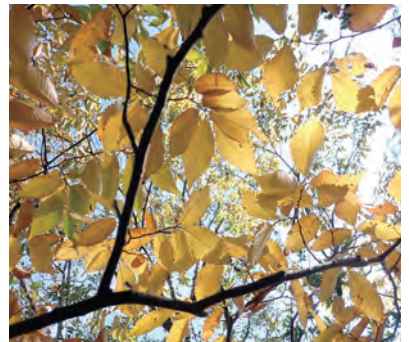
クヌギ



コナラ



アキニレ



ケヤキ



イヌビワ



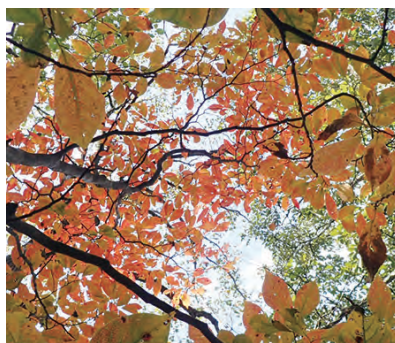
カマツカ



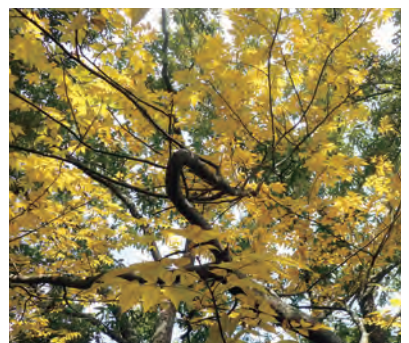
ヤマザクラ



イブキシモツケ



シラキ



ニガキ



ハゼノキ



ヤマウルシ



イタヤカエデ



イロハモミジ



ツタ



リョウブ



ネジキ



シャシャンボ



カキノキ



マルバアオダモ

中山仙境（夷谷）周辺において、維管束植物計 32 種（文献 31 種、現地調査 7 種）、コケ類計 3 種（文献調査）の重要種が確認された（重要種は、国及び地方指定の天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律によって特定される植物、環境省レッドリスト 2020 に掲載される植物、レッドデータブックおおいた 2011 に掲載される植物、大分県希少野生動植物の保護に関する条例によって指定される植物を取り上げる）。現地調査においては、マツバランやブゼンノギク、イワ

ギリソウなど岩場が多い中山仙境ならではの種が7種確認された。

選定基準は、Ⅰ：文化財として保護される種「天然記念物」など、Ⅱ：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律「国内希少野生動物種」など、Ⅲ：環境省レッドリスト2020（絶滅危惧ⅠA類：CR、絶滅危惧ⅠB類：EN、絶滅危惧Ⅱ類：VU、準絶滅危惧：NT）、Ⅳ：レッドデータブックおおいた2011（絶滅危惧ⅠA類：CR、絶滅危惧ⅠB類：EN、絶滅危惧Ⅱ類：VU、準絶滅危惧：NT）、Ⅴ：大分県希少野生動植物の保護に関する条例（指定種：指定）を対象に調査を行った。

第6表 中山仙境（夷谷）周辺に生育する重要種（維管束植物、コケ類）

No.	分類	科名	種名	現地調査	文献調査			選定基準					
					①	②	③	I	II	III	IV	V	
1	シダ植物	マツバラ科	マツバラ	●	○	○	○			NT	NT		
2		コケシノブ科	コケシノブ				○				NT		
3		チャセンシダ科	カミガモシダ				○					EN	
4		メシダ科	コガネシダ				○					EN	
5			イワデンド		○		○					NT	
6		ウラボシ科	イワヤナギシダ				○					NT	
7	裸子植物	ヒノキ科	ネズ	●	○		○					NT	
8	離弁花類	カバノキ科	イワシデ	●	○	○	○					VU	
9		ブナ科	アベマキ		○		○					VU 自生	
10		ウマノスズクサ科	タイリンアオイ				○					NT	
11		ベンケイソウ科	チャボツメレンゲ	●			○				VU	EN	
12			ツメレンゲ				○				NT	NT	
13			ウンゼンマンネングサ		○		○				VU	NT	
14			ツシマンネングサ				○					VU	
15		ユキノシタ科	ヤブサンザシ				○					EN	
16		合弁花類	カガイモ科	スズサイコ				○			NT	NT	
17			ムラサキ科	ホタルガズラ				○					EN
18			シソ科	キセワタ				○			VU	EN	
19				ヤマジソ				○			NT	VU	
20			イワタバコ科	イワギリソウ	●	○	○	○			VU	CR	指定
21			キク科	イワヨモギ				○				VU	
22				ブゼンノギク	●	○	○	○				NT	NT
23	オナモミ						○				VU		
24	単子葉植物	アヤメ科		エヒメアヤメ				○			VU	EN	
25	サトイモ科	ナンゴクウラシマソウ				○					NT		
26	ラン科	マメヅタラン				○				NT	VU		
27		ムギラン				○				NT	VU		
28		エビネ				○				NT	EN		
29		キンラン				○				VU	VU		
30		セッコク				○					VU	指定	
31		シュスラン				○					VU		
32		フウラン		●							VU	EN	
33	蘇苔類	キセルゴケ科	コバノイクビゴケ							EN	CR		
34		イタチゴケ科	リスゴケ								VU		
35		ハイヒモゴケ科	イトゴケ								EN		
計		22科	35種	7種	8種	4種	31種	0種	0種	18種	33種	2種	

次に現地踏査で確認された植物について掲載するが、種によっては盗掘などによって個体数を減らしたと思われるため、敢えて確認位置については掲載しない。

第7表 中山仙境（夷谷）周辺に生育する重要種の確認状況表

マツバラシ	
種の特徴	<p>山地の樹幹などに生育する常緑性シダ植物で、国内では本州（宮城県、石川県以西の暖地）、四国、九州、沖縄に分布する。</p> <p>大分県内では中津・宇佐低地、耶馬溪・国東丘陵地、日田低地・丘陵地、別府湾沿岸域、大分川・大野川丘陵地、大野川上流域に分布する。かつては県内に広く分布していたが、開発の影響や園芸用の採取により、生育地が少なくなっている。</p> <p>【参考文献】 「日本の野生植物 シダ」(1992年、岩槻邦男、平凡社) 「レッドデータブックおおいた 2011－大分県の絶滅のおそれのある野生生物－」(2011年、大分県)</p>
確認状況	尾根の岸壁で、2箇所計40個体を確認した。
生育状況	
ネズ	
種の特徴	<p>丘陵、山地の砂地や尾根などのやせ地などに生育する常緑小高木で、国内では本州、四国、九州に分布する。開花時期は4月。</p> <p>大分県内では耶馬溪・国東丘陵地、中津・宇佐低地、日田低地・丘陵地、祖母・傾山地、北川上流域に分布する。伐採による減少や衰退が懸念されている。</p> <p>【参考文献】 「改訂新版 日本の野生植物 1」(2016年、大橋広好・他、平凡社) 「レッドデータブックおおいた 2011－大分県の絶滅のおそれのある野生生物－」(2011年、大分県)</p>
確認状況	尾根上で4箇所の計5個体を確認した。
生育状況	

イワシデ

種の特徴

岩の多い乾いた山地の尾根筋などに生育する落葉大型低木で、国内では本州・四国・九州に分布する。開花時期は4～5月で、新葉の展開とともに開花する。

大分県内では耶馬溪・国東丘陵地に分布する。生育地は限られており、個体数も少ない。生育地の崩壊や生育環境の変化により、その消滅が懸念されている。

【参考文献】
 「改訂新版 日本の野生植物 3」(2016年、大橋広好・他、平凡社)
 「レッドデータブックおおいた 2011 - 大分県の絶滅のおそれのある野生生物 -」(2011年、大分県)

確認状況

尾根上で、1箇所計6個体を確認した。



チャボツメレンゲ

種の特徴

山地の岩上に生える多年生草本で、国内では本州(紀伊半島)・四国・九州に分布する。開花時期は7～9月。

大分県内では国東地区、祖母・傾山地に分布する。生育地はごく希で個体数も少なく、環境の変化により生育状態に消長がみられる。厳しい環境のため自然増殖は少なく、人による採取もあって絶滅の危険性が高い。


【参考文献】
 「改訂新版 日本の野生植物 2」(2016年、大橋広好・他、平凡社)
 「レッドデータブックおおいた 2011 - 大分県の絶滅のおそれのある野生生物 -」(2011年、大分県)

確認状況

尾根上の岩場で1箇所計14個体を確認した。



イワギリソウ	
種の特徴	<p>陰地の岩壁に着生する多年生草本で、国内では本州（近畿以西）・四国・九州に分布する。開花時期は5～6月。</p> <p>大分県内では国東地区に分布し、九州は分布の南限地域にあたる。分布域が狭く、県内での生育地は局限している。人による採取で著しく減少しており、絶滅の危険性が極めて高い。</p> <p>【参考文献】 「改訂新版 日本の野生植物 5」(2017年、大橋広好・他、平凡社) 「レッドデータブックおおいた 2011 - 大分県の絶滅のおそれのある野生生物 -」(2011年、大分県)</p>
確認状況	尾根上で、1箇所計 50 個体を確認した。
生育状況	 
ブゼンノギク	
種の特徴	<p>岩上に生育する越年生草本で、タイプ地の大分県耶馬溪のほか、長崎県・佐賀県・福岡県の岩場に似たものが分布する。開花時期は10～11月。</p> <p>大分県内では耶馬溪・国東丘陵地、玖珠丘陵地・山地に分布する。人里近い生育地では、土地の改変や人による採取が懸念される。</p> <p>【参考文献】 「改訂新版 日本の野生植物 5」(2017年、大橋広好・他、平凡社) 「レッドデータブックおおいた 2011 - 大分県の絶滅のおそれのある野生生物 -」(2011年、大分県)</p>
確認状況	尾根上の岩場で、6箇所計 44 個体を確認した。
生育状況	 

フウラン	
種の特徴	<p>樹林内の樹幹や岩石上に生育する着生の多年生草本で、国内では本州（関東南部以西）、四国、九州、沖縄に分布する。開花時期は6～7月頃。</p> <p>大分県では耶馬溪・国東丘陵地・中津・宇佐低地、日田低地・丘陵地、豊後水道後背地域、大野川上流域に分布する。人による採取で、絶滅の危険性が高くなっている。</p> <p>【参考文献】 「改訂新版 日本の野生植物 1」（2015年、大橋広好・他、平凡社） 「レッドデータブックおおいた 2011－大分県の絶滅のおそれのある野生生物－」（2011年、大分県）</p>
確認状況	尾根上の岩場で、1箇所計30個体を確認した。
生育状況	

第2節 歴史的環境

(1) 夷地区の歴史的環境

豊後高田市は旧豊後国の北東に位置し、瀬戸内海に向けて突き出た国東半島の西側に位置している。国東郡の六郷の内、来縄郷・田染郷・伊美郷の一部に含まれると考えられており、大分県立歴史博物館の国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査や、豊後高田市等の遺跡発掘調査によって、多数の縄文～弥生時代の集落遺跡が調査された他、猫石丸山古墳・入津原丸山古墳・真玉大塚古墳・岬古墳といった古墳群、上野条里・荒尾払田条里・川原条里といった条里遺跡、カワラガマ遺跡・富貴寺遺跡・天念寺遺跡といった寺院遺跡の存在と意義が明らかにされていった。



写真9 焼尾塔ノ本国東塔と庵十払の水田

沖積地や盆地に広がる水田は、後に宇佐宮やその神宮寺である弥勒寺の荘園へと成長していく。市内では、田染荘・来縄郷が宇佐宮領、都甲荘・草地荘・真玉荘・香々地荘が弥勒寺領として成立し、各地域の歴史的景観の基礎となっている。その一方で、条里や荘園として発達できなかった半島の中心部の狭隘な地域には、六郷山僧による小規模な開発が積み重ねられ、「払」と呼ばれる小規模な田畠や「坊集落」がつけられていった。

国東半島では「切り払う」の意から小規模な耕地の地名に「払」という字が多用され、多くの地名が現在地名ともリンクする。鎌倉時代後期のものと推定されている「別当并院主分田町坪付注文」などによれば、禅坊払・徳万坊払・圓徳屋敷払といった坊跡や屋敷跡に由来する「払」、利乗房払・常智房払といった開発に関わった人物に由来する「払」、鍛冶迫払・小垣原払・屋気尾（焼尾）払といった地形・地名に由来する「払」などが多数存在していたことが分かり、中世の六郷山夷石屋の開発が大きく進展していたことを掴むことができる。

平安時代に行われた夷石屋の寺領形成の過程は、大力坊の故地でもある長小野村の庄屋・余瀬家に伝来した『余瀬文書』（平安～江戸時代、大分県指定文化財・大分県立歴史博物館所蔵）によって明らかにされた部分も多い。『余瀬文書』中には、夷石屋・坊跡に関連する地名が多数残されており、そうした「夷石屋」についての研究は六郷山寺院や香々地荘の調査とともに積み重ねられてきた。

中世に入ると武士の活動も多く見られる。戦国時代には大友氏の重臣である吉弘氏の支配が夷地区にも伸張し、その被官として夷石屋大力坊付近を本拠とする大力氏の名が見られる。吉弘氏は屋山の院主や六郷山別当職を占め、各寺院への寄進・修理を行っていたことが明らかにされており（『六郷山年代記』など）、吉弘統幸の願文が霊仙寺に伝わっていたことなどから（『三重郷土誌』）、夷石屋に関しても手厚い保護の政策を講じた。

夷地区を含む旧香々地町・真玉町の範囲のほとんどは、江戸時代前期に豊前竜王藩・幕領・日田代官所領を転々としたが、元禄期よりは延岡藩の飛び地として編入された。各藩に分割されたことにより、六郷山寺院の信仰は分断され勢いを失ったが、その一方で国東半島には信仰的多様性が見出され、真言系（四国八十八箇所霊場・日出蓮華院系の地藏信仰）・修験道系・三十三観音霊場といった巡礼文化を生み出す素地となっていった。

(2) 六郷山夷石屋の成立と展開

六郷山寺院の成立については不明確な部分が多いが、夷谷に拓かれた夷石屋については、長小野村の庄屋に伝わっていた『余瀨文書』によって成立に関わる経緯を垣間見ることができる。中でも六郷山最古の史料である「夷住僧行源解状案」(長承4(1135)年)は、その開発に深く携わった住僧行源が、仏事の傍ら少しずつ切り開いた田畠の領有を、満山大衆の御判により承認されようとしたものである。行源は、平安時代の夷地区を「大魔所」と表現し、大小樹木が繁り、人跡が絶えるところであったと伝えている。開発した領地の四至に見える「耆闍谷」は、現在の小字「祇舎谷」を含む一帯であると推定されている。この文書からは、当時の夷石屋に六郷山の衆議に参加できる有力な住僧が他に6人いたことも分かり、平安期の六郷山の実態が如実に伝わってくる。

古代～中世における夷石屋の境内は非常に広大であり、現夷地区に加えて、隣接の長小野地区のほとんど(大力坊跡とされる行者窟や、平安仏が多数旧在した今井薬師堂など)が境内地であったとされる。現在でも坊跡を示す地名が多数残されている。

平安時代における夷地区での僧侶達の活動がいかに活発であったかを示す文化財も多く残っている。後に夷石屋筆頭の坊へと成長してゆく根本院(後の霊仙寺)には、平安時代の遺産として阿弥陀如来坐像が祀られている。他にも夷石屋の講堂があったとされる六所神社には、旧境内の本殿とされる今夷社に6軀の平安仏、奥ノ院にも平安仏と思われる風滅仏が数軀安置されている。更に夷石屋の末寺である焼尾岩屋(現、焼尾阿弥陀堂)にも、平安期の木造阿弥陀如来立像【市指定有形文化財】が祀られている。石造文化財でも、長小野地区字石仏に平安～鎌倉時代の阿弥陀如来石仏や、東夷坊中にも同時期の石造宝塔(1基と塔身部材等)が岩屋の中に残されている。

(3) 「中山仙境」の誕生

中山仙境の「中山」とは、東西夷の中間に聳えることからそう名付けられたといい、鎌倉時代の古文書には既に政所坊の所領として「中山屋敷」「中山田」という記載が見え始め、永正4(1507)年の「六郷夷山小牆原名四至証状」において小牆原名の四至として登場している。



写真10 夷住僧行源解状案
(写真提供：大分県立歴史博物館)



写真11 祇舎不動(耆闍谷の比定地)

「中山」は古くより六郷山の修行場であったとされ、神聖な場所として夷石屋の住僧達からの崇敬を集めるようになる。それを物語る史跡として、靈仙寺旧墓地（中世～近世中頃までの墓地）【県指定史跡（六郷山夷岩屋の寺社境内の一部）】、梅ノ木磨崖仏【県指定史跡】などがある。靈仙寺旧墓地では中山に向かって墓地が拓かれており、扁平な石を利用した石垣の積み上げ方から中世から江戸後期にかけて徐々に平地が造成されていったと推定されている。靈仙寺旧墓地の磨崖五輪塔十数基、磨崖連碑3基（いずれも安土桃山時代頃）、梅ノ木磨崖仏や中山仙境登り口附近の磨崖五輪塔は中山の岩壁を削って作られている。

江戸中期には靈仙寺僧と思われる権大僧都真如院が享保20（1735）年に建てたとされる^{とらごぜん}虎御前宝篋印塔【市指定有形文化財】が露頭の上に作られ、四国八十八箇所霊場や三十三観音霊場の場として中山に多くの霊場が拓かれ、「中山仙境」と呼ばれるようになった。中山仙境の史料上の初出は『西国東郡誌（大正12年）』である。

中山仙境の峯道のコースの概要を説明する。前田地区の登り口から峯道をしばらく歩けば、岩峰の切り立った尾根に出る。そこから尾根伝いに進み、無明橋（「^{むみょうばし}拝み合わせ」による石造桁橋）、馬の背（切り立った痩せ尾根）といった難所を越え、その後は岩場の細道を下り、深い岩屋に拓かれた霊場「^{うと}隠れ洞穴」などを回って降り口に至る。

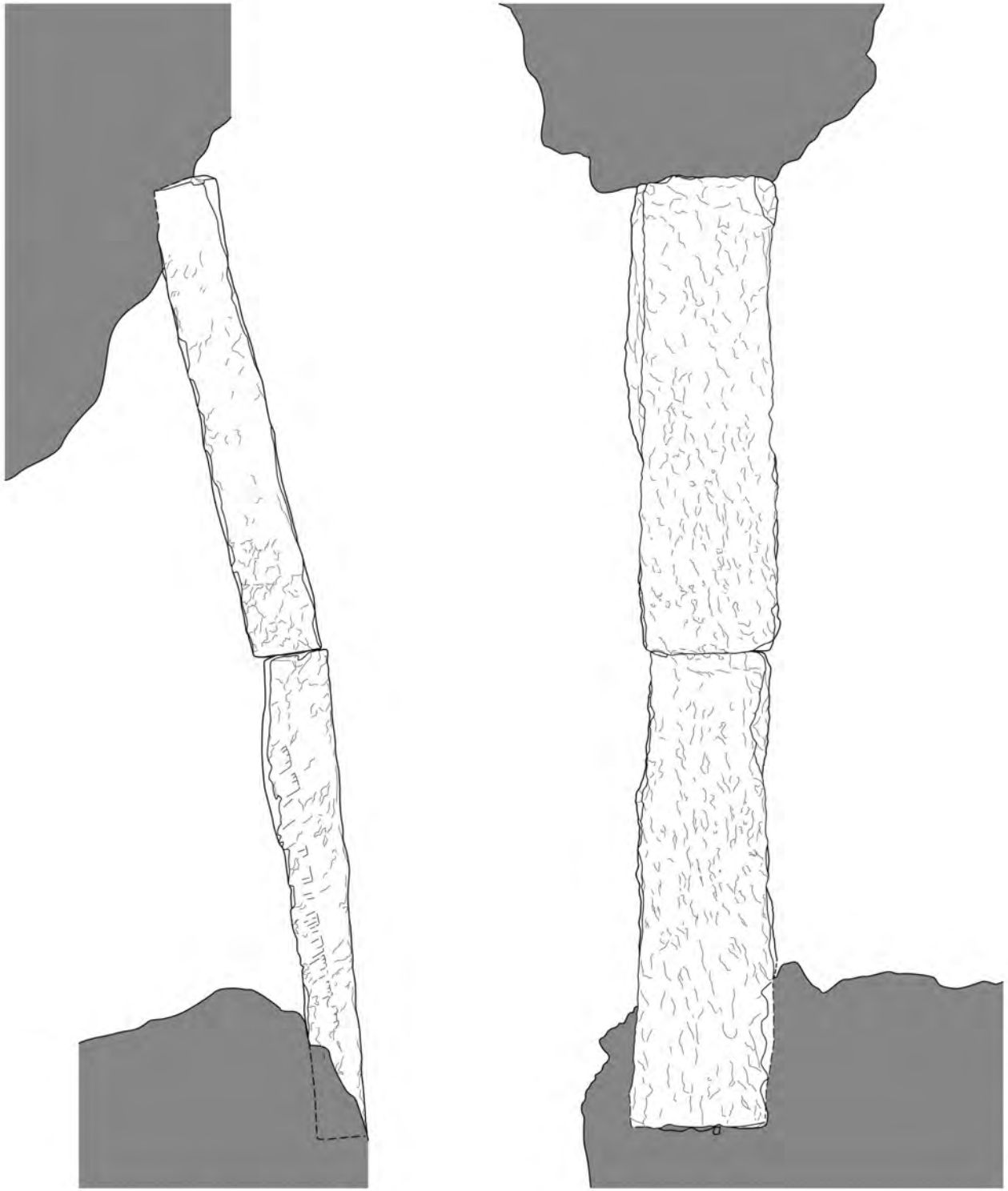
「中山仙境」の語は大正12年の『西国東郡誌』が管見の限り初見であるが、その後「中山仙峡」と併用する時代が続き、町報『広報かかぢ』を紐解けば昭和40年代頃から「中山仙境」の標記に統一されてゆく。



写真12 靈仙寺旧墓地



写真13 中山仙境無明橋

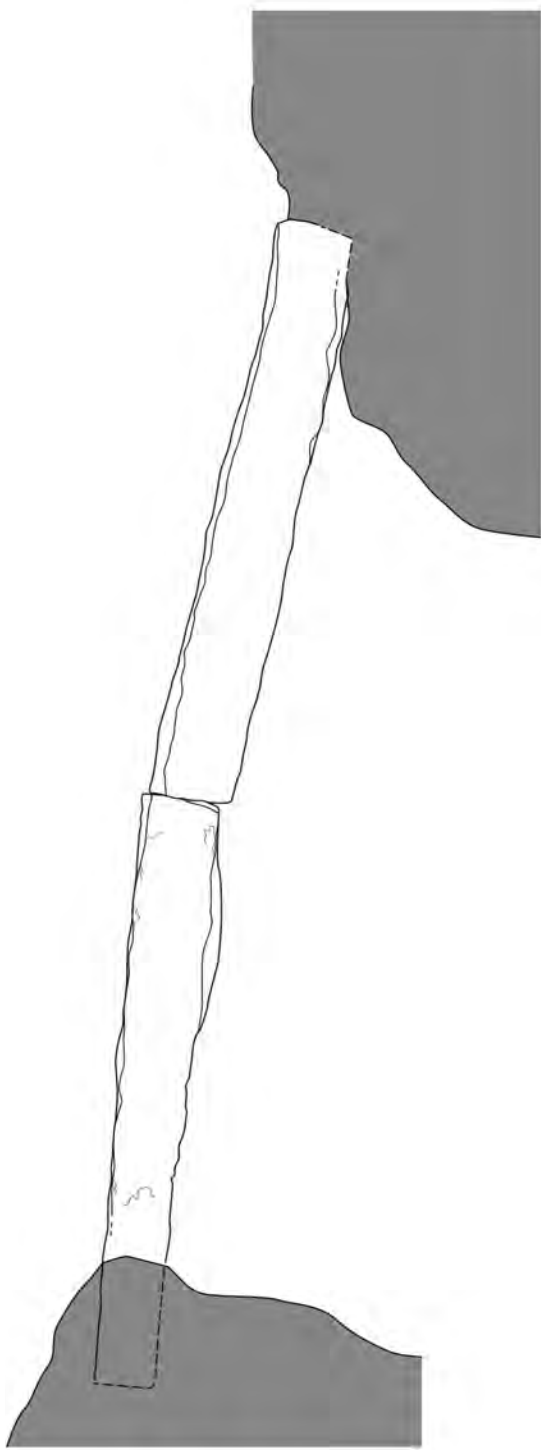


北側 側面

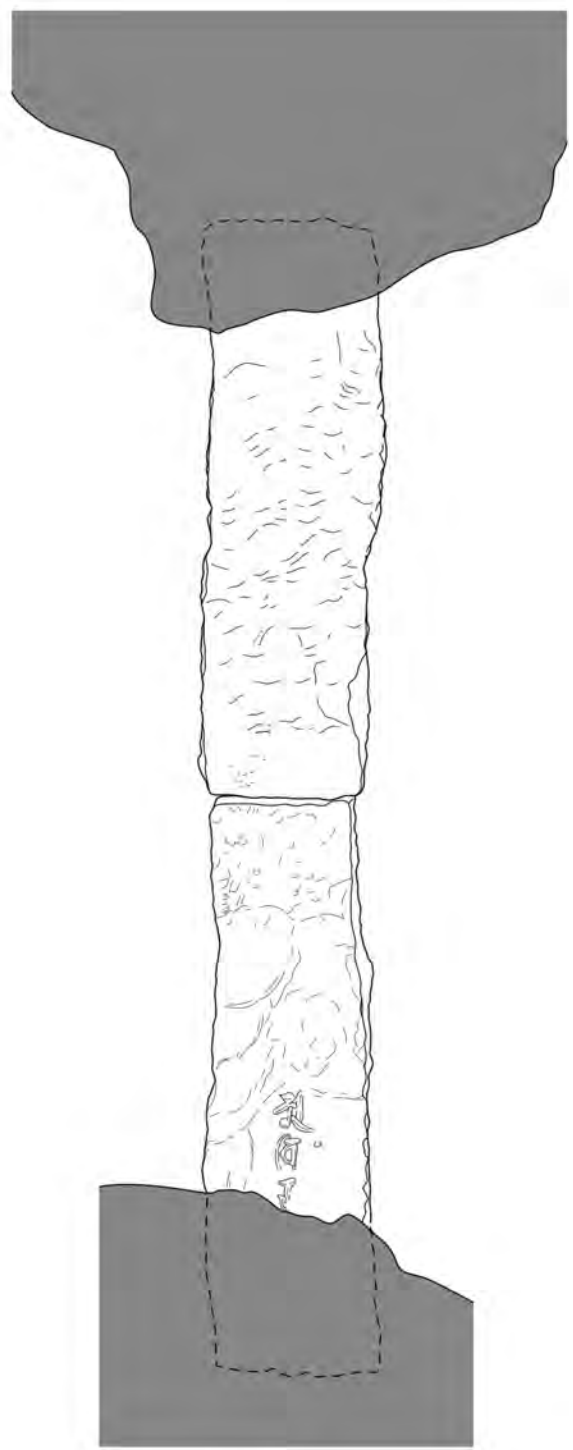
平面



第8図 中山仙境無明橋 実測図（北側側面・平面）



南側 側面



裏側



第9図 中山仙境無明橋 実測図（南側側面・裏側）

(4) 六郷山の再興と板井派仏師の活躍

近世になると国東半島は、島原藩・延岡藩・杵築藩などに分割され、それに伴い六郷山寺院の繋がりも途絶え、一時的に力を失った。夷石屋も、江戸最初期には小倉藩の支配を受けたが、すぐに杵築藩の支配を受け、一時天領に編入された後、正徳2（1712）年に延岡藩の預かりとなった。いずれの支配の時代にも、夷石屋は領主による確かな保護を受けることができずに寺領は縮小の一途を辿ったが、宝永7（1710）年には夷村村長の隈井吉連によって靈仙寺が再興された。その後、享保2（1717）年には、靈仙寺の隣に実相院が再興された。六所神社も18世紀前～中期で整備された可能性が高く、楽庭灯籠（宝永6（1709）年）、楽庭鳥居（享保20（1735）年）靈仙寺鐘樓門（六所神社旧在、寛保2（1749）年）、楽庭手水鉢（宝暦6（1756）年）、六所神社境内の今夷社瑞牆（宝暦9（1759）年）、楽庭牛頭宮鳥居（宝暦10（1760）年）などの紀年銘が確認できる。また、六所神社境内の今夷社の建物も靈仙寺鐘樓門と同じ江戸中期に建てられたとされている。



写真 14 靈仙寺鐘樓門



写真 15 六所神社境内今夷社

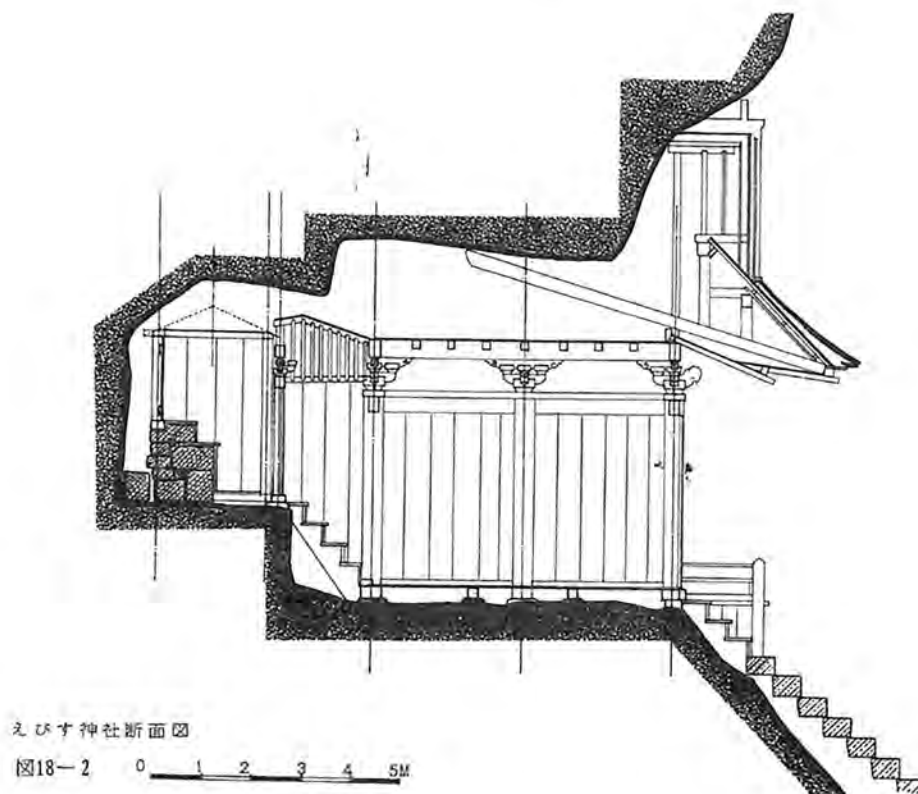
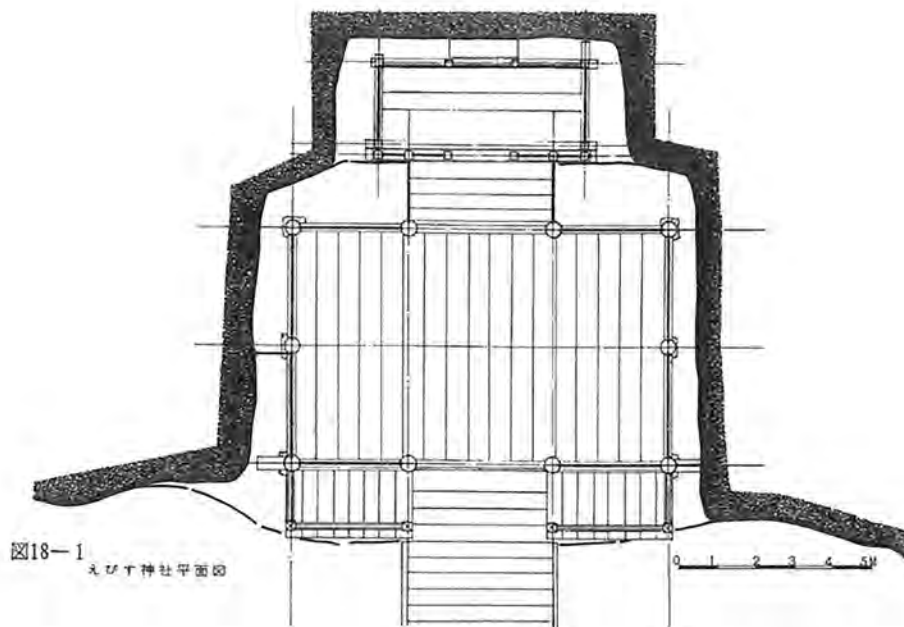
西夷の出身とされる板井氏一族は、元は大友氏の家臣であったと伝えられているが、宝暦年間ごろから国東半島を代表する仏師としての活躍が見えるようになる。系図によれば、南北朝時代に足利尊氏とともに板井成貞が夷に来住したとあり、その後数代が欠けている。戦国時代以降は、式部大夫を名乗り、形代様（谷ノ迫磨崖仏【市指定有形文化財】）や鬮峴宮（西夷）を奉祀する神職に代々就いていたと注記がある。江戸中期には、板井氏一族はいくつかの家に分かれ、夷谷で大工・小工として、後に仏師・石工として活動するようになる。

板井氏は比叡山から法橋位に叙された人物を多く輩出し（初代を半蔵とし、甚蔵国俊や国光、春哉らを輩出）、その作品は夷地区にとどまらず、豊後高田市に多数残されている。東夷では靈仙寺境内にある九州最大の一石地藏石仏（国良・国政・国吉作、【市指定有形文化財】）、石造仁王像（国良・国政作、【市指定有形文化財】）をはじめ多くの石仏を残している。一方の西夷では、猿田彦大神の像を彫り込んだ道園庚申塔（半蔵作の銘（宝暦3（1753）年）【県指定有形民俗文化財】）、



写真 16 板井春哉の石像

えびす
 戎子橋【春哉ら作、市指定有形文化財】、平治橋【春哉ら作】などの制作に関わっている。特に板井国光らは、本市加礼川の長安寺所蔵「木造太郎天及び二童子立像【国指定重要文化財】」の修理に携わり、胎内銘を発見したり、長安寺鬼会面を作成し、天念寺修正鬼会で使われる鬼会面の系譜の祖になっている。板井春哉は、医者、教育者としても知られ、西夷地区には春哉の弟子達により、石像が建てられている。



第10図 今夷社 社殿平面図・立面図

(大分県教育委員会編 (1976) 『六郷満山関係文化財総合調査概要』より)

(5) 高井八穂の夷谷八景

文政2年(1819)に、国学者・高井八穂が、板井某の求めにより「夷谷八景」を定めたということが分かっている。この年は頼山陽が耶馬溪を「耶馬溪山天下無」と賞した翌年であり、両豊の岩峰の景色の再評価が進んだ時期である。高井八穂に八景の選定を依頼した板井氏も、恐らく耶馬溪を強く意識していたと想像される。

高井八穂(生没年不詳)は、日野資枝ひのすけきに師事した歌人・高井宣風のりかぜ(1743-1832)の子で、国学を志して本居宣長に師事し、古典和歌の分析を行った人物として著名である。代表的著作『古詞類題和歌集』や『類題名家和歌集』では、あらゆる古典和歌を蒐集して、春・夏・秋・冬・恋・雑に分類し、江戸派と呼ばれる父・宣風らの作品と古典和歌を並べて比較している。また、『今古仮名遣』では古典和歌に使用される仮名遣いをイロハ順にまとめたものである。どちらも古典和歌研究の草分け的存在であったと評価される。同じく古典和歌を研究した加藤千蔭ちかげ、村田春海はるみとも親交が深く、八穂は化政期の歌学界を牽引した1人と言えるだろう。

夷谷八景は「楽庭櫻花がくにおうか」「藤谷藤花ふじがたにとうか」「夷川螢火えびすがわけいか」「高城秋月たかじょうしゅうげつ」「大平峯雪おおひらほうせつ」「靈仙晩鐘れいせんばんしょう」「車橋夜雨くるまばしやう」「六所宮燈ろくしょくぐとう」のことで、八穂がそれぞれを歌枕に和歌を詠んでいる(写真は冒頭の8ページに掲載)。そして、それを類題として様々な和歌・連歌が詠まれており、高井宣風の歌もあわせて地元伝わっている。

- | | | |
|-------|------------------------------|----|
| ○楽庭櫻花 | 祝子が立ち舞ふ庭の櫻花いくよの春のかざしなるらむ | 八穂 |
| | のどけさに神もここやうかれけん庭櫻花ちりにまじりて | 宣風 |
| ○藤谷藤花 | 角ぬさはふ岩根を越えて名ぐはしく花咲かかる谷の藤波 | 八穂 |
| | 松山をこさじといひし言の葉も思ひぞ出る谷の藤波 | 宣風 |
| ○夷川螢火 | 夷川すだく螢のかげを見てまたしらぬ火とおもいけるかな | 八穂 |
| | 川つらにもゆる螢をみしらずやいづこのえみし名をながしけん | 宣風 |
| ○高城秋月 | さやかなる光りや代々にましらなく高城の山の秋の夜の月 | 八穂 |
| | (宣風の歌は伝わらず) | |
| ○大平峯雪 | ふりつもる雪にうもれて岩角も平らに見ゆる峯のかよい路 | 八穂 |
| | 月きよみ高城の山のもみぢ葉を夜の錦とたれか見るべき | 宣風 |
| ○車橋夜雨 | 橋の名にかけつゝ夜半の雨音をしのび車の寄るかとおもふ | 八穂 |
| | 橋の名の車の音かとゞろきて夜半の村雨神なりわたる | 宣風 |
| ○靈仙晩鐘 | 世の中のほかの住家にかばかりよし婆蘇山の入相の鐘 | 八穂 |
| | 山寺の入相の鐘音せずば芝刈る敏鎌柄も朽ぬべし | 宣風 |
| ○六所宮燈 | やはらくる光をよゝに見するかな六つの宮居の夜半のともし火 | 八穂 |
| | 燈火をかゝけて夜もあふがるゝ神やしつまるまもなかるらん | 宣風 |

八景それぞれの所在した場所は全て特定できたが、藤谷藤花・車橋夜雨・六所宮燈については、風景が当時から大きく変化してしまっている(字藤ヶ谷では現在も山藤が咲くが観覧できる場所は廃れている。車橋は取り壊され親柱1本が道脇に置かれている。六所宮燈は文化年間の燈籠が1基残っており、油受けの鉄皿も置かれているが現在では火を灯すことはない)。

第3節 民俗的環境

中山仙境(夷谷)の指定地及び周辺には、多くの伝承が残されている。これらの中には、中山仙境(夷谷)の歴史や風土が形成したものが多くあり、伝承を通じて中山仙境(夷谷)の風景を考えることも重要である。

(1) 仁聞菩薩による開基伝説

六郷山寺院の成立には仁聞(菩薩)の開基伝説がある。養老2(718)年に八幡神の応現でもある伝説的僧侶・仁聞が、国東半島の28の谷々にそれぞれ寺院を開き、69,000 軀の仏像を造作したとされるもので、仁聞は六郷山寺院の信仰の中心として極めて重要な存在である。六郷山寺院に残る平安仏や大型の仏像・磨崖仏の多くは仁聞作と伝えられ、霊仙寺では平安時代の木造阿弥陀如来坐像、鎌倉時代の木造千手観音立像、六所神社の6 軀の平安仏などがそれぞれ仁聞作と伝わる。



写真 17 六所神社磨崖像

六所神社には仁聞菩薩をかたどったとされる磨崖像(室町時代の作と推定される)が2ヶ所ある。門の右手にある像は、像容から元々磨崖仏(地藏菩薩及び比丘・比丘尼像カ)として彫られたと思われるが、現在は中央に八幡大菩薩(仁聞)・左右に男神の3柱の磨崖像として信仰されている。一方、奥ノ院の岩屋につくられる磨崖像は、僧形で合掌している姿で表現され、下部には納経のためと思われる横長の孔が穿たれている。仁聞の像を信仰の対象としている寺院は六郷山でも少なく、夷石屋以外では長安寺(豊後高田市、江戸時代の肖像画がある)、両子寺(国東市、江戸時代の木像がある)くらいである。

(2) 夷里神楽【市指定無形民俗文化財】

国東半島の神社の祭礼ではよく神楽が舞われる。中でも六所神社へ奉納される夷里神楽は、子孫繁栄・五穀豊穰を祈る重要な祭事として今に伝わっている。夷里神楽に関する史料は古く、六所神社社司の記録によれば、少なくとも安永6(1777)年には奉納の記録がある。現在では4月に行われる春の大祭における演舞は、麦の収穫を前に行われるため「麦祈祷」と呼ばれ、盛大に執り行われる。神楽の舞台となる六所神社下宮(楽庭神社)は、江戸時代には既に桜の名所として知られており、夷谷八景の1つ「楽庭櫻花」の場面とも重なる。



写真 18 夷里神楽

国東半島北部における神楽の草分け的存在であったといい、見目神楽(香々地町見目)、有寺神楽(真

玉町大岩屋)、竹田津神楽(国見町竹田津)に影響を与えたとされる。

夷里神楽は2部構成で23の演目からなり、前半が里神楽(1~10)、後半が岩戸神楽(11~23)になっている。岩戸神楽は伝統的な演目により、各地の神楽と共通性が高いが、里神楽は夷地区独自のもので、夷耶馬に代表される地区の風景や、長年で培われた神仏への信仰を神楽の演目に落とし込んだものである。中でも荒神は、地域で根強い発展を見せた庚申塔・猿田彦大神の信仰と結びつき、縁起が良い演目として人気がある。

(3) 隠山軍談

中山仙境の峯道の終盤に位置する「隠れ^{うと}洞穴」と呼ばれる岩屋には、黒田官兵衛・長政父子との抗争の末に滅ぼされた宇都宮鎮房の家臣達が身を隠したという伝説がある。隠れ洞穴の付近には、隠山軍談の内容と、主君を助けて戦った七丸(鬼丸・市丸・金丸・能丸・五郎丸・徳丸・次郎丸という、香々地から夷にかけて勢力を持った武士の総称)を称える石碑が建てられている。



写真 19 隠れ洞穴

【隠山軍談の概要】

宇都宮氏家臣の残党の一人、香々地出身の松成遠江守兼之は、戦いに敗れた後、旧知であった七丸を頼り、夷谷の「隠れ洞穴」に匿われた。

黒田官兵衛は、夷谷に宇都宮氏家臣の残党が落ち延びていることを知り、兵を差し向けるが、鬼丸宗綱・松成兼之・五郎丸高政・五郎丸忠虎らの活躍によって退けた。松成兼之や七丸は、隠山の存在を知られてしまったため、思いおもいに別れ、香々地の谷や、赤根の谷へ離散し、農民となって平和に暮らしたとされる。

(4) 兄弟割石

東夷・西夷にはそれぞれ2つに割れた大岩があり、「兄弟割石」と呼ばれている。

東夷の割石は霊仙寺旧墓地の前面にあって、高さ8m、差し渡し14mの巨石で、頂上に室町期の宝篋印塔が建っている。古くは講堂があったとされる六所神社の対面に位置し、割石と宝篋印塔は境内からよく視認できる。墓標・石塔などの分類から霊仙寺旧墓地は中山仙境側から境内に向かって下るように展開してきたと推定されているが、割石は墓地と境内の境界としての機能も果たしている。

西夷の割石は小字「割石」の水田の中にある高さ9m、差し渡し13mの巨石で、伝承では兄弟割石は中山仙境の地下にあるという道で通じているとされ、一度中に入ってしまうと、出ようとした方の割石の割れ



写真 20 兄弟割石(上が西、下が東)

目が狭まり、二度と出られなくなってしまうと伝わっている。

地元では「東の割石が雉を喰えば西の割石は人を喰い、東の割石が人を喰えば西の割石は雉を喰う」というフレーズが今も語り継がれている。ある時、西の割石に人が落ち、外に出ることができずに死んでしまい、その墓標が大岩のすぐ傍に立てられたと言われている。

(5) 鬼ヶ城伝説

夷地区では屹立する岩峰の地形を「〇〇城」と呼ぶことが多く（中山仙境の高城・石城、東夷の東城など）、東夷の石河内池の先の一帯の耶馬を「鬼ヶ城」という。

鬼ヶ城という地名は、鎌倉時代の刀匠・紀新大夫行平が籠もり刀作をした場所であったとされることに由来する。行平は後鳥羽院の御番鍛冶に九州で唯一選ばれ、豊後刀と呼ばれる刀剣の中でも最高峰のものを遺している（永青文庫所蔵の一振は国宝に指定される）。最大の特徴は刀身に施された彫刻であり、神像・不動明王・俱利伽羅竜などを施してあるものが多い（湾刀の刀身に彫刻を施したのは行平が最初と言われる）。

刀剣の歴史等をまとめた室町時代の書物『鍛冶名字考』によれば、行平が刀作する姿は「鬼神大夫」と呼ぶべき迫力があつたと記してあり、夷の山奥で槌を振るう行平の姿を見た人々が、一帯を「鬼ヶ城」と呼んだと伝えられている。

(6) 六本杉

東夷・六所神社の境内石段の前に並ぶ六本の神木（杉）を「六本杉」と呼び名所となっていたが、数百年の樹齢があつた六本杉の勢いは昭和後期には衰え、昭和53年に4本、平成元年に2本、切り倒されてしまった。現在の六本杉は2代目となる。

六本杉は、京都での戦いに敗れ、一時九州に身を寄せた足利尊氏が植えたという伝説がある。海を越えた尊氏を迎えたのは、富来（国東市）の富来忠茂と言われており、尊氏は夷・六所神社で戦勝祈願として六本杉を植樹し、宇佐神宮、博多へと兵を進め、多々良浜の戦いで菊池武敏を破ったとされる。

初代・六本杉の大半は売却されたが、その一部は夷地区にも残されている。六所神社の社務所にある衝立は、六本杉から取った一枚板でできている。他にも各家のテーブル等になっているものもあるという。



写真 21 先代の六本杉（昭和初期）
（『六本杉』より）

(7) 吉田光由と稽古庵

わが国最初の数学の教本とされる『塵劫記』を編纂した吉田光由が前田の谷口地区に塾・稽古庵を開いていたということが伝わっており、光由を泊めたと言われる隈井家に旧在した光由の位牌と、『塵劫記』が香々地公民館で保管されている。確証の持てる史料は見つかっていないが、台林地区には、光由（無銘の墓）と弟子の渡辺藤兵衛の墓（光由の弟子の銘有り）が残されている【市指定史跡】。

伝承によれば、光由は小倉藩・細川忠利に重用されていたが、年齢のせいもあって眼疾を患い、暇を貰って九州を巡ったとされる。その旅程で見た夷耶馬の景色を気に入った光由は、隈井家を頼り、夷に移り住み、稽古庵という塾を開いて、算術を教えたとされる。その後、稽古庵跡には、阿弥陀堂が建っていたことが分かっているが、現在では一字一石塔が1基と、石造物の部材が散在するだけになっている。



写真 22 伝吉田光由墓

(8) まちあげ (庚申待上講) 【道園庚申塔 附 庚申待上講関係資料一式として県指定有形民俗文化財】

西夷の道園地区には、通称「まちあげ」と呼ばれる祭祀が現在も行われている。まちあげは庚申塔を舞台に行われる祭祀で、2年に1度、年の最後の庚申の日に行われる。座元の情報や祭祀の取り決めなどについての記録が、庚申塔が建立された宝暦3(1753)年から殆ど欠けずに残っており、江戸時代は3年に1度だった祭祀が、明治後期頃から2年に1度になったなど、その変遷も追う事ができる。



写真 23 まちあげの様子

くじ引きで決めた順番で座元を回る掛軸などの道具一式を飾り、六所神社やまちあげ用のしめ縄や、様々な種類の餅をつくる。庚申塔は地区の東西にあり、祭祀を行う順番は毎回変わる(後に神事を行う方でヒトギ餅を撒くため、西が後なら「西ヒトギ」などと記録される)。庚申塔の四隅に角餅を置き、五穀と神酒、榊を備え、しめ縄と直径50cmほどの円盤状にした「笠餅」を庚申塔にかぶせ、祝詞を唱える。その後、五穀と神酒は庚申塔の四方に撒く。

国東半島で庚申塔のお祭りを継続している箇所は少なくなったが、夷地区や隣接の長小野地区には、庚申塔に関する祭祀が残されている場所も多い。道園地区のまちあげは、その祭祀の方法・しきたりの省略が少なく、記録が欠けずに残されている点が非常に貴重である。

第4節 社会的環境

(1) 産業及び土地利用状況

現在、夷地区の人口は168人である（令和3年8月31日現在）。

豊後高田市は、移住の町として知られ、市全体で移住施策や交流人口増に取り組んでいる。その為、過疎の小さな市ながら、平成26年～令和3年の8年間にかけて社会増を達成し、宝島社の特集する「住みたい田舎ベストランキング」では、10年連続全国ベスト3にランクインするなど、高い認知度を誇っている。

しかし、夷地区の所在する旧香々地町域の人口の推移を確認すると、昭和55年には4,796人いた人口が、40年後の令和2年には2,594人となっており、第12図で人口減少率を確認しても、人口減少のペースが早い地域であることが分かり、特に直近10年間における人口減少率は5年あたり10%以上の減少率となっている。老年人口の割合は、豊後高田市の山間部の中では比較的低い数字となっているが、地域の三重小学校が平成23年度末をもって廃校となり、高齢化への影響が懸念されている。

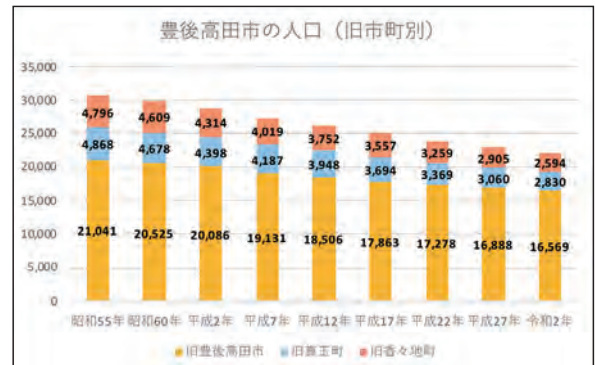
夷地区の主たる産業は農業である。竹田川及び西夷川によって形成された細い谷間には、水田が拓かれている。中には「〇〇払」などの小字が残り、中世から続く耕地が現在にも継承されている。西夷の奥にあたる横岳・狩場・小野迫などの棚田は、ここ20年くらいの間に耕作放棄地となった箇所も多く、西夷を中心に農業の人手不足が深刻な問題となっている。また、岩峰と岩峰の間の比較的緩やかな丘陵部には茶畑などが拓かれている。

また、地域振興グループである「香々地～Mie～デザイン会議」が、荒谷湧水池の冷水を活用して寒晒しそばを売り出しており、2月中旬の解禁日の付近には多くの人が寒晒しそばを食べに夷谷温泉を訪れている。

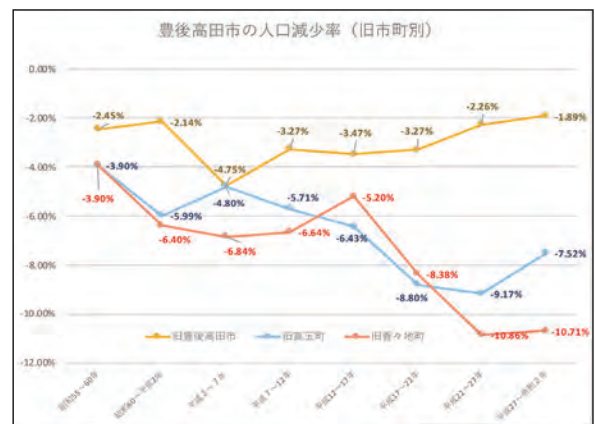
(2) 交通

豊後高田市は国東半島に所在し、現在鉄道は通っておらず、市街地の最寄り駅は宇佐駅である。旧香々地町のエリアにおいても宇佐駅が最寄りの駅で、宇佐駅から夷地区までは25kmほど離れており、自家用車で片道約40分を要する。

国東半島を一周する国道213号線には大分交通北部バスの路線が走っており、旧香々地町の市街地にはバスで向かうことができる。香々地バス停から夷地区の往復は、市民乗合タクシー夷線で移動可能で、買い物や医療の場面で住民の足となっている。



第11図 旧市町別 人口推移



第12図 旧市町別 人口減少率

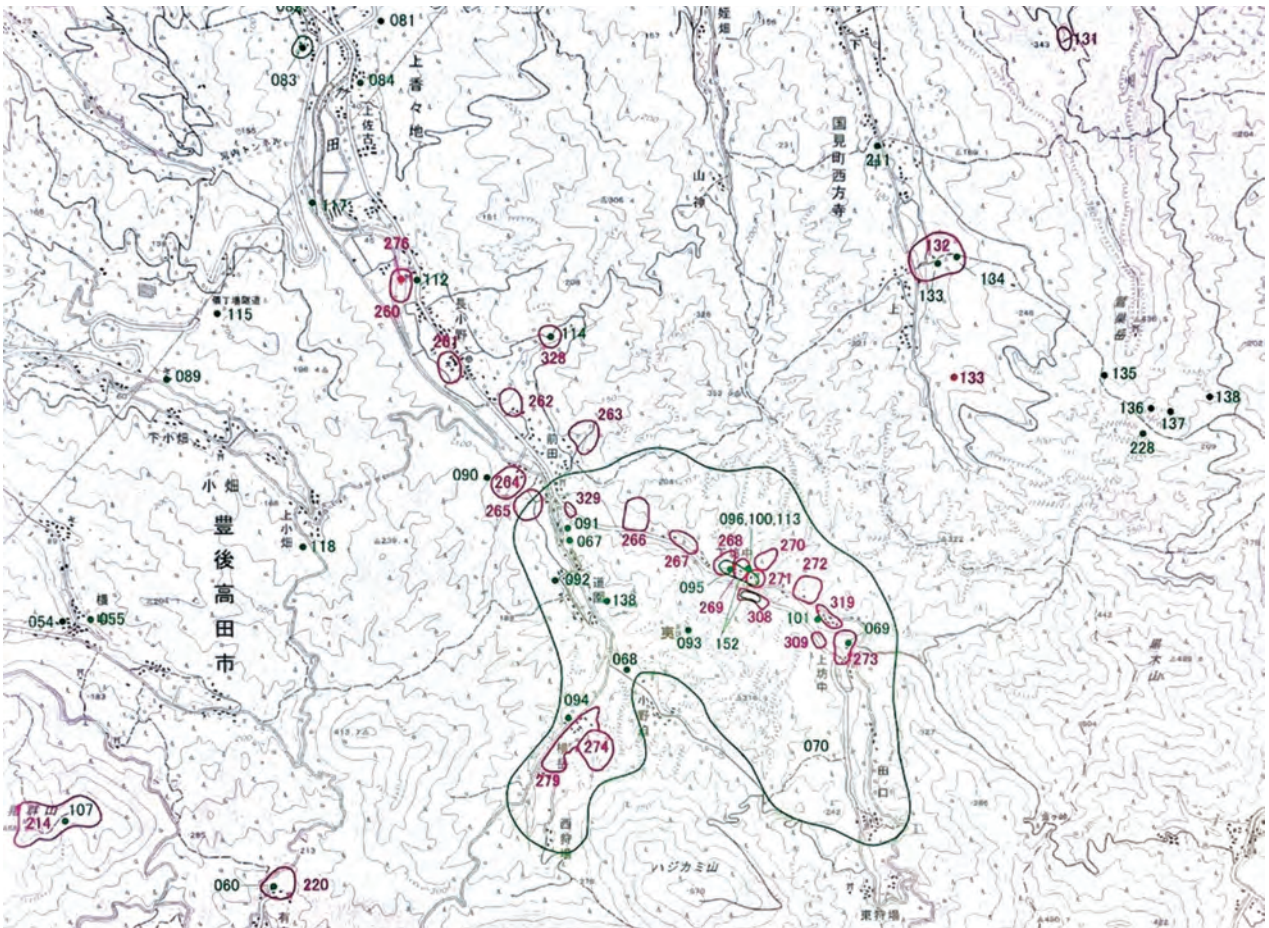
(3) 名勝以外の文化財

名勝及びその周辺にかかる関係法令に関しては以下のようなものがある。

○文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地

周知の埋蔵文化財包蔵地は、文化財保護法第93・94条に規定されており、この範囲内で土木工事等の開発行為や調査を目的として発掘する場合には、文化庁長官に届出もしくは通知を行い、その指示に従う必要がある。

- 260 日枝神社遺跡
- 261 大力坊跡
- 262 徳間御堂跡
- 263 清岩寺跡
- 264 谷口坊跡
- 265 中之坊跡
- 266 十連坊跡
- 267 定本坊跡
- 268 円徳坊跡
- 272 善喜坊跡
- 273 焼尾阿弥陀堂跡
- 274 横岳観音堂跡
- 276 余瀬家庄屋敷跡
- 279 北田遺跡
- 319 善花坊遺跡
- 329 尾鼻遺跡



第13図 中山仙境（夷谷）指定地周辺の埋蔵文化財包蔵地の分布（『大分県遺跡地図』より）

○大分県文化財保護条例に基づく大分県指定の文化財

中山仙境（夷谷）の指定地には、大分県文化財保護条例に基づく県の史跡として指定されている部分がある。大分県文化財保護条例第39条により、史跡範囲内でその現状を変更する行為あるいは保存に影響を及ぼす行為は、大分県教育委員会に許可を得る必要がある。

○豊後高田市文化財保護条例に基づく豊後高田市指定の文化財

中山仙境（夷谷）の指定地には、豊後高田市文化財保護条例に基づく文化財が所在している。現状の変更を行う行為や、保存に影響を及ぼす行為については、豊後高田市教育委員会の許可を得る必要がある。

第8表 中山仙境（夷谷）指定地に所在する文化財一覧表

No.	名称	指定	分類	所在地
1	線彫板碑 (線彫板碑、梅ノ木磨崖仏)	県	史跡	豊後高田市夷字尾鼻、字梅ノ木
2	六郷山夷岩屋の寺社境内 (霊仙寺、実相院、六所神社 境内及び霊仙寺旧墓地)	県	史跡	豊後高田市夷字中川原、字影平
3	道園庚申塔二基 附 庚申 待上講関係資料一式	県	有民	豊後高田市夷字田中（庚申待上講関係資料一式は集落持ち回り）
4	霊仙寺国東塔	市	有形	豊後高田市夷字中川原
5	実相院国東塔	市	有形	豊後高田市夷字中川原
6	虎御前宝篋印塔	市	有形	豊後高田市夷字萱ノ木
7	道園宝篋印塔	市	有形	豊後高田市夷字尾鼻
8	霊仙寺仁王像①	市	有形	豊後高田市夷字中川原
9	霊仙寺仁王像②	市	有形	豊後高田市夷字中川原
10	霊仙寺地藏尊像	市	有形	豊後高田市夷字中川原
11	六所神社磨崖像	市	史跡	豊後高田市夷字中川原
12	霊仙寺千手観音立像	未	有形	豊後高田市夷字中川原
13	六所神社の仏像群	未	有形	豊後高田市夷字中川原

第9表 中山仙境（夷谷）指定地の周辺に所在する関連文化財一覧表

No.	名称	指定	分類	所在地
1	焼尾塔ノ本国東塔	県	有形	豊後高田市夷字焼尾
2	焼尾の阿弥陀像	市	有形	豊後高田市夷字焼尾
3	夷里神楽	市	無民	豊後高田市夷
4	谷ノ迫磨崖像	市	史跡	豊後高田市夷字力上
5	横岳石幢	市	有形	豊後高田市夷字横岳
6	横岳観音像	市	有形	豊後高田市夷字横岳
7	戎子橋	市	有形	豊後高田市夷字焼尾、字庵十払

8	伝吉田光由墓地	市	史跡	豊後高田市夷字台林
9	十連の宝塔	未	有形	豊後高田市夷字十連
10	坊中の庚申塔	未	有民	豊後高田市夷字三段田
11	文字庚申塔	未	有民	豊後高田市夷字道園
12	中之坊磨崖五輪塔	未	史跡	豊後高田市夷字川淵
13	持ち回り庚申塔（箱型）	未	有民	豊後高田市夷字徳間
14	阿弥陀如来石仏	未	有形	豊後高田市上香々地字石仏
15	持ち回り庚申塔（木像）	未	有民	豊後高田市上香々地字中坪、中村
16	今井薬師堂跡	未	史跡	豊後高田市上香々地字今井
17	日枝神社	未	史跡	豊後高田市上香々地字宮本
18	余瀬家跡	未	史跡	豊後高田市上香々地字曾根

（４）豊後高田市における本計画の位置付け

平成17年3月31日に、旧豊後高田市・西国東郡真玉町・同郡香々地町の1市2町が合併して誕生した現在の豊後高田市では、平成18年9月に策定した「豊後高田市総合計画」による計画期間を終え、平成28年度から10年間の市政運営の総合的指針をまとめた「第2次豊後高田市総合計画」を策定した。第2次豊後高田市総合戦略では、まちづくりの戦略展開の目標（＝まちの将来像）を「千年ロマンと自然が奏でる交流と文化のまち」としており、重点戦略プロジェクトでは「このまちに確かな未来を ～地域の活力は『人』～」のスローガンを掲げて、人口増施策を総合的かつ横断的に展開するとしている。

令和2年3月には計画の中間点ということで、計画全体を総合的に見直し「第2次豊後高田市総合計画」を策定した。文化財の保存に関する目標としては、「地域を支える人を育み、人にやさしいまちをつくります」中の「文化遺産の継承と芸術文化活動の推進」中の「文化財・伝統文化の継承」に記載され、特に少子高齢化や若者の市外流出によって集落機能が低下している中山間地域において、六郷満山文化を現代に伝える石造文化財や景観、民俗文化財を保存継承することを最大の課題とし、地域総がかりで継承に取り組む必要があるとしている。一方で、文化財の活用に関する目標としては、「人に愛され、人を魅了する個性豊かなまちをつくります」中の「観光・ツーリズムの振興」中の「文化財などを活用した新たな魅力づくりの推進」に記載され、六郷満山文化を核として市のブランドイメージを強化し、地域住民や観光客に対して歴史・文化財への関心と理解を高めるため、情報発信等を強化するとしている。

とりわけ中山仙境（夷谷）については、同じく平成29年に指定された名勝「天念寺耶馬及び無動寺耶馬」とともに、新たに六郷満山文化のPRの核となる文化財の1つに位置付けられ、ロングトレイルやリトリートツーリズムの旅行プログラムのコンテンツに組み込むことが求められている。

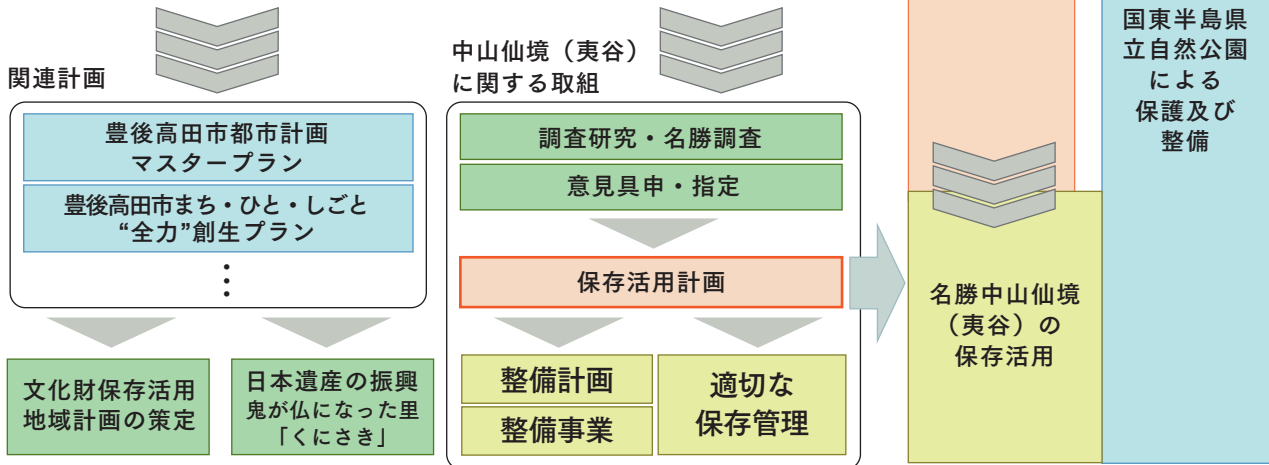
本計画は「第2次豊後高田市総合計画（改訂版）」に基づき、「名勝中山仙境（夷谷）の適切な保存・継承」及び「地域住民・観光客を魅了する名勝中山仙境（夷谷）のための方針策定」を実現するために、名勝中山仙境（夷谷）の保存活用の具体的な計画として策定したものである。

第2次豊後高田市 総合計画

将来像 千年ロマンと自然が奏でる交流と文化のまち

基本目標 地域を支える人を育み、人にやさしいまちをつくります
(5) 文化遺産の継承と芸術文化活動の推進

基本目標 人に愛され、人を魅了する個性豊かなまちをつくります
(3) 観光・ツーリズムの振興



第14図 豊後高田市の施策における本計画の位置付け

(5) 中山仙境（夷谷）の観光

中山仙境（夷谷）は昭和31年に瀬戸内海国立公園の一部に編入されて以降、国東半島に特徴づけられる岩峰群や仏教遺跡の観賞地として、登山客や参拝客などの観光客が訪れている。その為、中山仙境（夷谷）周辺には、観光施設がいくつか存在している。

平成7年に開業した夷谷温泉は、平成26年度に改修工事を行い、より快適に観光客に開放された施設に生まれ変わった。夷谷温泉も夷地区の観光拠点として、年間5万人から7万人の入湯者が訪れ、新型コロナウイルスの影響を除けば、入湯者数も増加傾向にある。

また、東夷の谷の奥にあり、中山仙境（夷谷）の岩峰の観賞スポットとなっている一路一景公園は、平成初頭に大分県の事業で再整備され、平成4年に完成した展望公園で、同じ東夷の石河内溜池の傍



第15図 夷谷温泉の入湯者数推移



写真24 夷谷温泉

にある焼尾公園に代わって、中山仙境（夷谷）のメインの展望台となっており、中山仙境（夷谷）を写した多くの写真もここから撮影したものである。

中山仙境の登山道についても、昭和30年代後期から40年代にかけて、学生の遠足や一般の登山客が訪れるようになっていたことが分かる。その後、平成初頭の整備事業で登山道が整備された他、夷耶馬農村公園（登山の拠点及び親水公園）の整備が行われ、旧香々地町の観光地の中心の1つとなっていった。現在の中山仙境の登山道の設備（登山道の擬木階段や鎖など）は、この頃の設置された部分が多い。あわせてソフト事業として、5月に行われる夷谷仙境春まつり、9月に行われる観月祭などもスタートして、現在でも地域の賑わいを創出する行事となっている。

平成27年には、九州で最初の本格的なロングトレイルコースであった国東半島峯道ロングトレイルが開通した。当初は西夷・妙現の登り口から中山仙境を横断して夷耶馬農村公園に至るコース（T-4）であったが、登山ガイドが整備され安全性が確保されたことから、オプションコースとして中山仙境を縦断するコースが併設されている。

現在進行中の取組としては、旧香々地町域の海岸部に位置する長崎鼻との連携を図る事業がある。長崎鼻にはキャンプ場があり、近年大規模なリニューアルが行われている。「花とアートの岬」と呼ばれ、春には菜の花、夏にはヒマワリが咲き誇り、平成25年に行われた国東半島芸術祭を契機に現代アートが多く配置され、令和2年には拠点施設として「不均質な自然と人の美術館」が開館した。

アートを配置した背景（国東半島の自然や歴史など）や、自然か



写真 25 一路一景公園



写真 26 一路一景公園からの眺め



第 16 図 国東半島峯道ロングトレイルのコース

ら受けるエネルギーとのインタラクティブな体験を演出する際、長崎鼻の海とあわせて、中山仙境の岩山を活用する話が出ている。長崎鼻と中山仙境は、距離にして10km程度しか離れておらず、本格的な海と山のアクティビティがこれほど近い位置で楽しめることを売りに、旅行商品の造成を計画しているところである。

元々西国東郡の国語科の教職員グループ・西高国語サークルが収集した西国東郡の民話を、大分合同新聞で連載していた企画である「ほとけの里の民話」は、西国東郡の名所旧跡などに関連する民話の看板を設置し、絵本『ほとけの里の民話』にも再編集されている（現在は、豊後高田市の民話のみを集めて再編集がなされており、3歳になった子どもに贈られるブックスタート事業に活用される他、豊後高田市立図書館での読み聞かせの番組などにも利用されている。）。

夷地区では「兄弟割石の話」「釣り鐘狩り場の話」が掲載され、東夷と西夷にそれぞれ民話の看板が設置してあり、多くの人の目に留まっている。



写真 27 不均質な自然と人の美術館



写真 28 「兄弟割石の話」の看板

(6) その他の法令

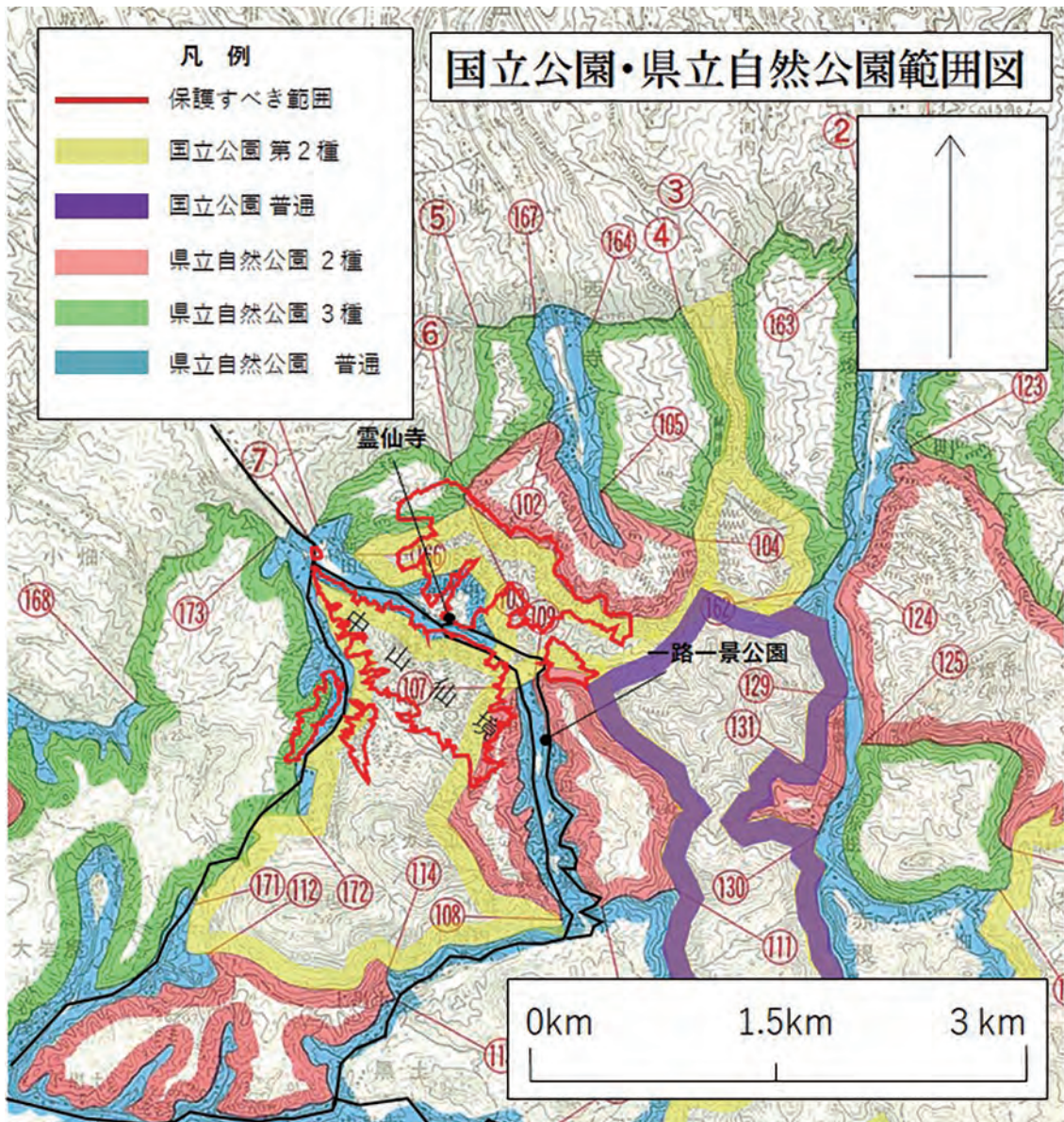
○自然公園法に基づく瀬戸内海国立公園の範囲

昭和31年5月1日、瀬戸内海国立公園の最西端に位置する大分県の園地の中で、仏教文化遺跡の観賞と瀬戸内海的好展望地を特色とする、両子・文殊山周辺も含めて新たな指定地として追加した。

中山仙境(夷谷)の内、両子山の噴火によって形成された特徴的な岩峰群の範囲は瀬戸内海国立公園の一部となっている(第2種特別地域)。特別地域内で特定の行為を行う場合は、自然公園法第20条第3項に基づく申請手続きが必要である。

○大分県立自然公園条例に基づく規制(国東半島県立自然公園)

中山仙境(夷谷)の内、瀬戸内海国立公園の指定地でない部分は、国東半島県立自然公園に指定されている範囲である。区域内において一定の基準を超える建築物・工作物の新築・増改築、広告物等の掲出・設置、土地の形状変更などについては、大分県立自然公園条例第15条第1項による大分県知事への届出が必要である。



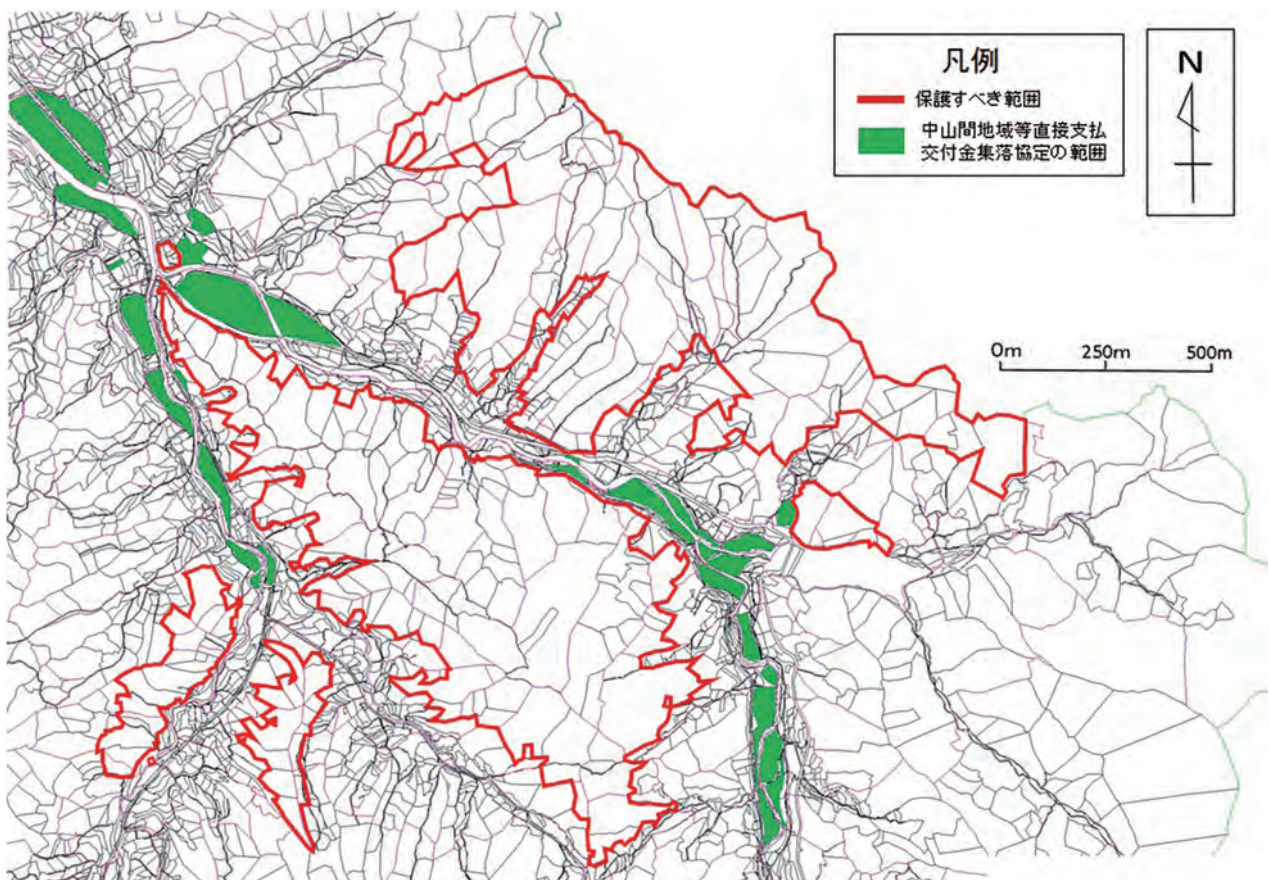
第17図 国立公園・県立自然公園範囲図

○農地法・農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制

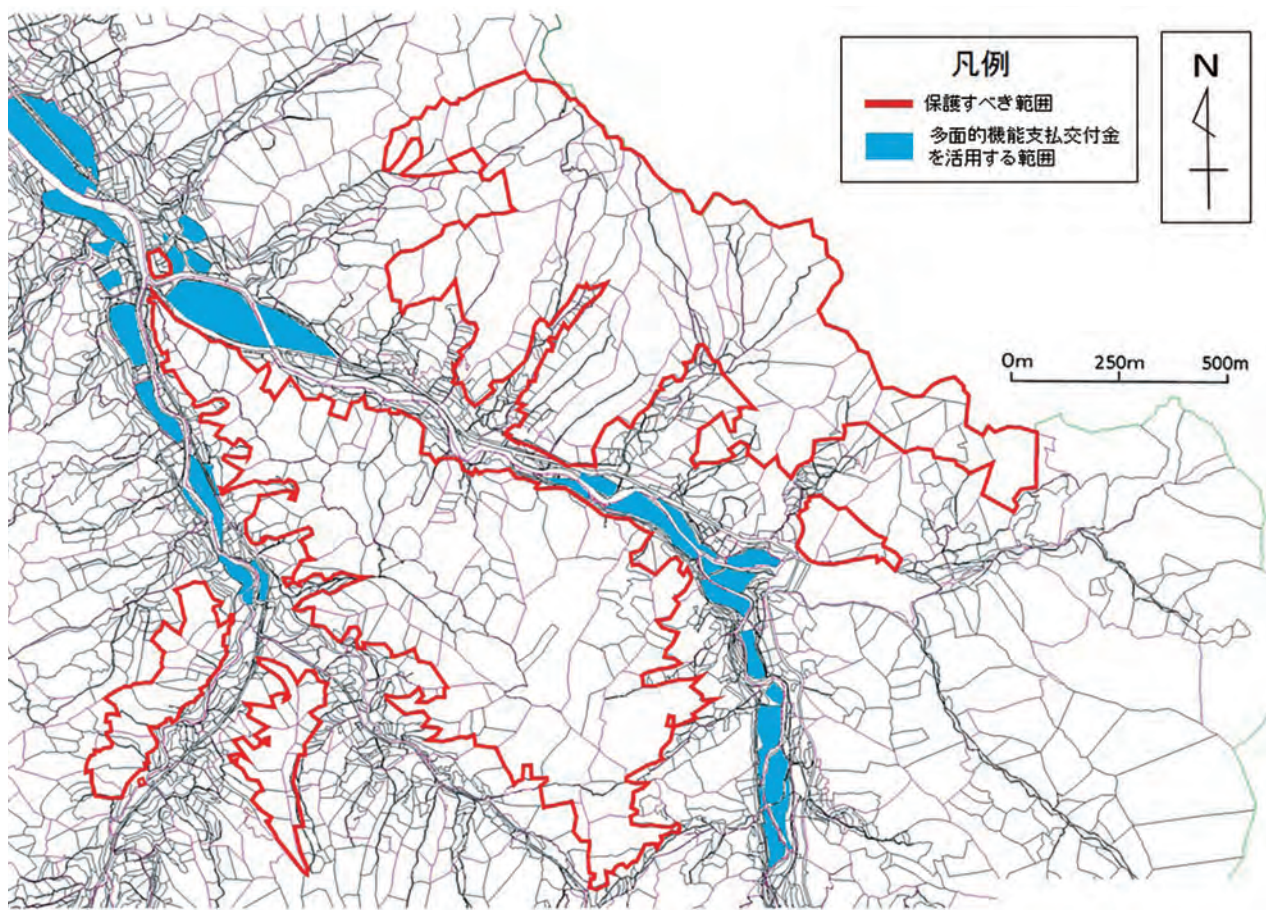
農地法に基づく農地は、転用を行う場合に市農業委員会の許可を受ける必要がある。夷地区では、竹田川・西夷側沿いに圃場整備が行われた農地がある。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農振農用地は、原則として住宅や工業用地など農業以外の用途に利用することができない。特別な事情があり、農用地の転用を図る場合は、農用地区域からの除外を申請する必要がある。

また、中山間地域が多い夷地区においては、農林水産省の「中山間地域直接支払交付金集落協定」による取り決めによる取組や、「多面的機能支払交付金」を活用した圃場や里山の維持のための活動が実施されている。



第 18 図 中山間地域等直接支払交付金集落協定の範囲



第 19 図 多面的機能支払交付金を活用する範囲

○森林法に基づく規制

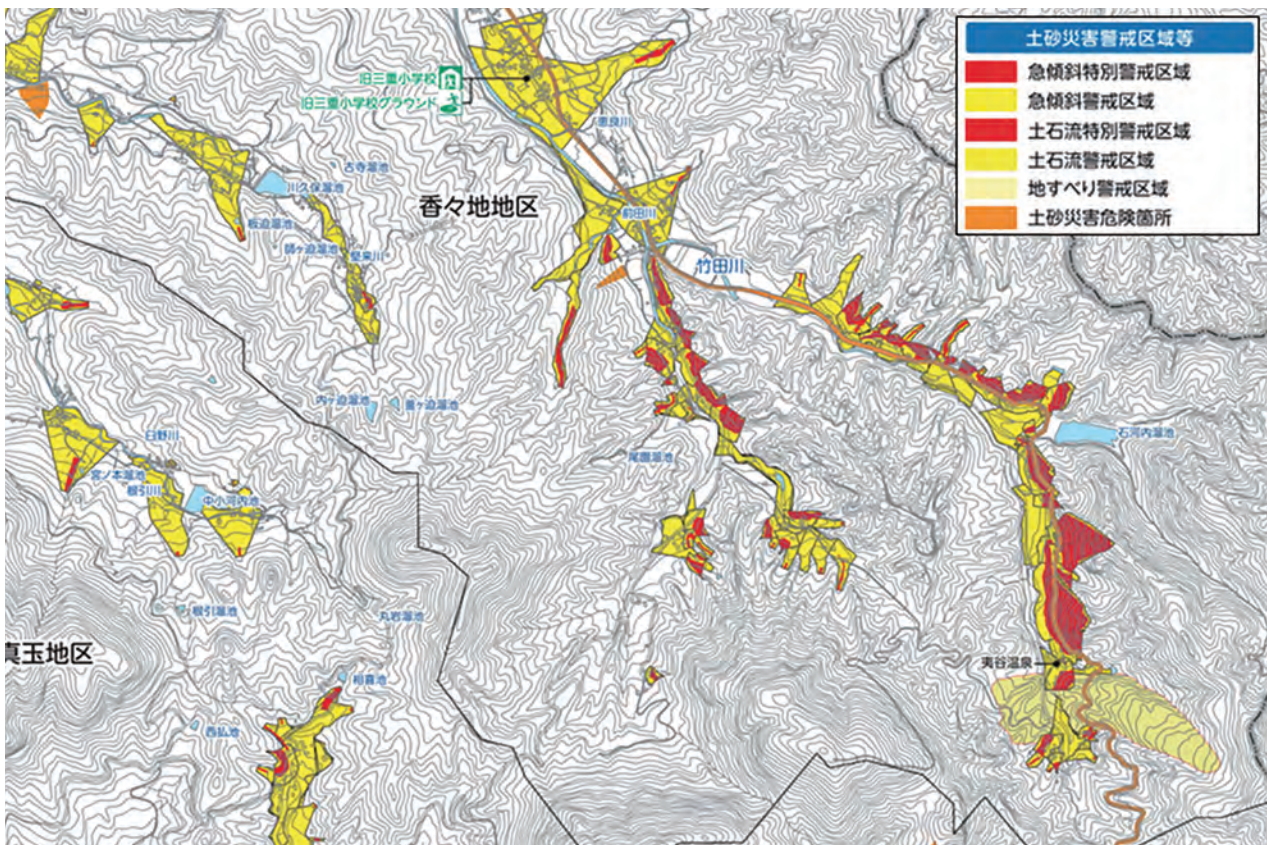
森林法に基づく森林は、伐採及び伐採後の造林を行う際には、森林法に基づき、豊後高田市に届出を行う必要がある。なお、中山仙境（夷谷）の指定地には、保安林となっている土地はない。

○土砂災害危険個所に基づく注意喚起区域（土石流危険渓流・急傾斜地崩落危険個所）

土砂災害（土石流が発生する恐れのあると認められる河川、急傾斜地の崩壊）の恐れがある箇所を1/25,000地形図上から想定した範囲。法的な位置付けはないものの、大雨等の災害に対して警戒を要する。なお、上記区域は、「豊後高田市津波・土砂災害ハザードマップ」で範囲設定されており、地域住民には周知されている。

近年多発している局所的なゲリラ豪雨や線状降水帯による集中豪雨による被害は、いつ、どこで発生してもおかしくない状況であり、土砂災害の発生リスクのある箇所については、土壌や岩の間から水が出てきたりしていないかなど、日頃から把握しておきたい。

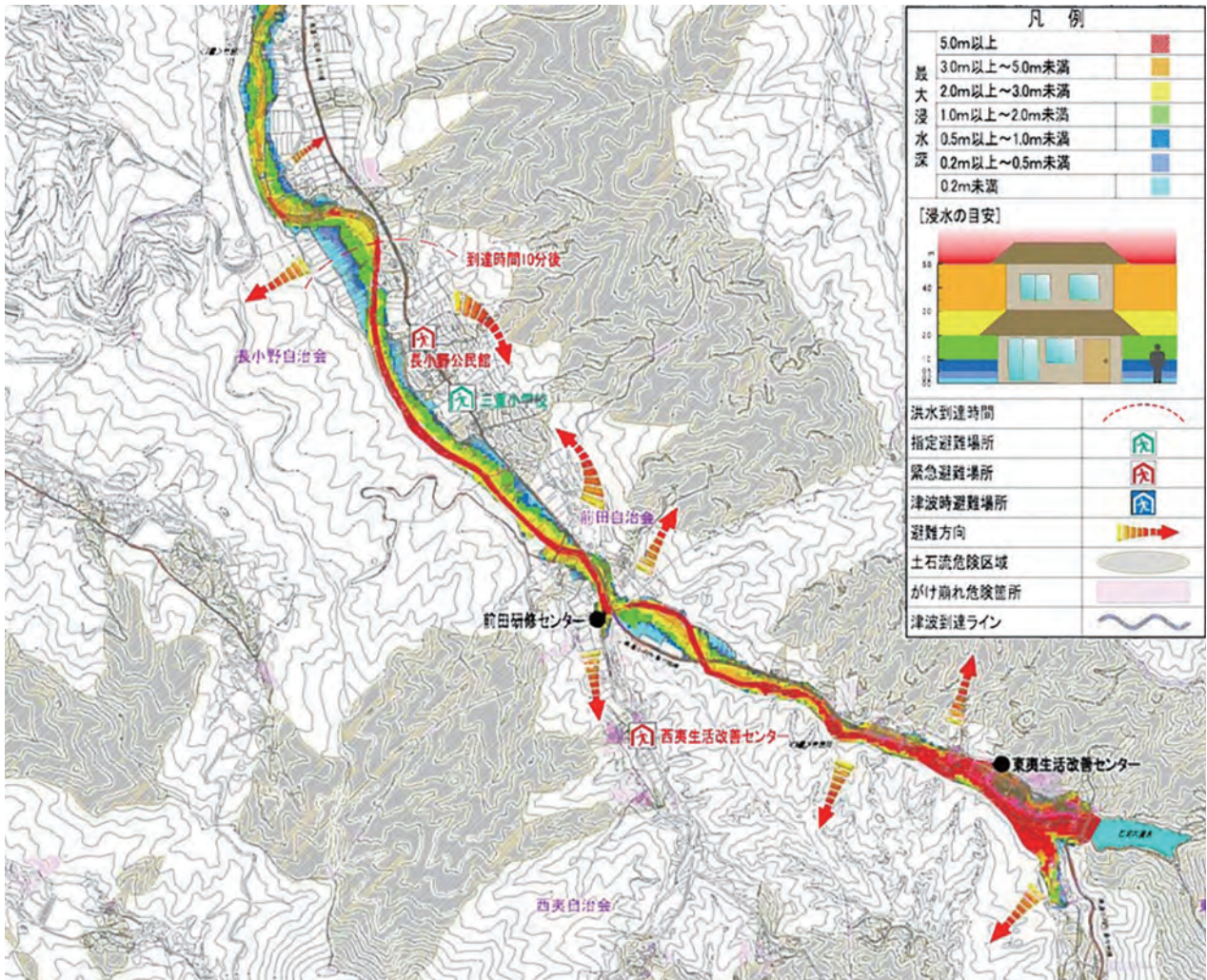
「豊後高田市津波・土砂災害ハザードマップ」に掲載される土砂災害警戒区域は、生活・居住に関連する範囲が主に範囲となっているため、中山仙境（夷谷）の大部分を占める山林については記載されていない。雨天時の登山は実施しないように呼び掛けるだけでなく、大雨の後には土砂崩れなどが発生していないかの確認を行う必要もある。



第 20 図 夷地区周辺の土砂災害警戒区域（『豊後高田市津波・土砂災害ハザードマップ』より）

○農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく注意喚起区域

防災重点農業用ため池が決壊した際の洪水被害の恐れのある箇所を 1/25,000 地形図上から想定した範囲。夷地区の場合は、東夷の石河内ため池が大雨で満水となった後に決壊した際の被害の状況を想定し「豊後高田市ため池ハザードマップ」にまとめて、地域住民には周知されている。



第 21 図 夷地区周辺のため池による洪水の注意喚起区域（豊後高田市ため池ハザードマップより）

(7) 夷地区住民アンケートの実施について

夷地区の住民における名勝「中山仙境（夷谷）」や地域自体に対するイメージや、行政等で実施する取組に対する関心度について調査をするべく、住民アンケートを実施した。期間は令和3年12月27日から令和4年1月22日まで、地区の18歳以上の住民を対象とし、74件の回答を得ることができた（詳細のアンケート結果は、資料編の資料2（149ページ）に掲載している）。設問は以下の6問。

Q1. 夷地区や中山仙境（夷谷）の風景は素晴らしいと思いますか？

→特に何が素晴らしいと思いますか？

Q2. 夷地区や中山仙境（夷谷）の風景を守るために何かしたいと思いますか？また、何かしていますか？

→特に何をしたいですか？（何をしていますか？）

Q3. 文化財・自然公園に関するルールを理解していますか？

Q4. 夷地区にとって、景観保護にどのようなメリットがあると思いますか？

Q5. 今後、力を入れたい、入れて欲しい取組はありますか？

Q6. 気になる点、ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

Q1 に関しては、国立公園や県指定名勝としての普及がしっかりなされており、90%を超える住民が地域の風景に愛着を持っていることが分かった。世代間の差はほぼ見られなかった。

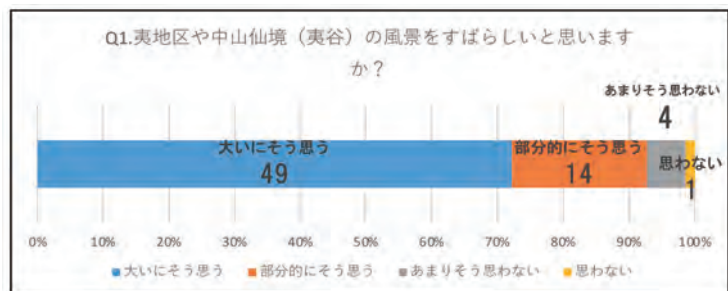
Q2 の景観保護に関する興味関心を問う設問では、約70%の住民に興味関心があることが分かった。

Q3 の法令等への理解については、指定後間もないこともあり、計画策定を契機に、説明会等に取り組む必要がある。

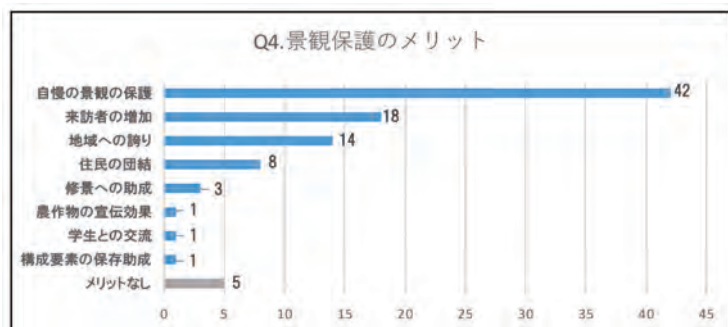
Q4 の景観保護のメリットについて問う設問では、「自慢の景観を保護できる」が圧倒的に多く、「来訪者の増加」「地域への誇り」と続いた。

Q5 の取組別の関心度を問う設問では、「観光振興」「自然保護」「歴史的建造物の保護」と続き、観光振興に高い関心があることが分かった。

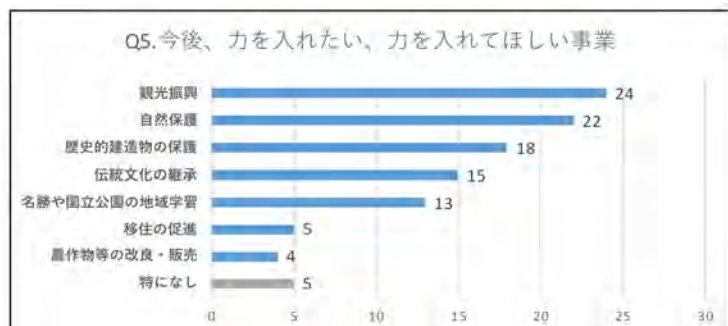
Q5 の回答数については、若い住民の方が多数を回答しており、名勝の保存活用に関する各種取組への期待が高いことが分かった。



第22図 夷地区住民アンケート（風景への愛着を問う設問）



第23図 夷地区住民アンケート（景観保護の利点を問う設問）



第24図 夷地区住民アンケート（取組別の関心度を問う設問）

重要文化的景観に選定されている田染小崎地区においても、令和元年度にほぼ同様のアンケートを実施しており、様々な条件が異なるため単純な比較はできないが、文化財の特性やこれまでの取組内容によって、差が生じることも明らかになった。

第5節 中山仙境（夷谷）の特徴

中山仙境（夷谷）は、豊後高田市北東部の夷地区に林立する大規模な岩峰群と、六郷山寺院による境内地・信仰の場からなる名勝である。夷地区は2筋の谷（東夷・西夷）から構成され、東夷と西夷の谷の中央を縦断する岩峰群を「中山仙境」と呼んでいる。

中山仙境は中世には六郷山寺院の修行場として拓かれ、江戸時代には民衆の巡礼の道となり、戦後には登山の目的地として多くの人々が訪れており、それぞれの時代の石造物や記録が残されている。山頂の高城からの眺望は、夷谷全域から周防灘まで見通せるもので、展望地点としても優れている。

夷谷には六郷山寺院の「夷岩屋」が展開し、全域に岩屋や磨崖五輪塔などを伴う坊跡や、地名から確かめられる中世以来の耕地が所在する。霊仙寺・実相院・六所神社の一带には、江戸時代中期以来の建造物や石造物などが多く残されている。

夷地区は国東半島の山間部に位置し、桜や山藤、蛍や雪など、季節によって様々な風物詩を愉しむことができ、江戸時代後期には国学者・高井八穂によって「夷谷八景」が選定された。豊かな自然が残されており、貴重な植物が生育しているほか、秋には紅葉・黄葉も各所で見られる。

また、伝統的な祭祀や民話が多く残っている地域で、独特な民俗風習が夷地区の大きな魅力の1つとなっている。国東半島では早い時期に成立したとされる夷里神楽や、庚申塔に笠餅をかぶせる独特な神事が残る「まちあげ」が存続しており、兄弟割石や隠山軍談などの民話が現地の風景と紐づいて伝わっている。

現在の夷地区は、豊後高田市内でも過疎の地域で、平成23年度には最寄りの三重小学校が廃校になるなど、高齢化が進む地域であるが、中山仙境（夷谷）以外にも多くの文化財が所在し、瀬戸内海国立公園の指定地でもあるなど、地域資源が豊富な地域である。豊後高田市や地域振興グループでは、中山仙境（夷谷）や夷地区の資源を使った地域おこしの取組を多数実施している。

豊後高田市総合計画の中では、「観光・ツーリズムの振興」項目の中で、国東半島峯道ロングトレイルや夷谷温泉を活用した観光振興を掲げており、近隣の観光スポットである長崎鼻などとも連携した旅行商品の造成などが検討されている。また、中山仙境（夷谷）は、日本遺産『鬼が仏になった里「くにさき」』の主要な構成要素にも位置付けられている。

中山仙境（夷谷）を保護することは、豊後高田市教育委員会文化財室が取り組む六郷山寺院の遺跡や中世以来の美しい景観の保護を行うという、文化財・景観保護の大方針の一部に位置付けられる。また、中山仙境（夷谷）は、旧香々地町のエリアの核となる文化財の1つであり、郷土愛醸成や地域振興の素材として活用してきている。

第3章 名勝指定地の価値

第1節 指定説明と指定地

平成30年10月15日付け文部科学省告示第190号により、「中山仙境（夷谷）」は国の名勝に指定された。指定理由等の概要及び指定地の範囲は以下の通りである。

○指定面積

1,642,341.93㎡（市有地：14,954.93㎡ 民有地：1,490,079.00㎡ 社寺有地：137,308.00㎡）

○指定基準（特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）

名勝の部 五 岩石、洞穴

名勝の部 十一 展望地点

○指定説明

夷谷は、国東半島の北西部、北に向かって流れる竹田川の中流域に所在し、東夷と西夷の二つの谷からなる一帯の地域の総称である。東夷と西夷の間には岩塊からなる丘陵があって、耶馬溪層凝灰角礫岩の風化と侵食によって形成された独特な岩峰群は、イブキシモツケイワヒバ群落やイワシデ群落などの植生を伴って四季を通じ固有の風致景観を呈している。この岩峰群が織りなす山容は、今日、中山仙境と呼ばれている。

長小野村の庄屋に伝えられてきた『余瀨文書』に含まれる「僧行源解案」（長承四年〈一一三五〉）には、平安時代におけるこの地域に樹叢が深く繁り、人跡が絶える土地柄であったことが記されている。その様子を「大魔所」と名付けた行源をはじめとする住僧たちは、幾多の苦勞を重ねて、信仰の拠点である「坊」と「坊集落」（住僧の居住地）、そして、その生活基盤を支えるため狭隘な土地に「払」（小規模な耕地）を少しずつ整え、六郷山寺院群の中山本寺のひとつ「夷石屋」の広大な境域を切り拓いた。それらの坊や払の所在は現在の地名にも数多く窺うことができる。また、東夷において平安時代以来の木造仏や磨崖仏を伝える霊仙寺、実相院の境内地に並ぶ六所神社の本殿が鎮座する大きな岩陰には講堂跡に比定されるべき礎石群などが遺存し、中世において、この場所が夷石屋の中核をなしていたことを示している。戦国時代になると、大友氏の重臣で屋山の院主や六郷山別当職を務めた吉弘氏の支配が及び、夷石屋は手厚く庇護された。江戸時代初頭には国東半島の支配が分割され、夷石屋も、小倉藩、杵築藩の領有を受けた後、一時天領ともなり、正徳二年（一七一二）には延岡藩の飛び地預かりとなったが、いずれも夷石屋への関心は薄く、往時の隆盛は衰えた。その一方で、地元住民の尽力により、東夷に六郷山寺院群の系譜を引いて、宝永七年（一七一〇）には霊仙寺が、享保二年（一七一七）にはその隣に実相院が、今日に続くかたちでそれぞれ境内地を整えられた。文政二年（一八一九）には、本居宣長に師事し、古典和歌を蒐集・研究した国学者・高井八穂（生没年不詳）が、夷谷一帯に、「楽庭櫻花」、「藤谷藤花」、「夷川螢火」、「高城秋月」、「大平峯雪」、「車橋夜雨」、「霊仙晚鐘」、「六所宮燈」の八つの優れた情景を見出し、和歌を添えて「夷谷八景」を称え、その風情は今日にまで伝えられている。

こうした古代以来の夷石屋に起源する中山仙境（夷谷）は、「中山仙境」とこれを挟んで臨む「東夷」

と「西夷」の三つの地域から成る。

中山仙境は、中世以降において山岳修験の場となっていったと推定されるが、江戸時代以降において尾根筋の要所に石造物が据えられ、民衆に開かれた霊場として定着したものと考えられている。中山仙境の名称が人口に膾炙するようになるのは主として近代以降のことであり、大正十二年の『西国東郡誌』に初出を窺うことができる。その風致景観は、丘陵を覆う樹叢から突き出て屹立し、尾根線上に連なる岩峰群によって特徴づけられ、今日において、それらは、七福岩、烏帽子岩、白岩、馬の背、高城、大仏岩、窓岩などと称される。なかでも最高所となる高城（標高三一六・九メートル）の頂部からは、岩林ともいふべき風景を周囲に臨むとともに、遠く北東方には周防灘をも一眸に収め、展望の枢要をなす。

東夷は中山仙境の北東に位置し、竹田川右岸の河岸段丘上には、夷石屋根本院のあった地に夷山靈仙寺、夷山実相院、六所神社の古刹が連担して、古くからの六郷山信仰の縁をよく伝え、その背後には中山仙境と谷を挟んで不動岩、くじら岩、高岩と呼ばれる岩峰が連なる。その対岸の中山仙境の麓には靈仙寺に関わる旧墓所があって、五輪塔をはじめとして二〇〇基を超える中世石造物群や磨崖連碑、磨崖五輪塔などが所在し、その前面には、高さ八メートル、差し渡り十四メートル余りで縦に大きな割れ目のある巨石がある。西夷は中山仙境の南西に位置し、南北朝時代から室町時代にかけての道園線彫板碑や梅ノ木磨崖仏などが中世以来の夷谷の信仰を伝えるとともに、江戸時代中後期において西国東地域に多くの石造物を遺し、仏師・石工として活躍した板井氏一族^{らんしょう}濫觴の地として知られる。西夷の竹田川支流の河畔にも、高さ九メートル、差し渡り十三メートル余りで縦に大きな割れ目のある巨石があって、東夷のものとともに兄弟割石と呼ばれ、その割れ目に入った人や鳥が閉じ込められるという民俗伝承が共有されてきたことから、中山仙境を挟んだ東夷と西夷の強い結び付きを今日に伝える固有の地物であるといえる。

以上のように、中山仙境（夷谷）は、古代以来の夷石屋に起源し、屹立した岩峰群の連なりは東夷と西夷の双方に臨んでこの地域の優れた風致景観を固有に特徴づけているものであり、名勝に指定して保護を図ろうとするものである。

（『月刊文化財』第 660 号 平成 30 年 9 月号より）

○文部科学省告示第 190 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝として指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 30 年 10 月 15 日

文部科学大臣 柴山 昌彦

【名 称】中山仙境（夷谷）

【所在地・地域】豊後高田市夷 3 1 1 筆ほか

豊後高田市夷字楽庭 6 2 9 番 1、6 3 1 番 2、6 3 2 番、6 3 3 番 1、6 3 3 番 2、6 3 5 番 1、6 4 5 番 2、豊後高田市夷字祇舎谷 7 2 8 番、豊後高田市夷字祇舎 7 3 2 番、7 3 4 番、7 3 5 番 2、7 3 6 番、豊後高田市夷字大石迫 7 3 7 番、7 3 8 番、7 3 9 番、7 4 0 番、7 4 1 番 1、7 4 1 番 2、豊後高田市夷字金敷 7 4 2 番 1、7 4 2 番 2、7 4 3 番、7 4 4 番、7 4 6 番、豊後高田市夷字十連 8 2 5 番、豊後高田市夷字野添 8 4 8 番、8 4 9 番、8 5 0 番、豊後高田市夷字松尾 8 5 1 番、豊後高田市夷字円徳 8 8 6 番、8 8 7 番、8 8 8 番、8 8 9 番、9 9 0 番、豊後高田市夷字猿神 9 3 7 番、9 3 8 番、9 4 0 番、9 4 1 番、9 4 5 番、9 4 6 番、9 4 7 番、豊後高田市夷字定本迫 9 4 9 番、9 5 9 番、9 5 2 番、9 5 4 番 1、9 5 4 番 2、豊後高田市夷字東南払迫 9 5 5 番 1、9 5 5 番 2、9 5 5 番 3、9 5 6 番、9 5 7 番、9 5 9 番、豊後高田市夷字根本 9 6 0 番 1、9 6 0 番 2、9 6 0 番 3、9 6 1 番、9 6 2 番、9 6 4 番、9 6 6 番、9 7 7 番、豊後高田市夷字東南払 9 7 8 番、9 8 4 番 1、9 8 4 番 2、9 8 8 番、9 9 0 番、9 9 1 番、9 9 9 番、1 0 0 0 番、1 0 0 2 番、1 0 0 3 番、1 0 0 4 番、1 0 0 5 番、1 0 0 8 番、1 0 0 9 番、1 0 1 3 番、1 0 1 4 番、豊後高田市夷字中川原 1 0 1 5 番、1 0 2 7 番、1 0 2 8 番、1 0 2 9 番、豊後高田市夷字宮ノ本 1 0 3 0 番、1 0 3 1 番 1、1 0 3 1 番 2、1 0 3 2 番、豊後高田市夷字宮山 1 0 3 3 番、1 0 3 4 番、1 0 3 5 番、1 0 3 7 番、豊後高田市夷字宮山奥 1 0 3 8 番、豊後高田市夷字水船 1 0 4 0 番、1 0 4 1 番、1 0 4 2 番、1 0 4 3 番、1 0 4 4 番、1 0 4 5 番、1 0 4 6 番、豊後高田市夷字東城 1 0 4 7 番、1 0 4 8 番、1 0 5 0 番、1 0 5 3 番、豊後高田市夷字吹原 1 0 5 5 番、1 0 5 6 番、1 0 6 2 番、1 0 6 3 番、豊後高田市夷字薄原 1 0 8 0 番、1 0 8 1 番、1 0 8 3 番、1 0 8 5 番、1 0 8 6 番、豊後高田市夷字藤ヶ谷 1 0 8 7 番、1 0 8 8 番、1 0 8 9 番、1 0 9 2 番、豊後高田市夷字心吉 1 0 9 3 番、1 0 9 4 番、1 0 9 5 番、1 1 0 3 番、1 1 1 0 番、豊後高田市夷字城ノ本 1 1 1 6 番、1 1 1 7 番、豊後高田市夷字行知払 1 1 7 4 番、1 1 7 8 番、1 1 8 0 番、1 1 8 3 番、1 1 8 4 番、豊後高田市夷字三助 1 2 7 8 番 1、豊後高田市夷字船ヶ迫 1 2 7 9 番 1、1 3 0 4 番 1、1 3 0 7 番、豊後高田市夷字尾園 1 3 0 8 番、1 3 1 0 番、1 3 1 1 番、1 3 1 2 番、1 3 1 3 番、豊後高田市夷字奥船ヶ迫 1 3 1 4 番、1 3 1 5 番、1 3 2 2 番、1 3 2 3 番 1、1 3 2 3 番 2、1 3 2 3 番 3、1 3 2 4 番、1 3 2 5 番、豊後高田市夷字羅根 1 3 2 8 番、1 3 3 1 番、1 3 3 3 番、1 3 3 4 番、豊後高田市夷字奥山 1 3 5 0 番、1 3 5 1 番、1 3 7 1 番、豊後高田市夷字窓岩 2 0 4 8 番、2 0 8 9 番、豊後高田市夷字流田 2 0 9 8 番、2 0 9 9 番、2 1 0 1 番、豊後高田市夷字大畑 2 1 8 2 番、2 2 0 5 番、豊後高田市夷字庵十払 2 2 5 8 番、2 2 6 0 番、2 2 6 9 番、豊後高田市夷字今夷 2 2 9 5 番、2 3 1 3 番 1、2 3 1 5 番 1、豊後高田市夷字隠山 2 3 1 9 番、2 3 2 0 番、2 3 2 5 番、2 3 2 6 番、2 3 2 7 番、2 3 3 0 番、2 3 3 1 番、2 3 3 3 番、2 3 3 6 番、豊後高田市夷字殿迫 2 3 3 7 番 1、2 3 3 7 番 2、2 3 3 8 番 3、豊後高田市夷字影平 2 3 4 6 番 1、2 3 5 2 番、2 3 5 7 番 1、2 3 5 9 番 1、豊後高田市夷字城ノ迫 2 3 6 4 番、2 3 6 5 番、2 3 6 6 番、2 3 6 7 番、2 3 6 8 番、2 3 6 9 番、2 3 7 0 番、2 3 7 1 番、豊後高田市夷字石城 2 3 7 4 番、2 3 7 5 番、2 3 7 6 番、2 3 8 5 番 1、2 3 9 5 番、2 4 0 0 番、2 4 0 1 番、2 4 0 5 番、2 4 0 6 番、豊後高田市夷字中岩 2 4 1 1 番、2 4 1 2 番、豊後高田市夷字萱ノ木 2 4 1 4 番、2 4 1 6 番、2 4 1 7 番、2 4 1 8 番、2 4 3 3 番 2、2 4 3 4 番、2 4 3 5 番、2 4 3 6 番、2 4 3 7 番、2 4 4 0 番、2 4 4 1 番、2 4 4 2 番、2 4 4 3 番、2 4 4 4 番、豊後高田市夷字紫竹 2 4 4 5 番、2 4 4 6 番、2 4 5 2 番、2 4 5 9 番、2 4 6 8 番、2 4 7 0 番 1、2 4 7 0 番 2、豊後高田市坊落 2 4 7 5 番 1、2 5 0 9 番 1、2 5 0 9 番

2、2510番、2513番1、2520番1、豊後高田市夷字尾鼻2531番1、2532番、2533番、2540番、豊後高田市夷字岩ノ下2549番、2559番、豊後高田市夷字田代2571番、2576番、2577番、豊後高田市夷字田中2591番、2592番、2595番、2596番、2597番、2602番、2611番1、2612番、2613番、2615番、2616番、2617番、豊後高田市夷字妙現2669番1、2672番、2673番1、2673番2、2673番3、2681番、2685番、2686番、2688番1、2688番2、2689番、2690番1、2690番2、豊後高田市夷字阿弥陀越2691番1、2691番2、2692番1、2692番2、2693番、豊後高田市夷字一戸2694番、2695番、2696番1、2697番、豊後高田市夷字平多尾2698番、2701番、2702番、豊後高田市夷字荒谷2702番、豊後高田市夷字小野2811番、豊後高田市夷字小豆迫2818番、2820番、豊後高田市夷字芋ノ迫2825番1、2827番、2830番1、2831番1、2832番、豊後高田市夷字一ノ迫2911番、豊後高田市夷字宮ノ上2912番、2918番、2920番2、豊後高田市夷字梅ノ木2950番1、2951番、2952番、豊後高田市夷字西ノ畑2962番、2963番、豊後高田市夷字中3047番、3048番、3065番1、豊後高田市夷字半田3340番、豊後高田市夷字割石3362番、3363番、3365番2、3369番1、3371番、豊後高田市夷字日懸3373番1、3375番1、3376番、3388番、3389番、3390番、3391番、豊後高田市夷字竹ノ中3393番、3394番、3396番、3401番、豊後高田市夷字桑ノ木3448番、3450番、豊後高田市夷字尾園3453番、豊後高田市夷字狩場城地5146番2、5148番、豊後高田市夷632番と631番1・633ばん1・633番2に挟まれる道路敷、夷734番と736番に挟まれる道路敷、夷738番と746に挟まれ夷562番と741番2に挟まれるまでの道路敷、夷849番と851番に挟まれる道路敷、夷940番と945番に挟まれ夷742番1と742番2に挟まれるまでの道路敷、夷1005番と1003番・1004番・1009番に挟まれる道路敷、夷1031番1と1031番2に挟まれる道路敷、夷1094番と1095番に挟まれ夷1037番と1038番に挟まれるまでの道路敷、夷1042番と1045番に挟まれ夷1050番と1085番に挟まれるまでの道路敷、夷1045番と1046番に挟まれる道路敷、夷1055番と1081番に挟まれ夷1050番と1053番に挟まれるまでの道路敷、夷1063番に北接する道路敷、夷1310番と1312番・1313番に挟まれる道路敷、夷1178番に東接する水路と1183番に挟まれ夷1180番と1184番に挟まれるまでの道路敷、夷2433番2と2441番に挟まれ夷2443番と2444番に挟まれるまでの道路敷、夷2417番と2418番に東接する水路に挟まれ、夷2412番と2414番に挟まれるまでの道路敷、夷2395番と2401番に挟まれ夷2368番と2375番に挟まれるまでの道路敷、夷2346番1と2359番1に挟まれる道路敷、夷2182番と2205番に挟まれる道路敷、夷2701番1と2702番に挟まれ夷2098番と2101番に挟まれるまでの道路敷、夷2520番1と2531番1に挟まれ夷2337番1と2698番に挟まれるまでの道路敷、夷2443番と2445番に挟まれる道路敷、夷2442番と2412番・2416番に挟まれる道路敷、夷2673番1と2673番2・2690番1に挟まれる道路敷、夷2672番に南接する水路と2686番に挟まれ夷2692番1と2692番1に挟まれるまでの道路敷、夷3393番と3394番に挟まれる道路敷、夷3376番に囲まれる道路敷、夷3373番1と3375番1・3355番に挟まれる道路敷、夷3362番と3369番1・3371番に挟まれる道路敷、豊後高田市夷629番1と632番に挟まれ夷629番1と645番2に挟まれるまでの水路、夷960番2と960番3・961番に挟まれる水路、夷1015番に囲まれ夷1004番と1014番に挟まれるまでの水路、夷1088番と1094番に挟まれ夷1087番と1093番に挟まれるまでの水路、夷1080番・1081番・1083番の3筆に挟まれる水路、夷1178番と1183番に西接する道路に挟まれる水路、夷2418番と2414番に東接する水路、夷2374番と2401番に挟まれ夷2368番と2400番に挟まれるまでの水路、夷2338番3に囲まれる水路、夷2672番と2686番に北接する道路に挟まれ夷2688番1に北接する道路と2690番1に挟まれるまでの水路

○管理団体指定

平成 31 年 3 月 19 日付け文化庁告示第 16 号、文化財保護法（昭和 25 年法律 214 号）第 113 条第 1 項の規定により、名勝中山仙境（夷谷）を管理すべき地方公共団体として、豊後高田市が指定された。

文化財告示第 16 号

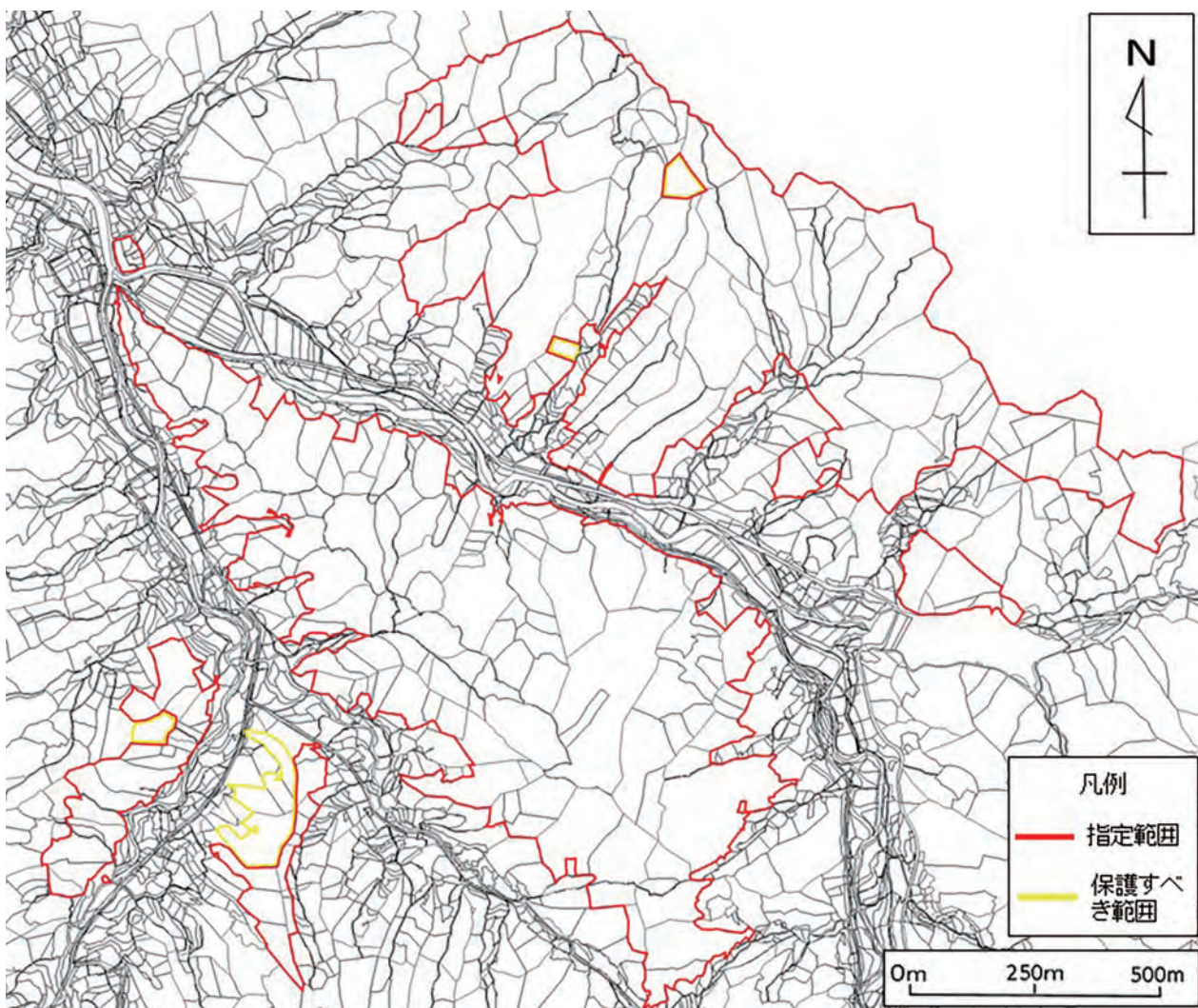
文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 113 条第 1 項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 31 年 3 月 19 日

文化庁長官 宮田 亮平

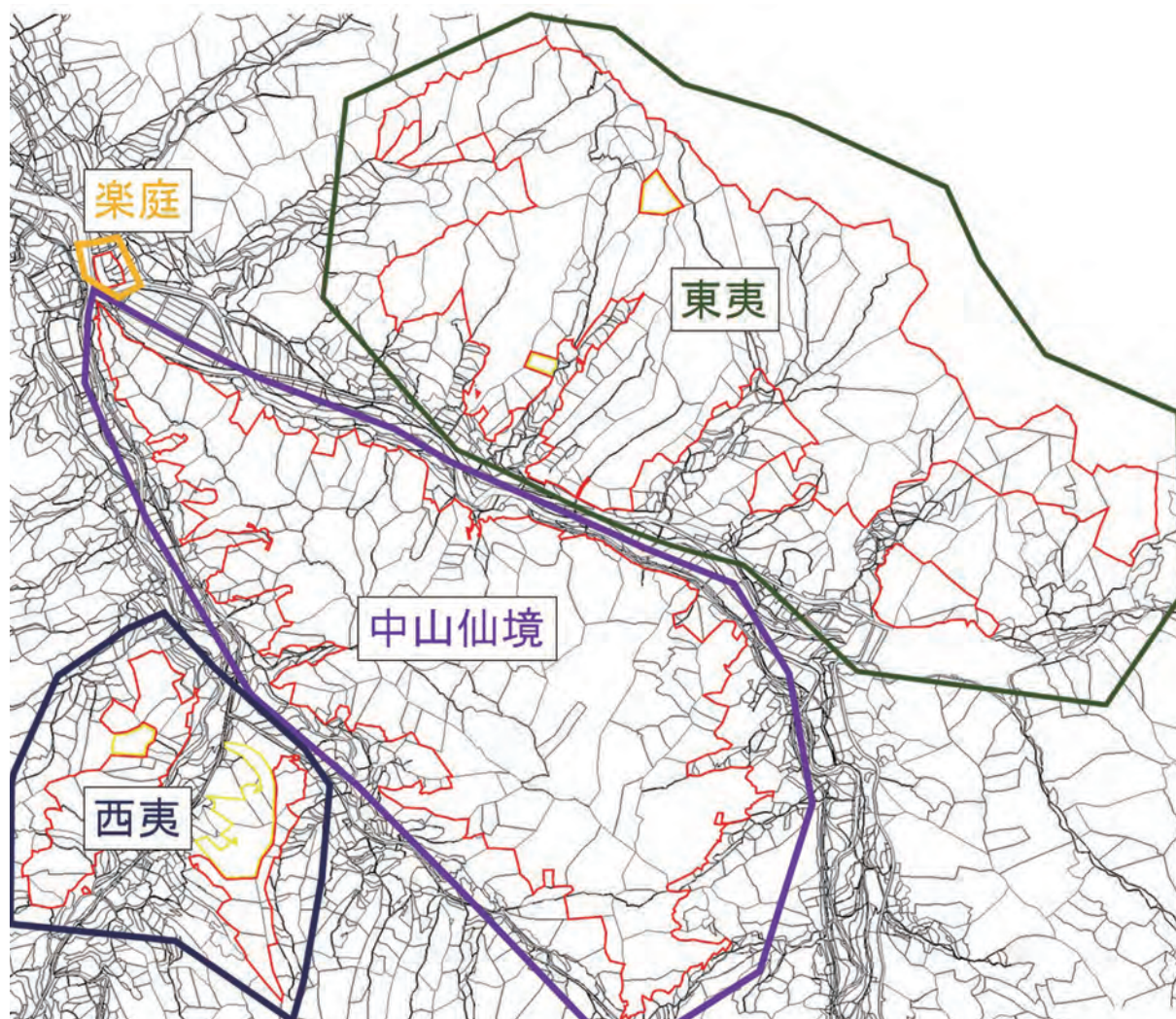
上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
中山仙境（夷谷）	平成 30 年文部科学省告示第 190 号	豊後高田市（大分県）

○名勝指定地の範囲

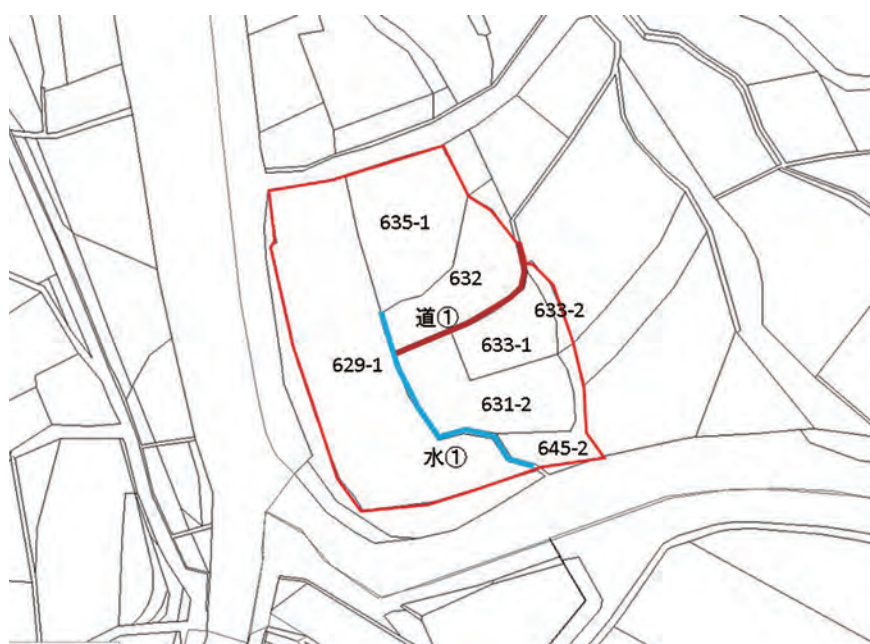


第 25 図 名勝中山仙境（夷谷）指定範囲（公図）

○名勝指定地の範囲（分割図）



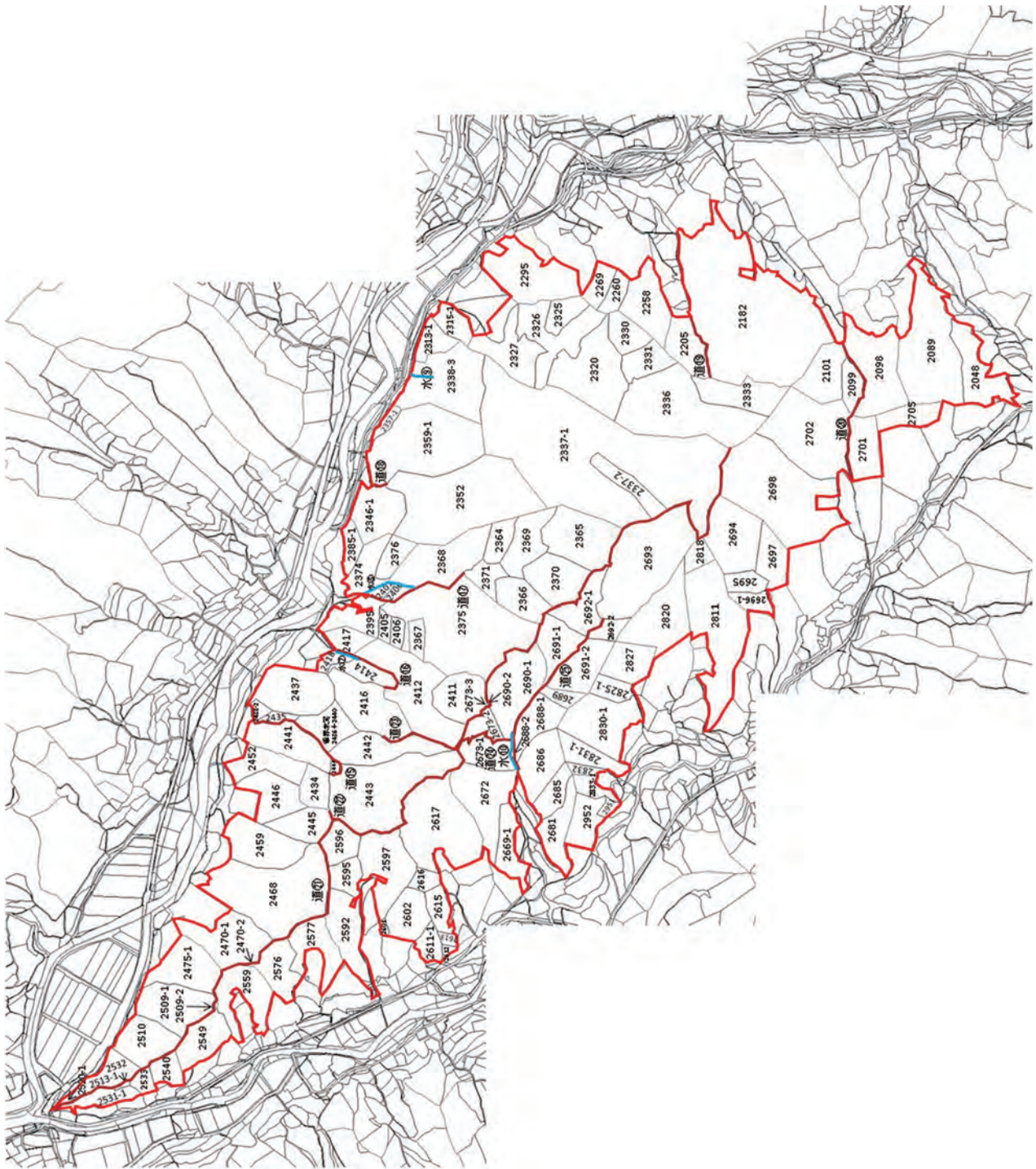
第 26 図 名勝中山仙境（夷谷）指定範囲 詳細図分割



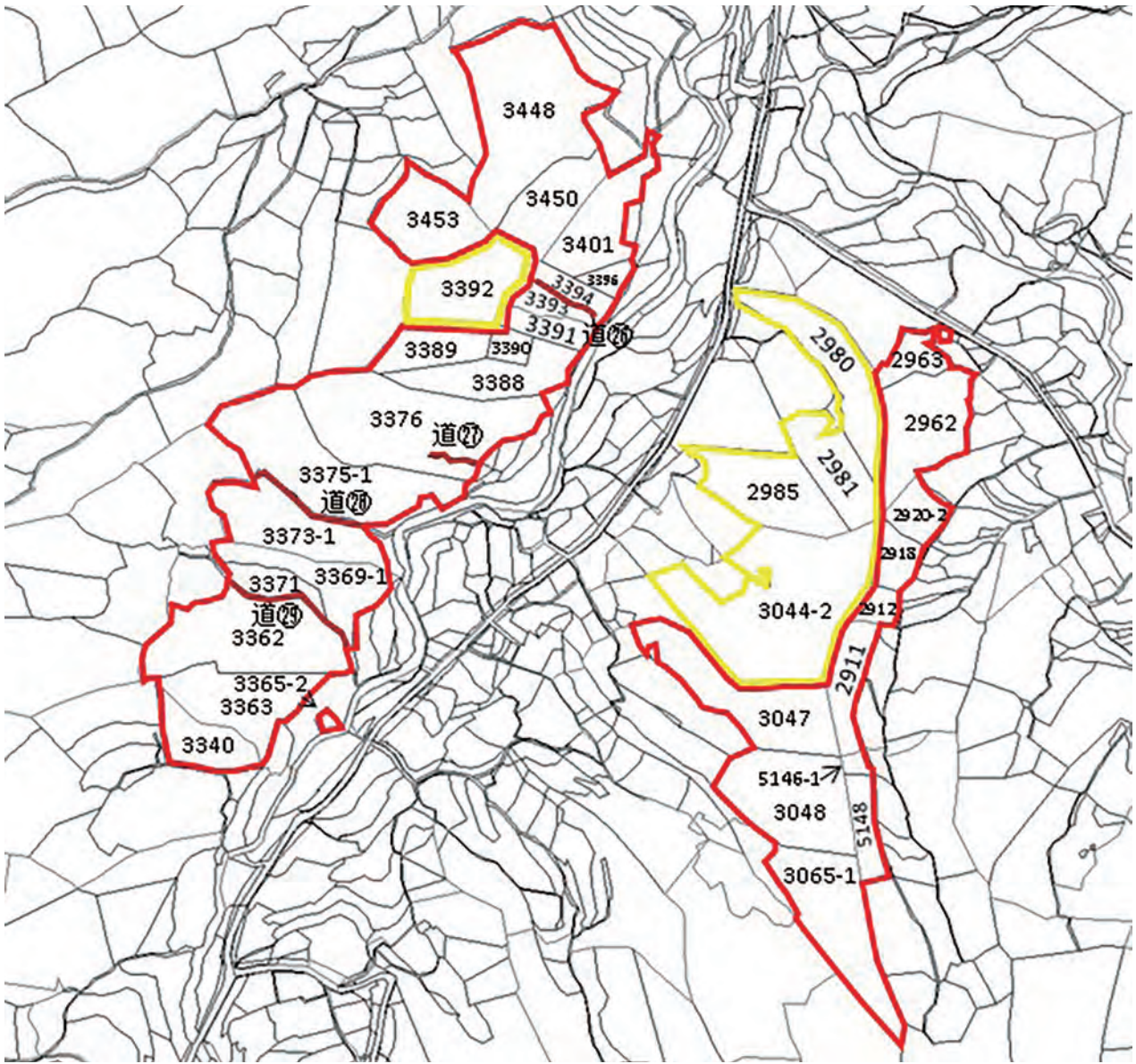
第 27 図 名勝中山仙境（夷谷）指定範囲 詳細範囲図（楽庭）



第 28 図 名勝中山仙境（夷谷）指定範囲 詳細範囲図（東夷）

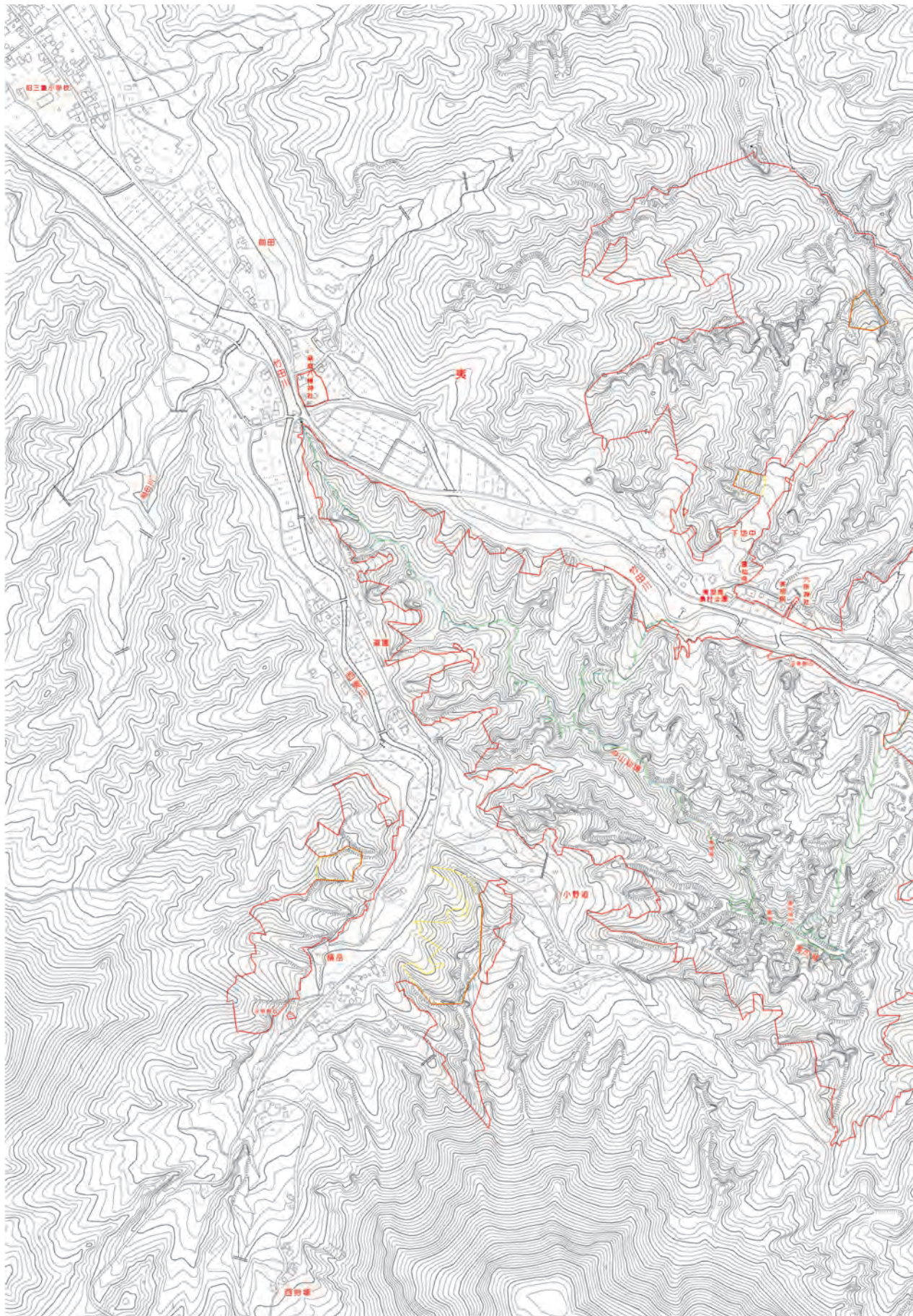


第 29 図 名勝中山仙境（夷谷）指定範囲 詳細範囲図（中山仙境）

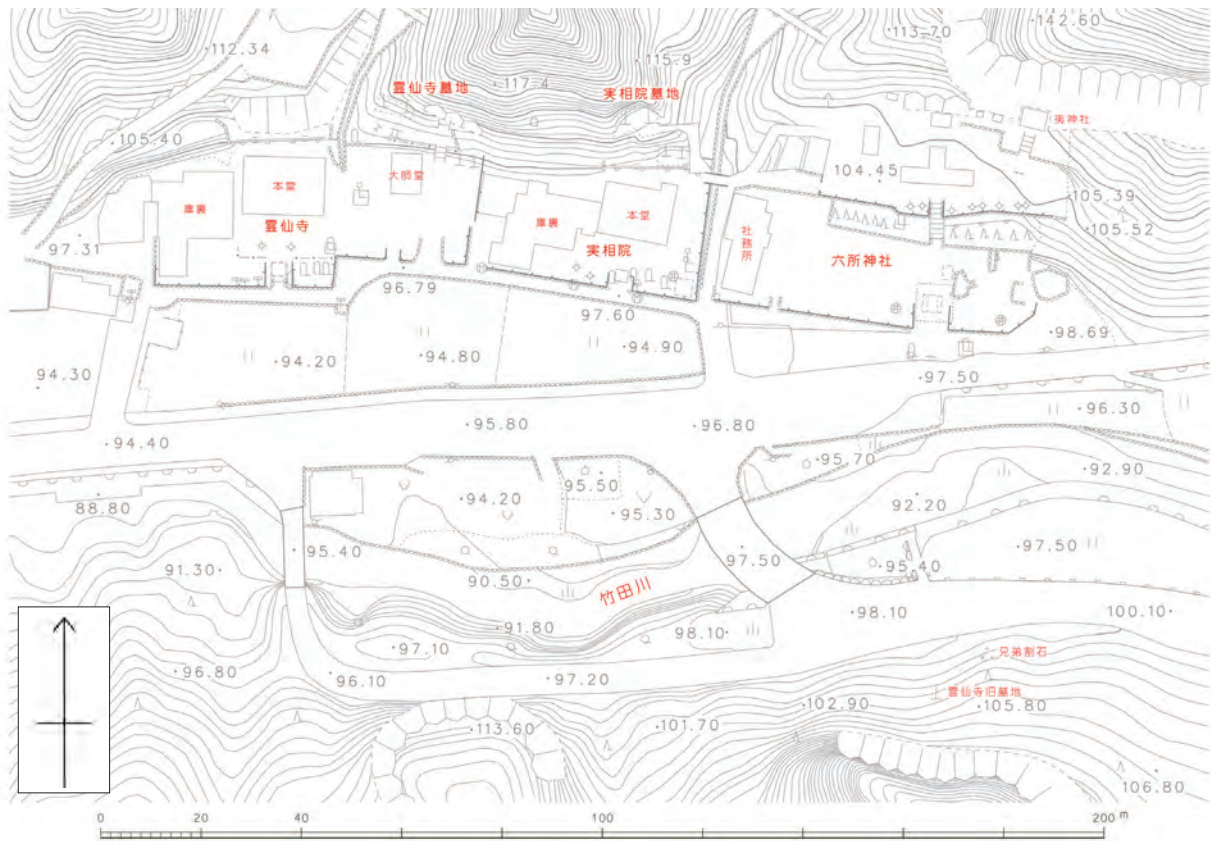


第 30 図 名勝中山仙境（夷谷）指定範囲 詳細範囲図（西夷）

○地形図

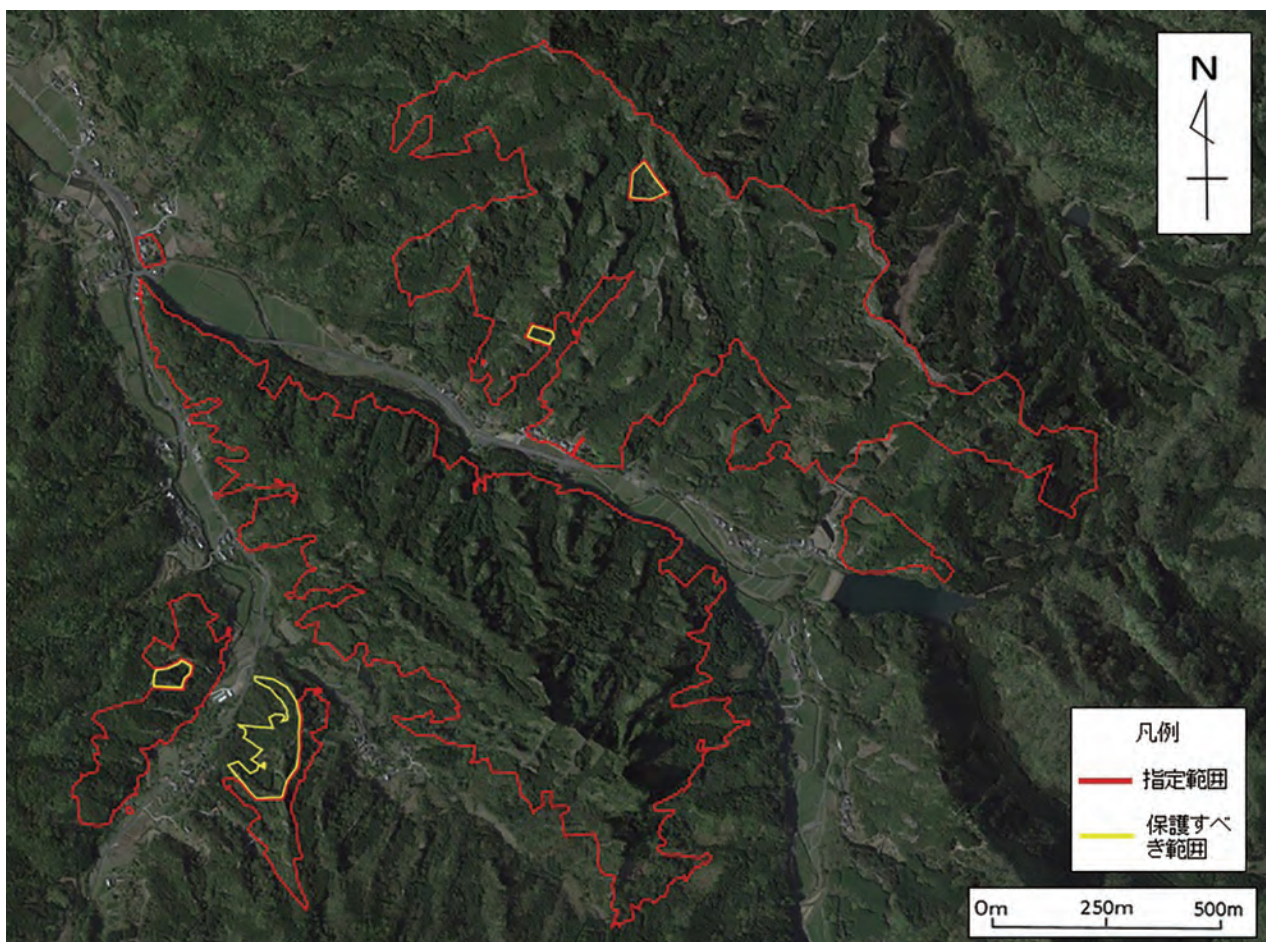


第 31 図 名勝中山仙境（夷谷）指定範囲（地形図）



第 32 図 中山仙境（夷谷）境内地周辺地形図

○航空写真



第 33 図 名勝中山仙境（夷谷）指定範囲（航空写真）

第2節 中山仙境（夷谷）の保存活用すべき本質的価値

名勝 中山仙境（夷谷）におけるこれまでの調査・研究を踏まえ、改めて名勝 中山仙境（夷谷）の本質的価値を次のように整理する。

①大規模な岩峰群が形成する風致景観

夷谷の中心に縦走する中山仙境と、北東側と西側を囲む岩峰群は、高さ80mにも及ぶ岩峰群が並び、岩峰群の間には東西夷谷が形成され、自然景観と集落景観が共存する美しい風致景観が現在に継承されている。また、中山仙境の峯道上からは、手前に岩峰群、奥に周防灘までが一望でき、展望地点として優れている。

- 両子山の噴火や、風雨の侵食によって形成された不規則な地形には、50～80mにもなる岩峰群が露出する独特な地形が形成された。国東半島の岩峰群の中では範囲・規模共に最大のものである。
- 岩峰上の地質的な特徴としては、凝灰角礫岩質で、岩肌に大きな礫を含んでいるため、表面はゴツゴツとしている。周辺には転石も多く、一部転石は霊場（線彫板碑など）や伝承地（兄弟割石など）の一部となっている。比較的硬い岩質となっており、周辺の磨崖仏などは高さ1m以内の小型のものが殆どである。
- 岩峰上の植生は、イブキシモツケーイワヒバ群落をメインにしつつ、イワシデやマルバアオダモなどの紅葉・黄葉する植物も多く所在しており、秋には紅葉・黄葉を愉しむことが可能である。
- 夷地区はかつて石材の産地となっており、中世～江戸時代においては、夷産の石材を使ったと思われる石造物が多く分布している。夷谷に所在する文化財で著名なのが、6m以上にも及ぶ霊仙寺地藏石仏であり、一石から彫り出されている。
- 夷谷の中心に中山仙境の岩峰群が縦走し、夷谷の北東側にある東夷の岩峰と、西側にある西夷の岩峰に囲まれ、それぞれの岩峰群の間には、東西2筋の夷谷が形成された。
- 谷間に形成された集落では水田・畑が拓かれて、農村景観が形成されており、岩峰群の景観と共存する美しい風致景観となっている。
- 中山仙境の最高峰である高城は317メートルと低いが、国東半島の円錐状の地形から、海側の方角に広い眺望範囲を確保でき、手前に急峻な岩峰群、奥側に周防灘までを一望できる。他にも、無明橋や馬の背の周辺からの眺望も広く、展望地点となっている。

②人と自然の関わりによって形成された仏教文化・民俗風習の風致景観

中山仙境（夷谷）には、平安時代より長い時間をかけて、自然を利用して岩屋や磨崖仏などの歴史的遺産がつくられ、有形・無形の価値に関わらず、独特の風致景観が良好に継承されてきている。また、江戸時代以降に中山仙境が巡礼の道として開かれたことで、信仰に関わる風致景観を比較的安全に見ることが可能である。

- 長承4年（1135）の「夷住僧行源解状案（『余瀨文書』）」に、「大魔所」と呼ばれるなど、中山仙境（夷谷）の岩峰群は平安時代以来、畏怖の対象であったが、僧侶等によって仏事の傍ら開発が継続され、寺院や集落などが形成されていった。
- 平安時代の六郷山寺院の活動を知る所産としては、平安時代の仏像がある。霊仙寺の寺内、六所神社の岩屋、焼尾阿弥陀堂などに存在する。
- 古文書上の地名等が特定できている箇所もあり、祇舎不動や小柿原名など、平安時代から開発が及んだ場所も具体的に特定できている。鎌倉時代末の段階では、〇〇払と呼ばれる小規模な耕地が点在する集落の様子も、現在地名との突合によりかなり復元できる。
- 中世を通じて岩壁や岩峰を使った岩屋や磨崖仏などの霊場が形成されてきた。中世前期においては、東夷の岩峰を中心に霊場が形成されたが、中世後期になると中山仙境の岩峰を使った霊場がつくられるようになった。それらの霊場の多くは位置が特定されており、現在においても良好に保存がなされている。
- 中山仙境の峯道は、江戸時代には四国八十八箇所霊場の写し霊場の一部として、多くの石仏が設置され、庶民が登る霊場として整備がなされてきた。その峯道を使用することで、現在比較的安全に登山や見学を行うことができる。
- 中山仙境（夷谷）の指定地やその周辺地域に残された霊場では、現在においても貴重な仏事・祭祀が継続されている場所が多いなど、民俗的所産も多数継承されている。
- 夷谷の伝統文化の継承具合は、様々な祭祀の方式などを見れば、国東半島の中でもかなり厳密に継承されている方で、西夷の道園庚申塔で行われる「まちあげ」は、待上庚申講関係資料によって、宝暦3年（1753）からの祭祀の記録が残るだけでなく、祭祀のやり方などについても、多くの独自性の強いしきたりが残されており貴重である。
- これらの仏教文化や民俗風習は、約1000年にもわたる長い時間をかけて、中山仙境（夷谷）の風致景観と密接に関わりながら形成されたものであり、中山仙境（夷谷）の風致景観を独特ならしめる大きな要素となっている。

③夷谷に積み重ねられてきた観賞の履歴

中山仙境（夷谷）の観賞文化は、特に『夷谷八景』以来、地域に残る伝承などとともに、多くの見所をつくりながら、地域内外にその優れた風致景観の価値を伝えてきた。

- 文化2年（1819）に、江戸の国学者・高井八穂らが夷谷を訪れて夷谷八景を選定してから、夷谷の風致景観を楽しむ文化が芽生え、夷谷八景は現在でもその8つの要素の位置等がある程度分かっている。
- 中山仙境の峯道にも文化文政年間、続いて明治時代に四国八十八箇所の写し霊場のための整備が行われ、石仏や石祠が点々と設置されており、夷谷の人々に巡礼の文化や「おせったい（お接待）」の文化をもたらし、それは現在にも引き継がれている。
- 中山仙境（夷谷）の範囲には、兄弟割石の民話や、隠れ洞穴の伝承、六本杉の伝承など、様々な形で伝承・民話が伝わっており、夷谷の風致景観の良さは、地域住民の活動によってその価値を伝えてきた。
- 中山仙境を挟んで東西の夷谷にそれぞれある兄弟割石は、その大きな割れ目がトンネルとなって、中山仙境の地下で繋がっているという民話の舞台となっているが、中山仙境の峻険さ・危険さから発した民話というだけでなく、古くから中山仙境を観賞してきた人の文化が東西の夷谷を繋いでいることを窺い知ることができる好例である。
- 戦後になると、中山仙境（夷谷）周辺は、瀬戸内海国立公園や県指定名勝「夷谷」として再評価され、旧香々地町の主要な観光スポットとして、多くの人に愛されてきた。
- 平成初頭には、瀬戸内海国立公園の指定を活かした登山道の整備が行われ、中山仙境をより安全・便利に楽しめる設備や、一路一景公園などの視点場も整備された。また、この頃始められた中山仙境（夷谷）の風景に親しむソフト事業も現在にいたるまで継続実施されている。
- 近年は国東半島峯道ロングトレイルにおいて、中山仙境の峯道を歩くコースを活用する動きも活発になってきている。

第3節 名勝の重要な構成要素

(1) 名勝の本質的価値を構成する要素（以下、名勝の構成要素）の整理

本計画の策定にあたっては、名勝の構成要素の整理を行い、名勝の価値を未来へ継承するべく、名勝の構成要素の保存にあたる必要がある。

名勝の構成要素は、第2節に掲載した指定説明文の価値付けの中で登場する名勝の本質的価値の説明に必要不可欠な要素を基本とし、一部関連性が高く一体的に保存するべきものを含む。

名勝指定地において、名勝の本質的価値と関連しない要素は、その他の要素に位置付ける。

(2) 名勝の本質的価値を構成する要素

名勝の構成要素については、以下の表（第10表）、その位置については、第30図の通りである。

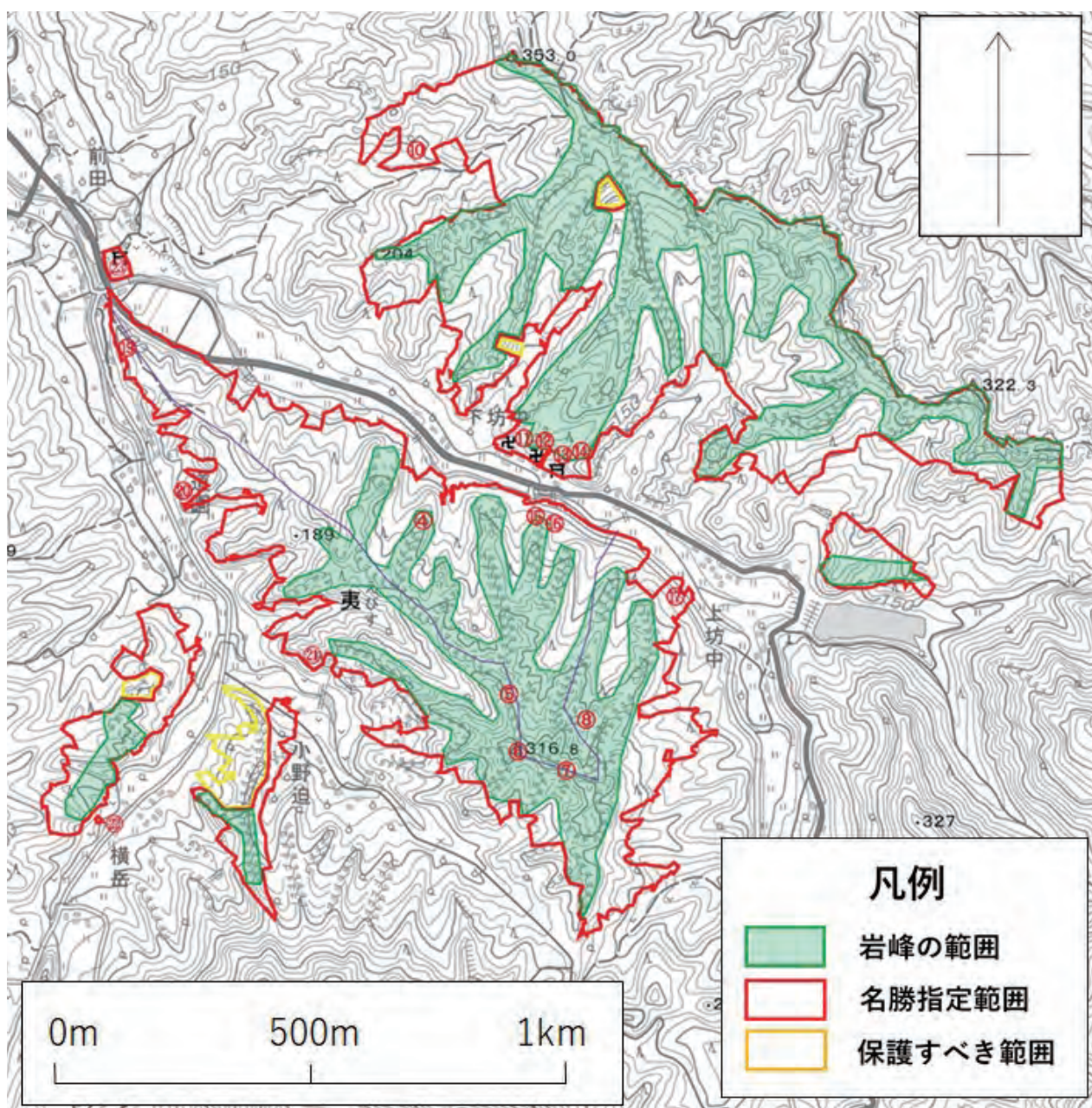
さらに名勝の構成要素の中に所在する1つひとつの建築物・構造物を調査した個表は巻末に掲載する。

要素の中で着目する観点の分類として示した。

第10表 名勝中山仙境（夷谷）の重要な構成要素一覧表

エリア	番号	構成要素の名称	分類	構 成
中山 仙 境	①	中山仙境の岩峰群	自然	岩峰
	②	中山仙境の峯道	歴史	峯道・鎖場
	③	中山仙境の峯道上の霊場	歴史	石仏（22ヵ所）・石殿・岩屋・龕
	④	虎御前宝篋印塔	歴史	石塔
	⑤	無明橋	歴史	石橋
	⑥	高城（高城秋月）	歴史	岩峰・石碑
	⑦	馬の背	歴史	峯道・鎖場・岩峰
	⑧	隠れ洞穴	歴史／民俗	岩屋・石仏
東 夷	⑨	東夷の岩峰群	自然	岩峰
	⑩	祇舎不動	歴史	岩屋・建造物（堂舎・石段）・石仏
	⑪	霊仙寺（霊仙晩鐘）	歴史	建造物（鐘楼門・本堂・庫裡・大師堂等）、石仏（仁王・地藏等）、石塔（国東塔・五輪塔等）
	⑫	実相院	歴史	建造物（本堂・庫裡・鐘楼等）、石仏（地藏等）、石塔（国東塔・板碑等）
	⑬	六所神社（六所宮燈）	歴史	建造物（本殿・申殿・拝殿・今夷社・賀来社・太子社・綿津見社・社務所・礎石・石段・手水舎等）、磨崖仏、石燈籠、石牆等
	⑭	六所神社奥の院	歴史	建造物（堂舎）、岩屋、磨崖仏、石塔（五輪塔）
	⑮	霊仙寺旧墓地	歴史	磨崖五輪塔、磨崖碑、石塔（五輪塔、板碑等）
	⑯	兄弟割石（東夷）	民俗	巨岩、石塔（宝篋印塔）
	⑰	今夷社	歴史	建造物（本殿・拝殿・石段等）、岩屋

西 夷	⑱	西夷の岩峰群	自然	岩峰
	⑲	道園線彫板碑	歴史	線彫板碑、石塔（宝篋印塔・五輪塔・板碑等）
	⑳	道園庚申塔	歴史／民俗	庚申塔、石仏
	㉑	梅ノ木磨崖仏	歴史	磨崖仏、磨崖五輪塔、建造物（木造覆屋）、石塔（五輪塔）
前 田	㉒	兄弟割石（西夷）	民俗	巨岩
	㉓	楽庭（楽庭櫻花）	歴史	建造物（御旅所・牛頭宮・神楽殿・相撲場・社務所・手水舎・石畳等）、石燈籠、石橋、石祠、桜の木



第 34 図 構成要素位置図

第 11 表 名勝中山仙境（夷谷）の重要な構成要素写真表



①中山仙境の岩峰群



②中山仙境の峯道



③中山仙境の峯道上の霊場



④虎御前宝篋印塔



⑤無明橋



⑥高城（高城秋月）



⑦馬の背



⑧隠れ洞穴



⑨東夷の岩峰群



⑩祇舎不動



⑪霊仙寺（霊仙晩鐘）



⑫実相院



⑬六所神社（六所宮燈）



⑭六所神社奥の院



⑮靈仙寺旧墓地



⑯兄弟割石（東夷）



⑰今夷社



⑱西夷の岩峰群



⑲道園線彫板碑



⑳道園庚申塔



㉑梅ノ木磨崖仏



㉒兄弟割石（西夷）



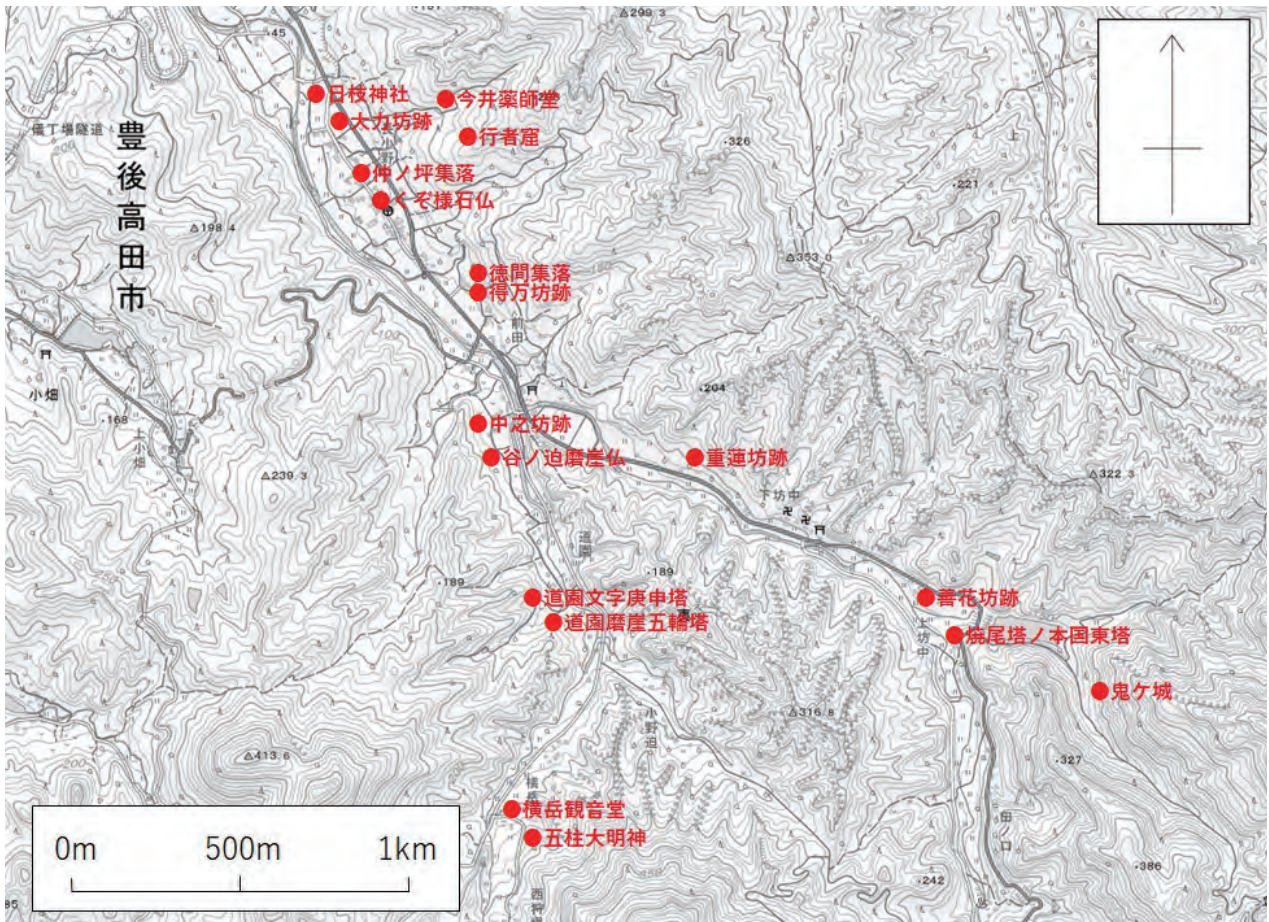
㉓楽庭（楽庭櫻花）

第4節 名勝周辺の諸要素

名勝指定地周辺には、中山仙境（夷谷）との関連性が高い文化財が多く所在している。

第12表 名勝中山仙境（夷谷）の周辺に所在する関連文化財一覧表

番号	要素の名称	構成
1	重蓮坊跡	岩屋、宝塔
2	善花坊跡	五輪塔
3	焼尾塔ノ本国東塔	国東塔【県有形】、五輪塔、庚申塔、阿弥陀堂【仏像：市有形】
4	鬼ヶ城	岩屋
5	谷ノ迫磨崖像	磨崖仏【市史跡】、五輪塔
6	道園文字庚申塔	庚申塔
7	道園磨崖五輪塔	磨崖五輪塔
8	横岳観音堂	観音堂【仏像：市有形】
9	五柱大明神	神社、釣鐘岩
10	中之坊跡	磨崖五輪塔、五輪塔など
11	得万坊跡	五輪塔等
12	徳間集落持ち回り庚申塔	持ち回り庚申塔（箱）
13	大力坊跡	五輪塔など
14	今井薬師堂	岩屋、五輪塔、宝篋印塔、灯籠など
15	行者窟	岩屋
16	日枝神社	神社、国東塔、灯籠、石祠など
17	くぞ様石仏	阿弥陀如来石仏、三十三観音石仏など
18	仲ノ坪集落持ち回り庚申塔	持ち回り庚申塔（木造）



第 35 図 名勝周辺の諸要素位置図

第 13 表 名勝中山仙境（夷谷）の周辺に所在する関連文化財写真表

 <p>1 重蓮坊跡</p>	 <p>2 善花坊跡</p>	 <p>3 焼尾塔ノ本国東塔</p>
 <p>4 鬼ヶ城</p>	 <p>5 谷の迫磨崖像</p>	 <p>6 道園文字庚申塔</p>



7 道園磨崖五輪塔



8 横岳観音堂



9 五柱大明神



10 中之坊跡



11 得万坊跡



12 徳間集落持ち回り庚申塔



13 大力坊跡



14 今井薬師堂



15 行者窟



16 日枝神社



17 くぞ様石仏



18 仲ノ坪集落持ち回り庚申塔

第4章 名勝指定地の現況

第1節 名勝指定地の現況

名勝 中山仙境（夷谷）の重要な構成要素を、自然的要素、歴史的要素、民俗的要素の3つに分類して整理を行った。本計画での方針を定める前に、この3つの要素に加えて社会的な要素の現状について記載する。

（1）自然的要素の現況

名勝 中山仙境（夷谷）の指定地のほとんどは山林であり、岩石（地形地質）と植生に関するコントロールが主に必要である。

○岩石（地形地質）について

国東半島中央付近に分布する凝灰角礫岩は、岩質が硬く、小さな礫が岩峰から脱落して登山道に散らばっている状況が見られる。崖崩れのような事故は、平成26年に隠れ洞穴前庭部の崩落、平成30年には隠れ洞穴先に幅5m長さ10mほどの岩が崩落して道を塞ぐ事例もあり、周辺に大きい転石が多く、やや砂っぽい岩質をしていることから、下山口周辺の岩石がやや崩れやすい可能性がある。

また、六所神社の岩屋上部が崩落し、講堂等が破損したとの記録が江戸時代に残されており、現在も岩屋上部を見ると、亀裂等が確認できる。



写真 29 崩落後修復された隠れ洞穴前庭部

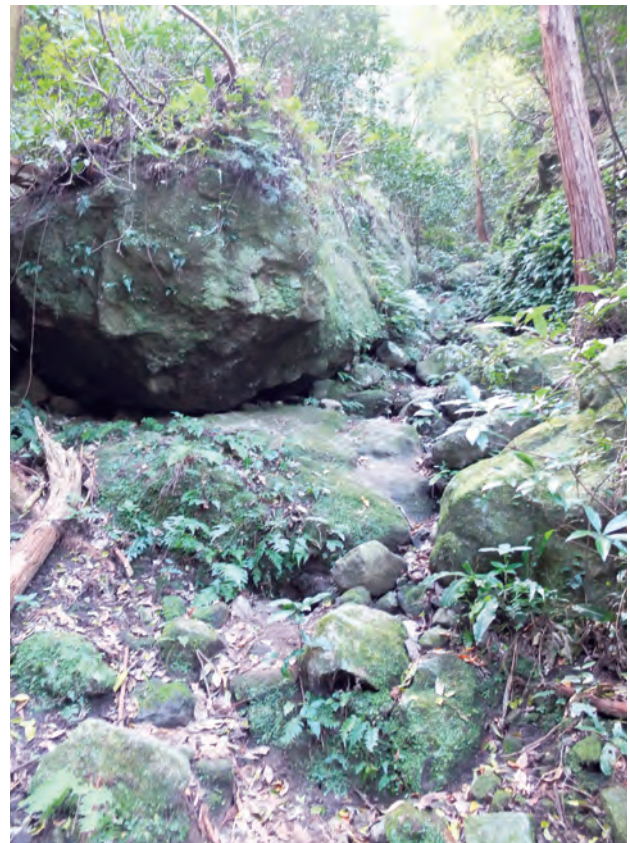


写真 30 転石が多い下山口付近の状況



写真 31 六所神社社殿裏の岩室の状況



写真 32 六所神社本殿東側の岩室天井の亀裂

植生については、古くから岩峰上に多くの松が岩峰上に生育していたが、昭和 50 年代以降のマツクイムシの被害によって、その多くは失われている。岩峰上の樹木は枯損木化しており、昭和 50 年代には西夷・道園の神社に落下してきた枯損木により死亡事故も発生している。一方現在では、樹木が落下してきたという事例はそれほど多くない。

それ以外の植生の変化としては、平成初頭の調査で数ヶ所分布していた特徴的なイワシデ群落がほとんどなくなってしまい、平地・丘陵地から勢力をのぼしたシイ・カシ群落へと変化をさせてしまっている。

その他、マツクイムシの被害のあった昭和 50 年代以降、岩峰と岩峰の間の比較的緩やかな丘陵地には造成林（スギやヒノキなど）が植樹されており、現在それらの造成林が高く成長して、岩峰群や構成要素が視認できなくなっている場合が認められる。また、ツタ類については、岩峰に巻きつくように繁茂している場合があり、平成初頭にも景観づくりの取組で、一路一景公園から見える白岩・大仏岩のツタ類の除去を実施したが、現在では再度繁茂する状況になっている。

また、外来種のシンジュ（ニワウルシ）が背を高く伸ばしていたり、構成要素やその周辺が竹害の被害に遭っている場合もある（梅ノ木磨崖仏の竹は文化財室職員が年に数回行って除去している状況）。

今回の調査で重要種は 7 種類確認され、フウランは調査としては初めて発見されたが、それらは人の手に届かない範囲に分布していて、盗掘の被害に遭っている可能性が高い。



写真 33 岩上のツタ類、造成林の状況



写真 34 シンジュの生育状況（東夷）



写真 35 梅ノ木磨崖仏の前に生える竹



写真 36 実相院から見た無明橋
(平成 26 年 10 月 4 日撮影)

(2) 歴史的要素の現状

歴史的要素は、境内地や山林中の岩屋、墓地、峯道上などに多く分布しており、石造物が最も多く、木造建築物も重要な要素に含まれている。

現段階では、石造物の保存状態については概ね良好である。個別には虎御前宝篋印塔の笠より上の部分が崩落、登山口付近の墨書の文字庚申石が埋没、梅ノ木磨崖仏の覆屋の外にある磨崖連碑がかなり劣化・摩耗が進んでおり、覆屋内の磨崖仏本体についても温湿度の調査を未実施の状況がある。保存環境については、現用の墓地・信仰の場で無い場合の日常管理がなかなかできない場所も多くある。

木造の建築物については、一部について経年劣化が認められるほか、霊仙寺本堂や、六所神社境内の今夷社、六所神社摂社の賀来社に傾きが見られる。近年、簡易な建物を建てているが、経年劣化が著しく、内部に安置した動産はほとんど引き払っている場所が多い（六所神社奥の院、今夷社）。



写真 37 虎御前宝篋印塔の現状



写真 38 中山仙境登山口付近の庚申石



写真 39 磨崖連碑（赤枠）の摩耗状況



写真 40 霊仙寺旧墓地の状況



写真 41 六所神社境内 今夷社



写真 42 六所神社境内 今夷社（側面から）



写真 43 六所神社境内 賀来社後背



写真 44 六所神社奥の院

(3) 民俗的要素の現状

民俗的要素は、祭祀が行われる場、民話や伝承が残る場がある。

特に祭祀に関しては地元の人口減少によって、一部の所作・しきたりを省略する機会が多い。道園庚申塔での「まちあげ」には座元を決めるくじ引きを行う風習があったが、老夫婦や単身世帯など座元の仕事ができる家が減ってきたため、その部分を省略し、公民館を中心に実施するように変化している。また、笠餅など一部の風習を省略する話も出たが、地域住民の協力のもと継続することに決まり、調査の末、庚申塔や記録類は県指定有形民俗文化財にも指定された。また、市の指定無形民俗文化財にもなっている夷里神楽の後継者が減少したり、祭りが一部省略されている。それ以外にも、かつて行っていた仏神事が近年なくなっている場合もある。

民話や伝承に関しては、その内容を正確に語り継ぐ人が少なくなっている。民話や伝承の内容を収集する地域グループがあったが、現在では活動しておらず、今後ますます調査がしにくい状況になってくると思われる。

物理的な部分では、道具類の劣化（神楽面など）や紛失（掛軸などの道具類）、西夷の兄弟割石の割れ目が開きそうになっており、アンカーで止めている状況がある。



写真 45 兄弟割石のアンカーの様子



写真 46 夷里神楽の面（割れ拡大）

(4) 社会的要素の現状

夷谷は、旧香々地町時代から町を代表する観光地として活用されてきた。現在の登山道の整備のベースは平成初頭に行われた整備である。擬木の階段や鎖場、河川公園が整備されたが、時間が経過しているため、経年劣化がたびたび問題となる。近年では事故防止のため鎖場は平成 20 年代に再設置がなされ、隠れ洞穴前庭部分の安全対策の石垣の積み直し、進入禁止の鎖の設置を行うなどの整備を行っている。

また、登山道のサインについては、香々地町時代に整備されたものが多く、メインルート（前田～中山仙境）の要所には据え付け看板・括り付け看板が設置されている。ただし、一部の場所について、ルートが分かりづらい場所がある。同じく東夷の後野越え（藤ヶ谷を越えて、国東市西方寺に抜けるルート）はロングトレイルのコースとなっており、道の入り口と市境付近にサインが設置してある。

ガイダンスについては、香々地町周辺には施設がなく、説明看板とパンフレットで対応している。説明看板は令和元年度に一路一景公園の展望所に更新・新設し、農村公園の登山口の看板も更新した。



写真 47 登山道の案内看板の例



写真 48 登山道の劣化状況（登山口付近）

第 2 節 名勝指定地の土地利用状況

現在、名勝指定地の大部分は、民有地及び寺社所有の土地となっている。また、その地目についてみると、山林が多くを占めており、続いて境内地（霊仙寺・実相院・六所神社・楽庭）が多い。また、里道や水路も指定範囲に含まれている。

現在、指定地内に居住実態があるのは霊仙寺・実相院のみであり一般の民家はない。各境内地においては、それぞれの寺社によって日常的な管理がなされている。景観にそぐわない大規模な開発などが行われる可能性は低い。

広大な山林の中には、古くから生育していた樹木だけではなく、スギやクヌギなどの造成林が植えられている場所が多い（第 36 図の 9：スギ・ヒノキ・サワラ植林、10：クヌギ植林）。また、平成初頭の調査と比べて勢力を強めている 6：シイ・カシ二次林や 11：竹林があるが、指定地の山林のほとんどの部分は険しい地形にあるため、地元住民の中には管理ができない（できなくなる事が想定される）場所が多く存在していることが 1 つの要因となっている。高く生育して景観・環境上障害となる可能性があるのは、特に 9：スギ・ヒノキ・サワラ植林や 11：竹林であり、今後の整備を行う可能性も高い。

さらに、杉林や元々小さな耕地として造られた平坦面は、シイタケの栽培場所として適しており、菌糸をホダ木に行き渡らせる伏せ込みが行われたり、ホダ木を並べるホダ場が展開される場合がある。これら人々の生活に合わせた小規模な道路がつけられていることもある。

また、岩屋や古い墓地などの小さな信仰の場に関しても、山林に含まれている場合が多く、それらの所有は多くの人の連名で登記されているが、実態的には地区の共有地となっている。



第 36 図 植生図の一部拡大（植林範囲などのピックアップ／全体図は P.30 の第 7 図を参照）

第 3 節 名勝の周辺地域の現状

名勝 中山仙境（夷谷）の指定地周辺にも、指定地の保存活用又は指定地の本質的な価値の継承に関連する要素が含まれている。

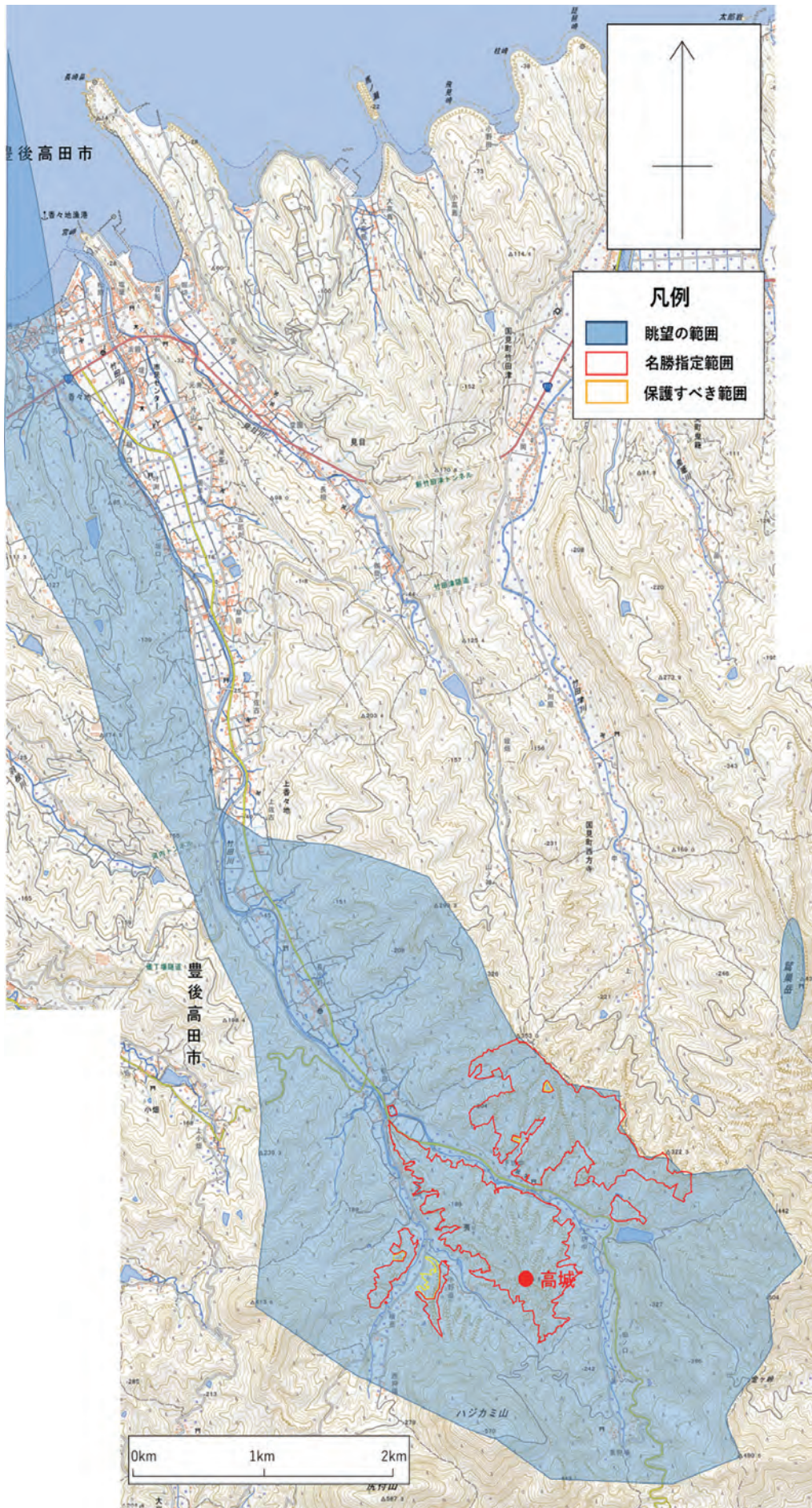
（1）名勝として保護すべき範囲

名勝中山仙境（夷谷）の周辺地域には、豊後高田市教育委員会の名勝調査の段階において、名勝として保護すべき範囲が含まれている。指定地と一連の岩峰が所在する範囲であるが、行政上の手続きの問題で同意が得られていないため、指定地には含まれていない。

（2）眺望の範囲

中山仙境（夷谷）は、名勝の指定基準（11）の展望地点としての評価を受けている。中山仙境の頂上である高城からの眺望の範囲は第 37 図に示す範囲である。東夷の谷から、上香々地・香々地の中心地を経て、周防灘までが一望できるため、かなり広い範囲が眺望の範囲となっている。

夷地区内の谷地は、瀬戸内海国立公園の普通地域や、国東半島県立自然公園の第 2 種特別区域・普通地域に含まれている。上香々地・香々地の中心地・周防灘については、特段のバッファゾーンも検討されていない状況である。



第 37 図 高城からの眺望範囲

(3) 観光のための設備

視点場としての整備は、昭和40年代から焼尾公園が整備され、自然体験活動などの拠点としており、当時の中山仙境の岩峰を写した写真は焼尾公園から撮影したものが多く、その後、平成初頭になると大分県の事業で、展望台に便益施設（駐車場とトイレ）を加えた一路一景公園が整備され、桜・藤などの植栽も行われた。それ以降の中山仙境の岩峰の写真は一路一景公園から撮影したものが多くなっている。

平成26年には夷谷温泉が新たな拠点としてリニューアルされ、夷谷において来訪者数をカウントする唯一の施設となっている。平成17年度以降の統計では年間50,000～74,000人の入湯者がおり、地域の観光を支えている。

第4節 課題

名勝 中山仙境（夷谷）の保存活用における課題を整理する。

(1) 総括的課題

名勝 中山仙境（夷谷）において、最も優先度の高い課題は少子高齢化等による管理者不足である。植生のコントロールや、小社小堂の維持管理、登山道の定期観察が地域住民だけではできなくなっている場合も多い。地域内外から管理の担い手となる人材を集めて組織化し、風致景観が維持されるシステムを作っていく必要がある。

次に大きな課題が、文化財調査・モニタリングの継続実施ができる体制づくりである。特に伝承・民話の語り部が減ってきていることから詳細な民俗調査が喫緊の課題となっている。優先度の高い調査から実施し、今後の保護活用にかかしていくための道筋を作ることが重要である。

次に構成要素や便益設備の劣化と定期的な大規模改修のスケジュール化と実施である。構成要素の中には経年劣化が進み、倒壊等の恐れが出る前に、状況を把握し修理等を実施する必要がある。また、登山設備をはじめとする便益設備についても、安全性等を考慮しながら修理の時期を計画的に定める必要がある。

(2) 個別の課題

①構成要素の保存方法の確立

指定地内には自然・歴史・民俗にわたる多様な構成要素が存在する。これらの構成要素を適切に保存するために、現状変更行為の取扱基準を明確に定め、劣化が進む構成要素のモニタリング・修理のスケジュール化をする必要がある。

中山仙境（夷谷）の価値を体感することに重要な登山道は整備から既に30年ほどが経過しており、日頃のモニタリングや情報共有を綿密に行える体制づくりを行い、中長期的に課題となる登山道設備の本格修理にも備える必要がある。

また、指定地や構成要素と関連する要素やエリアについて、必要に応じて保護するための施策を練る必要がある。

②人と地域のつながりの再構築

夷谷には様々な民話や伝承、祭祀、文化財が多く所在するが、それらに対する意味・内容の理解は担い手の高齢化などに伴って、年々難しくなっている。民俗調査を行い、それらを多くの人に見てもらうための仕掛けづくりを行う必要がある。

また、地域の祭祀などについて、今までの方法では円滑に行えない場合については、その内容に応じて支援をする必要もある。

③植生のコントロールによる眺望の確保

平成初頭の植生調査から現在にいたるまで、イワシデ群落が減少し、シイ・カシ二次林やスギ・ヒノキ・サワラ植林が大幅に増えており、特に背の高い樹木については構成要素や岩を眺望から隠してしまい、中山仙境（夷谷）風致景観にも大きな影響を及ぼしている。小さな範囲毎にモニタリング・調査を行って、造成林の伐採や、植林の方針について決める必要がある。

実相院付近から無明橋が見られるように景観を復元したり、一路一景公園からの眺望の範囲で造成林が高く生育しすぎている部分を伐採するなどが考えられる。

また、日常の管理の範囲でツタ類、竹害の管理の日常管理についても、どのように実施するか地域内で決める必要がある。

④地域の賑わいの創出

夷地区では、夷谷仙境春まつりや観月祭など地域の賑わいを創出する事業を多く実施している。これらの取組を継続・発展的に実施していきたい。

また、夷地区を舞台にした観光事業を強化し、地区の交流人口を増やすことも重要な課題である。国東半島峯道ロングトレイルや、夷谷温泉、日本遺産などを活用したメニュー開発に取り組む。

第5章 保存活用の基本方針

第1節 保存活用の理念

名勝 中山仙境（夷谷）の保存活用に係る理念を以下のように定める。

【理念】

**仏教文化・民俗風習が刻まれた
岩峰群と眺望の優れた風致景観の発見と普及**

【コンセプト】

夷谷は、周囲を峻険な岩峰群に囲まれ、その中心に中山仙境が縦走している地形をしている。谷筋にある集落から岩峰群を見上げ、岩峰群につくられた修行の道から里を見下ろす風景には、仏教文化や民俗風習が刻まれている。

夷谷の仏教文化・民俗風習は、平安時代に一带の景観を「大魔所」と表現した『余瀨文書』をはじめ、「祇舎谷（耆闍谷）」「十連（重蓮坊）」「庵十払」などの中世から続く地名や、江戸中期から殆ど欠けずに残る「待上庚申請関係資料」など、様々な履歴に裏付けられている。

これら平安時代から育まれてきた文化や風物詩は、良好な形で夷谷に伝えられてきたが、過疎化・高齢化等によって、維持管理ができずに、一部失われかけている状況にある。また、まだ多くの人に名勝としての価値が伝えられておらず、名勝を継承する取組への参画者も少ない状況である。

中山仙境は単なるハイキングコースではなく、平安時代以来刻まれた文化・風習がベースにあることを伝えて真の風致景観の価値を知るキッカケを作るなど、様々なレベルでの「再発見」と「普及」により、名勝 中山仙境（夷谷）の風致景観を継承していく。

第2節 保存活用の基本方針

前節で定めた名勝 中山仙境（夷谷）の理念に基づき、保存及び活用をバランスよく実施するために必要な基本方針を定め、具体的なタスクである個別方針を列挙する。

【基本方針1】

○夷谷八景や境内地等の風致景観の保存活用

中山仙境（夷谷）の構成要素を適切に保存活用し、その周囲の環境保全を継続的に実施できる体制を作る。夷谷八景や境内地等に所在する構成要素については、定期的なモニタリングや適切な修理を行う。自然公園や日本遺産の活用事業とあわせた地域ブランディング・観光事業化を実施する。

【基本方針 2】

○岩峰群・峯道の魅力を高める環境整備

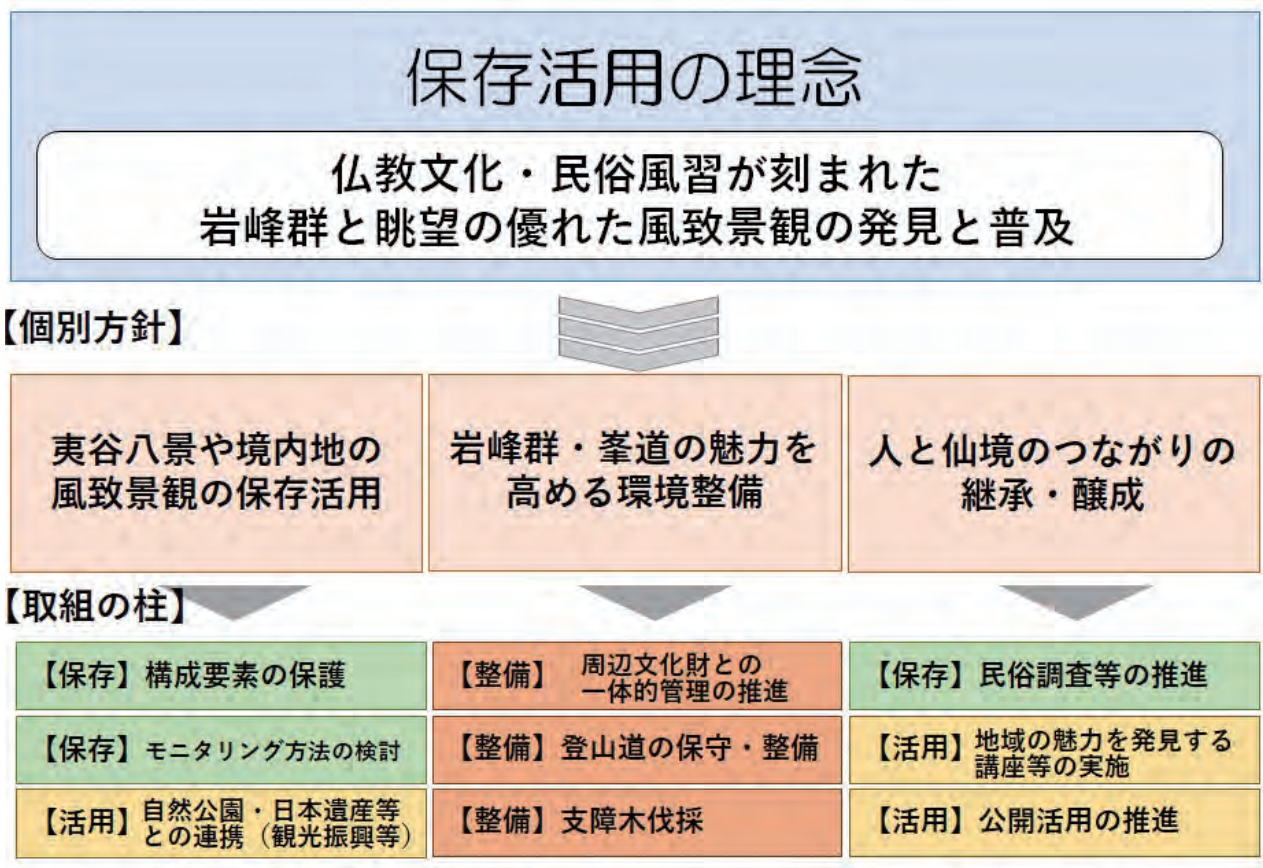
中山仙境（夷谷）の最大の構成要素で、名勝を体感する場合にも重要な役割を果たす岩峰群と峯道について、より魅力を高めるために安全と眺望を確保する環境整備を実施する。

現在でも遊歩道・鎖場などの補助設備や、トイレなどの便益施設は設置されているが、安全・利便性の確保は継続的に実施する必要がある。また、造成林などの生育によって眺望が確保できていない部分を整備したり、バッファゾーンを検討する必要がある。

【基本方針 3】

○人と仙境のつながりの継承・醸成

夷谷には様々な伝承・祭祀などが伝わっており、それらは一帯の風致景観とも深い関わりを示しており、その意味について再認識しながら、次の世代へそれらを伝えていく。また、夷地区で実施される夷谷仙境春まつりや観月祭、公開活用や文化財講座などの機会を通じて新しい世代の、人と仙境のつながりを醸成していく。



第 38 図 中山仙境（夷谷）の保存活用の理念・個別方針・取組の柱

第3節 個別の取組の柱

(1) 夷谷八景や境内地の風致景観の保存活用

【保存】構成要素の保護

中山仙境（夷谷）の価値を示す構成要素について、適切な保存・継承を実施する。特に構成要素が密集する中山仙境の峯道や境内地については、後段に示す構成要素の取扱基準に基づいて、各構成要素の位置や状態を維持していくことを基本とする。また、修理が必要と思われる物件（六所神社境内の今夷社など）については、適切な修理を実施する。

構成要素に伴う無形の価値（民俗・祭祀など）についても、その内容について把握をし、構成要素とともに保護を行う。

【保存】モニタリング方法の検討

中山仙境（夷谷）の構成要素や、範囲内の景観・環境についてのモニタリングの実施方法（対象や内容、時期など）の検討を行う。

中山仙境（夷谷）の構成要素の内、自然的要素については比較的变化が少ないが、突然崩落など観賞・災害両面から潜在的リスクのある部分や、希少な植生などについては、継続的なモニタリングが必要である。

人工的な要素については、毀損滅失への対策や、周辺環境の整備について、定期的なモニタリングを実施する必要がある。特に石造物についてはコケ類・地衣類の生育状況を把握し、磨崖仏についてはクラック等の状況分析を実施する。無明橋については、これまでも地震などが発生した後に実施してきたように、安全確保の側面からも定期的なモニタリングが必須となる。

【活用】自然公園・日本遺産等との連携（観光振興等）

中山仙境（夷谷）を活かす取組として、瀬戸内海国立公園・日本遺産『鬼が仏になった里「くにさき」』との連携した事業を展開する。旧香々地町は平成初頭に瀬戸内海国立公園としての夷地区の活性化事業を行っており、その際の遊歩道などの設備をこれからも活用し、国東半島峯道ロングトレイルなどの観光メニューをより質の高いコンテンツに仕上げる。

(2) 岩峰群・峯道の魅力を高める環境整備

【整備】周辺文化財との一体的管理の推進

中山仙境（夷谷）の範囲は広大で、また、眺望の保全も必要である。一体的な管理を行うためには、庁内での連携は勿論、バッファゾーンの検討や、香々地地区全体での協力体制づくりが必要である。

周辺の文化財の分布や、眺望の範囲について整理を行い、地域全体で文化財と景観をどのように保全していくかの検討を行う。

【整備】登山道の保守・整備

登山客の安全・利便性の確保のための設備の保守・整備を行う。登山の安全のための設備としては、鎖・擬木の階段・案内看板・危険周知の看板・隠れ洞穴の前庭部柵などがあるが、定期的なモニタリングを行いながら、適切な整備を行う。

説明看板については、安全上・ガイドンス上必要なものを適時更新をしていくが、周辺の景観にあ

わせた色調や形状、統一感については関係各課との連携が必要である。

【整備】支障木伐採

中山仙境（夷谷）の視点場からの眺望を確保するために支障木の伐採を検討する。特にスギやヒノキなどの造成林が岩の間に高く生育してしまい、平成28年まで実相院から見えていた無明橋が見えなくなってしまうなどの状況になっている。植生図をベースに、詳細の調査を行い、造成林の範囲については計画的な伐採を促したり、景観支障木として伐採することを推進する。

（3）人と仙境のつながりの継承・醸成

【保存】民俗調査等の推進

中山仙境（夷谷）の範囲で行われる民俗文化について、令和2年度に実施された「道園庚申塔二基附 庚申待上講関係資料一式」の県指定に向けた調査の中で、集落の人口はほぼ半減しているものの、約40年前に行われた民俗調査の頃から殆ど変化していないことが指摘され、今後もそれらを継承していくことの大切さが再認識された。その他にも集落で行われる祭祀の数も多くあり、それらの民俗調査を優先的に推進する。

また、夷谷には地域の伝承も多く残されており、『ほとけの里の民話』で紹介された民話以外の話など、伝承が伝わっている内に収集を行う。

【活用】地域の魅力を発見する講座等の実施

地域住民や豊後高田市民に対する中山仙境（夷谷）の価値を伝える文化財教室の開催を行う。

香々地小・香々地中をはじめとする地域の小中学校に向けた出前講座や、一般向けに実施する文化財講座などを通じて、地域の魅力を発見するきっかけにする。

また、再発見と普及の輪を広げるため、語り部となるガイドの育成も必要である。ロングトレイルのガイドを中心に呼びかけ、通常の解説ポイントに加え、文化財に関するより深い知識だけでなく、旅行の企画に対する理解度を高める取組を実施していく。

【活用】公開活用の推進

中山仙境の峯道に関しては、鎖場などの危険個所があることから、高齢者・障がい者をはじめとして、現地でその景観を楽しむことができない人が多くいる。これらの人にも中山仙境の風致景観を楽しんでもらう仕掛けを行う。

また、限られた人しか見学できない民俗風習等についても、公開活用を推進し、多くの人に知ってもらったり、後々の継承に役立ててもらおうための取組を行う。

第6章 名勝の保存

第1節 保存の方策

中山仙境（夷谷）の保存に際しては、第4章の名勝指定地の現状や課題で列挙した問題について、優先順位を付けて、少しずつ課題を解決していく必要がある。

まず、現状変更行為に関する取扱基準を明確化し、想定される現状変更行為に対する方針を共有する必要がある。中山仙境（夷谷）の指定地のほとんどは山林であり、次いで境内地や墓地となっており、新規の建築物や工作物が造られることはあまりないと考えられるが、地域との定期的な情報共有に適時取り組む。

眺望や景観を維持するためには、バッファゾーンの検討や、サインに関する取り決め等が重要であるため、これらの共有は担当課や関連する部署と情報共有を行いながら、ルールを地域内に浸透させていく必要がある。

構成要素の修理に関しては、重要度・毀損等の深刻度によって、優先順位を付けて取り組んでいく。特に六所神社境内の今夷社（建物の傾き）、梅ノ木磨崖仏（ひび等）については、現状の把握を行い、修理や保存処理に備える。今夷社に関しては傾き具合の調査を継続実施する必要がある、梅ノ木磨崖仏は温湿度の調査や、植物や地衣類の繁茂状況について調査をする必要がある、現状から悪化しないように努める。

構成要素等のモニタリングに関しては、豊後高田市教育委員会が市文化財保護審議会委員らと共に実施している通常のモニタリングの一部として実施し、指定文化財などと共に名勝の構成要素等の見回り等を実施することとする。石造物に関しては、獣害や災害などによって、崩落する例が複数確認されており、定期的なモニタリングに加えて、災害等が発生したタイミングでの安全確認を実施する。

夷地区の高齢化に伴い、既に民俗に関する聞き取り調査がしにくい状況が発生している。今後もその状況は更に厳しくなることが予想されるため、早い段階で調査内容を整理し、大学などと連携しながら民俗調査に取り組む必要がある。民俗調査は、写真や文章だけではなく、動画などの多様なメディアを使って保存・発信を行う必要がある。

第2節 現状変更行為の取扱基準

（1）現状変更行為の制限

文化財保護法第125条第1項では、史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする時は、文化庁長官の許可を得なければならないと定められている。

現状変更行為は、名勝の本質的価値を踏まえ、重要な構成要素の保存を前提として、その可否が判断されるべきである。

（2）現状変更行為の種類

名勝中山仙境（夷谷）で想定される主な現状変更行為には、以下のような行為が含まれている。

あ、作業道、登山道等の改修及び修繕等

- い、建築物の新築、増築、改築、移転又は除却等
- う、工作物の新設、増築、修繕、移転又は除却等
- え、木竹伐採及び植栽等
- お、災害復旧または防災等に係る工事

(3) 現状変更行為の取扱いの考え方

名勝保護のために実施する整備事業や、地域の生活生業、宗教活動、風俗慣習に関わるもののうち、風致景観に与える影響が軽微なもの以外については原則として許容しない。

学術研究目的で影響の軽微な場合は除いて、岩石の採掘、採取は原則として認めない（ただし、学術調査研究目的で、影響の軽微なものを除く）。

(4) 豊後高田市に許可事務権限が委譲されている現状変更行為

現状変更行為であっても、一部の軽微な現状変更行為については、文化財保護法施行令第5条第4項イ〜ルの規定により、豊後高田市教育委員会がその事務を負う。詳細な規定については、平成27年12月21日次長通知によること。

【文化財保護法施行令第5条第4項イ〜ルの抜粋】

- イ、小規模建築物（2階以下で、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積が120㎡以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ、小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの。
- ハ、工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ、法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ、電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ、建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト、木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ、史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ、天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ、天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル、天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されている

ものを除く。)の除却

(5) 文化庁への許可申請を要しない行為

文化財保護法第125条第1項の但書では、現状変更行為については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、文化庁長官の許可を要しないことと定められている。

また、日常の維持管理においても、現状変更等には含めないこととする。

ただし、上記のいずれの場合においても、管理団体豊後高田市との事前協議を行うこととする。

◎維持の措置の範囲

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条に定める「維持の措置の範囲」は以下の通りである。

- ①名勝がき損し又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該名勝をその指定当時の原状に復するとき
- ②名勝がき損し又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき
- ③名勝の一部がき損し又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除却するとき

◎非常災害のために必要な応急措置を執る場合

災害が発生した場合、またはその発生が明らかに予測される場合に執られる応急措置

◎日常の維持管理の範囲

その他、日常の維持管理に該当する行為について、エリア内で頻繁に実施されることが想定されるものは、以下の通りである。

a. 植生等の維持管理

- ・植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木の処理、支障枝の剪定、草刈り、植栽植物の管理）

b. 農林業関係設備の日常的な管理

- ・造成林の管理（枝打ち、間伐）
- ・シイタケホダ場の日常的な維持管理（ホダ木の設置、撤去、シイタケの採集）
- ・農道、林道の清掃

c. 里道、登山道の日常的な管理

- ・墓地に通じる里道の保守点検、清掃
- ・登山道の保守点検、清掃、簡易的な補修

d. 既存の建築物、工作物の日常的な管理

- ・建築物の外壁又は屋根の塗装等の小規模な修繕
- ・浄水排水路などの工作物の修繕
- ・植物のツタ、コケ類などの除去
- ・景観づくりのための植物プランターの設置、道具類の一時的な設置など復旧が容易なもの

☆現状変更行為等の許可申請等の区分に関する表

第 14 表 現状変更行為等の許可申請の区分

区分	行為の種類別	行為の内容
文化庁長官への許可申請必要	現状変更行為 (文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ〜リの規定に基づく現状変更を除く)	あ、造成(土地の採掘、盛土、切土)等の地形の変化 い、道路(林道、里道、農道、作業道、登山道)の新設、改修及び修繕 う、建築物の新築、増築、改築、移転又は除却 え、工作物の新設、増築、改築、移転又は除却(設置後50年以上) お、農林業関係施設(圃場、水路、防獣柵)の新設、増築、改築、移転又は除却 か、木竹及び植物の植栽、伐採 き、崩落した岩石の除却 く、防災、事故防止のための整備 け、発掘調査及び保存のための修復、活用のための整備
原則として許可しない現状変更行為	名勝の本質的価値に影響を及ぼす可能性が極めて高い現状変更行為	こ、岩石の採掘、採取 さ、現状変更行為が名勝の構成要素に及び、名勝の本質的価値が失われることが明白な行為 し、現状変更行為の及ぶ範囲が広く、名勝の保存に顕著な負の影響を及ぼすことが明白な行為
豊後高田市教育委員会への許可申請必要	文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ〜リに基づく現状変更	イ、小規模建築物(2階以下で、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が120㎡以下のものをいう。ロにおいても同じ。)で2年以内の期間に限って設置されるものの新築、増築又は改築 ロ、小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあたっては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であって、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法第8条第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの。 ハ、工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあたっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装もしろ修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。) ニ、法第115条第1項(法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ホ、電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ヘ、建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。) ト、木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。) チ、史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 リ、天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
許可申請不要	維持の措置	名勝が毀損、衰亡している場合において、 (1)その価値に影響を及ぼすことなく当該名勝を指定当時の現状に復する時 (2)その拡大を防止するための応急措置 (3)復旧が明らかに不可能な場合は、当該部分の除去
	非常災害のために必要な応急措置を執る場合	災害が発生した場合は、またその発生が明らかに予測される場合に執られる応急措置
	保存への影響が軽微である場合	a. 植栽の維持管理 b. 農林業関係設備の日常的な管理 c. 里道、登山道の日常的な管理 d. 既存の建築物、工作物の日常的な修繕

第3節 構成要素の修理

構成要素の修理は重要度や毀損の度合いなどにより、優先順位をつけて適時実施していく。

建築物の中で、六所神社境内の今夷社は、江戸時代中期に再整備された六所神社の様子を伝える建築物であり、岩屋にかかっている形状も特徴的に重要度が高い。岩屋が細長い横穴状になっているため、内部も湿気を伴っている状況にあり、不安定な場所に立っているため、部材の一部に傷みが生じていたり、傾きが認められる。また、前方の石段や石門も傾きや傷みが生じており、管理・安全上の問題としても解決する必要がある。したがって、今後も定期的なモニタリングを実施し、修理のタイミングを決める必要がある。

同じく六所神社末社の賀来社についても、傾きが生じていたり、屋根や扉に傷みがあるため、修理が必要な建物である。

石造物については、近年倒壊し部材が散逸した虎御前宝篋印塔を除けば、大きく傷んでいる構成要素はない。ただし、傾きが生じている構成要素もあるため、次節のモニタリングの結果次第で、優先順位をつけて適時実施をしていく。

第4節 モニタリングの実施

名勝中山仙境（夷谷）の構成要素には、多くの石造文化財が所在している。中には、地域の歴史を物語る上で欠くことのできない石造文化財も所在し、これらの現況を詳細に把握することは、名勝の保存活用に役立つものである。また、同時に地震や台風などの自然災害、経年劣化や苔・地衣類の繁茂状況、盗難・破壊などのリスクにも対応できるような現況データを取得し、整理をしておく必要がある。

豊後高田市教育委員会では、地元住民や市文化財保護審議委員、県文化財保護指導委員と協力しながら、全市的な文化財のモニタリングを実施している。これにあわせて名勝中山仙境（夷谷）の構成要素のモニタリングも行うようにする。

特に注意すべき文化財として、梅ノ木磨崖仏は崖面のひびや地衣類が確認されており、定期的なモニタリングに加えて、温湿度などの確認を定期的に行う必要がある。また、付近の地面から竹が生えるなどの被害もあるので、春～夏にかけては特に注意を払う。覆屋の無い線彫板碑（梅ノ木磨崖仏隣）においては、特に彫刻面の摩耗が著しく、経過観察が必要である。

虎御前宝篋印塔、道園庚申塔をはじめ、山林の中に位置する石造文化財には、獣害による倒壊事例も増えている。特に鹿や猪に対する備えを文化財の周辺でも行いたい。

第5節 民俗調査等の実施

名勝中山仙境（夷谷）の魅力の1つに民俗的要素があるが、地域は高齢化で、現在伝わっている民話・伝承や祭祀も、そのままにしていれば徐々に廃れてしまう可能性が高い。

地域住民や市文化財審議委員と連携しながら、民俗調査を実施し、その価値を地域内外に普及させていく取組を実施する。

民話・伝承に関しては、その収集をしっかりと行う必要がある、失われるスピードから見て緊急性が高い。ある程度悉皆的に実施する必要があるため、地域ぐるみの取組として実施することで高い効果が得られると考えられる。

祭祀に関しては、地域内でもしきたり等の理由が伝わっていないため、略式になってしまう傾向があり、その価値の普及が重要課題となっている。調査に際し専門性を要するため、大学や県教委と連携しながら、祭祀の様子記録保存に加えて、しっかりと情報発信を行う。

第6節 名勝指定地外の周辺環境を構成する要素の保存

中山仙境（夷谷）の指定地の風致を良好に保存するためには、指定地周辺に緩衝地帯（バッファゾーン）を想定する必要がある。特に、中山仙境（夷谷）の名勝の指定基準（11）「展望地点」の価値を良好に継承するためには、緩衝地帯内の景観コントロールに関する検討材料を整理する必要がある。昨今の例では、ソーラーパネルや大型の発電用風車などの設置が、県内や市内で問題となる場合もあり、地域・景観づくりの方向性を地域住民での協議の機会等を設けておきたい。

名勝指定地以外で、規制がかけられている範囲としては、以下のものがある。

①瀬戸内海国立公園の範囲（62 ページ 第17図を参照）

②国東半島県立自然公園の範囲（62 ページ 第17図を参照）

上記、自然公園に関する規制の及ぶ範囲は、中山仙境（夷谷）の全域とその間にある集落等の範囲にも広がっており、夷谷地区の殆どが指定地に入っている。

③周知の埋蔵文化財包蔵地（56 ページ 第13図を参照）

指定地周辺には多くの埋蔵文化財包蔵地があり、以下に夷・上香々地地区の指定地外の包蔵地を列挙した。夷岩屋に関連する坊跡・堂跡などが多く分布している。

④農林業に関する規制の範囲（63 ページ 第18図／64 ページ 第19図を参照）

夷地区の農地については、農振法・多面的機能・棚田振興法により農地を守る取組・制度が運用されている。すでに耕作放棄地となって、これらの施策の対象外となった荒地をどのように管理するかが課題となってくる。また、周辺の山林にも森林を守るため、森林法による規制がある。

⑥景観に関する規制

夷地区は豊後高田市景観計画における景観区域には指定されていないが、道路沿いの屋外広告物規制や、豊後高田市の定めるサイン計画などにより、必要な工作物を設置するにあたり、景観への配慮が求められている。

⑦中山仙境（高城・馬の背）からの眺望の範囲（99 ページ 第36図参照）

豊後高田市では市域全体をカバーする景観条例がないなど、現段階で何らかの規制をかけることは難しいが、眺望の範囲を整理し、定期的にモニタリングなども実施する必要がある。

周防灘に至るまでかなり広い範囲が眺望の範囲となっているが、谷のうねりによって香々地町の市

街地周辺は死角となっている。

第7節 追加指定

現在、中山仙境（夷谷）の保護すべき範囲のほとんどの部分は、平成30年の指定によって指定されたが、一部（東夷の2筆、西夷の5筆：いずれも山林）については、地籍調査を実施する中で、土地所有者の記載の時期が古いため、権利関係が判然とせず、指定を見送った部分である。これらの土地については適時地籍調査を実施し、土地権利者が明らかになった場合は、追加指定を検討する。

第7章 名勝の活用・整備

第1節 活用・整備の方向性

中山仙境（夷谷）の活用・整備の在り方としては、名勝の価値をより多くの人に知ってもらい、地域住民だけではなく、地域外の力も借りながら、観光・地域活性化の素材として名勝を活かし、伝えていくことを目指す。

短期～中期的な方向性として「名勝の価値を活かした観光事業化」「名勝の価値を再発見する文化財教室」「支障木伐採や視点場の整備」「標識・動線のブラッシュアップ」「登山設備の修理」の5つが挙げられる。

（1）名勝の価値を活かした観光事業化

中山仙境（夷谷）及びその周辺においては、香々地町時代から積み上げられてきた観光事業の実績がある。現在も豊後高田市商工観光課が中心となり、国東半島峯道ロングトレイルのT-4コース及びミニコースを設定し、ガイドを連れて安全に登山を楽しむイベントや企画旅行も催行されている。また、霊仙寺・実相院・六所神社は、六郷満山のPRの中でも広く紹介され、御朱印などを主要コンテンツとして誘客を行っている。

これらの取組をベースに、地元でプロデュースできるような新しい観光事業が計画されている。令和3年度には、沿岸部にある長崎鼻のアート鑑賞と関連づけた「アドベンチャーツーリズム（自然体験や文化体験をコースに盛り込んだ旅行）」「カルチャーツーリズム（文化や伝統、生活様式など文化的な観光資源に触れる知的好奇心を満たす旅行）」のプログラム構築、日本遺産『鬼が仏になった里「くにさき」』で開発を行っている「リトリートツーリズム（豊かな自然と深い文化に根差した精神性を活かし、心身の休息を図る旅行）」のプロデュースが行われ、それぞれ主題は違うが、中山仙境（夷谷）はそのコアなスポットとして位置づけられている。

今後は日本遺産事業の中では、事業の実施主体である六郷満山日本遺産推進協議会（豊後高田市商工観光課・文化財室、国東市観光課・文化財課で構成）が、DMO（Destination Management Organizationの略。観光地域づくり法人）の役割を果たせるように組織強化を行い、地域資源のプロデュースやPR戦略の精査などを実施する。



写真 49 モニターツアーの様子



写真 50 Instagram に投稿した PR 動画のスクリーンショット

PR戦略としては、現在、豊後高田市のホームページ（URL：<https://www.city.bungotakada.oita.jp/>）と、日本遺産『鬼が仏になった里「くにさき」』の特設ホームページ（URL：<https://www.onie.jp>）を軸にして、SNS（Facebook、Twitter、Instagram）を特性に応じて使用しながらPRをしている。地域学習・観光の両方に使える詳説パンフレットを作成しており、豊後高田市各庁舎や夷谷温泉で無料で配布している他、豊後高田市ホームページや日本遺産ホームページにもデータをアップして、誰でも参照できるようになっている。



写真 51 名勝中山仙境（夷谷）のパンフレット

公開活用の手法としても、動画等のコンテンツ制作や3Dデータなどを使った方法を検討中である。

日本遺産ホームページは、令和4年度に機能強化を予定しており、旅行・体験予約のワンストップ化がWeb上でできるように整備を行う。

（2）名勝の価値を発見する文化財教室

中山仙境（夷谷）の自然・歴史・民俗・社会の4つにわたる価値について、地域内の人に発見をしてもらうための文化財教室を実施する。植生調査や民俗調査などの成果や、豊後高田市が官学連携の提携をしている別府大学との交流事業を行うことで、地域住民により地域のことを深く知り、愛着を持つキッカケづくりを行う。

周辺の学校である香々地中学校では、名勝中山仙境（夷谷）に関する「郷土の歴史・文化」出前授業（社会科や総合的学習の時間）を実施したり、1階の廊下において「名勝 中山仙境（夷谷）」「日本遺産と香々地中校区の文化財」に関するパネル展示も実施している。また、小学生を対象にした現地見学会を夏休みに実施している。

一般向けの普及の事業として、指定時には、国東市・文殊耶馬と共同で開催した指定記念シンポジウム、市民を対象にした郷土の文化財探訪バスツアーに加え、地域住民を対象にした出前講座（三重の郷歴史講座）などを実施している。

別府大学との交流事業は、日本遺産の認定を契機に、国際経営学部の中山昭則先生のゼミで



写真 52 学校での出前講座の様子



写真 53 香々地中学校で実施のパネル展示の様子

継続的に実施されてきた。令和元年度には、夷地区の主要観光施設である夷谷温泉を活気づけるため、大学生が地元有志と協議を行いながら、オリジナルデザインのタオルを制作し、クラウドファンディングで資金集めを行い、現在も夷谷温泉等で販売を行っている。その他にも、食に関する調査として「ひねり餅」の調査を行い、新しいフレーバーのひねり餅の検討を実施した。

また、令和2年度には、構成要素にもなっている「道園庚申塔」の調査を実施し、県指定有形民俗文化財に指定された。この際には、道園庚申塔について、地域住民に愛着を持ってもらい、地域外の方にも知ってもらうために、道園庚申塔で行われる独特な神事（直径50cmほどの笠餅をかぶせる）の様子をデザインした「まちあげお餅はかぶるモノですTシャツ」を記念販売した。



写真54 郷土の文化財探訪バスツアー



写真55 別府大学との交流事業



写真56 まちあげTシャツ

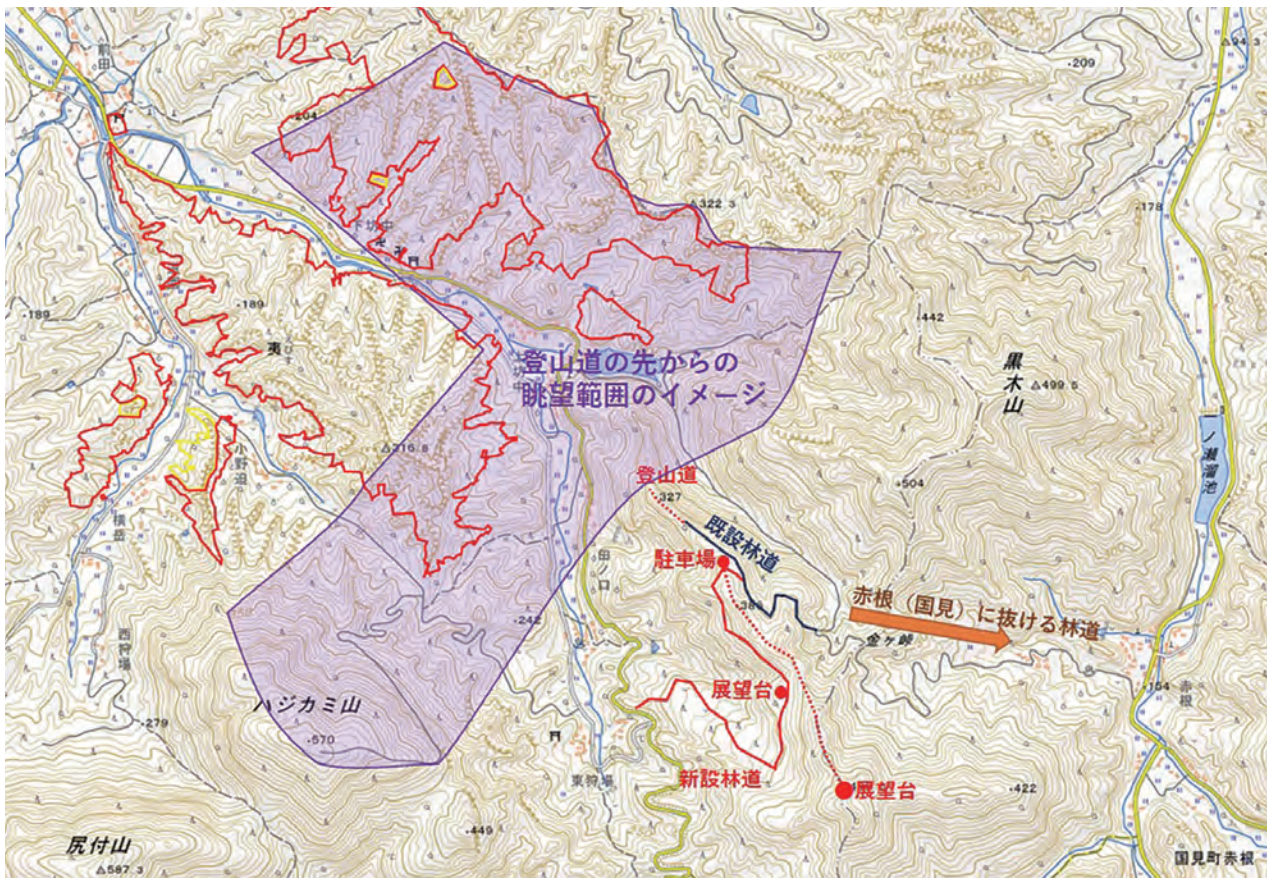


写真57 別府大学生が開発したオリジナルタオル

(3) 支障木伐採や視点場の整備

構成要素になっている岩峰群の景観支障木となっている木々の伐採を行うなど、中～大規模の環境整備を行う。昭和後期から造成林（スギやヒノキ）が高く育ち、岩峰群を隠している場所が多く見受けられるため、より詳細な伐採計画を定めた上で適宜伐採を行う。令和3年度の植生調査によって、平成初頭の調査時との植生の変化については、ある程度状況が整理できたが、伐採箇所毎にある小さな植生の保護を行うため、伐採箇所毎に詳細な調査を行い、伐採する樹木と植え替える樹種の選定を行う必要がある。

東夷の石河内溜池の傍から国東市国見町赤根に抜ける林道の整備が行われる中で、その中腹や峠の辺りに視点場を整備する案が出ている。一路一景公園と比べて岩峰群との距離はあるが、広い範囲での眺望が効くため、違った景色を楽しむことができる。



第 39 図 新設林道の展望台等の整備イメージ

(4) 標識・動線のブラッシュアップ

中山仙境（夷谷）に関する標識（案内看板・説明看板など）は、香々地町時代から設置されているものや地域住民によって取り付けられたものも多くある。平成30年に指定された名勝の内容や、新しい調査の内容に触れていないものもあるため、適時更新を行う。

また、豊後高田市商工観光課が定めた看板等の色彩に関するガイドラインがあるが、この基準に満たない看板については、更新もしくは撤去を行う必要もある。

観光客等の動線についてもブラッシュアップを行う。観光事業化の取組と関連して、長崎鼻との連携は欠かせないものであり、途中の案内標識にも工夫をしながら動線を強化していく必要がある。日



写真 58 香々地谷エンブレム看板



写真 59 香々地谷エンブレム

本遺産の取組では、国東半島の文化資源を持つ11の谷を選定し、文化資源をモチーフにしたエンブレムを制作した。それらはそれぞれの谷の入口に案内標識として設置したり、説明看板の中に統一のマークとして表示してある。

また、夷谷温泉や中山仙境の峯道や霊仙寺などの寺社には観光客が訪れているが、石造文化財や夷谷八景、民俗的要素などに触れることができる場所までは誘導できていない。ガイドの整備や、案内版の工夫によって、季節やニーズにあわせた巡り方ができるようにする。

また、地域内の動きとしては、六所神社にバリアフリーの通路を設置する予定がある。現用の機能を活かしつつ、最小限の整備でバリアフリー化を行う。



写真 60 エンブレムを使用した案内看板の例

(5) 登山設備の修理

鎖場や擬木階段などの登山設備は、平成初頭に整備されたものであり、部分的に劣化している箇所がある。これらについては、訪れる人の安全のために、モニタリングをしながら、本格的な修理・整備をする時期を決定する必要がある。

第2節 地域全体の取組

夷地区全体の取組の方向性について整理を行う。夷地区は周辺の山間部と同じく少子高齢化が進んでおり、地域を良好な形で次世代に引き継ぐことができるかが大きな課題となっている。指定地だけでなく、地域全体で名勝保護に取り組んでいく。

(1) 関連文化財の保存活用

名勝指定地付近には多くの文化財が存在している。それらの保存活用を行う際に、名勝中山仙境(夷谷)を核として、関連付けて行うことで、文化財保護の取組に一貫性が生まれる。先述の香々地谷のエンブレムを取組のトレードマークとして使用することで、地域内外の人に文化財活用の取組の一部であることを分かりやすく伝える。

特に六郷山寺院関連の文化財については、谷の中に広く分布することが特徴の夷谷においては、その理解を深め、周遊性を高めるためにも有効である。

(2) 地域内外への普及啓発

夷地区では、季節によって「夷谷仙境 春まつり」「観月祭」といった中山仙境(夷谷)に関連した名称をもつイベントが開催されており、地域住民・観光客にとって、憩いの場となっている。

こうしたイベントの際に名勝中山仙境(夷谷)に関する普及啓発を行うことで、1人ひとりが中山仙境に愛着を持ち、中山仙境の保全や活用についての意識を形成するキッカケとなる。

(3) 収益事業への展開

夷地区では地域の収益になる事業の数が少ない状況がある。夷谷温泉や登山道をうまく活用し、ガイド育成やグッズ・特産品の販売などの収益事業のフォローアップを行い、交流人口の増につなげる。

第3節 文化財活用のネットワーク

名勝中山仙境(夷谷)の活用・整備をより効率的に実現するため、文化財活用のネットワークを活かした取組を行う。国東半島内の関連文化財や、日本遺産や自然公園に関するネットワークを活用し、発信力を強化したい。

(1) 国東半島の名勝とのネットワーク

国東半島には、名勝「中山仙境(夷谷)」以外にも、名勝「天念寺耶馬及び無動寺耶馬」、名勝「文殊耶馬」(国東市)など、優れた名勝地が数多く所在している。

その他、天念寺や長安寺、富貴寺など六郷満山寺院に関連する多くの遺産を含め、国東半島を風光明媚なエリアとして、豊後高田市だけでなく関係市町村とも連携しながら情報発信を行うなどネットワークをさらに充実していく。

(2) 日本遺産に関するネットワーク

中山仙境(夷谷)は、日本遺産『鬼が仏になった里「くにさき」』で、国東半島の歴史文化を風景

から感じ取れるスポットとして、モデルコースやキービジュアルに使用されている。エリア内でのロングトレイルの拠点としては勿論のこと、リトリートツーリズムの中で独自性の高いコースのコアなスポットとして組み込んでいきたい。その為に、日本遺産の取組の中でのガイドの育成を行い、より付加価値を高めた体験を提供したい。

日本遺産に認定された全国のストーリーの中には、名勝・名勝地を中心にしたストーリーや、霊山・修行の山を中心にしたストーリーが幾つか存在している。日本各地の日本遺産認定地区との連携や情報共有を行いながら、多くの人に訴求する体験プログラムを生み出していきたい。

(3) 自然公園に関するネットワーク

中山仙境（夷谷）の指定地の全域が、瀬戸内海国立公園か国東半島県立自然公園の指定地に含まれている。瀬戸内海国立公園は、国東半島では溶岩ドームや岩峰群の地質・地形が見られる薑山・尻付山・鬼城や両子寺・文殊仙寺の周辺に指定地が展開しており、別に姫島や高崎山なども指定地となっている。

瀬戸内海国立公園の特徴にも、「瀬戸内海までの眺望」と「仏教遺跡の観賞」が含まれており、名勝の価値と親和性が高い内容となっている。名勝と国立公園のPRを相互連携して行うことで、より高い効果を得ることが可能である。

第8章 管理運営とその体制

第1節 管理運営の方針

名勝中山仙境（夷谷）は前述のとおり、豊後高田市が管理団体の指定を受けている。その保存管理は、土地の利用状況と所有状況に応じつつ、関連法令を遵守しながら遂行される必要がある。したがって、名勝の保存活用に向けては、文化庁・大分県教育委員会（教育庁文化課）との連絡・調整を密にするとともに、土地所有者や夷自治会をはじめ、関係者との綿密な連携を図ることに努める。

また、適切な自然環境の維持管理・整備や、文化財等の保存修理に関しては、それぞれの専門家の意見を踏まえた内容で実施する必要がある。文化庁や大分県教育委員会、環境省くじゅう管理官事務所、大分県生活環境部に加え、大学（自治体提携を行う別府大学や、保存活用計画策定委員会の委員をはじめとした研究者等）との連携も密に行う。

中山仙境（夷谷）については、『豊後高田市総合計画』の中でも、六郷満山文化のブランド力向上に向けて活用する旨が記載されており、豊後高田市の関係部署だけでも多い（文化財室、商工観光課（自然公園・観光事業）・教育総務課（アート系観光事業）・耕地林業課（山林管理・環境整備）・地域総務二課（香々地地区振興等）・学校教育課（学校教育））。一方で、民間団体の中では、観光事業の伸長で収入が増える夷谷温泉・霊仙寺・実相院・六所神社・トレイルクラブ・トレイルガイド・国東半島宇佐を巡る会に加え、地域の活性化を目指す夷自治会・夷谷仙境春まつり実行委員会・香々地～Mie～デザイン会議等とともに地域を盛り上げる。

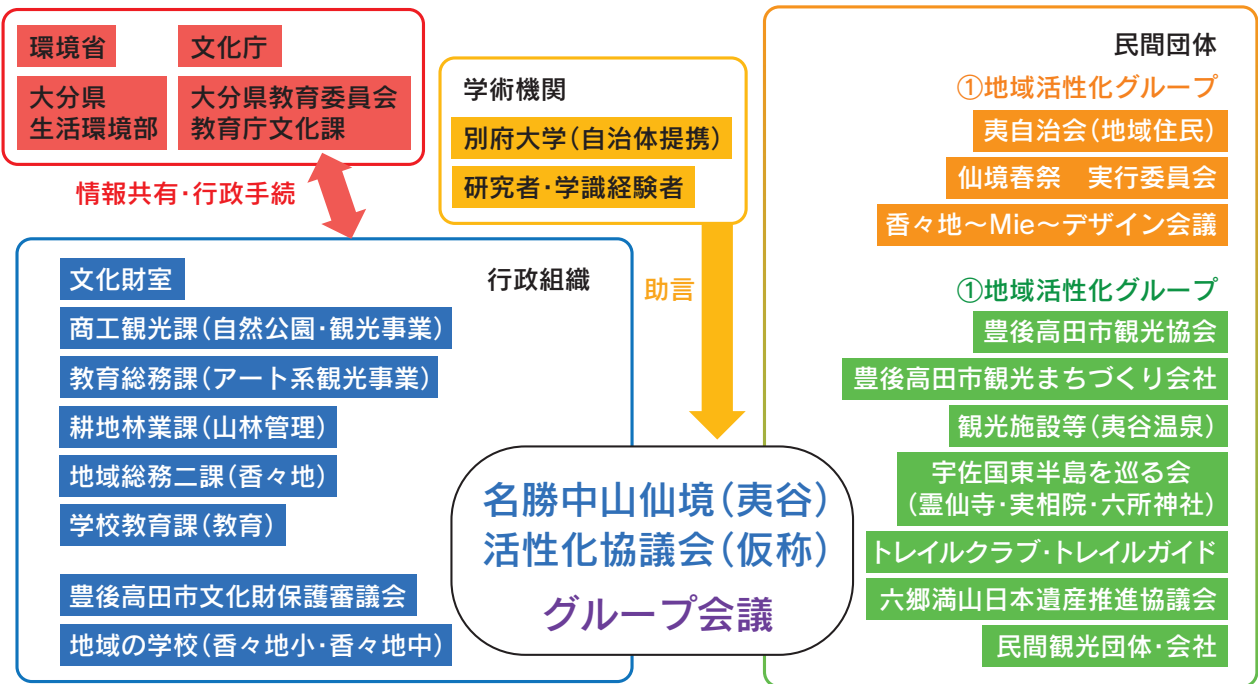
第2節 管理運営の体制

中山仙境（夷谷）を活用できる関係団体は多く、行政組織と民間団体の協働で事業にあたる必要がある。活用の方向性で民間団体を2つのグループ（地域活性化グループ、観光PRグループ）に分けて、中山仙境（夷谷）の方向性について協議を行いながら管理運営を行う。

地域活性化グループは、夷自治会や夷谷仙境春まつり実行委員会、香々地～Mie～デザイン会議などが属し、地域住民が中心となって、名勝指定地やその周辺における環境保全や、地域内へ向けた郷土愛醸成等のメニューを行う。

観光PRグループは、豊後高田市観光協会、豊後高田市観光まちづくり会社、観光施設（夷谷温泉）、宇佐国東半島を巡る会（霊仙寺・実相院・六所神社）、トレイルクラブ、トレイルガイド、六郷満山日本遺産推進協議会、民間観光団体・企業が含まれ、中山仙境（夷谷）で観光事業を行ったり、誘客のためのPRを行う。登山道や植生などの日常的な管理については、観光PRグループの活動の過程で、情報共有を行ったり、地域活性化グループのタスクを補助する取り決めを行う。

そして、行政組織と民間団体の協働での事業進行、グループ間の課題共有を行うため、「名勝中山仙境（夷谷）活性化協議会（仮称）」を立ち上げる。協議会の会議には学術経験者も招き、今後中山仙境（夷谷）で行われる様々な取組に対する助言をいただく。



第 40 図 関係者と管理体制のフロー図

第9章 今後の展望・課題

最後に、名勝中山仙境（夷谷）の保存及び活用における、今後の展望と課題についてまとめる。

①具体的な事業の実施

本計画でまとめた方針に則って、名勝中山仙境（夷谷）活性化協議会（仮称）を組織し、地域住民や民間団体、学術機関と協力しながら、名勝指定地やその周辺の維持管理、景観保全に関する事業を計画的に実施する。

②来訪者の安全確保について

特に登山道については、前回の整備から30年以上が経過しており、定期的なモニタリングを実施する必要がある。地域住民やガイドとの日頃からの連携により、官民での情報共有を綿密にし、必要に応じて措置を行う。事故が発生した場合には、周辺の設備も含め、改めて臨時的なモニタリングを実施する。

登山道の状況からすぐに本格整備を行う必要はないが、中長期的な整備の方向性については、情報を集めながら徐々に具体的な計画にしていく。

③景観支障木の伐採

景観支障木の問題については、現在問題となっている樹種や植生について特定されたが、伐採箇所の個別の環境については追加の所見が必要であるため、引き続き情報収集を行う必要がある。特に平成初頭に複数確認されていたイワシデ群落のシイ・カシ群落への変化の過程、伐採が見込まれる特定の造成林周辺の環境（林業・生態系）、重要種や天然性のクヌギの樹齢や特性については、追加の調査が望まれる。

景観を阻害する外来種シンジュ（ニワウルシ）は、従来から駆除の対象となっているが、近年勢力を強めていることが想定されることから、引き続きの駆除を実施する。

④景観保護の機運醸成

景観保護の機運醸成として、文化財講座、景観説明会、講師を招いての講演会などを実施し、中山仙境（夷谷）や豊後高田市の景観について深く知る機会を設ける。

豊後高田市の景観計画の範囲は、現在田染小崎地区全域及び田染真中地区の一部のみであり、既に文化財保護法や独自施策による景観保護を行っている「六郷満山寺院に関連するエリア」についても、市としての景観保護の方針を打ち出したい。

⑤文化資源の磨き上げと観光振興

中山仙境（夷谷）の所在する香々地地区は、豊後高田市内ではレジャー（ロングトレイルやキャンプ）を楽しむエリアとして、様々なツーリズムが計画されている。瀬戸内海国立公園の中でも仏教遺跡の観賞は大きな要素であり、中山仙境（夷谷）でしか見られない情景をうまく活用し、積極的な誘客を図る。

日本遺産『鬼が仏になった里「くにさき」』での取組を軸に、市内の関連文化財（名勝関係、史跡関係、

民俗関係)や、国東市に所在する文化財との連携を図りながら観光事業を推進する。職業ガイドのコンシェルジュ機能を強化し、多種多様な体験メニューを提供したい。

⑥移住施策と交流人口増

豊後高田市は「移住のまち」として知られているが、旧香々地町のエリアや山間部である夷地区の人口減少は、今後大きな課題となることは予想に難くない。様々な取組を通じて、集落の継続性や規模を維持することは、名勝の保存活用にも大きく寄与する。中山仙境(夷谷)が持つ良いイメージを磨き、まずは交流人口を増やしていきたい。

☆参考文献等

- ・大分県『国東半島県立自然公園 自然環境学術調査報告書』（2009年）
- ・大分県保健環境部『夷耶馬・鷲巣岳地域の自然』（1999年）
- ・大分県自然環境学術調査会野生生物専門部会編『レッドデータブックおおいた～大分県の絶滅のおそれのある野生生物』（2001年）
- ・大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館『六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅲ』（1995年）
- ・大分県立歴史博物館『豊後国香々地荘の調査』（1999年）
- ・香々地町編『香々地町誌』（1979年）
- ・国東市教育委員会『文殊耶馬 名勝調査報告書』（2017年）
- ・酒井富蔵編『豊後高田市誌』（1957年）
- ・西国東郡編『西国東郡誌』（1923年、高田町）
- ・文化庁文化財部記念物課『名勝に関する特定の調査研究事業報告書（大分県の名勝に関する特定の調査研究事業）』（2016年）
- ・豊後高田市『六郷満山寺院群詳細調査事業報告書』（2016年）
- ・豊後高田市『豊後高田市史特論編 くにさきの世界—くらしと祈りの原風景—』（1996年）
- ・豊後高田市『豊後高田市史』（1998年）
- ・豊後高田市『第2次豊後高田市総合計画（改訂版）』（2020年）
- ・豊後高田市教育委員会『中山仙境（夷谷）名勝調査報告書』（2017年）
- ・豊後高田市教育委員会『鬼が仏になった里「くにさき」ストーリー及び地域活性化計画（2018年）
- ・真玉町誌刊行会編『真玉町誌』（1978年）
- ・三重郷土審議会編『三重郷土誌』（1929年）
- ・六郷満山日本遺産推進協議会『国東半島の鬼などの文化資源を活かした地域の賑わい創出事業 地域再生計画』（2020年）

資 料 編

資料1 指定地内要素の個票

指定地内に所在する構成要素と、構成要素内に所在する更に小さな要素について個表を作成した。構成要素は76ページ・第10表の構成要素表と対応しており、構成要素内に所在する更に小さな要素については枝番を付けて、構成要素の後に記載した（中山仙境の峯道上の霊場に関しては、峯道上を歩いた際にたどる順番となっているため、枝番の要素の間に構成要素が入っている）。

表には、番号、要素の名称、時代、他の指定、所在地、エリア（中山仙境／東夷／西夷／前田）、分類1（名勝の構成要素／その他の要素）、分類2（自然／歴史／観賞／信仰／民俗／その他）、要素の内容、状態（今後想定される措置）、その他（参考資料・関連する要素など）、写真（撮影日）を掲載した。

※分類1で「名勝の構成要素」とした要素は、概ね江戸時代以前のもので、名勝の構成要素の価値と関連する要素である。

※分類2で「その他」となっているのは、便益施設や生活に関するものなど、名勝の構成要素の価値と直接関連しない要素である。

No.1					
中山仙境の岩峰群		時代	—	他の指定	なし
所在	夷		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	自然		
要素の内容 東夷と西夷の谷の間に聳える岩峰群。高い所で 80 メートル屹立している。山頂の高城は標高316メートル。一路一景公園から見た際に、窓岩・大仏岩・白岩・烏帽子岩・七福岩と名前がついた岩峰を持つ。					
状態 (今後想定される措置) 窓岩周辺の造成林が高く育ち景観を阻害している (周辺の樹木を伐採する)。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2019年3月撮影)

No.2					
中山仙境の峯道		時代	—	他の指定	なし
所在	夷		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	歴史		
要素の内容 中世以来の修行場として拓かれた中山仙境上の約 2.5km にわたる峯道。途中には行場である無明橋や高城、馬の背などがあり、江戸時代後期には四国八十八箇所の写し霊場が整備され多くの石仏がルート上に点在している。戦後には登山道として開かれ、香々地町の主要な観光スポットにもなっていた。					
状態 (今後想定される措置) 峯道上に平成初頭に整備された登山の設備 (擬木階段など) の一部が劣化してきている (時期を見て大規模な改修を行う)。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年12月撮影)

No.3					
中山仙境の峯道上の霊場		時代	—	他の指定	なし
所在	夷		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	歴史		
要素の内容 中山仙境の峯道上に点在する霊場。主に四国八十八箇所の写し霊場が展開している。四国八十八箇所の写し霊場に関連する石祠などの年号を確認すると、江戸時代後期 (文政期) と明治期に大規模な整備がなされたと考えられる。それ以外にも登り口付近や虎御前には江戸時代中期の石造物も残されている。					
状態 (今後想定される措置) 各霊場に関する祭祀を行っている場合があるが、高齢化により継続が困難な場所が多い (その内容の調査及び記録保存)。					
その他 (参照資料・関連する要素など) 石仏の位置データを令和2年度事業で取得している。					



(2017年11月撮影)

No.3-1					
中山仙境入り口 阿弥陀如来供養塔		時代	寛政4年	他の指定	なし
所在	夷 字坊落2520番1		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境の入り口に建つ。自然石の塔婆に阿弥陀三尊の梵字を彫り込んだ供養塔。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所となし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2021年1月撮影)

No.3-2					
中山仙境入り口 庚申塔		時代	正徳元年	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境入り口に建つ庚申塔。銘より正徳元年の作であることが分かる。『香々地町の庚申塔』によれば、付近に庚申石八体とあるが、そのすべては判然としない。板状の石で、庚申の墨書を確認できたものが1点 (宝曆)、薬師三尊の梵字及び一部銘文の墨書銘が残るものが1点確認できる。					
状態 (今後想定される措置) 庚申石の墨書は消えかけており、保護を講じる必要がある。					
その他 (参照資料・関連する要素など) 香々地町教育委員会編『香々地町の庚申塔』(2002年)のNo.19の庚申塔を参照。					



(2021年1月撮影)

No.3-3					
中山仙境入り口 観音菩薩像及び石殿	時代	昭和27年	他の指定	なし	
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 昭和27年に地元の板井テル氏を慕う地元婦人会によって建てられた。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2021年1月撮影)

No.3-4					
看板 (おなさんについて)	時代	平成元年	他の指定	なし	
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	その他の要素	分類2	その他		
要素の内容 中山仙境入り口 観音菩薩像及び石殿に関連し、板井テル氏の業績について記す看板。					
状態 (今後想定される措置) 木の柱は腐食して倒れている。現状では殆どの文字が消えており、内容を判読できない (看板の更新若しくは撤去が必要である)。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



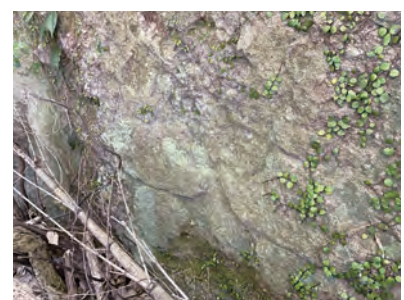
(2021年1月撮影)

No.3-5					
中山仙境入り口 大師像	時代	昭和5年	他の指定	なし	
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 昭和5年に地元住民によって寄附・設置された大師像。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2021年1月撮影)

No.3-6					
坊落墓地及び磨崖五輪塔	時代	中世～近世	他の指定	なし	
所在	夷 字坊落2520番1		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境の入り口から左手に逸れた位置に墓地がある。磨崖五輪塔が3基ある他、下段には五輪塔や墓碑などが散在している。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2022年1月撮影)

No.3-7					
観音菩薩石仏及び石殿	時代	文政11年	他の指定	なし	
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。小さな石垣の上に建つ小さな石殿の中に観音菩薩の坐像の石仏がある (銘は正面右手の石材「文政十一戊子天/四月大吉日」)。前方にはコンクリート製の小さな建屋が設けられており、かつて”おせったい”を行っていたと思われる。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年11月撮影)

No.3-8					
大日如来及び弘法大師石仏		時代	近代?	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。智拳印を結ぶ大日如来の石仏と、独鈷を持つ弘法大師の石仏が、それぞれ板状の石の上に安置されている。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年11月撮影)

No.3-9					
薬師如来・弘法大師石仏及び石造覆屋		時代	文政8年	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。薬壺を持った薬師如来坐像の石仏と、独鈷を持った弘法大師の石仏が、転石上に設けられた石造覆屋の中に安置されている。石造覆屋の壁石の前面に「文政八天／三月吉日」とある。屋根部・唐破風のような石材には、彩色のある独特な文様が彫り込まれている。					
状態 (今後想定される措置) 石造覆屋の一部が欠損しているため、崩落しないような措置をする必要がある。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年11月撮影)

No.3-10					
十一面観音菩薩・弘法大師石仏及び壁石		時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。本ルートから逸れた場所に安置される。蓮華を持った十一面観音菩薩坐像の石仏と、丸彫りの弘法大師の石仏が安置される。かつては石殿が存在した痕跡として、壁石が1枚残されている。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。石殿の壁石については、被害が増えないように確認する。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年11月撮影)

No.3-11					
阿弥陀如来及び弘法大師石仏		時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。棒状の石材などで石殿状にした場所に、阿弥陀如来と弘法大師の石仏が安置される。2躯の作者は同じであるように見え、阿弥陀如来の石仏は表情などが細かく作られている。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年11月撮影)

No.3-12					
大日如来及び弘法大師石仏		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。すこしルートを外れた位置にある。やや大きな石材を組んだ台座の上に、大日如来と弘法大師の石仏がある。大日如来の舟形光背表面に宇佐郡に住む願主の名が刻まれており、やや新しい部類のものとして推定される。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年11月撮影)

No.3-13					
不動明王・弘法大師石仏及び石殿		時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。松が群生するエリアにある。唐破風の付いた大きな入母屋の石殿の中に、不動明王と弘法大師の石仏が安置される。他の石仏と比べると風滅が著しい。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年11月撮影)

No.3-14					
地藏菩薩及び弘法大師石仏		時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。3枚の岩を壁のように利用した中に安置される。地藏菩薩は如意と宝珠を持つ。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年11月撮影)

No.3-15					
千手観音菩薩・弘法大師石仏及び壁石		時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。本ルートを外れた見晴らしの良い露頭の上に安置される。石殿の屋根が失われている。千手観音菩薩と弘法大師の石仏で、かつては露頭の上で”おせたい”を実施していたが、現在は集落住民がこの石仏を背負って降り、”おせたい”を行った後にここに返す。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年11月撮影)

No.3-16					
薬師如来・弘法大師石仏及び石殿		時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。本ルートを外れた見晴らしの良い露頭の上に安置される。唐破風の付いた入母屋の石殿がある。No.3-15のすぐ隣に安置されている。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年11月撮影)

No.3-17					
薬師如来・弘法大師石仏及び石殿		時代	大正3年	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。本ルートを外れた見晴らしの良い露頭の上に安置される。唐破風の付いた入母屋の石殿がある。西夷の安山岩で造られている。西夷の谷が良く見える。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年11月撮影)

No.3-18					
観音菩薩・弘法大師及び石殿		時代	大正3年	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。農村公園からの登山道の合流ポイントに2つある石殿の内の1つ。石殿は凝灰岩製で、屋根は切妻で宝珠がなくなっている。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2017年11月撮影)

No.3-19					
観音菩薩・弘法大師石仏及び石殿		時代	大正3年	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。農村公園からの登山道の合流ポイントに2つある石殿の内の1つ。石殿は安山岩製だが、屋根部の加工はほとんどない。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2017年11月撮影)

No.4					
虎御前宝篋印塔		時代	享保20年	他の指定	市有形
所在	夷 字萱ノ木		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。昭和2年の写真を見ると、大日如来と弘法大師の石仏もあったが現在では不明である。令和2年に踏査した際に、笠部・相輪部が脱落していることを新たに確認した。霊仙寺から見て、虎御前の付近は視認でき、そこに黒雲がかかると強い夕立が降るとされていた。					
状態（今後想定される措置）笠部は落下時に破損、一部を除いて滅失している。相輪部分は付近に落ちている。復元は容易ではない。					
その他（参照資料・関連する要素など）民俗については三重村『三重郷土誌』、大分県立歴史博物館編『豊後国香々地荘の調査』に元の実測図あり。					



(2010年1月撮影)

No.3-20					
毘沙門天及び弘法大師石仏		時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。自然石に近い石材を組んで、毘沙門天の坐像の石仏と、弘法大師の石仏を安置している。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2017年11月撮影)

No.3-21					
阿弥陀如来及び弘法大師石仏		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。仙境の岩柱に四角く龕を設けて、中に阿弥陀如来と弘法大師の石仏を安置している。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などないが、石仏が落ちるリスクについては要検討である。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2017年11月撮影)

No.3-22					
観音菩薩及び弘法大師石仏		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。小さな岩室となった場所に、板状の岩を置き、その上に観音菩薩と弘法大師の石仏を安置している。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年11月撮影)

No.5					
中山仙境 無明橋		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境の峯道のシンボルと言える石造の橋。長さ3mに対し、幅が50cmほどしかない桁橋で、2つの石材を合わせた簡素な造りをしている。裏面には薬師三尊の梵字がある。最近まで実相院あたりからは視認することができたが、現在では支障木によって確認できない。					
状態 (今後想定される措置) 今後も定期的なメンテナンスを実施していく必要がある。					
その他 (参照資料・関連する要素など) 令和3年に実測図を作成した (70ページ掲載)					



(2017年11月撮影)

No.3-23					
千手観音菩薩及び弘法大師石仏		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。自然石を組んだ石殿をつくり、その中に千手観音菩薩と弘法大師の石仏を安置している。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年11月撮影)

No.3-24					
阿弥陀如来及び弘法大師石仏		時代	中世～近世	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。岩のくぼんだ部分に阿弥陀如来と弘法大師の石仏を安置している。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年11月撮影)

No.3-25					
馬頭観音・弘法大師、千手観音・弘法大師石仏及び岩屋		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の2つ分の石仏を安置した岩屋。高さ2m、幅4mほどの岩屋に2つ龕が設けられ、左側には頭部に朱色が残る馬頭観音と弘法大師、右側には千手観音と弘法大師の石仏が安置されている。千手観音石仏のみ凝灰岩で、あとは安山岩製。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年11月撮影)

No.6					
高城（高城秋月）		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字阿弥陀越		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境の山頂。国東半島では突き出た岩山を「〇〇城（じょう）」と呼び、最も高い位置にあることから高城と名付けられた。眺望が良く、周防灘まで一望できる。前田側から見ても一際高い高城は視認できる。夷谷八景「高城秋月」にも選ばれているが、方位から考えると前田付近から月を見たものと考えられる。					
状態（今後想定される措置）眺望の範囲を含めた保存方法の検討をする必要がある。					
その他（参照資料・関連する要素など）眺望の範囲は90ページに掲載。					



(2017年12月撮影)

No.3-26					
天照大神石碑		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字阿弥陀越		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境山頂・高城（標高316m）に建てられている石碑。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2017年11月撮影)

No.3-27					
大日如来・弘法大師石仏及び石殿		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字阿弥陀越		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。高城付近に智拳印の大日如来と弘法大師の石仏が、石殿内に安置されている。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2017年11月撮影)

No.7					
馬の背		時代	-	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 馬の背のように切り立った痩せ尾根。中山仙境の修行道の難所の1つとされている。中間で東夷側を見ると、霊仙寺付近や石河内溜池付近がよく見える。発音は「うまのせ」以外にも「まのせ」「うまんせ」など様々である。					
状態（今後想定される措置）					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2017年11月撮影)

No.3-28					
薬師如来及び弘法大師石仏		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上		エリア	中山仙境	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。中山仙境の本ルートから逸れ、降り口の先に向かった場所にある。白岩が良く見える眺望のすぐれた場所にある。自然石の石殿の中に薬師如来と弘法大師の石仏が安置されている。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2017年11月撮影)

No.8	隠れ洞穴	時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字隠山	エリア	中山仙境		
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。中山仙境の降り口からトラバースのルートを超えた岩の麓に、木造の庇と縁のついた、深い洞穴のような岩屋がある。木造の須弥壇があり千手観音及び弘法大師の石仏が、その左手前の岩に虚空蔵菩薩及び弘法大師、その右手にある木造の厨子に阿弥陀如来と弘法大師、更にその手前には十一面観音菩薩と弘法大師、如意輪観音菩薩の石仏がある。昭和の頃には、実相院住職により護摩焚き等が行われており、内部には煤が多くついていたり、前庭部に石垣で整地がしてある。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2014年11月撮影)

No.8-1	隠山軍談碑	時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字隠山	エリア	中山仙境		
分類1	その他の要素	分類2	信仰・伝承		
要素の内容 隠れ洞穴の右手前に、隠れ洞穴に関する伝承について記した石碑が建っている。豊前国の宇都宮残党が香々地の武士・鬼丸氏らによって隠れ洞穴に匿われ、迫り来る黒田官兵衛の軍勢を追い返した後に、散り散りとなって百姓として生き延びたというもの。					
状態（今後想定される措置）石碑への落書きが酷い状態である。					
その他（参照資料・関連する要素など） 隠山軍談の内容については、三重村『三重郷土誌』（1927年）などを参照。					



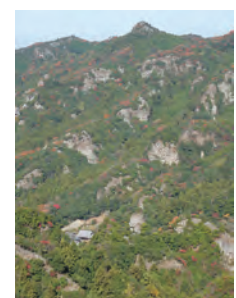
(2014年11月撮影)

No.3-29	千手観音菩薩及び弘法大師石仏	時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 中山仙境里道上	エリア	中山仙境		
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境上の四国八十八箇所霊場の写し霊場の1つ。隠れ洞穴以降のルートは、土砂崩れ等により変化しており、元々のルートの脇の岩場に、千手観音菩薩と弘法大師の石仏が安置されている。近くの岩肌に「西国八十八」という文字と、五輪塔の一部のようなものが彫られた跡がある。					
状態（今後想定される措置）磨崖五輪塔は空風輪を残して脱落している。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2017年11月撮影)

No.9	東夷の岩峰群	時代	-	他の指定	なし
所在	夷	エリア	東夷		
分類1	名勝の構成要素	分類2	自然		
要素の内容 東夷の谷の北東側に広がる岩峰群。豊後高田市と国東市の市境に黒木山から伸びたメインの尾根が走っており、メインの尾根から夷谷に向かって幾重にも岩峰が走っている。一路一景公園から見れば、高岩・クジラ岩・不動岩といった名称が付いた岩がある。					
状態（今後想定される措置）（植生に関する追加調査。特に天然性のクヌギや希少種の保護が必要。）					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2017年11月撮影)

No.10	祇舎不動	時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	夷 字祇舎	エリア	前田		
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 現在地名の祇舎谷は、余瀨文書「夷住僧行源解状案」（長承4(1135)年）に、着閤谷として開発した土地の四至に登場する。同文書では、一帯を「本大魔所」と表現しており、平安時代に僧侶たちによって徐々に開発された夷谷の歴史を伝える場所である。霊仙寺・実相院の住職により、代々交互に供養がなされてきたという。堂内には石造不動明王が安置されている。享保17(1732)年の棟札があったらしく、平成7年に書き換えた棟札が安置される。					
状態（今後想定される措置）建物の壁（竹の格子に土を塗る）が剥がれており、建物も健全な状態とは言えない。石段にも崩落部分が多い。					
その他（参照資料・関連する要素など） 参考史料・余瀨文書「夷住僧行源解状案」					



(2018年1月撮影)

No.11				
霊仙寺（霊仙晩鐘）		時代	江戸時代	他の指定 県史跡
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰・観賞（夷谷八景）	
要素の内容 鐘楼門がシンボルとなっている天台宗寺院。元は夷岩屋の混本院と呼ばれる坊の一つであったが、中世末には夷岩屋から独立して霊仙寺として成立していたと考えられている。夷谷八景「霊仙晩鐘」の題材にもなっている。				
状態（今後想定される措置）				
その他（参照資料・関連する要素など）				



(2020年4月撮影)

No.11-1				
霊仙寺鐘楼門		時代	江戸時代	他の指定 県史跡
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰・観賞（夷谷八景）	
要素の内容 霊仙寺の正面にある鐘楼門。六所神社の磨崖像の前に旧在したと伝わり、仁王門として作られたと推定され、寛保2（1742）年の棟札が六所神社に残されている。室町時代の高田鋳物師が鋳造したとされる鐘が吊るしてあり、夷谷八景の1つ「霊仙晩鐘」となっている。				
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。				
その他（参照資料・関連する要素など）六所神社所在「仁王門棟札」				



(2020年4月撮影)

No.11-2				
霊仙寺仁王像1		時代	江戸時代	他の指定 県史跡・市有形
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰	
要素の内容 霊仙寺鐘楼門の前方に安置される石造仁王像。国東半島北部に特徴付けられるレリーフ状の仁王像。				
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。				
その他（参照資料・関連する要素など）六所神社所在の石造仁王像残欠が、これらの像の内の片方を構成した可能性がある。				



(2014年5月撮影)

No.11-3				
霊仙寺 石造毘沙門天像		時代	江戸時代	他の指定 県史跡
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰	
要素の内容 霊仙寺鐘楼門の内側（西側）に安置される毘沙門天の石仏。				
状態（今後想定される措置）宝塔の一部は破損。				
その他（参照資料・関連する要素など）				



(2014年5月撮影)

No.11-4				
霊仙寺 石造蔵王権現像		時代	江戸時代	他の指定 県史跡
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰	
要素の内容 霊仙寺鐘楼門の内側（東側）に安置される蔵王権現の石仏。蔵王権現は修験道に関連し、付近では長小野不動岩屋や長崎鼻海蝕洞穴内にも石仏が祀られる。				
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。				
その他（参照資料・関連する要素など）				



(2014年5月撮影)

No.11-5					
霊仙寺コンクリート塀		時代	平成23年	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	その他		
要素の内容 霊仙寺境内を取り囲む塀。塀に埋め込まれた御影石の碑より、平成 23 年に新調されていることが分かる。やや灰色がかかった色合いで、3本の定規筋とコンクリート製屋根が施されている。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2021年1月撮影)

No.11-6					
霊仙寺 旧コンクリート塀 石碑		時代	昭和13年	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	その他		
要素の内容 新しくなったコンクリート塀の前段階の塀の竣工日と寄附者などの情報が彫られている。					
状態（今後想定される措置）移動等					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2021年1月撮影)

No.11-7					
霊仙寺本堂		時代	明治時代	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰・観賞（夷谷八景）		
要素の内容 霊仙寺は中世の夷岩屋根本院が寺院化したもので、戦国時代には既に霊仙寺の呼称で史料に登場する。現在の霊仙寺本堂は、明治 10 年の百姓一揆で焼失後建て替えられ、昭和 2 年の段階では瓦葺きに改められているのが確認できる。					
状態（今後想定される措置）昭和 40 年代にセメント瓦に葺き替えられたため、葺き替えが想定される。本堂自体が前傾している。					
その他（参照資料・関連する要素など）関連資料『三重郷土誌』掲載の古写真					



(2019年8月撮影)

No.11-8					
霊仙寺庫裏		時代	明治時代～	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	その他		
要素の内容 霊仙寺本堂と一体になった庫裏で明治時代に建てられてから、西側にガレージを伴う家屋等を増築をしている。					
状態（今後想定される措置）					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2022年1月撮影)

No.11-9					
霊仙寺庫裏側庭		時代	現代	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	その他		
要素の内容 霊仙寺庫裏側に玉垣（霊仙寺本堂改修時の寄附者の名が刻まれる）に囲まれた庭がある。近代作の燈籠や置物などが置かれ、松や梅などの植物が植栽されている。					
状態（今後想定される措置）					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2022年1月撮影)

No.11-10

霊仙寺大燈籠		時代	平成16年	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 境内に平成16年に設置された2基の大きな燈籠。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2021年1月撮影)

No.11-11

霊仙寺手水鉢		時代	不明	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 霊仙寺境内にある大きな手水鉢。経年感はあるが、銘などがなく年代は不明である。現在は蛇口によって水を入れられるようになっている。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2021年1月撮影)

No.11-12

霊仙寺石畳		時代	不明	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 霊仙寺鐘楼門から本堂にかけて作られる石畳。切った石を敷き詰めてある。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2022年1月撮影)

No.11-13

霊仙寺花壇等		時代	不明	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	その他		
要素の内容 霊仙寺境内において、コンクリートブロックなどによってつくられた花壇が数ヶ所所在する。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2021年1月撮影)

No.11-14

霊仙寺国東塔		時代	室町時代	他の指定	市有形
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 現在は霊仙寺鐘楼門の東側の玉垣に囲まれたエリアに所在する。室町時代の完形塔で、市指定有形文化財に指定されている。元々は川向かいの霊仙寺旧墓地に所在していた (昭和2年の頃の写真など)。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など) 『三重郷土誌』中の写真 (霊仙寺旧墓地に所在した頃)					



(2010年1月撮影)

No.11-15

	征清戦死追弔記念碑	時代	明治時代	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 日清戦争の戦死者の追徴記念碑。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2021年1月撮影)

No.11-16

	扁平五輪塔	時代	室町時代	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 平面的な五輪塔。元々旧墓地に位置していたものを移設。一度、盗難に遭ったが、近くで見つけた人によって返された。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2021年1月撮影)

No.11-17

	霊仙寺境内 五輪塔	時代	室町～戦国	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 霊仙寺境内の前庭部及び後背部には多数の五輪塔がある。一部は霊仙寺後背の崖面のわずかな平面に安置されている。					
状態 (今後想定される措置) 崖面等に設置されているものについては、災害のリスクがある。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2021年1月撮影)

No.11-18

	霊仙寺境内 照千一隅此則国宝碑	時代	平成元年	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	その他		
要素の内容 比叡山開創千二百年記念で建てられた石碑。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2021年1月撮影)

No.11-19

	霊仙寺地藏尊像	時代	安政7年	他の指定	市有形
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 板井派仏師(板井利三郎国良、同林三郎国政、同徳四郎国吉)によって作られた九州最大の一石の石仏(像高634cm)。境内の外からでも見え、『三重郷土誌』ではランドマークとして紹介されている。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など) 『三重郷土誌』掲載の写真					



(2021年1月撮影)

No.11-20

霊仙寺仁王像2		時代	嘉永7年	他の指定	市有形
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 総高は阿形 180cm、吽形は 175cm。地藏尊の左右に控える。阿形の作者は板井利三郎国良、吽形の作者は板井林三郎国政と、地藏尊の制作者の内の2名である。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2021年1月撮影)

No.11-21

大金光明最勝王経一字一石塔		時代	不明	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 霊仙寺裏手の崖面に建てられる一字一石塔。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2021年1月撮影)

No.11-22

霊仙寺境内 宝篋印塔		時代	近世	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 霊仙寺後背の崖上にある小型の宝篋印塔。隅飾突起が折れ、相輪部分には五輪塔の空風輪が置かれている。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2021年1月撮影)

No.11-23

霊仙寺本堂後背 石仏群		時代	近世～	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 霊仙寺本堂後背の崖面の小さな平坦面に、多くの石仏が設置されている。作風の似た羅漢のような像が9体 (一部は首を欠損)、地藏8体や伝教大師1体、如来形3体、石殿1つほか、破損により尊名不詳となった石仏もある。					
状態 (今後想定される措置) 崖面等に設置されているものについては、災害のリスクがある。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2021年1月撮影)

No.11-24

霊仙寺墓地		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1015番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 霊仙寺本堂裏の崖上を中心に霊仙寺の関係者の墓地がある。上段には、板碑型墓碑、大乘妙典一字一石塔、軍人型墓塔、無縫塔、石柱型 (冑型) があり、その東側には、石垣・玉垣・石段に囲まれた平坦面に岩壁を彫り込んで納骨堂が建てられている (平成8年造)。下段には御影石の墓石が2基ある。					
状態 (今後想定される措置) 崖面等に設置されているものについては、災害のリスクがある。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2021年1月撮影)

No.11-25

	霊仙寺大師堂	時代	現代	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1015番		エリア		東夷
分類1	その他の要素	分類2			信仰
要素の内容 伝教大師が祀られている堂。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2021年1月撮影)

No.12

	実相院	時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1029番		エリア		東夷
分類1	名勝の構成要素	分類2			信仰
要素の内容 霊仙寺・六所神社の間の天台宗寺院。中世には夷岩屋の坊であったと考えられる。境内には中世石造物 (国東塔や板碑) が所在している。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2014年5月撮影)

No.12-1

	実相院 山門	時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1029番		エリア		東夷
分類1	名勝の構成要素	分類2			信仰
要素の内容 実相院の境内入り口に立つ山門。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2019年8月撮影)

No.12-2

	実相院石碑	時代	不明	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1029番		エリア		東夷
分類1	その他の要素	分類2			その他
要素の内容 実相院山門の左脇に設置。御影石製。九州不動霊場五番札所の案内。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2014年5月撮影)

No.12-3

	実相院ブロック塀	時代	昭和39年	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1029番		エリア		東夷
分類1	その他の要素	分類2			その他
要素の内容 実相院を囲むブロック塀。コンクリート製の屋根が付く。昭和39年に建立したことを示す石碑が、山門右脇に設置してある。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2019年8月撮影)

No.12-4					
実相院本堂		時代	明治時代	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1029番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 実相院は、中世の夷岩屋の坊の1つが寺院化したものと考えられる。現在の実相院本堂は、明治時代に建てられたものとされ、昭和2年の段階では茅葺きの建物であったことが写真から分かっている。現在は瓦葺きに葺き替えられている。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2014年5月撮影)

No.12-5					
実相院庫裏		時代	明治時代	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1029番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	その他		
要素の内容 実相院の庫裏は本堂と一体化しており、現在は住職の居住スペースとなっているほか、納経所となっている。庫裏部分はセメント瓦葺きとなっている。					
状態（今後想定される措置）					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2022年1月撮影)

No.12-6					
実相院前庭		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1029番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	その他		
要素の内容 実相院庫裏の前部分に庭が作られており、梅や松が植栽され、石燈籠などが設置されている。					
状態（今後想定される措置）					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2014年5月撮影)

No.12-7					
実相院鐘楼		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1029番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 実相院境内の南東側に鐘楼が作られている。					
状態（今後想定される措置）					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2014年5月撮影)

No.12-8					
実相院国東塔		時代	室町～戦国	他の指定	県史跡・市有形
所在	夷 字中川原1029番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 豊後高田市では最大の大きさを誇る国東塔（高さ：389cm）。かつては六所神社境内に位置していたが、明治10年の百姓一揆の際に引き倒されたものを、後日積み上げたものという。					
状態（今後想定される措置）					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2011年4月撮影)

No.12-9					
実相院地藏像		時代	近代	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1029番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 実相院鐘樓の脇に立つほっかむりをした地藏。歯痛に効くとされる。					
状態 (今後想定される措置) 首が折損している。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2014年5月撮影)

No.12-10					
実相院五輪塔		時代	中世	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1029番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 実相院本堂脇に、2基の五輪塔が安置されている。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2022年1月撮影)

No.12-11					
実相院墓地 板碑		時代	南北朝時代	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1030番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 相院境内裏の崖上に安置される板碑。阿弥陀如来の梵字が薬研彫で彫られ、南北朝時代の作とされる。実相院境内が中世に遡って信仰の場となっていたことを示す資料。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2015年5月撮影)

No.12-12					
実相院墓地		時代	近世～近代	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1030番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 実相院境内裏の崖上に展開する墓地。無縫塔3基があり、歴代住職の墓塔である。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2015年5月撮影)

No.13					
六所神社		時代	明治時代	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 実相院の東側にある神社。元々は夷岩屋の境内で、現在社殿がある場所には講堂があったとされている。境内には僧形の磨崖像が2箇所ある。					
状態 (今後想定される措置) 社殿の内、特に古い今夷社・賀来社について傾きが認められる (モニタリングをしながら修理の時期を決定する)。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2022年1月撮影)

No.13-1					
六所神社 社門		時代	近世	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社の境内入口に立つ門。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2014年5月撮影)

No.13-2					
六所神社 手水舎		時代	近世	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社の社門をくぐった所にある手水舎。手水鉢に紀年銘があるが、風化により判読できない。参拝のルートになっている。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2022年1月撮影)

No.13-3					
六所神社 池及びコンクリート橋		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	その他		
要素の内容 六所神社の手水舎の裏手に小さな池が作られており、鉄筋を入れたコンクリートで細い橋を架けてある。無明橋を意識して作られたものと思われるが、詳細は不明である。					
状態 (今後想定される措置) 橋は渡るために作られたものではないと思われる。橋の鉄筋がむき出しになっており危険。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2015年5月撮影)

No.13-4					
六所神社 磨崖像		時代	室町～近世	他の指定	県史跡・市有形
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社境内の下段東側に所在する磨崖像。中心に錫杖を持った伝仁聞像があり、左右には比丘・比丘尼像が控えている。簡素な石造覆屋 (江戸時代に造られたか) で磨崖仏は保護されている。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所となし。					
その他 (参照資料・関連する要素など) 六所神社奥の院にも僧形の磨崖像がある。					



(2015年10月撮影)

No.13-5					
六所神社 仁王像残欠		時代	近世	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社磨崖像の傍に横たわる石造仁王像の残欠。首や足が折損している。かつて霊仙寺鐘楼門 (仁王門) がここに建っていたとされる。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2015年10月撮影)

No.13-6					
六所神社 六本杉		時代	現代	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	観賞・信仰		
要素の内容 六所神社石段の東側の玉垣の内に植えられた六本のご神木は六本杉と呼ばれ観賞の対象となってきた。かつては樹齢数百年にもなる先代の六本杉が名所とされていたが、昭和末に枯れてしまい、現在は2代目である。西側の区画にも六本の杉が植えられているが、これは初代六本杉が伐採される前にはない無関係な杉である。					
状態（今後想定される措置）西側区画の杉の伐採（風などにより石垣の崩壊等を招く危険性が高い）					
その他（参照資料・関連する要素など）伐採の経緯等については、三角寛市著『六本杉』（1990年）を参照。					



(2022年1月撮影)

No.13-7					
六所神社 玉垣		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社のご神木である六本杉の周りに造られた玉垣。					
状態（今後想定される措置）					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2022年1月撮影)

No.13-8					
六所神社 社務所		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社境内の西側に位置する社務所。					
状態（今後想定される措置）北側に設置された五右衛門風呂について、地元は撤去を希望している。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2022年1月撮影)

No.13-9					
六所神社石垣及び石段		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 高い位置にある六所神社の本殿・拝殿などを保護し、そこへ向かうための石垣と石段。					
状態（今後想定される措置）現状石垣は健全な状態である。石段は石材の多くが傾いているため、安全性を考慮した改修が必要である。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2017年4月撮影)

No.13-10					
六所神社 拝殿		時代	近代	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社の拝殿。江戸時代から近代にいたるまでの絵馬や、明治時代の和歌会の和歌を書いた札などが掛けてある。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2019年8月撮影)

No.13-11

六所神社 申殿		時代	明治時代	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社の本殿と拝殿の間にある建物で神職が神事を行う場である。宇佐・国東半島の神社建築にはよく見られる。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2014年5月撮影)

No.13-12

六所神社 本殿		時代	明治時代	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社の本殿。かつてはこの場所に霊仙寺の講堂があったとされ、明治の頃に本殿が築かれたとされている。屋根は現在では銅板葺きとなっている。『余瀬文書』の「庄屋日記」によれば、嘉永5年(1888年)に六所宮裏岩が落ち、講堂・不動堂・阿弥陀堂・竜王宮・常夜灯が破損したと伝える。					
状態 (今後想定される措置) 崖下に位置しており、災害のリスクがある。					
その他 (参照資料・関連する要素など) 「庄屋日記」(『余瀬文書』)					



(2015年6月撮影)

No.13-13

六所神社 上段の社務所		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社の上段にも祭祀の準備などを行うための社務所がある。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2022年1月撮影)

No.13-14

六所神社 神輿蔵		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 所神社上段に神輿蔵がある。神輿は秋季大祭の際に前田の楽庭まで遷座する。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など) 楽庭					



(2022年1月撮影)

No.13-15

六所神社 自然石を祀る岩屋		時代	不明	他の指定	なし
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 大綿積社の西側にある崖の窪みに、4つの板状の自然石が祀られている。香々地地区の山間には、自然石を祀る堂が幾つか所在している。					
状態 (今後想定される措置) 崖下に位置しており、災害のリスクがある。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2017年3月撮影)

No.13-16

六所神社撰社 大綿積社		時代	嘉永5年	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社本殿の西側に位置する撰社（八大龍王宮社殿再建の棟札によれば嘉永5年の築）。唐破風の屋根は柿葺きであったが、状態が劣化していたため、令和元年度に銅板葺きに改め、扉と濡れ縁も新材に入れ替える修理を行った。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などなし。崖下に位置しており、災害のリスクがある。					
その他（参照資料・関連する要素など）八大龍王宮社殿再建の棟札					



(2020年3月撮影)

No.13-17

六所神社 講堂礎石跡		時代	近世	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社本殿及びその東西の区画にかけて、等間隔に礎石が並んでいる部分がある。礎石からすれば、建物の規模は本殿よりも大きく、霊仙寺の講堂があったと推定されている。					
状態（今後想定される措置）崖下に位置しており、災害のリスクがある。					
その他（参照資料・関連する要素など）「庄屋日記」(『余瀨文書』)					



(2015年6月撮影)

No.13-18

六所神社撰社 賀来社		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1030番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 天迦久神（あめのかくのかみ）を祀る撰社。一間社流造で銅板葺きとなっている。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などなし。崖下に位置しており、災害のリスクがある。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2014年5月撮影)

No.13-19

六所神社撰社 太子社		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 豊聡耳命（とよとみのみこと）こと、聖徳太子を祀る撰社。入母屋造の妻入りで、崖にはめ込むように作られており、現在は銅板葺きに改められている。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などなし。崖下に位置しており、災害のリスクがある。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2014年5月撮影)

No.13-20

六所神社 今夷社		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社境内の東側に位置する竪穴状の岩屋の中に造られた社殿。平安仏が数体安置されており（『豊後国香々地荘の調査』）、古くから信仰の対象とされた岩屋と考えられる。建築も江戸時代中期に遡るとされ、朱と白で塗られた彩色は霊仙寺鐘樓門と類似している。					
状態（今後想定される措置）建物部分にはかなりの痛みが生じている。石段の緩みも著しい。崖下にあるため、災害等のリスクがある。					
その他（参照資料・関連する要素など）『六郷満山関係文化財総合調査概要』（1976、大分県教育委員会「大分県文化財調査報告書37」）に立面図あり（P41第10図参照）。					



(2014年5月撮影)

No.13-21

六所神社 今夷社瑞牆		時代	宝暦9年	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 今夷社の石段の前に建つ石門。宝暦9年（1759年）に、見目村の石工佐平らによって建てられた。					
状態（今後想定される措置） やや傾いており、倒壊の恐れがある。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2017年4月撮影)

No.13-22

六所神社常夜燈		時代	文化11年	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰・観賞（六所宮燈）		
要素の内容 六所神社拝殿前に並ぶ燈籠の中でも最も大きく、各部件は六角形となっている。竿部には文化11年（1814年）に、靈仙寺現住賢應によって建てられたことが刻まれている。文政2年に選ばれた夷谷八景の1つ「六所宮燈」の題材となっていると考えられる。					
状態（今後想定される措置） 欠けなどがあるが、目立った破損箇所などなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2017年4月撮影)

No.13-23

六所神社 燈籠		時代	明治時代	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1028番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社拝殿前には、No.13-22 以外にも燈籠が並んでいる。参道から西側には2基、東側には6基の燈籠があり、東側の燈籠には基部に亀や力士などを彫り込んだ珍しいものもある。					
状態（今後想定される措置） 一部火袋などを欠損している燈籠が多い。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2014年5月撮影)

No.14

六所神社 奥の院		時代	平安～近代	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1027番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社東側の丘陵地にある小さな岩屋。現在は六所神社の奥の院とされている。壁の無い小さな堂が建てられており、中には風滅しかけた仏像が3体安置されている。これらの仏像は構造から平安時代のもものと推定されている。					
状態（今後想定される措置） 小堂はほぼ壊れており、崩れる危険性もある。屋根もない。中の平安仏の劣化及び盗難のリスクが極めて高い状態である。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2015年10月撮影)

No.14-1

六所神社 奥の院磨崖像		時代	中世	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1027番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社の東側の丘陵を登った先に小さな岩屋があり、その岩壁に磨崖像が1体彫り込まれている。合掌する僧侶、もしくは仁間とされている。像の下部には納入孔と思われる穴が開いている。					
状態（今後想定される措置） 特に破損箇所などなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2015年10月撮影)

No.14-2					
六所神社奥の院 五輪塔		時代	室町～戦国	他の指定	県史跡
所在	夷 字中川原1027番		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所神社の奥の院の岩屋の前に五輪塔の残欠が2基ある。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2015年10月撮影)

No.15					
霊仙寺旧墓地		時代	中世～近世	他の指定	県史跡
所在	夷 字影平2359番1		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 東夷の中山仙境側の丘陵部に5段にも及ぶ平坦面を形成している(東西(横側)に40m、南北(奥行き)に15mほどの範囲)。各段石垣が作られており、1・2段目の東側などには扁平な石を小口状に積み上げた古いものがある。墓塔なども150基ほど展開しており、中世に遡る六郷満山の墓地としては有数の規模である。					
状態 (今後想定される措置) 現在は使用していない墓地であり、石塔類の一部が散乱している状況である。季節によっては草が繁茂するなど、管理上の問題がある。					
その他(参照資料・関連する要素など)大分県立歴史博物館「豊後国香々地荘の調査 本編」(1999年)に地形実測図や墓塔類の配置図が掲載されている。					



(2015年5月撮影)

No.15-1					
霊仙寺旧墓地 磨崖碑		時代	慶長8年	他の指定	県史跡
所在	夷 字影平2359番1		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 霊仙寺旧墓地の最深部の岩壁に彫られた磨崖碑。4つに連なる区画が設けられる磨崖碑と、山形などが施され板碑上につくられたものが1基ある。					
状態 (今後想定される措置) 風化が著しく銘文等をほとんど読むことができない。当初はほとんど墨書であった可能性も高い。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2015年10月撮影)

No.15-2					
霊仙寺旧墓地 磨崖五輪塔		時代	戦国時代	他の指定	県史跡
所在	夷 字影平2359番1		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 霊仙寺旧墓地の最深部の岩壁に彫られた磨崖五輪塔。磨崖碑のすぐ西側の区画に3基と、東側に10mほど行った場所にも3基作られる。奉納孔がなく、薄い半肉彫である。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2015年10月撮影)

No.16					
兄弟割石 (東夷)		時代	-	他の指定	県史跡
所在	夷 字影平2357番1		エリア	東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 霊仙寺旧墓地と道路の境に、高さ8m、差し渡り16mの巨大な岩があり、中央に大きな割れ目がある。西夷にも同様の大岩があり、兄弟割石と呼ばれている。東夷の兄弟割石の上には、影平宝篋印塔が置かれている。					
状態 (今後想定される措置)					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2019年8月撮影)

No.16-1					
影平宝篋印塔		時代	室町～戦国	他の指定	県史跡
所在	夷 字影平2357番1	エリア		東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 東夷の兄弟割石の上部に安置される宝篋印塔。相輪が折れ、それほど大きくない塔であるが、六所神社側から見た時にもはっきりと確認できる。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など) 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館編『豊後国香々地荘の調査 資料編』(1998)に実測図ある。					



(2015年5月撮影)

No.17					
今夷社		時代	近世	他の指定	なし
所在	夷 字今夷2295番	エリア		東夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 中山仙境降り口からやや東側の丘陵部に今夷社という神社がある。六所神社境内にある今夷社の勸進元で、秋の例祭などの際には、必ずこの今夷社からお参りをする。現在はトタンやコンクリートブロックで社殿が覆われているが、岩屋の中に社殿が配置されている。					
状態 (今後想定される措置) 石段などに傷みが多く、見学者の安全に配慮する必要がある。トタンやコンクリートブロック製の覆屋は修景などを検討する必要がある。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



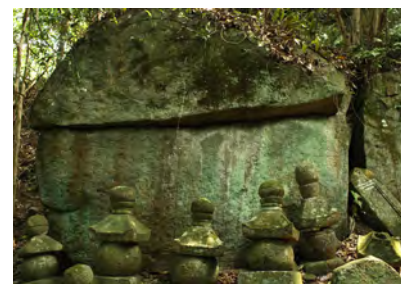
(2018年1月撮影)

No.18					
西夷の岩峰群		時代	—	他の指定	なし
所在	夷	エリア		西夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	自然		
要素の内容 西夷の谷の西側や、横岳と小野迫の間にも岩峰が聳えている。兄弟割石の裏手あたりには、白っぽく雲母を含む石があり、周辺の石造物に利用されているとされている。					
状態 (今後想定される措置) 西夷の岩峰を観賞する視点が少ない。また、樹木の繁茂も著しい場所も多い (計画を定め、景観支障木を伐採する)。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2016年12月撮影)

No.19					
線彫板碑及び墓地		時代	室町～近世	他の指定	県史跡
所在	夷 字尾鼻2531番1	エリア		西夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 西夷の谷の入り口の仙境側の丘陵に、中近世の墓地が展開している。中心にあるのは巨大な転石に線刻で連碑を彫り込んだもので、線彫板碑と呼ばれている。その周辺部に五輪塔などの中世墓、南側には板碑上の近世墓が展開している。西夷の中山仙境の御山に視点を向けた墓地の好例である。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などはないが、線刻自体がかなり風化している。入り口が民家の中にあり、フェンス等の整備をする必要がある。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2010年8月撮影)

No.19-1					
道園宝篋印塔		時代	慶長10年	他の指定	市有形
所在	夷 字尾鼻2531番1	エリア		西夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 線彫板碑の中世墓地の中に、慶長10年の銘が入った宝篋印塔がある。一帯の墓地の展開が、連続と続いてきたことを示す石造物の1つ。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など)					



(2010年1月撮影)

No.19-2					
尾鼻堂		時代	近世～昭和	他の指定	なし
所在	夷 字尾鼻2531番1		エリア	西夷	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 四角く彫り込んだ龕に、観音菩薩（左）・弘法大師（中）・薬師如来（右）の石仏が安置される。昭和7年に設置した石造覆屋は唐破風の付いた薄い入母屋があり、鴨居の部分に「一番尾鼻堂」と書かれている。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などなし。堂前の石段や、線彫板碑のルートにもなっている石段がかなり緩んでおり、やや危険である。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2014年5月撮影)

No.19-3					
尾鼻堂裏線彫板碑		時代	室町時代	他の指定	なし
所在	夷 字尾鼻2531番1		エリア	西夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 尾鼻堂裏にも線彫板碑と同様の区画（月輪のような輪と、連碑を彫るための平坦面）が存在している。					
状態（今後想定される措置）周辺に中世石造物がまだ所在している可能性があり、引き続きの調査が必要である。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2014年5月撮影)

No.20					
道園庚申塔（猿田彦大神像庚申塔）		時代	宝暦3年	他の指定	県有民
所在	夷 字田中2591番		エリア	西夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 西夷の中山仙境側の丘陵に、岩峰を背にして庚申信仰の霊場が開かれている。中心にある猿田彦大神像を彫り込んだ庚申塔は、宝暦3年（1753年）に、地元の仏師・板井半蔵が制作したものと背面の銘から分かる。現在も続く「まちあげ」の舞台であり、関連する資料も豊富である。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などなし。平成29年に獣害により転倒・破損したことがあるため、獣害に注意をしながら管理をする。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2020年6月撮影)

No.20-1					
道園庚申塔（青面金剛像庚申塔）		時代	享保14年	他の指定	県有民
所在	夷 字田中2591番		エリア	西夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 西夷の中山仙境側の丘陵に、岩峰を背にして庚申信仰の霊場が開かれている。享保14年（1729年）の銘を持つ本塔は、猿田彦大神像の庚申塔ができる前に祭祀に利用されていたことが分かる。					
状態（今後想定される措置）中心あたりを折損している他、細かい部分も割れている。一部は周辺にも部材は見当たらない。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2020年6月撮影)

No.20-2					
道園庚申塔の庚申石		時代	近世	他の指定	なし
所在	夷 字田中2591番		エリア	西夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 西夷の中山仙境側の丘陵に、岩峰を背にして庚申信仰の霊場が開かれている。庚申塔の周辺に配置されている板状の岩についても、庚申石と呼ばれ、墨書等による庚申塔であった可能性がある。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2020年6月撮影)

No.21					
梅ノ木磨崖仏		時代	室町時代	他の指定	県史跡
所在	夷 字梅の木2951番		エリア	西夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 西夷・小野迫の中山仙境側の丘陵の上にある岩壁を利用して、磨崖仏（地藏菩薩坐像・比丘・比丘尼）が彫られている。西夷の中山仙境の御山に視点を向けた墓地の好例である。					
状態（今後想定される措置）左側の崖面にひびがある（温湿度のモニタリングを実施し、適宜保存修理を行う必要がある）。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2020年5月撮影)

No.21-1					
梅ノ木磨崖仏 覆屋		時代	平成時代	他の指定	なし
所在	夷 字梅の木2951番		エリア	西夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 梅ノ木磨崖仏を保護するための木造の覆屋が建てられている（昭和62年築：芳名板より）。現在は屋根の妻が前面に出た形状になっており、上部は茅葺きをトタンで巻き、庇に瓦を葺いた形で磨崖仏を保護している。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはないが、近年覆屋内から竹が生育するようになっている。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2020年5月撮影)

No.21-2					
梅ノ木磨崖仏 線彫板碑		時代	室町時代	他の指定	県史跡
所在	夷 字梅の木2951番		エリア	西夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 梅ノ木磨崖仏覆屋の左手に道園尾鼻にある線彫板碑と同様の線刻の磨崖連碑がある。					
状態（今後想定される措置）線刻がかなり摩滅しており、判別がしにくい状況にある。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2020年5月撮影)

No.21-3					
梅ノ木磨崖仏 磨崖五輪塔		時代	室町～戦国	他の指定	なし
所在	夷 字梅の木2951番		エリア	西夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 梅ノ木磨崖仏覆屋の左右の岩壁に、18基の磨崖五輪塔が彫られている。平面に近い造形で、薄く半肉彫となっている。五輪塔の下部には、奉納孔があげられている。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2019年6月撮影)

No.21-4					
梅ノ木磨崖仏 参道		時代	現代	他の指定	なし
所在	夷 字梅の木2951番		エリア	西夷	
分類1	その他の要素	分類2	その他		
要素の内容 梅ノ木磨崖仏に向かう道は元々急坂であり、擬木や鎖によって階段が造られている。					
状態（今後想定される措置）部分的に足場の土などが流れたり、基礎が壊れており、安全性に欠いている部分がある。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2017年2月撮影)

No.22					
兄弟割石（西夷）		時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字割石3365番2		エリア	西夷	
分類1	名勝の構成要素	分類2	伝承		
要素の内容 西夷の谷の奥の方、横岳から川を挟んだ位置にある割石。小字に割石とある。高さ9m、差し渡し13mの巨石で、中心に大きな割れ目がある。霊仙寺旧墓地にある割石とセットで兄弟割石と呼ばれており、両方にある割れ目は、中山仙境の地下で繋がっているなどの様々な伝承を生んだ観賞上重要な岩。					
状態（今後想定される措置） 割れ目が広がっているとされた時期があり、割石上部は何本かのかすがいで止めている状態で、経過を観察する必要がある。周囲の水田が耕作放棄となっており景観上懸念となっている。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2019年10月撮影)

No.23					
楽庭（楽庭櫻花）		時代	近世	他の指定	なし
所在	夷 字楽庭629番1他		エリア	前田	
分類1	名勝の構成要素	分類2	歴史		
要素の内容 かつて六所神社の御旅所の中に楽打ちをする楽庭があったことから楽庭と呼ばれている。現在は春に麦の豊作を祈る「麦祈祷」や「秋季大祭」の際に神楽が奉納される。夷谷八景「楽庭櫻花」の題材にもなっている。					
状態（今後想定される措置）（楽庭櫻花の地域内への普及と、夷里神楽保存会の活動の推進）					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2017年4月撮影)

No.23-1					
楽庭 御旅所		時代	現代	他の指定	なし
所在	夷 字楽庭629番1		エリア	前田	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰・観賞（夷谷八景）		
要素の内容 東夷・六所神社の御旅所であり、秋季大祭の際には六所神社から神輿を移動させて中に収める。					
状態（今後想定される措置） 一部に古い材があるが、新材による補強も多く現状問題ない。雨水などにより前方の芝が一部失われている等、景観に配慮した整備が必要。					
その他（参照資料・関連する要素など） 六所神社（東夷）					



(2021年1月撮影)

No.23-2					
楽庭 石橋・石垣・石燈籠3基		時代	宝永6年～	他の指定	なし
所在	夷 字楽庭629番1		エリア	前田	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰・観賞（夷谷八景）		
要素の内容 楽庭の御旅所の前方を流れる細い川を渡すために石橋・石垣を設けている。石燈籠も3基あり、六角柱の竿を持つ2基は宝永6年（1709）、くびれた竿部の1基は文政7年（1824）のものである。					
状態（今後想定される措置） 六角柱の竿を持つ石燈籠は宝珠が欠損。内1基の屋根を破損。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2021年1月撮影)

No.23-3					
楽庭 参道石畳		時代	昭和時代	他の指定	なし
所在	夷 字楽庭629番1		エリア	前田	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 楽庭の鳥居から御旅所までの動線に敷かれた石畳。現在の六所神社の神輿は、昇き手不足から車輪を付けて運ぶようになっており、境内路面に轍を付けなくするためにも必要である。					
状態（今後想定される措置） 特に破損箇所などはなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）					



(2021年1月撮影)

No.23-4

楽庭 牛頭宮	時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	夷 字楽庭629番1	エリア	前田	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰	
要素の内容 楽庭の御旅所に隣接する摂社。平成7年に設置した木造覆屋の中に、木造社殿1棟、石祠1基、石燈籠1基が収められている。				
状態（今後想定される措置）木造社殿の赤（ベンガラ）・白（胡粉?）による彩色の一部剥落が見られる。雨水などにより前方の芝が一部失われている等、景観に配慮した整備が必要。				
その他（参照資料・関連する要素など）覆屋梁部に平成7年拝殿再建の棟札がある。				



(2017年4月撮影)

No.23-5

楽庭 牛頭宮前鳥居	時代	宝暦10年	他の指定	なし
所在	夷 字楽庭629番1	エリア	前田	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰	
要素の内容 牛頭宮の前に建つ小さな鳥居。笠木と台輪のある宇佐・国東地域に多い鳥居の形式である。宝暦10年（1760年）の銘が刻まれている。				
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。				
その他（参照資料・関連する要素など）				



(2021年1月撮影)

No.23-6

楽庭 石祠1基及び屋根残欠	時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	夷 字楽庭629番1	エリア	前田	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰	
要素の内容 楽庭の御旅所と牛頭宮に挟まれた場所にある石祠。立っている祠の唐破風の上部に三つ巴の紋がある。その脇に別の石祠の屋根部がある。				
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。				
その他（参照資料・関連する要素など）				



(2017年4月撮影)

No.23-7

楽庭 牛頭宮北側の石祠2基等	時代	天保6年他	他の指定	なし
所在	夷 字楽庭629番1	エリア	前田	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰	
要素の内容 1基は屋根が入母屋・破風があり、唐草文様のある頭貫・木鼻、蓮弁を持つ猫脚を備えており、背面には天保6年（1835年）の銘がある。1基はシンプルなデザインだが、基礎部2を2区画に分けて氏子等の名が入っている。その他、小さな燈籠の残欠のような石造物が残されている。				
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。				
その他（参照資料・関連する要素など）				




(2021年1月撮影)


No.23-8


楽庭 神楽殿	時代	近代	他の指定	なし
所在	夷 字楽庭629番1	エリア	前田	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰・観賞（夷谷八景）	
要素の内容 楽庭ではその名の通り楽打ちが行われていたというが、昭和初期の段階でその内容・様式等について知る者はいなかったという。その代わり、夷地区では神楽が盛んになり、現在でも楽庭で春の麦祈禱・秋の大祭の際に神楽が披露される。麦祈禱の頃は桜がちょうど見頃となる。				
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはないが、神楽殿本体の屋根はセメント瓦であり、花道部は既に本瓦葺きに変更されている。神楽殿本体の下に一部部材がある。				
その他（参照資料・関連する要素など）『三重郷土誌』（楽打ちの存在について）				





(2020年4月撮影)

No.23-9						 <p>(2017年 4月撮影)</p>
楽庭 桜の木		時代	昭和時代	他の指定	なし	
所在	夷 字楽庭629番1		エリア	前田		
分類1	名勝の価値に付随する要素	分類2	観賞(夷谷八景)			
要素の内容 楽庭八幡神社の桜は、文政2年選定の夷谷八景の1つ「楽庭櫻花」となっている。当時の桜の木は残っていないが、現在も桜の木を植栽し、観賞の対象となっている。						
状態(今後想定される措置) 昭和末に植えられた桜の樹勢は良好である。						
その他(参照資料・関連する要素など) 楽庭櫻花						

No.23-10						 <p>(2021年 1月撮影)</p>
楽庭 社務所		時代	現代	他の指定	なし	
所在	夷 字楽庭629番1		エリア	前田		
分類1	その他の要素	分類2	その他			
要素の内容 楽庭八幡神社・神楽殿から参道石畳を挟んだ位置にある。						
状態(今後想定される措置) 特に増築などの意向はなし。						
その他(参照資料・関連する要素など)						

No.23-11						 <p>(2022年 1月撮影)</p>
楽庭 参集殿		時代	平成4年	他の指定	なし	
所在	夷 字楽庭629番1		エリア	前田		
分類1	その他の要素	分類2	その他			
要素の内容 楽庭八幡神社の西側に所在する。記念碑から平成4年に建てられたことが分かる。南面に登山客用のトイレなどの設備がある。						
状態(今後想定される措置) 特に増築などの意向はなし。						
その他(参照資料・関連する要素など)						

No.23-12						 <p>(2017年 4月撮影)</p>
楽庭 鳥居		時代	享保20年	他の指定	なし	
所在	夷 字楽庭629番1		エリア	前田		
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰			
要素の内容 享保20年(1735年)の銘があるが、両柱以外の部材は新しい。扁額には六所神社と刻まれる。全体のバランスとしても、同規模の鳥居が立っていたと推定される。						
状態(今後想定される措置) 特に破損箇所などはなし。						
その他(参照資料・関連する要素など)						

No.23-13						 <p>(2021年 1月撮影)</p>
楽庭 コンクリート壁及び柵		時代	平成15年	他の指定	なし	
所在	夷 字楽庭629番1		エリア	前田		
分類1	その他の要素	分類2	その他			
要素の内容 白の漆喰塀に見立てたコンクリート壁がある。屋根には瓦が使われている。楽庭八幡神社境内と道路の間には、やや大きな溝があり、転落防止のための柵が作られている。県道拡幅の際に古い塀・堀がなくなった為、平成15年に整備されたものとのこと。茶色に塗られており、景観への配慮も行われている。						
状態(今後想定される措置) 特に増築などの意向はなし。						
その他(参照資料・関連する要素など)						

No.23-14

楽庭 手水舎	時代	宝暦6年	他の指定	なし
所在	夷 字楽庭629番1		エリア	前田
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰	
要素の内容 鳥居の脇に小さな手水舎がある。裏面に宝暦6(1756年)丙子年の銘がある。願主は地元の庄屋クラスの農民である野田・瀬口両名である。基礎はコンクリートブロック、建屋は木材、瓦葺で作られる。				
状態(今後想定される措置)特に増築などの意向はなし。				
その他(参照資料・関連する要素など)				



(2021年1月撮影)

No.23-15

楽庭 記念碑	時代	平成4年	他の指定	なし
所在	夷 字楽庭629番1		エリア	前田
分類1	その他の要素	分類2	その他	
要素の内容 参集殿を建てた際の記念碑。平成4年の設置。				
状態(今後想定される措置)特に変更の意向なし。				
その他(参照資料・関連する要素など)				



(2021年1月撮影)

No.23-16

楽庭 遊具	時代	昭和時代	他の指定	なし
所在	夷 字楽庭631番2		エリア	前田
分類1	その他の要素	分類2	その他	
要素の内容 過去に公園として活用していたため、境内の北東側に滑り台が設置されている。				
状態(今後想定される措置)危険な状態であり、将来的には撤去する。				
その他(参照資料・関連する要素など)				



(2021年1月撮影)

No.23-17

楽庭 相撲場	時代	昭和時代	他の指定	なし
所在	夷 字楽庭631番2		エリア	前田
分類1	その他の要素	分類2	その他	
要素の内容 奉納相撲を取り行うための相撲場が作られている。現状では使用していない。				
状態(今後想定される措置)				
その他(参照資料・関連する要素など)				



(2021年1月撮影)

No.23-18

楽庭 消防団詰め所	時代	昭和時代	他の指定	なし
所在	夷 字楽庭629番1		エリア	前田
分類1	その他の要素	分類2	その他	
要素の内容 楽庭八幡神社・参集殿の西側に隣接して消防団の詰め所がある。				
状態(今後想定される措置)特に増築などの意向はなし。				
その他(参照資料・関連する要素など)				



(2021年1月撮影)

No.23-19

	楽庭 広場	時 代	江戸時代	他の指定	なし
所 在	夷 字楽庭635番1 他		エリア		前田
分類1	その他の要素	分類2			観賞（夷谷八景）
要素の内容 楽庭において、かつて楽打ちが行われてきたと思われる場所。かつては南北朝期の国東塔などもあり（現在は近隣の家に移設）、夷岩屋の1つの霊場でもあったと考えられる。現在は広場として利用されており、ゲートボールなどが行われている。					
状態（今後想定される措置） 継続して環境整備を行う必要がある。					
その他（参照資料・関連する要素など） 大力家国東塔					



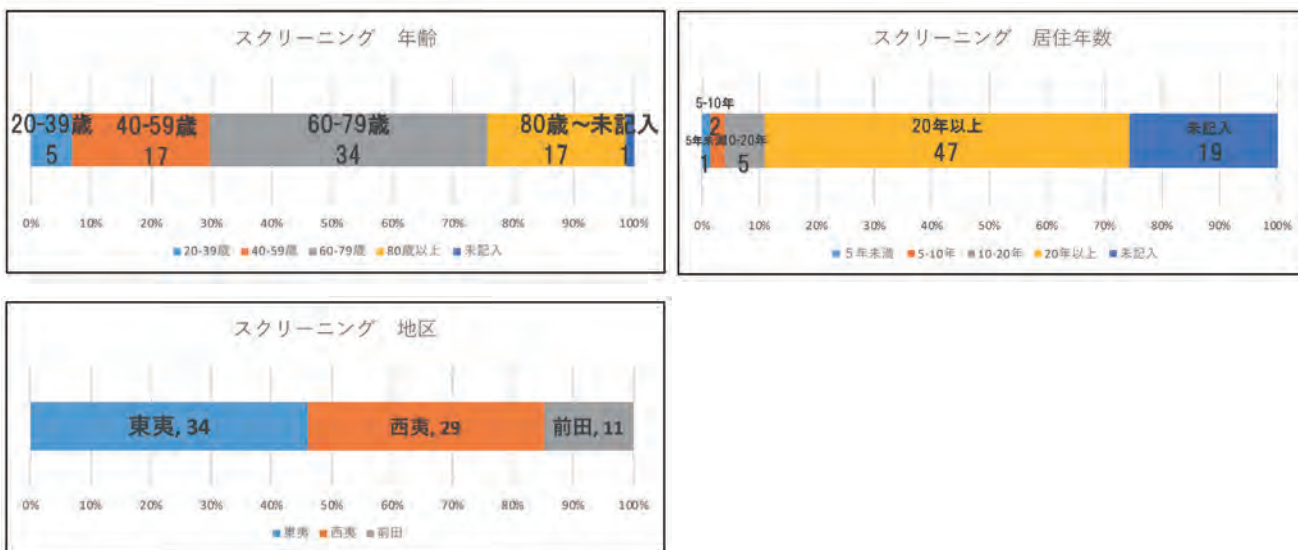
(2021年1月撮影)

資料2 夷地区住民アンケート結果

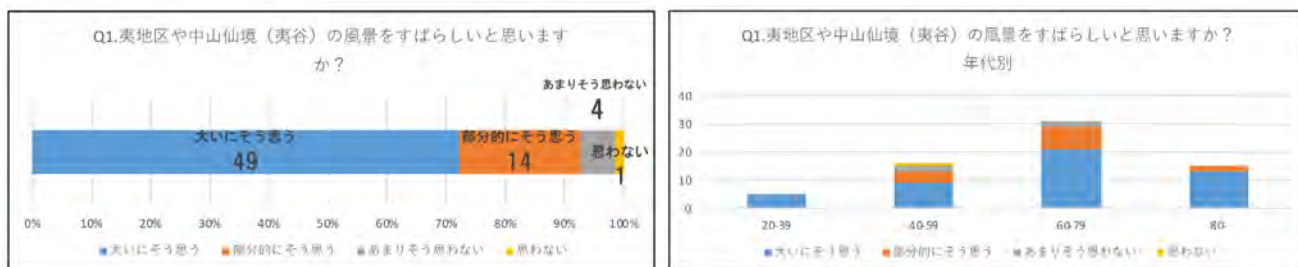
夷地区の住民における名勝「中山仙境（夷谷）」や地域自体に対するイメージや、行政等で実施する取組に対する関心度について調査をするべく、住民アンケートを実施した。期間は令和3年12月27日から令和4年1月22日まで、地区の18歳以上の住民を対象とし、74件の回答を得ることができた。

計画中では、特徴的な傾向についてピックアップして紹介したが(59ページ)、このページにはアンケートの結果をより細かく紹介する。

☆スクリーニング



Q1. 夷地区や中山仙境（夷谷）の風景は素晴らしいと思いますか？



○特に何が素晴らしいと思いますか？

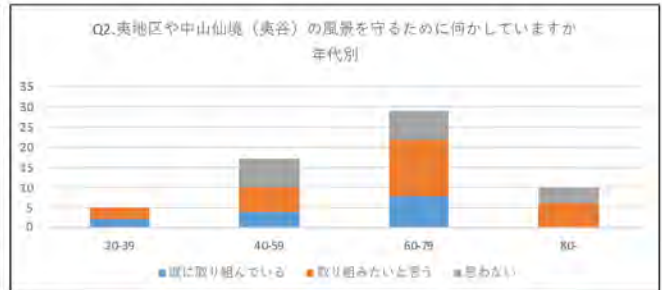
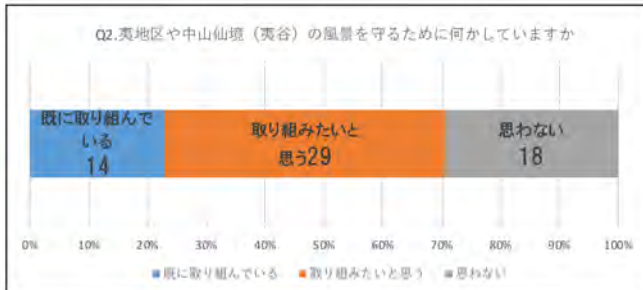
【要素やスポットに関する回答】

- 日本の絶景を表しているような素晴らしさ。特に雨の日は水墨画のような景色が魅力的（40-50代）
- 山の形などが個人的に好き（10-30代）
- 夏の新緑と秋の紅葉（60-70代）
- 先人達が受け継いできた、静かさの中にある迫力、四季折々の風景、夜の星の綺麗さ（10-30代）
- 中山仙境から見た風景。岩山の景の四季（80代以上）
- 雪景色での景観や紅葉（40-50代）
- 他にない岩山連立、無明橋からの遠望（80代以上）
- 中山仙境無明橋、兄弟割石（40-50代）
- 春は桜、秋は山の紅葉（40-50代）
- 岩山、はじかみ山の山桜（80代以上）
- 頂上からの眺め（60-70代）
- 奇岩、冬景色、中山仙境からの香々地（海の風景）（60-70代）
- 国立公園の石碑があり、しばらく上ると夷谷の全体が見える。素晴らしい地区だと思う（年齢未記載）
- 奇岩と整備された登山道からの眺望、仙境のもついわれ（60-70代）

【提言等を含む回答】

- 西夷からは見えない（60-70代）
- 近年は雑木の成長で景観が悪くなった（60-70代）
- 以前に比べ岩峰が周囲の林木が成長し景観が低下しています。事業等導入して地区民として大いにそう（素晴らしい）と思えるようにしてもらいたい（60-70代）

Q2. 夷地区や中山仙境（夷谷）の風景を守るために何かしたいと思いますか？また、何かしていますか？



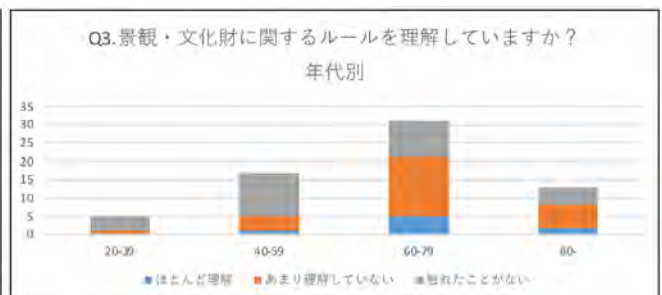
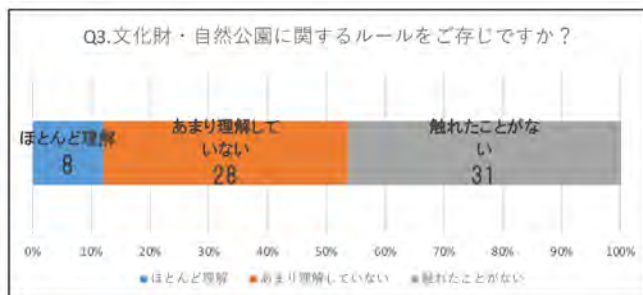
○特に何をしていますか？

- ゴミ拾い（多数）
- 登山客との交流
- 地区の行事への参加
- できるだけ歩道の整備
- 彼岸花の植栽
- しめ縄づくり
- 年に4回の公園の清掃
- 割石周辺の清掃、草刈り

○特に何をしたいですか？

- 環境整備、環境保護
- 河川敷の植樹（桜）
- 雑木等の撤去
- 荒廃している田畑等の対策
- 整備のための入山料

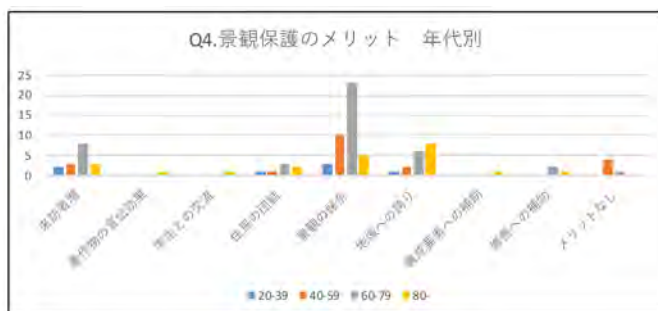
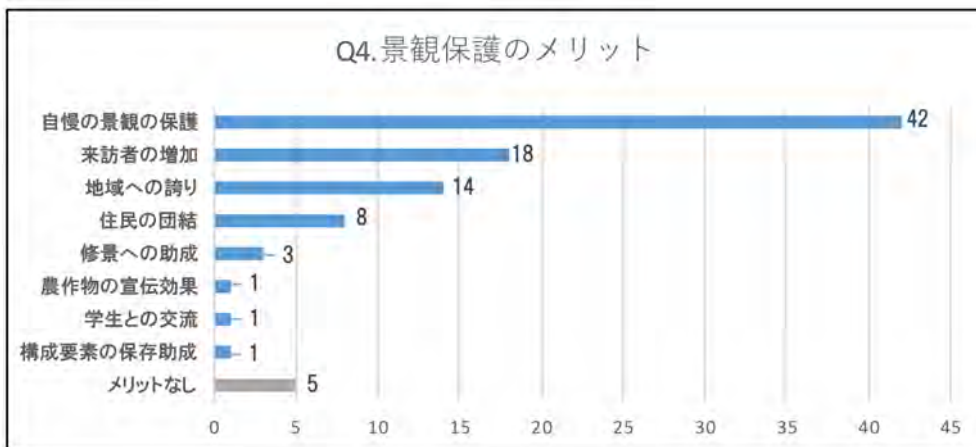
Q3. 文化財・自然公園に関するルールを理解していますか？



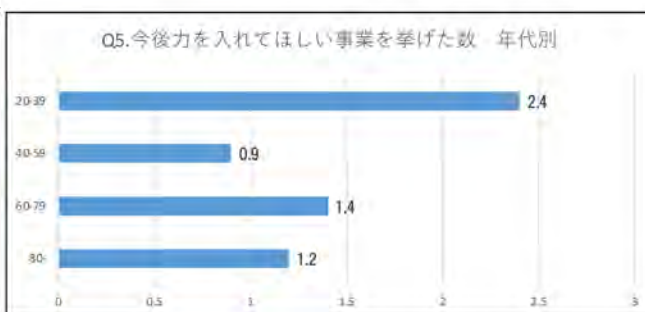
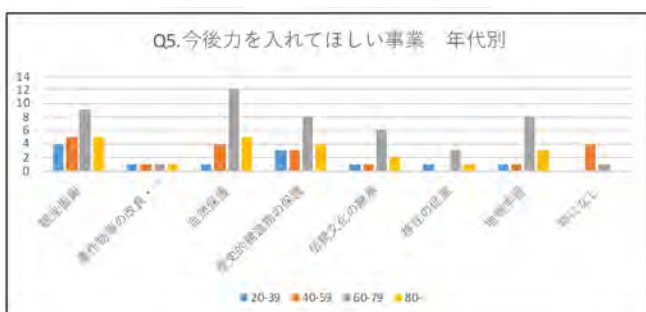
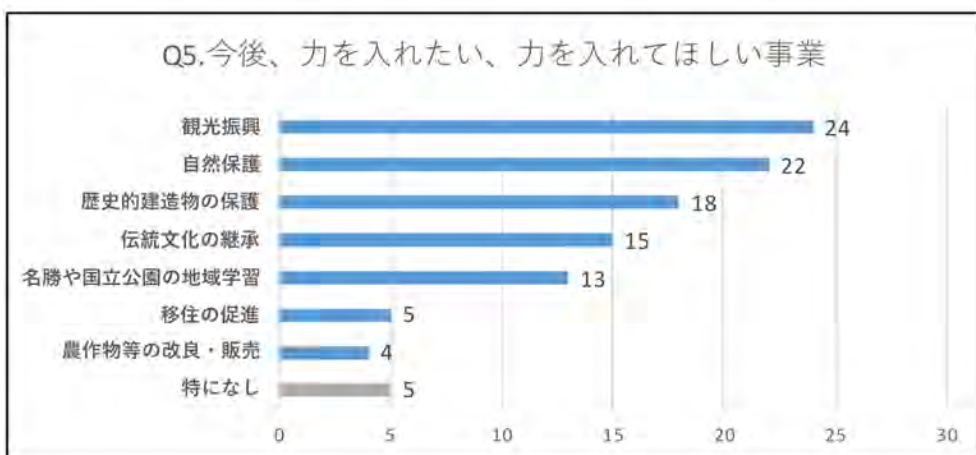
○ルールについて知りたいこと・ご要望

- ルールについて知る機会を設けて欲しい
- 地区全体が理解しなければ維持は難しい
- ルール自体あることを知らない
- 登山口に文化財保護について看板を立てて欲しい
- ルールブックを全戸に配布してほしい

Q4. 夷地区にとって、景観保護にどのようなメリットがあると思いますか？



Q5. 今後、力を入れたい、入れて欲しい取組はありますか？



Q6. 気になる点、ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

- 仙境登山口の増設、奇岩周辺の支障木伐採、地区民の負担軽減ができる催しの計画（60－70代）
- 東夷の県道から無明橋や自慢の岩がみえるように、木の伐採を是非お願いしたい（60－70代）
- 車の往来が増えてほしい（観光客）。お土産品を売るようにしたらよい（80代以上）
- 川を綺麗にして、ほたるが舞う川、又桜の木を植えて桜と川の名勝に、中山仙境に紅葉を植えて秋の名勝に（80代以上）
- 地元の意見を聞いて、話し合いを行い決めてもらいたい。5年後、10年後は地元の人口も減っていると思います。若者の減らないような環境を作り、若者の力が発揮できるような計画を作ってもらいたい（40－50代）
- 名勝指定等によるメリット、デメリットの周知が必要。修景事業の内容についての周知が必要（60－70代）
- 登山道の整備、案内板等わかりやすいように整備（60－70代）
- 県道市道沿線の美化、沿線隣接地の山林の整備を行い、美林化を行い、観光資源化、又は河川や農耕地の放棄地の雑木の伐採撤去（60－70代）
- 中山仙境の良いところを多くの人たちに知ってもらいたいです。風景のいい所を写真展かイベントの計画をしたらよいかなと思っています。夷谷ならではの特産品があったらよいと考えます（60－70代）
- 登山道をもっと整備してもらいたい。特に下山道が荒れています。最近の登山客数は特に多くなっています。晴天の多い週は100名近くの登山者が来ています（80代以上）
- ロープウェーはできないでしょうか？期待しています（40－50代）
- 指定地内は簡単にひとりで掃除という訳にもいかないので、定期的に環境整備を住人とともに行えたら良いと思う。

資料3 関係法令等抜粋

◆文化財保護法（抄）

（昭和25年5月30日法律第214号）
最終改正：令和2年4月17日法律第18号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

（中略）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（中略）

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（中略）

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに

文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内になしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

- 2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

- 3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとして認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第一百三条 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第一百四条 第一百条第一項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第一百五条 第一百条第二項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項

の報償金は、折半して支給する。

- 3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。
- 4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

- 第百六条 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。
- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。
 - 3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。
- 第百七条 都道府県の教育委員会は、第百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。
- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

- 第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

- 第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
 - 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
 - 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

とみなす。

- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

- 第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
 - 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

- 第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
 - 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

- 第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
 - 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
 - 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

- 第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しく

は判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であ

るときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
 - 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百八条及び第二百十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記

載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
 - 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なるものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

- 第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

- 第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三条第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告

の徴収)

- 第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

- 第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

- 第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。
- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

- 第二百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

- 第二百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第三百二十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

- 2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九十九条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。

第三百三十三条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十一条第二項及び第三項並びに第一百三十三条から第一百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が行つたときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第一百三十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第一百八条及び第一百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるもの

とする」と、第一百八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第一百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

(中略)

第三百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。
- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
- 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
- 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開
- 2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第三百七十条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、

修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

- 一 関係各省各庁の長が前条第一項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。
- 二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないとき。

第七十条の二 国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

第七十条の三 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第七十条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画又は第二百九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第七十条の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条及び第七十条の六において同じ。）を得た場合において、当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定による通知をし、又は第六十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による同意を求めなければならないときは、これらの規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第七十条の五 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画について第七十条の二第二項の同意を得た場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定に

よる通知をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第七十条の六 文部科学大臣は、第七十条の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画（いずれも変更があったときは、その変更後のもの）の実施の状況について報告を求めることができる。

第七十一条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第一百五十一条第一項及び第二項、第一百六条第一項及び第三項、第二十一条並びに第三十条の規定を準用する。

第七十三条 前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。

第七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができ

る。

- 2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第七十二条第二項の規定を準用する。
- 3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第一百六条第一項及び第一百七十七条の規定を準用する。

第七十四条の二 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三条の二から第五十三条の八までの規定、第八十五条の二から第八十五条の四までの規定又は第二百二十九条の二から第二百二十九条の七までの規定を準用する。

- 2 文化庁長官は、前項において準用する第五十三条の二第四項、第八十五条の二第四項又は第二百二十九条の二第四項の認定（前項において準用する第五十三条の三第一項（前項において準用する第八十五条の四において準用する場合を含む。）又は第二百二十九条の三第一項の変更の認定を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けべきものとする。

第七十五条 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

- 2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第七十六条 文化庁長官は、第九十八条第一項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けべきものとする。

第七十七条 第四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

（地方公共団体の事務）

第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、

重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

（地方債についての配慮）

第八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

（文化財保存活用大綱）

第八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

（文化財保存活用地域計画の認定）

第八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勧案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
 - 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
 - 四 計画期間
 - 五 その他文部科学省令で定める事項
- 3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聴かななければならない。
- 4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第

一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

- 5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。
- 6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

(認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)

- 第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び第百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

(認定の取消し)

- 第百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第百八十三条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。
 - 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

(市町村への助言等)

- 第百八十三条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。
- 2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計

画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

- 4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(協議会)

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該市町村
 - 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
 - 三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
 - 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第百二十一条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
- 二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
- 三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令
- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 五 第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第百三十条（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

- 六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
- 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第百二十五条第五項
- 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第百三十一条第二項
- 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

（認定市町村の教育委員会が処理する事務）

- 第百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。
- 2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。

- 3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。
- 4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

（書類等の経由）

- 第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

（文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申）

- 第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

第十三章 罰則

- 第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。
- 第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者
- 二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者
- 第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第三十九条第三項（第百八十六条第二項において準用する場

- 合を含む。)において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者
- 二 第九十八条第三項(第八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者
- 三 第二百二十三条第二項(第八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者
- 第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。
- 第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合を含む。)、第二百二十三条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項で準用する場合を含む。)、第四十九条(第八十五条で準用する場合を含む。))又は第八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。
- 第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。
- 一 正当な理由がなく、第三十六条第一項(第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかった者
- 二 正当な理由がなく、第二百一十一条第一項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第二百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者
- 三 正当な理由がなく、第三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかった者
- 第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
- 一 正当な理由がなく、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者
- 二 第四十六条(第八十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項(第八十三条において準用する場合を含む。))に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。))の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者
- 三 第四十八条第四項(第五十一条第三項(第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場

- 合を含む。)の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条において準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者
- 四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかった者
- 五 第五十三条の六(第八十五条の四(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第五十五条、第六十七条の五(第九十条の四及び第三百三十三条の四において準用する場合を含む。)、第六十八条(第九十条第三項及び第三百三十三条において準用する場合を含む。)、第七十六条の四(第八十九条の三において準用する場合を含む。)、第二百二十九条の五(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第三十条(第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条又は第四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者
- 七 正当な理由がなく、第二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者
- 第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。
- 一 第二十八条第五項、第二十九条第四項(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)、第五十六条第二項(第八十六条において準用する場合を含む。))又は第五十九条第六項若しくは第六十九条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかった者
- 二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第九十九条第二項(第三百三十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第二百二十条(第三百三十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十三条(第八十条、第一百八条及び第二百二十条(これらの規定を第三百三十三条において準用する場合を含む。))並びに第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条(第八十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五(これらの規定を第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第三百三十三条において準用する場合を含む。))、第六十五条第一項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第六十七条の四、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第九十条の三、

第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五十五条第二項（第二百二十条、第三百三十三條及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第一項、第二百二十九条の四（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十三條の三、第三百三十六條又は第三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八十三条において準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十条において準用する場合を含む。）又は第一百五十五条第四項（第三百三十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

◆文化財保護法施行令（抄）

昭和50年9月9日政令第267号

最終改正：平成31年1月30日政令第18号

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中略）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財については、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

（中略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われ

るものに限る。）に係る第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第一百五十五条第一項（法第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等

に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。

◆文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

平成 27 年 12 月 21 日 文化庁次長通知

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。）第 5 条第 4 項第 1 号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第 5 条第 4 項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

①史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合

②史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合

③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 125 条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施

の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第 5 条第 4 項第 1 号イ関係

(1)「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める建築面積をいう。

(2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

②増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から 2 年を超える場合

③新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

(4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第 5 条第 4 項第 1 号ロ関係

(1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3 令第 5 条第 4 項第 1 号ハ関係

(1)「工作物」には、次のものを含む。

①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③小規模な観測・測定機器

④木道

(2)「道路」には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(3)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(4)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当

該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4 令第 5 条第 4 項第 1 号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第 115 条第 1 項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第 5 条第 4 項第 1 号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第 5 条第 4 項第 1 号ヘ関係

- (1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

7 令第 5 条第 4 項第 1 号ト関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

8 令第 5 条第 4 項第 1 号チ関係

- (1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
- (2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

9 令第 5 条第 4 項第 1 号リ関係

- (1) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲す

ることをいう。

- (2) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (3) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (4) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (5) 「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。
- (6) 次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ① 「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
 - ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
 - (7) 「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
 - (8) 「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

10 令第 5 条第 4 項第 1 号ヌ関係

- (1) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 10 条の規定により登録を受けた博物館、同法第 29 条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
- (2) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
- (3) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。

11 令第 5 条第 4 項第 1 号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

◆特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号
最終改正：平成 27 年 12 月 21 日文部科学省令第 36 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可

を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼ、うゝを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び前項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めようとする場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

（市の区域に係る事務の処理の開始の公示）

第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るもの

- の処理を開始する旨
二 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るもの
の処理を開始する日

◆特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号。以下「法」という。）第一百九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第一百九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第二百十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所

- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物が

その保存上受ける影響

- 十一 滅失、き損等の事実を知った日
 - 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き、損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

- 第七条 法第一百五十二条第二項（法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。
- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

- 第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

◆特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号)
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

- 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 八 復旧を必要とする理由
 - 九 復旧の内容及び方法
 - 十 復旧の着手及び終了の予定時期
 - 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十二 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添

えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

- 第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

- 第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

- 第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
 - 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
 - 三 法第二百五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

- 第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。
- 2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
 - 二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

◆史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

昭和29年6月29日文化財補委員会規則第7号
昭和29年文化財保護委員会規制第7号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

- 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第十五条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、

木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

◆大分県文化財保護条例（抄）

昭和30年4月1日大分県条例第12号

最終改正：平成31年4月1日施行

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で大分県（以下「県」という。）の区域内に存するもののうち県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例で「文化財」とは、法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（財産権等の尊重及び他の公益との調整）

第三条 大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 県指定有形文化財

（指定）

第四条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを大分県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、大分県文化財保護審議会（以下「県文化財保護審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を県報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による県報の告示が

あつた日からその効力を生ずる。

- 6 第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

- 第五条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。
- 3 県指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第二項で準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

- 第六条 県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて発する教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。
- 2 県指定有形文化財の所有者は、当該県指定有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。
- 4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

(管理団体による管理)

- 第七条 県指定有形文化財につき所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、教育委員会は、適当な市町村その他の法人を指定して当該県指定有形文化財の保存のため必要な管理を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ当該県指定有形文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする市町村その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を県報で告示するとともに、前項の規定する所有者、権原に基づく占有者及び市町村その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定を受けた市町村その他の法人（以下「管理団体」という。）には前条第一項の規定を準用する。

- 第八条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、管理団体の指定を解

除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

- 第九条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 2 県指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

- 第十条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

- 第十一条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(修理)

- 第十二条 県指定有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

- 第十三条 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該県指定有形文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

(管理又は修理の補助)

- 第十四条 県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部を充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。
- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

- 第十五条 前条第一項の規定による補助金の交付を受ける所有者又は管理団体が次の各号の一に該当するに至つたときは、県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者若しくは管理団体に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 管理又は修理に関し条例、規則又は教育委員会規則に違反したとき。
- 二 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- 三 前条第二項の補助の条件に従わなかつたとき。

(管理又は修理に関する勧告)

- 第十六条 県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。
- 2 県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
 - 3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。
 - 4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第十四条第二項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

- 第十七条 県が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第十四条第一項の規定により補助金を交付し、又は前条第三項の規定により費用を負担した県指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（以下この条において「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該県指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を県に納付しなければならない。
- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該県指定有形文化財に譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
 - 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該県指定有形文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

- 第十八条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規

則で定める。

- 3 教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

- 第十九条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十四条第一項の規定による補助金の交付、第十六条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。
- 2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

- 第二十条 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、六月以内の期間を限つて、教育委員会の行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。
- 2 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、三月以内の期間を限つて当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。
 - 3 第一項の規定による出品のために要する費用は、県の負担とし、前項の規定による出品のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。
 - 4 県は、第一項の規定により出品した所有者に対し、給与金を支給することができる。
 - 5 教育委員会は、第一項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから、当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
 - 6 教育委員会は、第二項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。
 - 7 第一項又は第二項の規定により出品し、又は公開したこと起因して当該県指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、県は、所有者又は管理団体に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者又は管理団体の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第二十一条 前条第二項の規定による公開の場合を除き、県指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第十一条の規定による届出があつた場合には、前条第六条の規定を準用する。

(調査)

- 第二十二条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対

し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者の変更に伴う権利義務の承継)

第二十三条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(中略)

第四章 県指定民俗文化財

(指定)

第三十条 教育委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを大分県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを大分県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第四条第二項から第六項までの規定を準用する。
- 3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定には、第二十四条第三項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を県報に告示してする。

(解除)

第三十一条 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊な事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第二項及び第五項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除には、第二十五条第三項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を県報に告示してする。
- 5 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合の県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 7 第五項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を県報で告示しなければならない。

(県指定有形民俗文化財の保護)

第三十二条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(県指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第三十三条 第六条から第十七条まで及び第二十條から第二十三条までの規定は、県指定有形民俗文化財について準用する。

(県指定無形民俗文化財の保存)

第三十四条 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十四条第二項及び第十五条の規定を準用する。

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第三十四条の二 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第二十八条第三項及び第四項の規定を準用する。

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第三十四条の三 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第三十四条の四 教育委員会は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定による選択には、第二十四条第三項の規定を準用する。

3 第一項の規定により補助金を交付する場合は、第十四条第二項及び第十五条の規定を準用する。

第五章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第三十五条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物（法第

百九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを大分県指定史跡、大分県指定名勝又は大分県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には、第四条第二項から第五項までの規定を準用する。

(解除)

第三十六条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 県指定史跡名勝天然記念物について法百九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

- 3 第一項の規定による指定の解除には、第五条第二項の規定を、前項の場合には、第五条第四項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第三十七条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者(第四十条で準用する第七条第一項の規定により指定された管理団体がある場合はその者)は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第三十八条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(第四十条で準用する第六条第二項の規定により選任した管理責任者又は第七条第一項の規定により指定された管理団体がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第三十九条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第十八条第三項及び第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第十八条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第四十条 第六条から第十条まで、第十二条から第十七条まで、第十九条、第二十二條及び第二十三條第一項の規定は、

県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

(中略)

第六章 罰則

第四十一条 県指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

- 2 前項に規定する者が当該県指定有形文化財の所有者であるときは、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十五万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第四十二条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

- 2 前項に規定する者が当該県指定史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十五万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第四十二条の二 第十八条又は第三十九条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、十五万円以下の罰金又は科料に処する。

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

◆豊後高田市文化財保護条例(抄)

平成 17 年 3 月 31 日条例第 72 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 182 条第 2 項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財及び大分県文化財保護条例(昭和 30 年大分県条例第 12 号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で本市の区域内に存するものうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もつて市民の文化向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化財」とは、法第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民

俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群をいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 豊後高田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により県指定有形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを豊後高田市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者(以下「占有者」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者又は占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会はあらかじめ豊後高田市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者又は占有者に通知して行う。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日から1週間を経た日からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 市指定有形文化財について、法第27条第1項の規定により重要文化財に指定があったとき、又は県条例第4条第1項の規定により県指定有形文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者又は占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

- 3 市指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。
- 4 第1項の規定は、管理責任者に準用する。

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者又は管理責任者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者又は管理責任者は、あらかじめ教育委員会にその旨を届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合にあっては、届出を要せず、又は事後に届出をすることができる。

(管理又は修理の補助)

- 第10条 市指定有形文化財の管理又は修理のための経費が多額であって、所有者が負担することができない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。
- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助金の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

- 第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 管理又は修理に関し、条例、規則又は教育委員会規則に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
 - (3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるお

それがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対しその修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前2項の規定による勧告に基づいて行う措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、第10条第2項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

- 第13条 市が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第10条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又は相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後、当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。
- 2 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、市は前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

- 第14条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
 - 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合においては、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
 - 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
 - 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

- 第15条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の勧告又は前条第1項の許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の規定による届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(公開)

- 第16条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。
- 2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。
 - 3 第1項の規定による出品のために要する費用は市の負担とし、前項の規定による出品のために要する費用は予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
 - 4 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。
 - 5 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。
 - 6 第1項及び第2項の規定により出品したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき理由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

- 第17条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため、第9条の規定による届出があった場合には、前条第5項の規定を準用する。

(調査)

- 第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

- 第19条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいて行う教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。
- 2 前項の場合には、旧所有者は当該市指定有形文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(中略)

第4章 市指定民俗文化財

(指定)

- 第26条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第30条第1項の規定により県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）

のうち、市にとって重要なものを豊後高田市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第30条第1項の規定により県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを豊後高田市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。
- 3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財には、第20条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示して行う。

（解除）

- 第27条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。
 - 3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除には、第21条第3項の規定を準用する。
 - 4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示して行う。
 - 5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったとき、又は県条例第30条第1項の規定による県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。
 - 6 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。
 - 7 第5項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（現状変更）

- 第28条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 2 教育委員会は、市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

（市指定有形民俗文化財に関する準用規定）

- 第29条 第6条から第13条まで及び第16条から第19条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

（市指定無形民俗文化財の保存）

- 第30条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記

録の作成その他その保存のため適当な措置をとることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

（市指定無形民俗文化財の記録の公開）

第31条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による公開には、第24条第3項及び第4項の規定を準用する。

（市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告）

第32条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

（市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等）

第33条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定による選択には、第20条第3項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

（指定）

第34条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定されたもの及び県条例第35条第1項の規定により県指定史跡名勝天然記念物に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを豊後高田市指定史跡、豊後高田市指定名勝又は豊後高田市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

（解除）

第35条 教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物の指定があったとき、又は県条例第35条第1項の規定により県指定史跡名勝天然記念物の指定があったときは、市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

- 3 第1項の規定による指定の解除には第5条第2項の規定を、前項の場合には第5条第4項の規定を準用する。

（標識の設置）

第36条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則で定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第37条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第39条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第38条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項において準用する第14条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第39条 第6条から第8条まで、第10条から第13条まで、第15条、第18条及び第19条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第7章 補則

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第8章 罰則

(刑罰)

第46条 市指定有形文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第47条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第48条 第14条又は第38条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第49条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰

するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

◆自然公園法(抄)

昭和32年10月1日法律第161号
最終改正：令和元年6月14日法律第37号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。
- 二 国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地(海域の景観地を含む。次章第六節及び第七十四条を除き、以下同じ。)であつて、環境大臣が第五条第一項の規定により指定するものをいう。
- 三 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第五条第二項の規定により指定するものをいう。
- 四 都道府県立自然公園 優れた自然の風景地であつて、都道府県が第七十二条の規定により指定するものをいう。
- 五 公園計画 国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- 六 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。
- 七 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

(国等の責務)

第三条 国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第三条から第五条までに定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用を図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第四条 この法律の適用に当たっては、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第三条で定めるところによるほか、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 国立公園及び国定公園

第一節 指定

(指定)

第五条 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

- 2 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。
- 3 環境大臣は、国立公園又は国定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。
- 4 国立公園又は国定公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(指定の解除及び区域の変更)

第六条 環境大臣は、国立公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 環境大臣は、国定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、国立公園又は国定公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

第二節 公園計画

(公園計画の決定)

第七条 国立公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定する。

- 2 国定公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴いて決定する。
- 3 環境大臣は、公園計画を決定したときは、その概要を官報で公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

(公園計画の廃止及び変更)

第八条 環境大臣は、国立公園に関する公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 環境大臣は、国定公園に関する公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聴かなければならない。ただし、その公園計画を追加するには、関係都道府県の申出によらなければならない。
- 3 前条第三項の規定は、環境大臣が公園計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

第三節 公園事業

(公園事業の決定)

第九条 国立公園に関する公園事業（以下「国立公園事業」という。）は、環境大臣が、審議会の意見を聴いて決定する。

- 2 国定公園に関する公園事業（以下「国定公園事業」という。）は、都道府県知事が決定する。

- 3 環境大臣は、国立公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。
- 4 都道府県知事は、国定公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。
- 5 第一項及び第三項の規定は環境大臣が行う国立公園事業の廃止又は変更について、前項の規定は都道府県知事が行う国定公園事業の廃止又は変更について準用する。

(国立公園事業の執行)

第十条 国立公園事業は、国が執行する。

- 2 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に協議して、国立公園事業の一部を執行することができる。
- 3 国及び公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認可を受けて、国立公園事業の一部を執行することができる。
- 4 第二項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を環境大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 第二条第六号に規定する政令で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類
 - 三 公園施設の位置
 - 四 公園施設の規模
 - 五 公園施設の管理又は経営の方法
 - 六 前各号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項
- 5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第二項の協議をした者又は第三項の認可を受けた者（以下「国立公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては環境大臣に協議しなければならない。国及び公共団体以外の者にあつては環境大臣の認可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を環境大臣に提出しなければならない。
- 8 第五項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。
- 9 国立公園事業者は、第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 10 第三項又は第六項の認可には、国立公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

(改善命令)

第十一条 環境大臣は、国立公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該国立公園事業に係る施設の改善その他の当該国立公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

第十二条 国立公園事業者である法人が合併（国立公園事業者で

ある法人と国立公園事業者でない法人の合併であつて、国立公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その国立公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその国立公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が公共団体である場合にあつては環境大臣に協議したとき、合併法人等が国及び公共団体以外の法人である場合にあつては環境大臣の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該国立公園事業者の地位を承継する。

- 2 国立公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその国立公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその国立公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に環境大臣に申請して、その承認を受けなければならない。
- 3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る国立公園事業者の地位を承継する。

（国立公園事業の休廃止）

第十三条 国立公園事業者は、国立公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（認可の失効及び取消し等）

第十四条 国立公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第十条第三項の認可は、その効力を失う。

- 2 前項の規定により第十条第三項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 3 環境大臣は、第十条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。
 - 一 第十条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。
 - 二 第十条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。
 - 三 第十一条の規定による命令に違反したとき。
 - 四 偽りその他不正の手段により第十条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

（原状回復命令等）

第十五条 環境大臣は、第十条第三項の認可を受けた者がその国立公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、国立公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃

止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、環境大臣は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、環境大臣又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（国定公園事業の執行）

第十六条 国定公園事業は、都道府県が執行する。ただし、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）その他他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。

- 2 都道府県以外の公共団体は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議して、国定公園事業の一部を執行することができる。
- 3 国及び公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、国定公園事業の一部を執行することができる。
- 4 第十条第四項及び第五項の規定は第二項の協議及び前項の認可について、第十条第六項から第九項まで、第十二条第一項及び第十三条の規定は第二項の協議をした者について、第十条第六項から第十項まで、第十一条から第十三条まで、第十四条第三項及び前条の規定は前項の認可を受けた者について、第十四条第一項及び第二項の規定は前項の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十条第十項中「国立公園」とあるのは「国定公園」と、第十一条、第十四条第一項及び前条第一項中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第十二条第一項及び第二項中「その国立公園事業」とあるのは「その国定公園事業」と、同条第一項中「公共団体である」とあるのは「都道府県以外の公共団体である」と、第十三条中「国立公園事業の」とあるのは「国定公園事業の」と、前条第一項中「国立公園の」とあるのは「国定公園の」と読み替えるものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第十七条 環境大臣は第十条第三項の認可を受けた者に対し、都道府県知事は前条第三項の認可を受けた者に対し、この節の規定の施行に必要な限度において、その国立公園事業若しくは国定公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その国立公園事業若しくは国定公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証

明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(政令への委任)

第十八条 この節に定めるもののほか、公園事業の執行に関し必要な事項は、政令で定める。

(清潔の保持)

第十九条 国又は地方公共団体は、国立公園又は国定公園内の道路、広場、キャンプ場、スキー場、水泳場その他の公共の場所について、必要があると認めるときは、当該公共の場所の管理者と協力して、その清潔を保持するものとする。

第四節 保護及び利用

(特別地域)

第二十条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域(海域を除く。)内に、特別地域を指定することができる。

- 2 第五条第三項及び第四項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

- 3 特別地域(特別保護地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 木竹を伐採すること。
- 三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 八 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- 九 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- 十一 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- 十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- 十三 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、

若しくは損傷すること。

- 十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)

十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

十六 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。

6 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

8 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧(第三項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

9 次に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。

- 一 公園事業の執行として行う行為
- 二 認定生態系維持回復事業等(第三十九条第一項又は第四十一条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為
- 三 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
- 四 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

(特別保護地区)

第二十一条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特

必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

- 2 第五条第三項及び第四項の規定は、特別保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。
- 3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。
 - 一 前条第三項第一号、第二号、第四号から第七号まで、第九号、第十号、第十五号及び第十六号に掲げる行為
 - 二 木竹を損傷すること。
 - 三 木竹を植栽すること。
 - 四 動物を放つこと（家畜の放牧を含む。）。
 - 五 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。
 - 六 火入れ又はたき火をすること。
 - 七 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。
 - 八 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
 - 九 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
 - 十 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げる行為で環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。
- 6 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 特別保護地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 8 次に掲げる行為については、第三項及び前二項の規定は、適用しない。
 - 一 公園事業の執行として行う行為
 - 二 認定生態系維持回復事業等として行う行為
 - 三 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
 - 四 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

(中略)

- 第二十三条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域又は海域公園地区内に利用調整地区を指定することができる。
 - 2 第五条第三項及び第四項の規定は、利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。
 - 3 何人も、環境大臣が定める期間内は、次条第一項又は第七項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
 - 一 第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは前条第三項の許可を受けた行為（第六十八条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又は第二十条第六項後段若しくは第八項、第二十一条第六項後段若しくは前条第六項後段の届出をした行為（第六十八条第三項の規定による通知に係る行為を含む。）を行うために立ち入る場合
 - 二 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合
 - 三 公園事業を執行するために立ち入る場合
 - 四 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合
 - 五 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合
 - 六 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるものを行うために立ち入る場合
 - 七 前各号に掲げるもののほか、環境大臣又は都道府県知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

(立入りの認定)

- 第二十四条 国立公園又は国定公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。
 - 一 国立公園又は国定公園を利用する目的で立ち入るものであること。
 - 二 風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に認定の申請をしなければならない。
 - 3 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の認定の申請に係る立入りが同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
 - 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、立入認定証を交付しなければ

ばならない。

- 5 第一項の認定を受けた者は、前項の立入認定証を亡失し、又はその立入認定証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。
- 6 第一項の認定を受けた者は、当該利用調整地区の区域内に立ち入るときは、第四項の立入認定証を携帯しなければならない。
- 7 国立公園又は国定公園の利用者であつて環境省令で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けることができる。
- 8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第五項中「亡失し」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第六項中「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。

(指定認定機関)

- 第二十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、前条に規定する環境大臣又は都道府県知事の事務（以下「認定関係事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。
- 2 指定認定機関の指定（以下この条から第二十九条までにおいて単に「指定」という。）は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
 - 一 未成年者
 - 二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として環境省令で定める者
 - 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 四 禁錮こ以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - 五 第二十九条第二項又は第三項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
 - 六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、指定に係る利用調整地区に関する認定関係事務を行わないものとする。
 - 5 環境大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、その旨をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。
 - 6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第一項及び第七項中「国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事」とあり、同条第二項及び第五項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）中「国立公園にあつては

環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事」とあり、並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）中「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

(指定の基準)

- 第二十六条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第二項の申請に係る利用調整地区につき他に指定認定機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。
- 一 職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項についての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の認定関係事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 認定関係事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 四 前三号に定めるもののほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定認定機関の遵守事項)

- 第二十七条 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、環境省令で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく）環境大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 3 指定認定機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
 - 4 指定認定機関は、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
 - 5 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が前項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定認定機関が天災その他の事由によりその認定関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その認定関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
 - 6 環境大臣若しくは都道府県知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第四項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣若しくは都道府県知事が第二十九条第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

(秘密保持義務等)

- 第二十八条 指定認定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）及びその職員並び

にこれらの者であつた者は、認定関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 指定認定機関及びその職員で認定関係事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（指定認定機関に対する監督命令等）

- 第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十四条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。
- 2 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第二十五条第三項各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。
 - 3 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第二十七条の規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。
 - 4 第二十五条第五項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

（報告徴収及び立入検査）

- 第三十条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十四条から次条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

- 第三十一条 国立公園について第二十四条第一項若しくは第七項の認定又は同条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、指定認定機関）に納めなければならない。
- 2 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき第二十四条第一項若しくは第七項の認定又は同条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付に係る手数料を徴収する場合には、第二十五条の規定により指定認定機関が行う認定又は立入認定証の再交付を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定認定機関に納めさせることができる。
 - 3 前二項の規定により指定認定機関に納められた手数料は、当該指定認定機関の収入とする。

（条件）

- 第三十二条 第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第

三項及び第二十三条第三項第七号の許可には、国立公園又は国定公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

（普通地域）

- 第三十三条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届けなければならない。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。
- 一 その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
 - 二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - 三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
 - 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海域内においては、海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。
 - 六 土地の形状を変更すること。
 - 七 海底の形状を変更すること（海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。
- 2 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
 - 3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。
 - 4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
 - 5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
 - 6 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
 - 7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定

は、適用しない。

- 一 公園事業の執行として行う行為
- 二 認定生態系維持回復事業等として行う行為
- 三 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
- 四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
- 五 国立公園、国定公園若しくは海域公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際に着手していた行為
- 六 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(中止命令等)

- 第三十四条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項の規定、第三十二条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、環境大臣又は都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、環境大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
 - 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

- 第三十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項第七号の規定による許可を受けた者又は第三十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十三条第三項第七号、第三十三条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、当該公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十条第三項各号、第二十一条

第三項各号、第二十二条第三項各号、第二十三条第三項第七号若しくは第三十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(集団施設地区)

- 第三十六条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。
- 2 第五条第三項及び第四項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

(利用のための規制)

- 第三十七条 国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- 一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念を起させるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - 二 著しく悪臭を発生させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
 - 2 国又は都道府県の当該職員は、特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
 - 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第五節 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

- 第三十八条 環境大臣及び生態系維持回復事業を行おうとする国の機関の長（以下この条において「環境大臣等」という。）は、国立公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、国立公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県知事は、国定公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、国定公園における生態系維持回復事業計画を定めることができる。
 - 3 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 生態系維持回復事業の目標
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域

- 三 生態系維持回復事業の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
- 4 環境大臣等又は都道府県知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。
- 5 環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 第四項の規定は、環境大臣等又は都道府県知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(国立公園における生態系維持回復事業)

- 第三十九条 国は、国立公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、国立公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について国立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
 - 3 国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が国立公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
 - 4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三 生態系維持回復事業の内容
 - 四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項
 - 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。
 - 6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、地方公共団体にあつては環境大臣の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
 - 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
 - 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。
 - 9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し)

- 第四十条 環境大臣は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 国立公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
- 四 第四十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(国定公園における生態系維持回復事業)

- 第四十一条 都道府県は、国定公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、国定公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができる。
- 2 国及び都道府県以外の地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について国定公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の都道府県知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
 - 3 国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が国定公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の都道府県知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
 - 4 第三十九条第四項及び第五項の規定は第二項の確認及び前項の認定について、同条第六項から第九項までの規定は第二項の確認を受けた者について、同条第六項から第九項まで及び前条の規定は前項の認定を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、前条第一号中「国立公園」とあるのは「国定公園」と読み替えるものとする。

(報告徴収)

- 第四十二条 環境大臣は第三十九条第三項の認定を受けた者に対し、都道府県知事は前条第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第六節 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

- 第四十三条 環境大臣若しくは地方公共団体又は第四十九条第一項の規定により指定された公園管理団体で第五十条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域（海域を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自

然の風景地の管理を行うことができる。

- 一 風景地保護協定の目的となる土地の区域（以下「風景地保護協定区域」という。）
- 二 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項
- 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
- 四 風景地保護協定の有効期間
- 五 風景地保護協定に違反した場合の措置
- 2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。
- 3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。
- 二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第一項各号に掲げる事項について環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 4 地方公共団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に協議し、同意を得なければならない。ただし、国定公園について都道府県が当該都道府県の区域内の土地について風景地保護協定を締結する場合は、この限りでない。
- 5 第一項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（風景地保護協定の縦覧等）

- 第四十四条 環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。
- 2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事に意見書を提出することができる。

（風景地保護協定の認可）

- 第四十五条 環境大臣又は都道府県知事は、第四十三条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。
- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
 - 二 風景地保護協定の内容が、第四十三条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

（風景地保護協定の公告等）

- 第四十六条 環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供

するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

（風景地保護協定の変更）

- 第四十七条 第四十三条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

（風景地保護協定の効力）

- 第四十八条 第四十六条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第七節 公園管理団体

（指定）

- 第四十九条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。
- 2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
 - 3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
 - 4 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

- 第五十条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。
 - 二 国立公園又は国定公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。
 - 三 国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 - 四 国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
 - 五 国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
 - 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（連携）

- 第五十一条 公園管理団体は、環境大臣及び地方公共団体との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第五十二条 環境大臣又は都道府県知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(指定の取消し等)

第五十三条 環境大臣又は都道府県知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第五十四条 国及び地方公共団体は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第八節 費用

(公園事業の執行に要する費用)

第五十五条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

(国の補助)

第五十六条 国は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、公園事業を執行する都道府県に対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(地方公共団体の負担)

第五十七条 国が国立公園事業を執行する場合において、当該国立公園事業の執行が特に地方公共団体を利するものであるときは、当該地方公共団体に、その受益の限度において、その執行に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により国立公園事業の執行に要する費用の一部を地方公共団体に負担させようとする場合においては、国は、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。

(受益者負担)

第五十八条 国又は地方公共団体は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

(原因者負担)

第五十九条 国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により公園事業の執行が必要となった場合においては、その原因となった工事又は行為について費用を負担する者に、その公園事業の執行が必要となった限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法等)

第六十条 前三条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に

関して必要な事項は、政令で定める。

(適用除外)

第六十一条 この節の規定は、公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

第九節 雑則

(実地調査)

第六十二条 環境大臣は国立公園若しくは国定公園の指定、公園計画の決定若しくは公園事業の執行又は国立公園の公園事業の決定に関し、都道府県知事は国定公園の指定若しくはその区域の拡張に係る申出、公園計画の決定若しくは追加に係る申出若しくは公園事業の決定又は公園事業の執行に関し、環境大臣以外の国の機関は公園事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 国の機関又は都道府県知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(公害等調整委員会の裁定)

第六十三条 第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は第三十三条第二項の規定による環境大臣又は都道府県知事の処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十二条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

(損失の補償)

第六十四条 国は国立公園について、都道府県は国定公園について、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可を得ることができないため、

第三十二条の規定により許可に条件を付されたため、又は第三十三条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の規定による補償を受けようとする者は、国に係る当該補償については環境大臣に、都道府県に係る当該補償については都道府県知事にこれを請求しなければならない。
- 3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。
- 4 国又は都道府県は、第六十二条第一項の規定によるそれぞれの当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「環境大臣」とあるのは、「第六十二条第一項に規定する実地調査に関する事務を所掌する大臣」と読み替えるものとする。

(訴えの提起)

- 第六十五条 前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。
- 2 前項の訴えにおいては、国又は都道府県を被告とする。

(負担金の強制徴収)

- 第六十六条 この法律の規定により国に納付すべき負担金を納付しない者があるときは、環境大臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。
- 2 前項の場合においては、環境大臣は、環境省令の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。
 - 3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、環境大臣は、国税滞納処分の例により前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
 - 4 延滞金は、負担金に先立つものとする。

(協議)

- 第六十七条 環境大臣は、国立公園若しくは国定公園の指定、その区域の拡張若しくは公園計画の決定若しくは変更又は国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区若しくは利用調整地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 2 都道府県知事は、国定公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区又は利用調整地区の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 3 環境大臣以外の国の機関は、第十条第一項の規定により国立公園事業を執行しようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。
 - 4 国の機関は、第十六条第一項ただし書の規定により国定公園

事業を執行しようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

(国に関する特例)

- 第六十八条 国の機関が行う行為については、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は第二十三条第三項第七号の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に協議しなければならない。
- 2 都道府県知事は、国定公園について前項の規定による協議を受けた場合において、当該協議に係る行為が当該国定公園の風致又は景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。
 - 3 国の機関は、第二十条第六項後段、第七項若しくは第八項、第二十一条第六項後段若しくは第七項、第二十二条第六項後段若しくは第七項又は第三十三条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
 - 4 環境大臣又は都道府県知事は、第三十三条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のために執るべき措置について協議を求めることができる。

(権限の委任)

- 第六十九条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(事務の区分)

- 第七十条 第二十条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十一条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項及び第六十七条第二項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(原生自然環境保全地域との関係)

- 第七十一条 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域は、国立公園又は国定公園の区域に含まれないものとする。

第三章 都道府県立自然公園

(指定)

- 第七十二条 都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定することができる。

(保護及び利用)

- 第七十三条 都道府県は、条例の定めるところにより、都道府県立自然公園の風致を維持するためその区域内に特別地域を、都道府県立自然公園の風致の維持とその適正な利用を図るため特別地域内に利用調整地区を指定し、かつ、特別地域内、利用調整地区内及び当該都道府県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域内における行為につき、それぞれ国立公園の特別地域、利用調整地区又は普通地域内における行為に関する前章第四節の規定による規制の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができる。
- 2 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し認定関係事務の実施のため必要がある場合に、都道府県知事が第二十五条から第三十一条までの規定の例により指定認定機関を指定し、当該指定認定機関に認定関係事務を行わせることができる旨を定めることができる。
- 3 都道府県は、都道府県立自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、条例の定めるところにより、その区域内に集団施設地区を指定し、かつ、第三十七条の規定の例により、条例で、特別地域及び集団施設地区内における同条第一項各号に掲げる行為を禁止することができる。

(風景地保護協定)

- 第七十四条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し自然の風景地の保護のため必要がある場合に、地方公共団体又は次条の規定に基づく条例の規定により指定された公園管理団体が前章第六節の規定の例により土地の所有者等と風景地保護協定を締結することができる旨を定めることができる。

(公園管理団体)

- 第七十五条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し自然の風景地の保護とその適正な利用を図るため必要がある場合に、都道府県知事が前章第七節の規定の例により公園管理団体を指定することができる旨を定めることができる。

(実地調査)

- 第七十六条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し実地調査のため必要がある場合に、都道府県知事が第六十二条の規定の例により当該職員をして他人の土地に立ち入らせ、又は同条第一項に規定する標識の設置その他の行為をさせることができる旨を定めることができる。

(損失の補償)

- 第七十七条 都道府県は、第七十三条第一項の規定に基づく条例の規定による処分又は前条の規定に基づく条例の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(公害等調整委員会の裁定)

- 第七十八条 第七十三条第一項の規定に基づく条例の規定による都道府県知事の処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申

請することができる。この場合には、第六十三条第一項後段及び第二項の規定を準用する。

(協議等)

- 第七十九条 都道府県は、都道府県立自然公園の特別地域又は利用調整地区の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。
- 2 都道府県が第七十三条第一項の規定に基づく条例で都道府県立自然公園の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関が行う行為に関する特例については、第六十八条の規定の例による。

(報告、助言又は勧告)

- 第八十条 環境大臣は、都道府県に対し、都道府県立自然公園に関し、必要な報告を求めることができる。
- 2 環境大臣は、都道府県に対し、都道府県立自然公園の行政又は技術に関し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(国立公園等との関係)

- 第八十一条 国立公園若しくは国定公園又は自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域は、都道府県立自然公園の区域に含まれないものとする。

第四章 罰則

- 第八十二条 第十五条第一項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条第六項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第十条第四項各号（第十六条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を変更した者（第十条第三項又は第十六条第三項の認可を受けた者に限る。）
- 二 第十条第十項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により認可に付された条件に違反した者
- 三 第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は第二十三条第三項の規定に違反した者
- 四 偽りその他不正の手段により第二十四条第一項又は第七項の認定を受けた者
- 五 第三十二条の規定により許可に付された条件に違反した者
- 第八十四条 第二十八条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第八十五条 第十一条（第十六条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項又は第五十二条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若

- しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 偽りその他不正の手段により第二十四条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けた者
- 三 第二十七条第四項の許可を受けずに認定関係事務の全部を廃止した者
- 四 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 五 第三十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第三十三条第五項の規定に違反した者
- 七 第三十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 八 第三十五条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 九 国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内において、みだりに第三十七条第一項第一号に掲げる行為をした者
- 十 国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内において、第三十七条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者
- 十一 第六十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者
- 第八十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第八十二条、第八十三条、第八十五条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。
- 第八十八条 第十条第九項、第十三条又は第十四条第二項（これらの規定を第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第十条第三項又は第十六条第三項の認可を受けた者に限る。）は、二十万円以下の過料に処する。
- 第八十九条 第二十四条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者は、十万円以下の過料に処する。
- 第九十条 第七十三条、第七十五条又は第七十六条の規定に基づく条例には、その条例に違反した者に対して、その違反行為の態様に応じ、それぞれ、第八十二条から第八十七条まで及び前条に定める処罰の程度を超えない限度において、刑又は過料を科する旨の規定を設けることができる。
- 附 則
（施行期日）
- 1 この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。
（国立公園法の廃止）
- 2 国立公園法（昭和六年法律第三十六号）は、廃止する。
（経過規定）
- 3 この法律の施行の際現に国立公園法第一条の規定により指定

- されている国立公園又は同法第十一条ノ二第一項の規定により指定されている国立公園に準ずる区域は、それぞれ、この法律による国立公園又は国定公園とみなし、その区域は、それぞれ、この法律による国立公園又は国定公園の区域とみなす。
- 4 この法律の施行の際現に国立公園法の規定により決定されている国立公園計画若しくは国立公園に準ずる区域に関する計画又は国立公園事業は、それぞれ、この法律に基づいて決定された国立公園若しくは国定公園に関する公園計画又は国立公園に関する公園事業とみなす。
- 5 この法律の施行の際現に国立公園法第八条第一項の規定により指定されている特別地域又は同法第八条ノ二第一項の規定により指定されている特別保護地区は、それぞれ、この法律に基づいて指定された国立公園の特別地域又は特別保護地区とみなす。
- 6 この法律の施行前に国立公園法又はこれに基く命令の規定によつてなされた許可、認可、申請その他の行為は、この法律又はこれに基く命令に当該規定に相当する規定があるときは、当該相当規定によつてなされたものとみなす。
- 7 国立公園法若しくはこれに基く命令の規定によつて許可その他の処分若しくは届出その他の手続を要しなかつた行為でこの法律若しくはこれに基く命令の規定によつて新たに許可その他の処分若しくは届出その他の手続を要することとなつたもの又は国立公園法若しくはこれに基く命令の規定によつて届出をもつて足りた行為でこの法律若しくはこれに基く命令の規定によつて、許可その他の処分を要することとなつたものうち、この法律の施行の際現に着手しているものについては、この法律若しくはこれに基く命令の規定による処分若しくは手続を要せず、又は従前の例による届出をもつて足りる。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（都道府県が処理する事務）

- 9 この法律に規定する環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当分の間、政令で定める都道府県の知事が行うこととすることができる。
- 10 環境大臣は、前項の都道府県を定める政令の立案をしようとするときは、関係都道府県の知事の申出により、これを行うものとする。

（国の無利子貸付け等）

- 11 国は、当分の間、都道府県に対し、第五十六条の規定により国がその費用について補助することができる公園事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六条の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 12 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 13 前項に定めるもののほか、附則第十一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 14 国は、附則第十一項の規定により都道府県に対し貸付けを

行った場合には、当該貸付けの対象である公園事業について、第五十六条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

- 1 5 都道府県が、附則第十一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十二項及び第十三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（中略）

附 則（昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号）抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は判決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。
- 6 この法律の施行前にされた処分又は判決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 7 この法律の施行の際現に係属している処分又は判決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。
- 8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

（中略）

附 則（平成十一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改

正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（自然公園法の一部改正に伴う経過措置）

- 第二十一条 施行日前に第四十条の規定による改正前の自然公園法（以下この条において「旧自然公園法」という。）第十四条第二項若しくは第十五条第二項の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現にこれらの規定によりされている承認の申請は、それぞれ第四十条の規定による改正後の自然公園法（以下この条において「新自然公園法」という。）第十四条第二項又は第十五条第二項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。
 - 2 新自然公園法第二十二条第一項の規定により環境庁長官が報告を求めるとされている事項のうち施行日前に旧自然公園法第二十二条第一項の規定により都道府県知事により報告が求められたもので、施行日前に当該報告が行われていないものについては、新自然公園法第二十二条第一項の規定により環境庁長官により報告が求められたものとみなし、同項の規定により都道府県知事が報告を求めるとされている事項のうち施行日前に旧自然公園法第二十二条第一項の規定により環境庁長官により報告が求められたもので、施行日前に当該報告が行われていないものについては、新自然公園法第二十二条第一項の規定により都道府県知事により報告が求められたものとみなす。
 - 3 施行日前に受けた旧自然公園法第三十五条第一項又は第四項に規定する損失に係る者に対する補償については、なお従前の例による。

（国等の事務）

- 第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

- 第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、

この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保

の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◆大分県立自然公園条例（抄）

昭和32年12月27日大分県条例第74号

第一章総則

（目的）

第一条 この条例は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定に基づき、県内にある優れた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

（平一五条例三二・平二条例二七・一部改正）

第三章保護及び利用

（特別地域）

第十三条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいてその区域内に特別地域を指定することができる。

- 2 知事は、特別地域の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。

3 第五条第二項及び第三項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

4 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 木竹を伐採すること。

三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

七 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

八 水面を埋め立て、又は干拓すること。

九 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。

十 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

十二 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十三 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと

(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)

- 十四 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これに類するものの色彩を変更すること。
- 十五 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬を使用すること。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
- 5 知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 6 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して三月以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第四項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 8 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧(第四項第十一号又は第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 9 次に掲げる行為については、第四項及び前三項の規定は、適用しない。
- 一 公園事業の執行として行う行為
- 二 認定生態系維持回復事業等(第十九条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為
- 三 第二十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
- 四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの
- (平二条例三六・平一一条例三六・平一五条例三二・平二条例二七・一部改正)

(普通地域)

- 第十五条 条自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。
- 一 その規模が知事が定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
- 二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

- 六 土地の形状を変更すること。
- 2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
- 3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。
- 4 知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 6 知事は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 7 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 一 公園事業の執行として行う行為
- 二 認定生態系維持回復事業等として行う行為
- 三 第二十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
- 四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの
- 五 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為
- 六 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (昭四八条例五四・平一五条例三二・平二条例二七・一部改正)

◆森林法(抄)

昭和26年6月26日法律第249号
最終改正：令和2年6月10日法律第41号

第一章 総則

(この法律の目的)

- 第一条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。
- 一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

- 2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
- 3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十条第一号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

（承継人に対する効力）

第三条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

（中略）

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第十条の七の二 地域森林計画の対象となつている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

- 2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第二十五条若しくは第二十五条の二の規定により指定された保安林又は第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
- 三 第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定（その変更につき第十条の十八において準用する第十条の十七第一項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの）に基づいて伐採する場合
- 四 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合
- 五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場

合

- 六 第八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合
- 七 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したのものにつき伐採する場合
- 八 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したのものにつき伐採する場合
- 九 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 十 除伐する場合
- 十一 その他農林水産省令で定める場合
- 2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。
- 3 第一項第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

（伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等）

- 第十条の九 市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。
 - 3 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行つている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従つて伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。
 - 4 市町村の長は、前条第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとすれば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。
 - 一 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 二 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 三 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域

における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
四 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

(施業の勧告)

第十条の十 市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従って施業すべき旨を勧告することができる。

(施業実施協定)

第十条の十一 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの（以下この項において「対象森林」という。）の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定（以下「施業実施協定」という。）であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。

- 一 地域森林計画の対象となつている森林であること。
- 二 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。
- 2 緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人その他農林水産省令で定める営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）は、市町村の区域内に存する公益的機能別施業森林（地域森林計画の対象となつているものに限る。以下この項において「対象森林」という。）の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者と、当該市町村の長の認可を受けて、施業実施協定であつて当該対象森林について当該特定非営利活動法人等が行う間伐又は保育その他の森林施業の実施及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。
- 3 施業実施協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 施業実施協定の目的となる森林の区域及びその面積
 - 二 森林施業の実施に関する次に掲げる事項
 - イ 第一項の申請に係る施業実施協定にあつては、森林所有者等が共同して行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他農林水産省令で定める事項
 - ロ 前項の申請に係る施業実施協定にあつては、特定非営利活動法人等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他農林水産省令で定める事項
 - 三 前号に掲げる事項を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項
 - 四 施業実施協定の有効期間
 - 五 施業実施協定に違反した場合の措置
- 4 施業実施協定については、当該施業実施協定の対象となる森林の森林所有者等及び当該森林の土地の所有者の全員の合意がなければならない。
- 5 施業実施協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

(施業実施協定の内容と法令等との関係)

第十条の十一の二 施業実施協定の内容は、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令（条例を含む。）並びにこれらに基づく処分には違反するものであつてはならない。

2 施業実施協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

(施業実施協定の縦覧等)

第十条の十一の三 市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該施業実施協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該施業実施協定について、市町村の長に意見書を提出することができる。

(施業実施協定の認可)

第十条の十一の四 市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。

- 一 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。
- 二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。
- 2 市町村の長は、前項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該施業実施協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、施業実施協定の対象とする森林である旨を当該森林の区域内に明示しなければならない。

(施業実施協定の変更)

第十条の十一の五 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、施業実施協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。

(施業実施協定の効力)

第十条の十一の六 第十条の十一の四第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた施業実施協定は、その公告のあつた後において当該施業実施協定の対象とする森林の森林所有者等又は当該森林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(施業実施協定の廃止)

第十条の十一の七 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第

十条の十一第一項若しくは第二項又は第十条の十一の五第一項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。

- 2 市町村の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(施業実施協定の認可の取消し)

第十条の十一の八 市町村の長は、第十条の十一第一項若しくは第二項又は第十条の十一の五第一項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第十条の十一の四第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。

- 2 市町村の長は、前項の規定による認可の取消しを行ったときは、その旨を、当該施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等に通知するとともに、公告しなければならない。

(協力の要請)

第十条の十二 市町村は、市町村森林整備計画の作成及びその達成のため必要があるときは、都道府県知事又は関係森林管理局長に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることができる。

第二節 共有者不確知森林の共有者による森林の施業の円滑化

(公告の申請)

第十条の十二の二 地域森林計画の対象となつてゐる民有林であつて、当該森林の立木が数人の共有に属するもののうち、過失がなくて当該森林の森林所有者の一部を確知することができないもの（以下「共有者不確知森林」という。）について、当該共有者不確知森林の森林所有者で知れているもの（以下「確知森林共有者」という。）が当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林をするため次に掲げる権利の取得をしようとするときは、当該確知森林共有者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、当該共有者不確知森林に係る次条の規定による公告を求め、その旨を当該共有者不確知森林の所在地の属する市町村の長に申請することができる。

- 一 当該共有者不確知森林の森林所有者で過失がなくて確知することができないものの当該共有者不確知森林の立木についての持分（以下「不確知立木持分」という。）
- 二 過失がなくて当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、当該共有者不確知森林について行う伐採及び伐採後の造林の実施並びにそのために必要な施設の整備のため当該共有者不確知森林の土地を使用する権利（以下「不確知土地使用权」という。）
- 2 前項の規定による申請をする確知森林共有者は、次に掲げる事項を明らかにする資料を添付しなければならない。
- 一 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積

- 二 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない事情
- 三 当該共有者不確知森林に係る確知森林共有者の全部の氏名又は名称及び住所
- 四 当該共有者不確知森林の立木の伐採について、前号の確知森林共有者の全部の同意を得ていること。
- 五 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、次に掲げる事項
- イ 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情
- ロ 当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林について、当該共有者不確知森林の土地の所有者で知れているものの全部の同意を得ていること。
- 六 その他農林水産省令で定める事項

(公告)

第十条の十二の三 市町村の長は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- 二 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない旨
- 三 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、その旨
- 四 次に掲げる者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨
- イ 当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないもの（第十条の十二の七第一項において「不確知森林共有者等」という。）
- ロ 当該共有者不確知森林に関し所有権以外の権利を有する者で、当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるもの
- 五 その他農林水産省令で定める事項

(裁定の申請)

第十条の十二の四 市町村の長は、前条の規定による公告をした場合において、同条第四号に規定する期間を経過したときは、当該公告に係る申請をした確知森林共有者に対し、当該期間内における当該公告に係る同号イ又はロに掲げる者からの同号の規定による申出の有無を通知するものとする。この場合において、当該申出がないときは、当該確知森林共有者は、当該通知の日から起算して四月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、不確知立木持分又は不確知土地使用权の取得に関し裁定を申請することができる。

(裁定)

第十条の十二の五 都道府県知事は、前条の規定による申請をした確知森林共有者が不確知立木持分又は不確知土地使用权を取得することが当該申請に係る共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林を実施するために必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、

当該申請に係る不確知立木持分又は不確知土地
使用権を取得すべき旨の裁定をするものと
する。

- 2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積
 - 二 不確知立木持分に係る立木の樹種別及び林齢別の本数
 - 三 不確知立木持分又は不確知土地使用権の取得の対価の額に相当する補償金の額並びにその支払の時期及び方法
 - 四 不確知立木持分に係る立木の伐採及び伐採後の造林の時期及び方法
 - 五 不確知土地使用権の内容
- 3 前項各号に掲げる事項は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合するものとして定めなければならない。
 - 一 前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項については、申請の範囲を超えないこと。
 - 二 前項第三号に規定する補償金のうち不確知立木持分に係るものの額については、不確知立木持分に係る立木の販売による標準的な収入の額から当該立木の育成、伐採及び販売に要する標準的な費用の額を控除して得た額とすること。
 - 三 前項第三号に規定する補償金のうち不確知土地使用権に係るものの額については、森林の土地に関する同種の権利の標準的な取引価格に相当する額とすること。
 - 四 前項第三号に規定する支払の時期は、同項第四号に規定する伐採の時期の開始する日の前日までとすること。

(裁定の効果)

- 第十条の十二の六 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした確知森林共有者及び第十条の十二の三の規定による公告をした市町村の長に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。
- 2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした確知森林共有者は、当該共有者不確知森林についての不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得する。

(供託)

- 第十条の十二の七 第十条の十二の五第一項の裁定の申請をした確知森林共有者は、その裁定において定められた補償金の支払の時期までに、その補償金を不確知森林共有者等のために供託しなければならない。
- 2 前項の規定による補償金の供託は、当該共有者不確知森林の所在地の供託所にするものとする。

(裁定の失効)

- 第十条の十二の八 第十条の十二の五第一項の裁定の定めるところにより不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得した確知森林共有者がその裁定において定められた補償金の支払の時期までにその供託をしないときは、その裁定は、その時

以後その効力を失う。

(後略)

◆大分県環境緑化条例(抄)

昭和48年4月16日大分県条例第19号
最終改正：平成18年4月1日条例第18号

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この条例は、緑地の保全及び回復(以下「緑化」という。)に関し基本となる事項を定めるとともに、緑化の総合的な推進を図り、もつて現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

第四章 県緑化地域内等における行為の届出

(行為の届出)

- 第十三条 県緑化地域(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により指定された保安林の区域、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第七号に規定する風致地区並びに都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第五条に規定する緑地保全地域及び同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区の区域を除く。以下この章において同じ。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者又は保護樹木等について現状を変更しようとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

- 一 木竹を伐採すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

名勝 中山仙境（夷谷）保存活用計画

令和4（2022）年3月

編 集	豊後高田市教育委員会文化財室
発 行	豊後高田市教育委員会 〒872-1101 大分県豊後高田市中真玉2144番地12
印 刷	有限会社 宗印刷所 〒872-1105 大分県豊後高田市西真玉2281番地1



名勝 中山仙境(夷谷)保存活用計画

発行:豊後高田市教育委員会

発行日:令和4(2022)年3月

